

# 資料編



# 資 料



# 資料索引

## 第2部 環境の状況と施策

### 第1 快適

#### 第1章 都市環境の保全

##### 第1節 大気環境

	資料
資料1-1-1 測定局別環境基準適合状況	1
資料1-1-2 二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) 濃度経年変化	2
資料1-1-3 二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) の年間測定結果及び環境基準対比	3
資料1-1-4 一酸化窒素及び窒素酸化物の年間測定結果	4
資料1-1-5 浮遊粒子状物質 (SPM) 濃度経年変化	5
資料1-1-6 浮遊粒子状物質 (SPM) の年間測定結果及び環境基準対比	6
資料1-1-7 ローボリウムエアサンプラーによる浮遊粒子状物質濃度及び 重金属成分	7
資料1-1-8 ハイボリウムエアサンプラーによる浮遊粉じん(総粉じん)濃度及び 重金属成分	7
資料1-1-9 光化学オキシダント (O <sub>x</sub> ) 測定結果及び環境基準対比	8
資料1-1-10 非メタン炭化水素の年間測定結果及び環境保全目標対比	8
資料1-1-11 光化学オキシダント(スモッグ)緊急時発令基準と発令時の周知事項	9
資料1-1-12 光化学オキシダント(スモッグ)緊急時発令地域(大阪市関係)及び測定点	10
資料1-1-13 年度別・地域別光化学スモッグ注意報等発令状況	11
資料1-1-14 年度別・地域別光化学スモッグ被害の訴え状況	11
資料1-1-15 二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )濃度経年変化	12
資料1-1-16 二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )の年間測定結果及び環境基準対比	13
資料1-1-17 一酸化炭素(CO)濃度経年変化	14
資料1-1-18 一酸化炭素(CO)の年間測定結果及び環境基準対比	14
資料1-1-19 移動測定による二酸化窒素、一酸化窒素の測定結果	15
資料1-1-20 移動測定による浮遊粒子状物質、二酸化硫黄の測定結果	15
資料1-1-21 大気汚染防止法による規制の仕組み	16
資料1-1-22 大阪府生活環境の保全等に関する条例による規制の仕組み(大気関係)	16
資料1-1-23 固定発生源窒素酸化物排出量の推移	17
資料1-1-24 燃料使用量(区別)	17
資料1-1-25 窒素酸化物特定工場等	18
資料1-1-26 硫黄酸化物特定工場等	18
資料1-1-27 ばい煙処理施設の設置状況	19
資料1-1-28 立入指導等の状況(大気)	20
資料1-1-29 環境月間に係る立入検査結果	20
資料1-1-30 季節大気汚染防止対策に係る立入検査結果	20
資料1-1-31 悪臭に係る検査件数	20
資料1-1-32 特定粉じん(アスベスト)排出等作業に係る届出件数	20
資料1-1-33 区別届出対象工場・事業場数(大気汚染防止法)	21
資料1-1-34 粉じん発生施設数(大気汚染防止法)	21
資料1-1-35 ばい煙発生施設設置状況(大気汚染防止法)	22
資料1-1-36 届出工場・事業場数(大阪府生活環境の保全等に関する条例)	23
資料1-1-37 大気汚染防止法・大阪府生活環境の保全等に関する条例(大気)に 基づく届出件数	23
資料1-1-38 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届出件数	23

##### 第2節 自動車公害対策

資料1-2-1 普通貨物車の車齢別構成比率(大阪府域、各年度末現在)	24
資料1-2-2 車両総重量保有台数の推移(普通貨物車:大阪府域、各年度末現在)	24
資料1-2-3 自動車走行量及び渋滞時間等の推移	24
資料1-2-4 道路交通騒音測定地点図	25
資料1-2-5 道路交通騒音の環境基準の達成状況	25
資料1-2-6 過去5年の騒音・振動苦情発生件数の経年変化(道路交通騒音・振動関係)	27

資料1-2-7	自動車排出ガス規制の法体系	27
資料1-2-8	自動車排出ガス規制の推移（新車）	28
資料1-2-9	使用過程車規制	32
資料1-2-10	自動車排出ガス規制強化の推移	33
資料1-2-11	二輪車の自動車排出ガス規制	35
資料1-2-12	ディーゼル特殊自動車の排出ガス規制	35
資料1-2-13	自動車の燃料に関する許容限度	35
資料1-2-14	軽油中に含まれる硫黄分の許容限度の推移	35
資料1-2-15	自動車単体騒音規制の推移	36
資料1-2-16	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO <sub>x</sub> ・PM法）	37
資料1-2-17	自動車の燃費基準について	38
資料1-2-18	道路交通騒音に関する法体系	39
資料1-2-19	道路交通振動に関する法体系	39
資料1-2-20	大阪市公用車への低公害車等の導入状況	40
資料1-2-21	LEV-6排出ガス指定基準	41
資料1-2-22	クリーンドライビングキャンペーン・アイドリングストップ運動実施内容	42

### 第3節 水環境

資料1-3-1	神崎川水域におけるBODの経年変化	43
資料1-3-2	淀川水域におけるBODの経年変化	43
資料1-3-3	寝屋川水域におけるBODの経年変化	43
資料1-3-4	大阪市内河川水域におけるBODの経年変化	44
資料1-3-5	大和川水域におけるBODの経年変化	44
資料1-3-6	大阪港湾水域におけるCODの経年変化	44
資料1-3-7	大阪市内公共用水域における水質調査結果	45
資料1-3-8	河川観測局における水質経年変化（年平均値）	47
資料1-3-9	大阪市内河川底質調査結果	49
資料1-3-10	底質PCB調査結果	49
資料1-3-11	大阪港港湾区域内底質調査地点図	50
資料1-3-12	大阪港港湾区域内底質調査結果	51
資料1-3-13	市内河川魚類生息状況調査結果	52
資料1-3-14	市内河川の魚類の分布	53
資料1-3-15	下水処理区と下水処理場	54
資料1-3-16	水域別・行政区別・法律条例適用事業場数	54
資料1-3-17	立入指導等の状況（公共用水域へ排水を排出する工場・事業場）	54
資料1-3-18	水質関係 法律・条例届出受理件数	55
資料1-3-19	特定事業場・除害施設必要事業場数	55
資料1-3-20	立入り指導等の状況（公共下水道へ排水を排出する工場・事業場）	55

### 第4節 地盤環境

資料1-4-1	各区の主要地点年間変動量	56
資料1-4-2	地下水位観測井の概要及び地下水位観測結果	57
資料1-4-3	地下水汚染調査地点図	58
資料1-4-4	地下水概況調査結果	58
資料1-4-5	地下水汚染井戸周辺地区調査結果	59
資料1-4-6	地下水定期モニタリング調査結果	59

### 第5節 化学物質

資料1-5-1	ダイオキシン類環境調査結果	60
資料1-5-2	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出件数	64
資料1-5-3	有害大気汚染物質の環境モニタリング調査結果	64
資料1-5-4	アスベスト環境モニタリング調査結果	64
資料1-5-5	魚介類中のPCB調査結果	64
資料1-5-6	「大阪府化学物質適正管理指針」に定める管理物質の使用量、製造量	65

### 第6節 騒音・振動

資料1-6-1	特定（届出）工場・事業場数（騒音関係）	66
資料1-6-2	騒音規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例（騒音）に基づく	

	特定（届出）施設の年度別届出件数	66
資料1-6-3	工場・事業場騒音苦情件数内訳（業種別、発生施設別、従業員数別）	67
資料1-6-4	特定建設作業届出件数（騒音）	67
資料1-6-5	新幹線鉄道の騒音・振動レベルの測定結果	68
資料1-6-6	大阪国際空港の航空機騒音レベルの経年変化（毛馬出張所）	68
資料1-6-7	関西国際空港の大津ルートを飛行する航空機の騒音レベルの測定結果（此花下水処理場）	68
資料1-6-8	近隣騒音の苦情件数	69
資料1-6-9	環境騒音（一般地域等）の環境基準適合状況	70
資料1-6-10	環境騒音（一般地域等）の騒音レベル別頻度	70
資料1-6-11	用途地域別環境騒音レベル	70
資料1-6-12	騒音規制法・振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する 条例による工場等の規制の仕組み	71
資料1-6-13	立入指導等の状況（騒音）	71
資料1-6-14	新幹線鉄道騒音・振動対策内容（民家防音・防振工事）	72
資料1-6-15	新幹線鉄道騒音・振動対策内容（本市分の延べ施工延長）	72
資料1-6-16	航空機騒音の障害防止対策（大阪国際空港）	72
資料1-6-17	振動関係苦情件数の内訳	73
資料1-6-18	特定（届出）工場・事業場数（振動関係）	73
資料1-6-19	振動規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例（振動）に基づく 特定（届出）施設の年度別届出件数	73
資料1-6-20	特定建設作業届出件数（振動）	74
資料1-6-21	立入指導等の状況（振動）	74

## 第8節 公害苦情の処理

資料1-8-1	公害苦情の種類別の経年変化	75
資料1-8-2	行政区別苦情件数集計表	75

## 第9節 環境保全設備資金融資

資料1-9-1	公害別融資状況	76
資料1-9-2	利子助成状況	76

## 第10節 公害健康被害の救済と健康被害予防事業

資料1-10-1	行政区別認定数	77
資料1-10-2	認定疾病別内訳	77
資料1-10-3	障害等級別内訳	78
資料1-10-4	補償給付	78
資料1-10-5	大阪市小児ぜん息等医療費助成制度	79
資料1-10-6	環境改善事業実施状況	80

# 第2 地球環境

## 第1章 地球環境の保全

資料3-1-1	「地球温暖化対策の推進に関する法律」体系図	81
---------	-----------------------	----

## 第3 循環

### 第2章 資源利用

資料6-1-1	グリーン調達実績	82
---------	----------	----

### 第3章 廃棄物対策

資料7-1-1	廃棄物の種類と定義	83
資料7-1-2	ごみ組成の推移	84
資料7-1-3	ごみの三成分及び発熱量の変化	84
資料7-4-1	産業廃棄物処理業許可状況	85

## 第4章 協働

### 第1章 環境コミュニケーションの推進

資料8-1-1	大阪市立環境学習センター事業実績概要	86
資料8-3-1	環境月間行事実施内容	87
資料8-3-2	ポスター等による啓発内容	88

### 第2章 すべての主体の環境保全行動の展開

資料9-2-1	大阪環境産業振興センター（ATCグリーンエコプラザ）の概要	88
資料9-2-2	大阪市庁内環境保全行動計画（エコオフィス21）の概要	89
資料9-2-3	大阪市庁内環境保全行動計画（エコオフィス21）の行動目標達成状況	90

### 第3章 環境配慮の推進

資料10-1-1	大阪市環境影響評価条例・大阪府環境影響評価条例・環境影響評価法の 対象事業等一覧表	91
資料10-2-1	大阪市環境影響評価専門委員会に諮問した事業等一覧表	92
資料10-3-1	大規模建築物等の事前協議件数	95
◆	市域の概況	95
◆	大阪市環境関連事業予算	101



(平成16年度)

測定局名		二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	浮遊粒子状物質 (SPM)		二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )		光化学オキシダント (Ox)	
		長期的 評価	長期的 評価	短期的 評価	長期的 評価	短期的 評価	短期的 評価	
一般環境 大気 測定局	北区 済美小学校	○	○	○	○	○	---	
	此花区 此花区役所	○	○	○	○	○	×	
	大正区 平尾小学校	○	○	×	○	○	---	
	西淀川区 淀中学校	○	○	○	○	○	×	
	淀川区 淀川区役所	○	○	○	○	○	×	
	生野区 勝山中学校	○	○	○	○	○	×	
	旭区 大宮中学校	○	○	○	○	○	×	
	城東区 聖賢小学校	○	○	○	○	○	×	
	住之江区 清江小学校	○	○	○	○	○	×	
	平野区 摂陽中学校	○	○	○	○	○	×	
	西成区 今宮中学校	○	○	×	○	○	×	
	西区 堀江小学校	○	○	○	○	○	×	
	鶴見区 茨田北小学校	---	○	○	○	○	×	
	浪速区 難波中学校	---	---		---		×	
	住之江区 南港中央公園	○	○	○	○	○	×	
測定局名		二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	浮遊粒子状物質 (SPM)		二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )		一酸化炭素 (CO)	
		長期的 評価	長期的 評価	短期的 評価	長期的 評価	短期的 評価	長期的 評価	短期的 評価
自動車 排出ガス 測定局	北区 梅田新道	×	○	○	---		○	○
	西淀川区 出来島小学校	×	○	○	○	○	○	○
	住之江区 北粉浜小学校	○	○	○	---		○	○
	東住吉区 杭全町交差点	○	○	×	---		---	
	旭区 新森小路小学校	×	○	×	---		○	○
	福島区 海老江西小学校	○	○	×	○	○	---	
	東成区 今里交差点	×	○	○	---		○	○
	東淀川区 上新庄交差点	○	---		---		---	
	住之江区 住之江交差点	×	---		---		---	
	鶴見区 茨田中学校	○	○	○	---		---	
	住吉区 我孫子中学校	○	○	○	---		---	

(注) ○は環境基準適合を、×は環境基準不適合を示します。

資料1-1-2 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）濃度経年変化

(単位：ppm)

年度		平成7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		
一般環境大気測定局	北区 北美小学校	0.033	* 0.035	* 0.035	* 0.034	* 0.033	* 0.035	* 0.034	* 0.031	0.030	0.026	☆	
	此花区 此花区役所	0.037	* 0.038	* 0.037	* 0.036	* 0.035	* 0.035	0.034	* 0.032	0.030	0.028	☆	
	大正区 大平尾小学校	0.034	* 0.037	* 0.034	* 0.034	0.031	* 0.034	0.031	* 0.030	0.030	0.026	☆	
	西淀川区 淀川中学校	0.035	0.034	* 0.034	* 0.033	☆ 0.026	☆ 0.028	☆ 0.025	☆ 0.026	☆ 0.026	☆ 0.026	☆	
	淀川区 淀川区役所	0.035	0.034	* 0.035	* 0.033	0.032	0.033	0.033	0.030	0.029	0.029	☆	
	生野区 生野区役所	0.033	0.032	* 0.033	* 0.032	0.031	0.030	☆ 0.030	☆ 0.028	☆ 0.028	☆ 0.027	☆	
	旭区 旭区役所	0.033	0.033	* 0.033	* 0.032	0.031	0.031	0.030	0.028	0.026	0.025	☆	
	大東区 大東区役所	0.033	0.033	* 0.033	* 0.032	0.031	0.031	0.030	0.028	0.026	0.025	☆	
	聖賢区 聖賢小学校	0.034	* 0.035	* 0.033	* 0.033	0.031	0.032	0.030	* 0.029	0.028	0.027	☆	
	住之江区 住之江区役所	0.038	* 0.037	* 0.035	* 0.035	0.033	0.034	0.033	☆ 0.028	☆ 0.029	☆ 0.027	☆	
	清江区 清江小学校	0.038	* 0.037	* 0.035	* 0.035	0.033	0.034	0.033	☆ 0.028	☆ 0.029	☆ 0.027	☆	
	平野区 平野区役所	0.034	* 0.037	* 0.035	* 0.033	0.032	0.034	0.031	☆ 0.028	☆ 0.027	☆ 0.026	☆	
	西成区 西成区役所	0.040	* 0.040	* 0.038	* 0.037	0.035	0.037	* 0.035	☆ 0.030	☆ 0.031	☆ 0.029	☆	
	西宮区 西宮区役所	0.037	* 0.040	* 0.036	* 0.034	0.034	* 0.036	* 0.035	* 0.032	0.032	0.029	☆	
	住之江区 住之江区役所	—	—	—	—	* 0.034	* 0.036	☆ 0.033	* 0.031	☆ 0.031	☆ 0.030	☆	
	南港区 南港中央公園	—	—	—	—	0.034	0.036	0.033	0.031	0.031	0.030	☆	
	市内平均	0.034	0.035	0.036	0.035	0.034	0.032	0.033	0.032	0.029	0.027	☆	
	自動車排出ガス測定局	北梅田新区 北梅田新区	0.044	* 0.045	* 0.046	* 0.044	* 0.043	* 0.045	* 0.043	* 0.042	* 0.043	* 0.040	☆
		西淀川区 出来島小学校	0.047	* 0.048	* 0.046	* 0.044	* 0.046	* 0.048	* 0.047	* 0.045	* 0.038	* 0.038	☆
		住之江区 住之江区役所	0.045	* 0.045	* 0.046	* 0.045	* 0.044	* 0.041	☆ 0.040	☆ 0.038	☆ 0.037	☆ 0.034	☆
北粉浜区 北粉浜小学校		0.045	* 0.045	* 0.046	* 0.045	* 0.044	* 0.041	* 0.040	* 0.038	* 0.037	* 0.034	☆	
東住吉区 東住吉区役所		0.046	* 0.048	* 0.046	* 0.049	* 0.041	* 0.042	* 0.041	* 0.039	* 0.039	* 0.036	☆	
旭区 旭区役所		0.050	* 0.049	* 0.046	* 0.045	* 0.043	* 0.044	* 0.043	* 0.041	* 0.040	* 0.041	☆	
新森区 新森区役所		0.044	* 0.045	* 0.041	* 0.042	* 0.045	* 0.045	* 0.037	* 0.034	* 0.032	* 0.030	☆	
福島区 福島区役所		0.044	* 0.045	* 0.041	* 0.042	* 0.045	* 0.045	* 0.037	* 0.034	* 0.032	* 0.030	☆	
海老江区 海老江区役所		0.051	* 0.052	* 0.052	* 0.050	* 0.050	* 0.050	* 0.046	* 0.044	* 0.044	* 0.042	☆	
東成区 東成区役所		0.044	* 0.046	* 0.044	* 0.043	* 0.042	☆ 0.037	☆ 0.036	* 0.035	* 0.035	* 0.033	☆	
上新庄区 上新庄区役所		0.046	* 0.049	* 0.046	* 0.043	0.038	0.040	0.039	0.037	0.037	0.037	☆	
住之江区 住之江区役所		0.046	* 0.049	* 0.046	* 0.043	0.038	0.040	0.039	0.037	0.037	0.037	☆	
鶴見区 鶴見区役所		0.045	* 0.046	* 0.044	* 0.043	* 0.043	* 0.045	* 0.044	* 0.038	* 0.036	* 0.035	☆	
茨田区 茨田区役所		0.048	* 0.050	* 0.047	* 0.036	0.034	0.036	0.035	0.033	0.031	0.030	☆	
我孫子区 我孫子区役所		0.048	* 0.050	* 0.047	* 0.036	0.034	0.036	0.035	0.033	0.031	0.030	☆	
市内平均		0.046	0.048	0.046	0.044	0.043	0.043	0.041	0.039	0.037	0.036	☆	

(注) 1. 市内平均は各測定局の年平均値の平均です。  
 2. ☆印は化学発光法、その他は吸光光度法による測定です。  
 3. \*印は環境基準値(長期的評価)を超えた局です。  
 4. 出来島小学校測定局は、平成15年4月1日から平成15年5月12日まで測定機の動作不良により欠測です。平成9年7月1日に北区天満中学校から北区済美小学校に継続局として移転しました。  
 平成10年4月1日に住吉区長居小学校から住吉区我孫子中学校に継続局として移転しました。  
 生野区勝山中学校の測定は、平成12年度のみ生野区東桃谷小学校で継続局として実施しました。  
 平成12年4月1日から住之江区旧住之江小学校は住之江区清江小学校に名称変更しました。  
 住之江区南港ポートタウンは、住之江区南港中央公園に名称変更しました。

資料1-1-3 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）の年間測定結果及び環境基準対比

(平成16年度)

測定局名	年平均値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	
		(ppm)	(日)	(%)	(日)			(%)
一般環境大気測定局	北区 済美小学校	0.026	0	0.0	34	9.3	0.048	0
	此花区 此花区役所	0.028	0	0.0	62	17.1	0.051	0
	大正区 平尾小学校	0.026	1	0.3	49	13.5	0.050	0
	西淀川区 淀中学校	0.026	0	0.0	35	9.9	0.049	0
	淀川区 淀川区役所	0.029	1	0.3	69	19.4	0.055	0
	生野区 勝山中学校	0.027	1	0.3	56	15.3	0.054	0
	旭区 大宮中学校	0.025	0	0.0	33	9.2	0.047	0
	城東区 聖賢小学校	0.027	1	0.3	64	17.6	0.054	0
	住之江区 清江小学校	0.027	0	0.0	54	14.8	0.051	0
	平野区 摂陽中学校	0.026	0	0.0	42	11.6	0.050	0
	西成区 今宮中学校	0.029	1	0.3	60	16.4	0.052	0
	西区 堀江小学校	0.029	1	0.3	64	17.5	0.054	0
	住之江区 南港中央公園	0.030	3	0.8	82	22.7	0.058	0
自動車排出ガス測定局	北区 梅田新道	0.040	14	3.9	171	47.1	0.063	7
	西淀川区 出来島小学校	0.038	12	3.3	150	41.4	0.063	5
	住之江区 北粉浜小学校	0.034	3	0.8	110	30.1	0.055	0
	東住吉区 杭全町交差点	0.036	5	1.4	137	37.5	0.059	0
	旭区 新森小路小学校	0.041	16	4.4	183	50.4	0.064	9
	福島区 海老江西小学校	0.030	0	0.0	86	23.6	0.053	0
	東成区 今里交差点	0.042	27	7.7	166	47.6	0.067	20
	東淀川区 上新庄交差点	0.033	2	0.5	111	30.4	0.055	0
	住之江区 住之江交差点	0.037	9	2.5	134	37.9	0.062	2
	鶴見区 茨田中学校	0.035	4	1.1	120	33.0	0.059	0
	住吉区 我孫子中学校	0.030	0	0.0	52	15.6	0.050	0

(注) 【98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数】とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあり、かつ0.06ppmを超えた日数です。

資料1-1-4 一酸化窒素及び窒素酸化物の年間測定結果

(平成16年度)

測定局名	一酸化窒素(NO)			窒素酸化物(NO+NO <sub>2</sub> )				
	年平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値	年平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値	年平均値 NO <sub>2</sub> (NO+NO <sub>2</sub> )	
	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)	
一般環境 大気測定局	北区 済美小学校	0.010	0.205	0.050	0.036	0.266	0.090	71.4
	此花区 此花区役所	0.020	0.341	0.082	0.048	0.416	0.124	57.6
	大正区 平尾小学校	0.014	0.283	0.068	0.040	0.333	0.109	65.7
	西淀川区 淀中学校	0.012	0.267	0.051	0.038	0.321	0.091	68.3
	淀川区 淀川区役所	0.018	0.242	0.076	0.047	0.303	0.123	60.9
	生野区 勝山中学校	0.012	0.218	0.064	0.039	0.291	0.105	68.9
	旭区 大宮中学校	0.014	0.268	0.064	0.039	0.338	0.105	64.1
	城東区 聖賢小学校	0.018	0.243	0.077	0.045	0.329	0.122	60.1
	住之江区 清江小学校	0.013	0.237	0.068	0.040	0.319	0.111	67.5
	平野区 摂陽中学校	0.015	0.227	0.074	0.041	0.287	0.118	64.2
	西成区 今宮中学校	0.015	0.255	0.068	0.045	0.304	0.114	65.6
	西区 堀江小学校	0.014	0.277	0.067	0.043	0.335	0.114	67.7
	住之江区 南港中央公園	0.019	0.342	0.082	0.049	0.410	0.139	60.8
	市内平均	0.015	—	—	0.042	—	—	—
自動車 排出ガス 測定局	北区 梅田新道	0.045	0.419	0.111	0.085	0.544	0.160	46.9
	西淀川区 出来島小学校	0.039	0.287	0.107	0.077	0.382	0.161	49.4
	住之江区 北粉浜小学校	0.037	0.278	0.085	0.071	0.360	0.132	48.1
	東住吉区 杭全町交差点	0.052	0.412	0.145	0.088	0.492	0.201	41.2
	旭区 新森小路小学校	0.080	0.563	0.163	0.120	0.681	0.220	33.9
	福島区 海老江西小学校	0.033	0.301	0.090	0.063	0.359	0.131	48.2
	東成区 今里交差点	0.060	0.330	0.132	0.102	0.417	0.185	41.3
	東淀川区 上新庄交差点	0.038	0.397	0.116	0.072	0.474	0.161	46.5
	住之江区 住之江交差点	0.041	0.297	0.099	0.078	0.392	0.145	47.4
	鶴見区 茨田中学校	0.042	0.482	0.127	0.077	0.559	0.180	45.5
住吉区 我孫子中学校	0.026	0.280	0.089	0.056	0.334	0.137	53.3	
市内平均	0.045	—	—	0.081	—	—	—	

(注) 【日平均値の年間98%値】とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の値です。

資料1-1-5 浮遊粒子状物質 (SPM) 濃度経年変化

(単位: mg/m<sup>3</sup>)

測定局		年度																			
		平成7	8	9	10	11	12	13	14	15	16										
一般環境 大気測定局	北区 区	△						*													
	北区 区	△						*													
	北区 区	*						*													
	北区 区	*						*													
	北区 区	*						*													
	北区 区	*						*													
	北区 区	*						*													
	北区 区	*						*													
	北区 区	*						*													
	北区 区	*						*													
	北区 区	*						*													
	北区 区	*						*													
	北区 区	*						*													
	北区 区	*						*													
	北区 区	*						*													
	北区 区	*						*													
	北区 区	*						*													
	市内平均																				
	自動車排出ガス測定局	北区 区	*						*												
		北区 区	*						*												
北区 区		*						*													
北区 区		*						*													
北区 区		*						*													
北区 区		*						*													
北区 区		*						*													
北区 区		*						*													
北区 区		*						*													
北区 区		*						*													
北区 区		*						*													
北区 区		*						*													
北区 区		*						*													
市内平均																					

(注) 1. 市内平均は各測定局の年平均値の平均です。  
 2. \*印は環境基準値(長期的評価)を超えた局です。  
 3. △印は2日間連続の環境基準超過について判定不可の測定局です。  
 平成9年7月1日に北区天満中学校から北区済美小学校に継続局として移転しました。  
 生野区勝山中学校の測定は、平成12年度のみ生野区東桃谷小学校で継続局として実施しました。  
 平成12年4月1日に住之江区旧住之江小学校は住之江区清江小学校に名称変更しました。  
 住之江区南港ポートタウンは、住之江区南港中央公園に名称変更しました。

資料1-1-6 浮遊粒子状物質（SPM）の年間測定結果及び環境基準対比

(平成16年度)

測定局名	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		1時間値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値の2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無 (有×・無○)	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数 (日)	
		(時間)	(%)	(日)	(%)					
一般環境 大気測定局	北区 済美小学校	0.034	0	0.0	0	0.0	0.178	0.069	○	0
	此花区 此花区役所	0.029	0	0.0	0	0.0	0.141	0.059	○	0
	大正区 平尾小学校	0.037	0	0.0	1	0.3	0.174	0.073	○	0
	西淀川区 淀中学校	0.027	0	0.0	0	0.0	0.147	0.058	○	0
	淀川区 淀川区役所	0.022	0	0.0	0	0.0	0.123	0.052	○	0
	生野区 勝山中学校	0.033	0	0.0	0	0.0	0.181	0.070	○	0
	旭区 大宮中学校	0.026	0	0.0	0	0.0	0.115	0.053	○	0
	城東区 聖賢小学校	0.027	0	0.0	0	0.0	0.170	0.057	○	0
	住之江区 清江小学校	0.034	0	0.0	0	0.0	0.142	0.071	○	0
	平野区 摂陽中学校	0.026	0	0.0	0	0.0	0.157	0.056	○	0
	西成区 今宮中学校	0.034	1	0.0	0	0.0	0.218	0.069	○	0
	西区 堀江小学校	0.031	0	0.0	0	0.0	0.138	0.061	○	0
	鶴見区 茨田北小学校	0.034	0	0.0	0	0.0	0.153	0.068	○	0
住之江区 南港中央公園	0.035	0	0.0	0	0.0	0.136	0.071	○	0	
自動車 排出ガス 測定局	北区 梅田新道	0.037	0	0.0	0	0.0	0.137	0.071	○	0
	西淀川区 出来島小学校	0.030	0	0.0	0	0.0	0.134	0.063	○	0
	住之江区 北粉浜小学校	0.036	0	0.0	0	0.0	0.174	0.072	○	0
	東住吉区 杭全町交差点	0.032	1	0.0	0	0.0	0.219	0.070	○	0
	旭区 新森小路小学校	0.042	1	0.0	2	0.6	0.205	0.085	○	0
	福島区 海老江西小学校	0.028	1	0.0	0	0.0	0.206	0.058	○	0
	東成区 今里交差点	0.043	0	0.0	0	0.0	0.163	0.080	○	0
	鶴見区 茨田中学校	0.035	0	0.0	0	0.0	0.178	0.076	○	0
住吉区 我孫子中学校	0.036	0	0.0	0	0.0	0.146	0.070	○	0	

(注) 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値（年間にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値）が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えず、かつ年間を通じて、日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超える日が2日以上連続しない場合を適合とします。

資料 1-1-7 ローボリウムエアサンプラーによる浮遊粒子状物質濃度及び重金属成分

(平成16年度)

濃度		浮遊粒子状物質 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	Ni ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	Mn ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	Fe ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	Pb ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	Cd ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	Cr ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	V ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	Cu ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	
測定局											
一般環境測定局	大正区 平尾小学校	25	9.0	28	540	25	0.85	4.6	5.2	13	
	西淀川区 淀中学校	20	7.1	25	410	27	0.65	9.5	3.2	15	
	城東区 聖賢小学校	26	6.5	19	460	16	0.52	9.5	3.7	14	
	平野区 摂陽中学校	24	6.3	17	410	19	0.70	7.7	3.4	14	
	市内平均	24	7.2	22	460	22	0.68	7.8	3.9	14	
	自排局	西淀川区 出来島小学校	29	8.4	31	560	40	0.89	9.0	4.0	19

(注)1.  $1\mu\text{g}=0.001\text{mg}$   $1\text{ng}=0.001\mu\text{g}$

2. 測定は、各地点で48回行った。

3. 市内平均は、一般環境測定局4局の年平均値の平均である。

資料 1-1-8 ハイボリウムエアサンプラーによる浮遊粉じん(総粉じん)濃度及び重金属成分

(平成16年度)

濃度		浮遊粉じん ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	Ni ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	Mn ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	Fe ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	Pb ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	Cd ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	Cr ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	V ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	Cu ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	
測定局											
一般環境測定局	大正区 平尾小学校	62	17	84	3,300	47	1.3	13	6.7	290	
	西淀川区 淀中学校	47	—	—	2,300	69	1.2	—	4.0	210	
	城東区 聖賢小学校	46	13	47	1,800	31	0.92	8.7	2.9	320	
	平野区 摂陽中学校	56	17	59	2,000	50	1.3	9.4	4.7	230	
	市内平均	53	16	63	2,400	49	1.2	10	4.6	260	
	自排局	西淀川区 出来島小学校	58	—	—	2,600	58	1.6	—	4.0	330

(注)1.  $1\mu\text{g}=0.001\text{mg}$   $1\text{ng}=0.001\mu\text{g}$

2. 測定は、各地点で12回行った。

3. 市内平均は、一般環境測定局4局の年平均値の平均である。

資料1-1-9 光化学オキシダント（Ox）測定結果及び環境基準対比

測定局名		昼間の年平均値 (単位: ppm)					1時間値が0.06ppmを 超えた日数と時間数※ (平成16年度)		
		平成12	13	14	15	16	日数	時間数	超過率:%
此花区	此花区役所	*0.026	*0.028	*0.027	*0.026	*0.028	96	432	7.96
西淀川区	淀中学校	0.029	0.030	*0.029	*0.028	*0.023	67	263	4.86
淀川区	淀川区役所	0.027	0.027	*0.027	*0.025	*0.022	55	232	4.28
生野区	勝山中学校	0.031	0.031	0.030	*0.030	*0.030	106	552	10.15
旭区	大宮中学校	0.033	*0.032	*0.032	*0.031	*0.032	115	586	10.80
城東区	聖賢小学校	*0.029	*0.030	*0.029	*0.029	*0.031	113	561	10.31
住之江区	清江小学校	0.027	0.026	0.027	*0.029	*0.029	109	498	9.15
平野区	摂陽中学校	*0.028	*0.030	*0.029	*0.030	*0.031	117	629	12.04
西成区	今宮中学校	0.025	0.027	0.026	0.025	*0.027	92	383	7.09
西区	堀江小学校	*0.026	*0.027	*0.026	*0.026	*0.027	83	355	6.53
鶴見区	茨田北小学校	0.030	0.032	0.031	0.029	0.031	99	475	8.80
浪速区	難波中学校	*0.026	*0.027	*0.026	*0.025	*0.028	90	436	8.08
住之江区	南港中央公園	0.024	0.025	0.023	*0.022	*0.023	62	232	4.29
市内平均		0.028	0.029	0.028	0.027	0.028	—	—	—

- (注) 1. 昼間とは、5時から20時までの時間帯を指し、自動測定機による1時間値は6時から20時のデータです。  
 2. ※環境基準は昼間の1時間値において0.06ppmを超える時間数が0であることです。  
 3. \*印は紫外線吸収法、その他は吸光度法による測定です。  
 生野区勝山中学校の測定は、平成12年度のみ生野区東桃谷小学校で継続局として実施しました。  
 平成12年4月1日に住之江区旧住之江小学校が住之江区清江小学校に名称変更しました。  
 住之江区南港ポートタウンは、住之江区南港中央公園に名称変更しました。

資料1-1-10 非メタン炭化水素の年間測定結果及び環境保全目標対比

(平成16年度)

測定局名		6～9時 における 年平均値	6～9時 3時間平均値		6～9時 3時間平均値が 0.20ppmCを超えた 日数とその割合		6～9時 3時間平均値が 0.31ppmCを超えた 日数とその割合		
			最高値	最低値	(日)	(%)	(日)	(%)	
		(ppmC)	(ppmC)	(ppmC)					
一般環境 大気測定局	此花区	此花区役所	0.30	1.01	0.04	175	70.3	95	38.2
	淀川区	淀川区役所	0.31	1.28	0.04	239	66.2	136	37.7
	平野区	摂陽中学校	0.36	1.54	0.02	238	69.0	162	47.0
自動車排出 ガス測定局	西淀川区	出来島小学校	0.47	1.46	0.09	235	92.2	195	76.5
	住之江区	北粉浜小学校	0.36	1.34	0.10	242	87.4	158	57.0

- (注) 1. 環境保全目標は6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超える日数が0であることです。  
 2. ppmCは、炭化水素中に含まれる炭素原子数を基準としたppm値です。



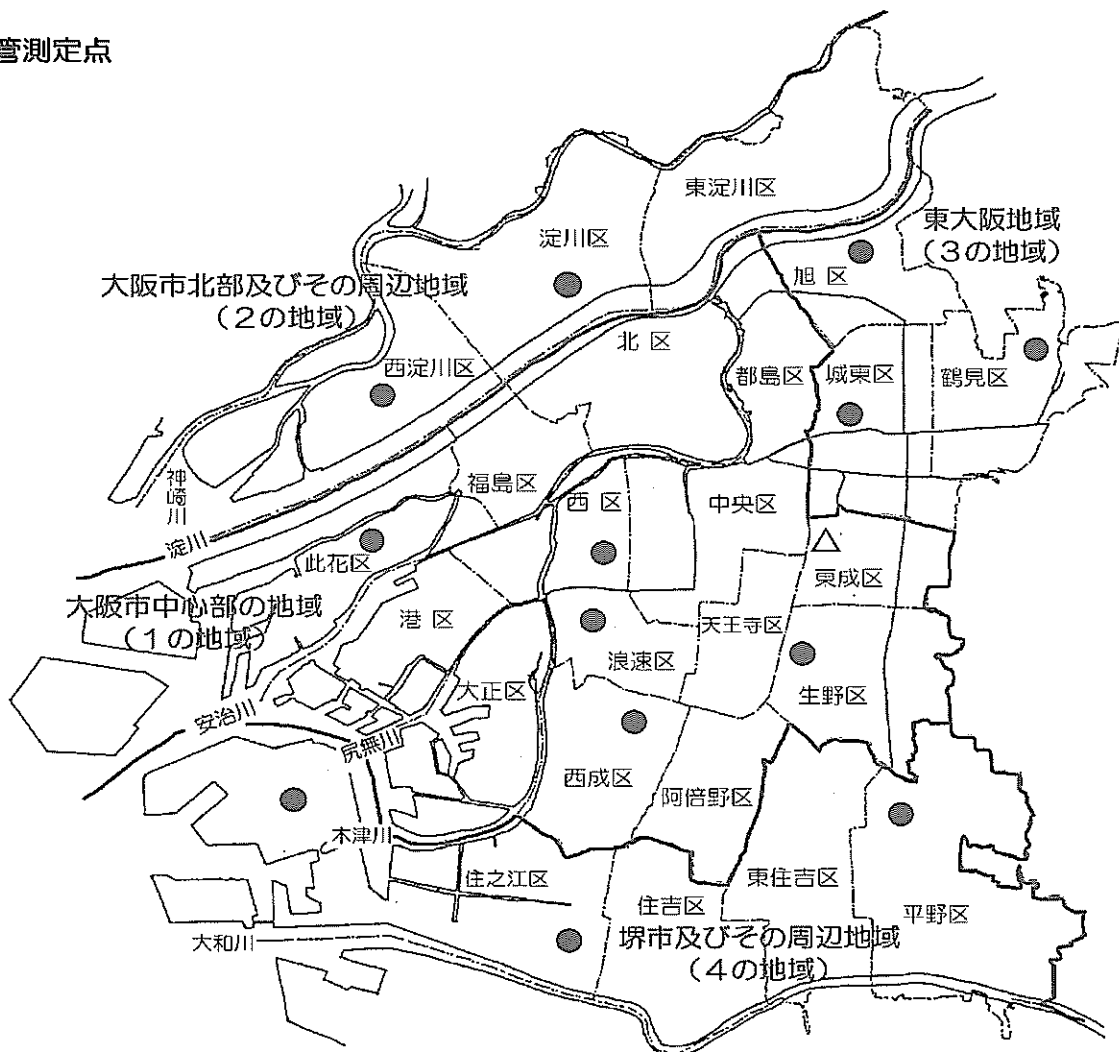
資料1-1-11 光化学オキシダント（スモッグ）緊急時発令基準と発令時の周知事項

発令区分	光化学スモッグ情報の発令基準	発令時の住民・児童・生徒への周知事項
予報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.08ppm以上である大気の汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて注意報の発令に至ると認められるとき、当該地域に発令する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 注意報に備えてテレビ、ラジオ等の報道に注意すること。</li> <li>2. 屋外での特に過激な運動はさけること。</li> <li>3. 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健福祉センターに連絡すること。</li> </ol>
注意報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.12ppm以上である大気の汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき、当該地域に発令する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 屋外になるべく出ないこと。</li> <li>2. 学校、幼稚園、保育所などにおいては、できるだけ屋外の運動をさげ、屋内に入ること。</li> <li>3. 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健福祉センターに連絡すること。</li> </ol>
警報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.24ppm以上である大気の汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき、当該地域に発令する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 屋外になるべく出ないこと。</li> <li>2. 学校、幼稚園、保育所などにおいては、屋外の運動をやめて屋内に入り、窓を閉鎖するなどの措置をとること。</li> <li>3. 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健福祉センターに連絡すること。</li> </ol>
重大緊急警報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.40ppm以上である大気の汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき、当該地域に発令する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 屋外に出ないこと。</li> <li>2. 学校、幼稚園、保育所などにおいては、警報と同じ措置をとっていることの再確認を行うこと。</li> <li>3. 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健福祉センターに連絡すること。</li> </ol>

(出典：大阪市オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策実施細目)

資料 1-1-12 光化学オキシダント（スモッグ）緊急時発令地域（大阪市関係）及び測定点

- 測定点
- △ 大阪府所管測定点



地域区分	測定点名（市内のみ）	地域区分	測定点名（市内のみ）
1 大阪市中心部の地域	東成区 大阪府環境情報センター	3 東大阪地域	旭区 大宮中学校
	西区 堀江小学校		城東区 聖賢小学校
	生野区 勝山中学校		鶴見区 茨田北小学校
	西成区 今宮中学校	4 堺市及びその周辺地域	住之江区 清江小学校
	此花区 此花区役所		平野区 摂陽中学校
2 大阪市北部及びその周辺地域	浪速区 難波中学校	住之江区 南港中央公園	
	西淀川区 淀中学校		
	淀川区 淀川区役所		

(注) 住之江区南港ポートタウンは南港中央公園に名称変更しました。

資料1-1-13 年度別・地域別光化学スモッグ注意報等発令状況

(単位：回数)

地域	地域名	7年度		8年度		9年度		10年度		11年度		12年度		13年度		14年度		15年度		16年度	
		予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報
1	大阪市中心部	3	1	1	0	0	0	10	4	2	1	10	5	5	2	7	2	3	2	6	1
2	大阪市北部とその周辺	7	6	3	1	1	0	9	4	3	1	5	3	3	2	6	2	2	1	1	0
3	東大阪	8	6	11	7	6	3	21	17	5	3	16	10	18	9	11	7	15	7	9	3
4	堺とその周辺	6	5	6	4	3	1	23	17	10	6	21	18	24	11	10	8	16	8	7	6
5	北大阪	6	4	3	1	0	0	12	10	5	4	15	5	7	4	4	2	7	2	9	4
6	南河内	5	3	7	3	3	1	13	8	7	4	19	10	24	14	10	4	16	9	9	4
7	泉南	2	1	1	1	0	0	9	5	6	4	9	8	5	2	4	2	3	0	4	1
市内発令回数		9	8	14	9	7	3	26	22	12	8	23	20	26	15	15	11	20	11	11	7
府域発令回数		9	9	15	10	7	3	29	25	13	11	30	23	26	20	15	11	21	14	17	10

(注) 1. 警報の発令回数は0回です。

2. 市内発令回数とは市内を含む1～4の地域に発令された回数を指します。

資料1-1-14 年度別・地域別光化学スモッグ被害の訴え状況

地域	地域名	7年度		8年度		9年度		10年度		11年度		12年度		13年度		14年度		15年度		16年度	
		訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数
1	大阪市中心部	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	大阪市北部とその周辺	1	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0
3	東大阪	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	1	26	0	0	0	0	0	0	0	0
4	堺とその周辺	0	0	0	0	0	0	1	1	3	161	2	29	0	0	0	0	0	0	0	0
5	北大阪	4	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	南河内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	2	0	0	0	0
7	泉南	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市内合計		2	23	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
府域合計		7	45	0	0	0	0	2	2	3	161	3	55	1	2	2	4	0	0	0	0

(注) 2～4の地域の訴え件数及び訴え人数には、大阪市以外の被害を含みます。

資料 1-1-15 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>) 濃度経年変化

(単位：ppm)

測定局		年度										
		平成7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
一般環境 大気測定局	北区 済美小学校	0.007	0.006	0.006	0.005	0.004	*	*				
	此花区 此花区役所	0.008	0.008	0.006	0.005	0.005	0.007	0.007	0.005	0.005	0.005	
	大正区 大平尾小学校	0.009	0.009	0.007	0.006	0.006	0.008	0.008	0.006	0.006	0.006	
	西淀川区 淀川中学校	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	
	淀川区 淀川区役所	0.007	0.006	0.005	0.004	0.004	0.005	0.006	0.004	0.004	0.004	
	生野区 勝山中学校	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005	
	旭区 大宮中学校	0.007	0.006	0.005	0.005	0.004	0.005	0.005	0.004	0.004	0.005	
	城東区 聖賢小学校	0.006	0.006	0.005	0.005	0.004	0.006	0.006	0.004	0.004	0.005	
	住之江区 清江小学校	0.007	0.007	0.006	0.006	0.005	0.008	0.008	0.006	0.005	0.005	
	平野区 摂陽中学校	0.007	0.007	0.005	0.005	0.005	0.005	0.006	0.005	0.005	0.005	
	西成区 今宮中学校	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005	0.006	0.005	
	西堀江区 堀江小学校	0.007	0.006	0.005	0.005	0.004	0.005	0.006	0.004	0.005	0.004	
	鶴見区 茨田北小学校	0.006	0.006	0.005	0.005	0.004	0.005	0.006	0.004	0.005	0.004	
	住之江区 南港中央公園	—	—	—	—	0.007	0.008	0.009	0.008	0.006	0.006	
	市内平均	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005	0.006	0.007	0.005	0.005	0.005	
	自動車排出ガス測定局	西淀川区 出来島小学校	0.010	0.009	0.007	0.006	0.006	0.008	0.007	0.005	0.006	0.006
		住之江区 北粉浜小学校	0.010	0.010	0.007	0.006	—	—	—	—	—	—
		福島区 海老江西小学校	0.012	0.011	0.010	0.008	0.008	0.009	0.009	0.007	0.006	0.006
鶴見区 茨田中学校		0.008	0.007	0.006	0.005	—	—	—	—	—	—	
市内平均		0.010	0.009	0.008	0.006	0.007	0.009	0.008	0.006	0.006	0.006	

- (注) 1. 市内平均は各測定局の年平均値の平均です。  
 2. \*印は環境基準値(短期的評価)を超えた局です。  
 平成9年7月1日に北区天満中学校から北区済美小学校に継続局として移転しました。  
 生野区勝山中学校の測定は、平成12年度のみ生野区東桃谷小学校で継続局として実施しました。  
 平成12年4月1日に住之江区旧住之江小学校が住之江区清江小学校に名称変更しました。  
 住之江区南港ポートタウンは、住之江区南港中央公園に名称変更しました。

資料1-1-16 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>) の年間測定結果及び環境基準対比

(平成16年度)

測定局名	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	
		(ppm)	(時間)	(%)	(日)					(%)
一般環境大気測定局	北区 済美小学校	0.004	0	0.0	0	0.0	0.021	0.009	○	0
	此花区 此花区役所	0.005	0	0.0	0	0.0	0.035	0.014	○	0
	大正区 平尾小学校	0.006	0	0.0	0	0.0	0.039	0.015	○	0
	西淀川区 淀中学校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.037	0.013	○	0
	淀川区 淀川区役所	0.004	0	0.0	0	0.0	0.037	0.010	○	0
	生野区 勝山中学校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.025	0.012	○	0
	旭区 大宮中学校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.023	0.011	○	0
	城東区 聖賢小学校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.021	0.011	○	0
	住之江区 清江小学校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.030	0.011	○	0
	平野区 摂陽中学校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.027	0.011	○	0
	西成区 今宮中学校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.036	0.012	○	0
	西区 堀江小学校	0.004	0	0.0	0	0.0	0.027	0.011	○	0
	鶴見区 茨田北小学校	0.004	0	0.0	0	0.0	0.019	0.010	○	0
住之江区 南港中央公園	0.006	0	0.0	0	0.0	0.037	0.015	○	0	
自動車排ガス測定局	西淀川区 出来島小学校	0.006	0	0.0	0	0.0	0.038	0.013	○	0
	福島区 海老江西小学校	0.006	0	0.0	0	0.0	0.036	0.012	○	0

(注) 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値(年間にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値)が0.04ppmを超えず、かつ年間を通じて、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しない場合を適合とします。

資料1-1-17 一酸化炭素（CO）濃度経年変化

(単位：ppm)

測定局	年度									
	平成7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
北梅田新区	1.3	1.5	1.6	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0
西淀川区 出来島小学校	1.3	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9	0.8	0.8
住之江区 北粉浜小学校	1.5	1.6	1.5	1.5	1.4	1.2	1.2	1.1	1.1	0.9
東住吉区 杭全町交差点	1.4	1.5	1.3	1.4	—	—	—	—	—	—
旭区 新森小路小学校	1.9	1.8	1.9	1.8	1.7	1.6	1.5	1.3	1.3	1.4
福島区 海老江西小学校	1.6	1.4	1.3	1.3	—	—	—	—	—	—
東成区 今里交差点	2.0	1.9	1.9	1.7	1.6	1.5	1.4	1.2	1.2	1.4
市内平均	1.6	1.5	1.5	1.4	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.1

(注) 市内平均は各測定局の年平均値の平均です。

資料1-1-18 一酸化炭素（CO）の年間測定結果及び環境基準対比

(平成16年度)

測定局名	年平均値 (ppm)	8時間値が 20ppmを超えた 回数とその割合		日平均値が 10ppmを 超えた日数 とその割合		1時間 値の 最高値 (ppm)	日平均 値の2% 除外値 (ppm)	日平均値が 10ppmを超え た日が2日 以上連続した ことの有無 (有×・無○)	環境基準の 長期的評価に よる日平均値 が10ppmを 超えた日数 (日)
		(回)	(%)	(日)	(%)				
北梅田新区	1.0	0	0	0	0	5.3	1.6	○	0
西淀川区 出来島小学校	0.8	0	0	0	0	4.7	1.3	○	0
住之江区 北粉浜小学校	0.9	0	0	0	0	4.9	1.5	○	0
旭区 新森小路小学校	1.4	0	0	0	0	8.8	2.1	○	0
東成区 今里交差点	1.4	0	0	0	0	5.9	2.8	○	0

(注) 1. 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値（年間にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値）が10ppmを超えず、かつ年間を通じて日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しない場合を適合とします。  
2. 8時間値とは、0～8時、8～16時、16～24時の1日3回の時間帯に区分した各平均値を指します。

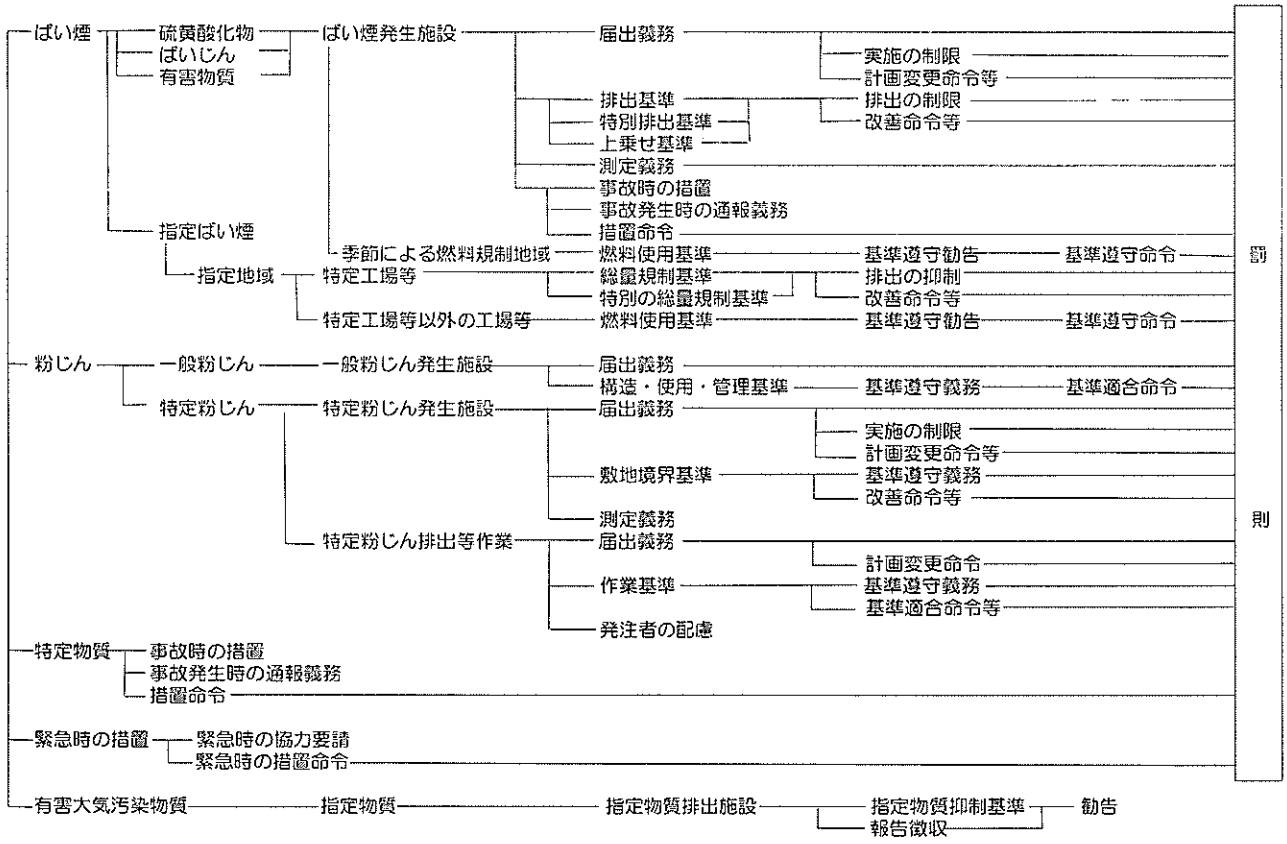
資料 1-1-19 移動測定による二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）、一酸化窒素（NO）の測定結果

測定局名	測定年月	二酸化窒素（NO <sub>2</sub> ）			一酸化窒素	
		期間 平均値	日平均値が 0.06ppmを 超えた日数	日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下 の日数	期間 平均値	
		(ppm)	(日)	(日)	(ppm)	
一般環境大気移動測定局	天王寺区 天王寺区 保健福祉センター	平成16年 10月	0.020	0	0	0.006
	平野区 長吉東小学校	平成17年 1月	0.028	0	3	0.020
	東住吉区 矢田南中学校	平成17年 1月	0.022	0	1	0.017
	東淀川区 東淀川区役所	平成17年 3月	0.029	0	8	0.011
自動車排出ガス移動測定局	大正区 トモノス大正	平成16年 5月	0.047	6	15	0.054
	此花区 此花郵便局	平成16年 6月	0.038	0	13	0.030
	港区 市岡中学校	平成16年 7月	0.022	0	2	0.024
	阿倍野区 阿部野橋交差点	平成16年 9月	0.031	0	4	0.035
	中央区 農人橋交差点	平成16年 10月	0.036	0	7	0.033
	港区 市岡中学校	平成16年 11月	0.038	2	11	0.091
	大正区 南恩加島小学校	平成17年 2月	0.031	0	9	0.035
	港区 市岡中学校	平成17年 2月	0.040	2	13	0.080
	平野区 平野区民センター	平成17年 3月	0.035	0	10	0.033

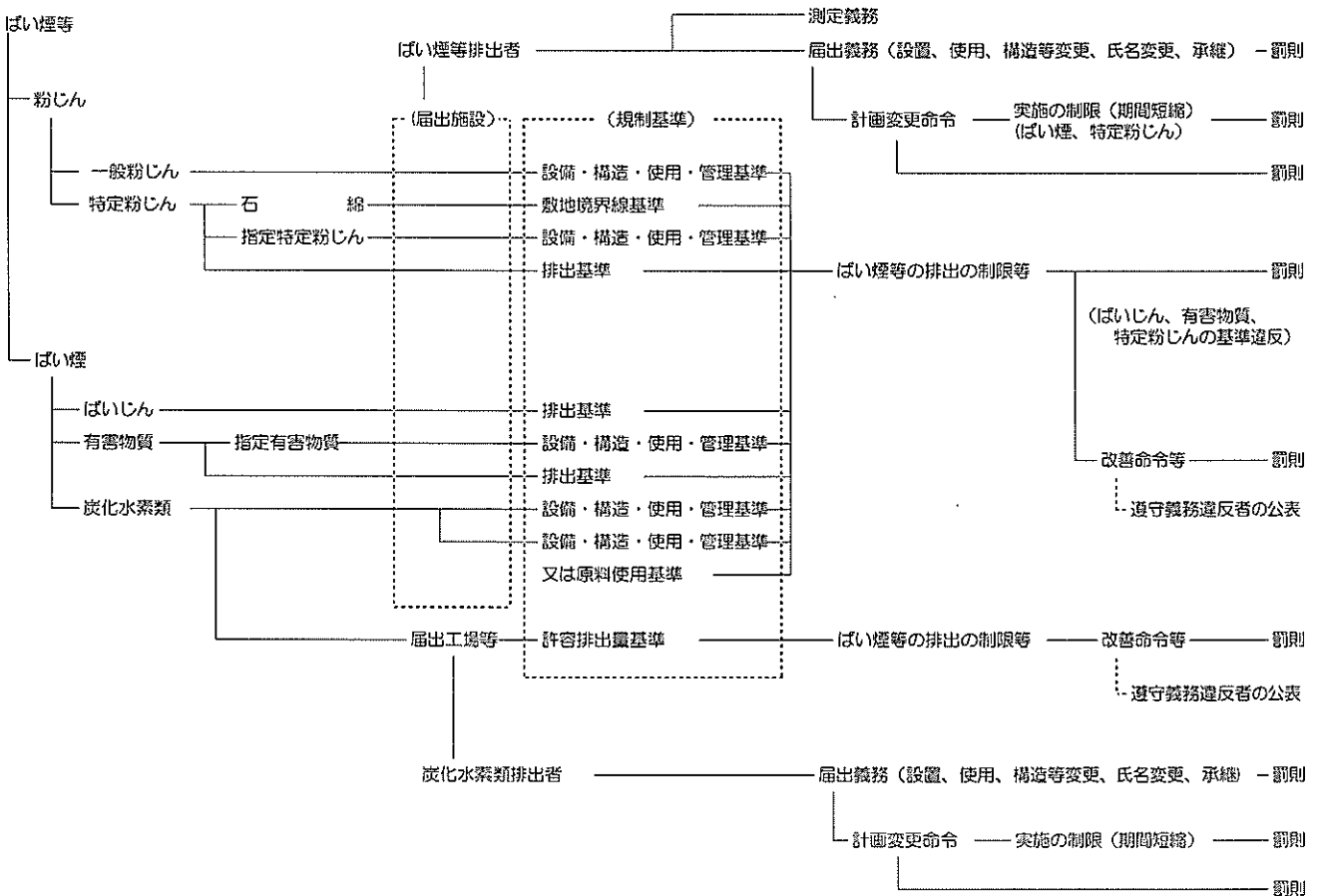
資料 1-1-20 移動測定による浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）の測定結果

測定局名	測定年月	浮遊粒子状物質（SPM）			二酸化硫黄（SO <sub>2</sub> ）			
		期間 平均値	1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を 超えた時間数	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日数	期間 平均値	1時間値が 0.1ppmを 超えた時間数	日平均値が 0.04ppmを 超えた日数	
		(mg/m <sup>3</sup> )	(日)	(日)	(ppm)	(日)	(日)	
自動車排出ガス移動測定局	大正区 トモノス大正	平成16年 5月	0.049	0	0	0.009	0	0
	此花区 此花郵便局	平成16年 6月	0.037	0	0	0.009	0	0
	港区 市岡中学校	平成16年 7月	0.046	0	0	0.007	0	0
	阿倍野区 阿部野橋交差点	平成16年 9月	0.038	0	0	0.007	0	0
	港区 市岡中学校	平成16年 11月	0.051	0	0	0.006	0	0
	港区 市岡中学校	平成17年 2月	0.036	0	0	0.004	0	0
	平野区 平野区民センター	平成17年 3月	0.040	1	0	0.005	0	0

資料 1-1-21 大気汚染防止法による規制の仕組み



資料 1-1-22 大阪府生活環境の保全等に関する条例による規制の仕組み（大気関係）





資料 1-1-23 固定発生源窒素酸化物排出量の推移

(トン/年)

年度	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15
窒素酸化物排出量	5,364	5,353	5,245	4,970	4,732	4,707	4,603	4,389	3,698	3,465

資料 1-1-24 燃料使用量 (区別)

(平成15年度)

項目 区名	重油 (kL)	灯・軽油 (kL)	石炭 (トン)	コークス (トン)	都市ガス (千m <sup>3</sup> N)
北	4,463	2,492			85,281
都島	876	780			6,372
福島	648	159			20,948
此花	2,071	657			153,445
中央	2,640	2,447			40,958
西	1,501	2,308			11,468
港	954	737		14	16,952
大正	1,019	6,269		10,400	99,815
天王寺	846	1,364			8,263
浪速	1,335	226		24	6,431
西淀川	5,344	5,110		1,959	93,019
淀川	5,134	2,842			72,929
東淀川	2,359	2,027			53,053
東成	1,468	39			3,324
生野	1,598	567			1,375
旭	909	156			2,083
城東	1,748	3,860			15,592
鶴見	3,105	1,789			5,594
阿倍野	467	1,949			8,290
住之江	946	1,597		9,570	1,179,284
住吉	922	223			2,712
東住吉	815	169			1,784
平野	1,731	2,678			4,272
西成	1,186	2,001	9,990	40	5,583
合計	44,085	42,446	9,990	22,007	1,898,827

(注) 都市ガスとは、13A、LNGの合計である。

資料 1-1-25 窒素酸化物特定工場等

(平成17年3月末)

種別 区名	製 造 業												電気・ガス 熱供給業			事 業 場	合 計	
	食 料 品 製 造 業	織 維 工 業	木 材 ・ 木 製 品 工 業	パ ル プ ・ 紙 加 工 業	化 学 工 業	石 油 石 炭 製 造 業	ゴ ム ・ 皮 革 業	窯 業 ・ 土 石 製 造 業	鉄 鋼 業	非 鉄 金 属 業	金 属 製 品 製 造 業	機 械 器 具 製 造 業	そ の 他 製 造 業	電 気 業	ガ ス 業			熱 供 給 業
北															1		8	9
都島																	1	1
福島				1														1
此花					1				2	1				1		1	3	9
中央																	4	4
西															1			1
港	1														1		2	4
大正									3					1			1	5
天王寺																	1	1
浪速																		
西淀川				1	1				4								1	7
淀川				1	2													3
東淀川				1														1
東成																		
生野																		
旭																		
城東	1																2	3
鶴見																	2	2
阿倍野																	1	1
住之江									1					1		1	5	8
住吉																		
東住吉																		
平野																	3	3
西成																	1	2
計	2			4	4			1	10	1				3		5	35	65

(注) 電気・ガス事業法対象を含む。

資料 1-1-26 硫黄酸化物特定工場等

(平成17年3月末)

種別 区名	製 造 業												電気・ガス 熱供給業			事 業 場	合 計	
	食 料 品 製 造 業	織 維 工 業	木 材 ・ 木 製 品 工 業	パ ル プ ・ 紙 加 工 業	化 学 工 業	石 油 石 炭 製 造 業	ゴ ム ・ 皮 革 業	窯 業 ・ 土 石 製 造 業	鉄 鋼 業	非 鉄 金 属 業	金 属 製 品 製 造 業	機 械 器 具 製 造 業	そ の 他 製 造 業	電 気 業	ガ ス 業			熱 供 給 業
北																2	21	23
都島		1															1	2
福島				1													2	3
此花					1				2	1				1		1	4	10
中央																	12	12
西																	1	1
港	1															1	2	4
大正					1			1	3					1			1	7
天王寺																	5	5
浪速																	2	2
西淀川				1	1			1	3	1	1						2	10
淀川				1	5												1	7
東淀川		2		1	2													5
東成																	1	1
生野																		
旭																		
城東	1				2												2	5
鶴見					2												2	4
阿倍野																	3	3
住之江									1					1		1	8	11
住吉																	1	1
東住吉																		
平野																	3	3
西成	1			1				1									2	5
計	3	3		5	14			3	9	2	1			3		5	76	124

(注) 電気・ガス事業法対象を含む。

処理装置の種類 ばい煙発生施設の種類		遠心力集じん装置	遠心力集じん装置	マルチサイクロン装置	洗浄式サイクロン装置	洗浄式サイクロン装置	ベンチユリスクリン装置	洗浄集じん装置	(スプレー充てん塔)	電気集じん装置	濾過集じん装置	バグファイタ	慣性力集じん装置	排煙脱硫装置	排煙脱硝装置	その他	合計
		1	ボイラー	10	17				6	1	2	1	4	9	4		
2	ガス発生炉・加熱炉																0
3	焙焼炉					1	2	9						5		2	19
	焼結炉																0
	か焼炉																0
	ペレット焼成炉																0
4	溶鉱炉	1				2		1	2								6
	転平炉					4		4	2								10
5	金属溶解炉	5				9	4	4	69				1		9		101
6	金属加熱炉		1	4	3	1			7						2	5	23
7	石油加熱炉																0
8	触媒再生炉																0
9	焼成炉・溶融炉					3	2	2	1				7	2	2		19
10	反応炉・直火炉															4	4
11	乾燥炉	7				1	6	1	12				1	1	40		69
12	電気炉										17				1	29	47
13	廃棄物焼却炉	12	7	1	10	23	23	31					14	16	22		159
14	銅・鉛溶解炉																0
15	乾燥施設																0
16	塩素冷却施設																0
17	塩化鉄溶解槽																0
18	活性炭反応炉																0
19	塩素反応・吸収施設						1										1
20	アルミ電解炉																0
21	磷酸肥料焼成炉																0
22	弗酸用凝縮施設																0
23	トリボリ磷酸乾燥炉																0
24	鉛精錬用溶解炉					1	3		25					2		9	40
25	鉛蓄電池溶解炉																0
26	鉛顔料溶解炉																0
27	硝酸吸収施設																0
28	コークス炉										2						2
29	ガスタービン	常用													16		16
		非常用															0
30	ディーゼル機関	常用															0
		非常用															0
31	ガスエンジン	常用												6	91	1	98
		非常用															0
32	ガソリンエンジン	常用															0
		非常用															0
合計		35	25	5	34	48	45	170	1	40	138	127					668

(注)集計にあたっては、例えば2基のばい煙発生施設の排煙を1基の処理装置で処理している場合、本表では処理装置2基とし計算している。

資料1-1-28 立入指導等の状況（大気）（平成16年度）

種 別	内 容	立入指導件数			測定検査件数
		都市環境局 大気騒音課	24区 保健福祉センター	市民の声等 合同立入	
法 律		790	165	( 12 )	116
条 例		210	162	( 2 )	399
そ の 他		152	778	( 10 )	154
計		1,152	1,105	( 24 )	669

(注) ( ) 内は都市環境局大気騒音課及び24区保健福祉センター立入指導件数の内数

資料1-1-29 環境月間に係る立入検査結果（平成16年度）

立入工場 事業場数	NOx総量 規制対象	その他工場 事業場	検査施設数	規制基準	
				適	否
295	58	237	876	830	0

資料1-1-30 季節大気汚染防止対策に係る立入検査結果（平成16年度）

立入工場 事業場数	NOx総量 規制対象	その他工場 事業場	検査施設数	規制基準	
				適	否
281	63	218	933	909	0

資料1-1-31 悪臭に係る検査件数（平成16年度）

検査件数		
機器分析		官能試験
検体数	総検査項目	
92	427	354

資料1-1-32 特定粉じん（アスベスト）排出等作業に係る届出件数

（平成16年度）

作業の種類	1の項：解体作業	2の項：事前撤去が困難な解体作業	3の項：改修・補修
届出件数	22	0	19

資料1-1-33 区別届出対象工場・事業場数（大気汚染防止法）

（平成17年3月末）

項目 区名	ばい煙		粉じん		計
	工場	事業場	一般	特定	
北	15	297			312
都 島	10	33			43
福 島	12	27			39
此 花	15	49	15		79
中 央	6	406			412
西	2	115	1		118
港	7	31	10		48
大 正	16	25	6		47
天 王 寺	2	49			51
浪 速	2	53			55
西 淀 川	70	28	18	1	117
淀 川	44	96			140
東 淀 川	26	40	2		68
東 成	12	25			37
生 野	22	15	1		38
旭	8	16			24
城 東	22	50	1		73
鶴 見	23	28			51
阿 倍 野	2	36			38
住 之 江	18	63	4		85
住 吉	3	22			25
東 住 吉	5	19			24
平 野	26	30	4	1	61
西 成	21	25	4		50
総 計	389	1578	66	2	2,035
	1,967		68		

- (注) 1. 電気・ガス事業法関係施設を含む。  
2. 計は「ばい煙」「粉じん」の延べ数

資料1-1-34 粉じん発生施設数（大気汚染防止法）

（平成17年3月末）

項目 区名	一般粉じん						特定粉じん
	コークス炉	堆積場	ベルト・ バスケット コンベア	破砕機・ 摩砕機	ふるい	施設数合計	施設数
北							
都 島							
福 島							
此 花		22	124	6	8	160	
中 央							
西			2			2	
港		6	20	2		28	
大 正	2	10	149	15	26	202	
天 王 寺							
浪 速							
西 淀 川		15	53	17	2	87	1
淀 川							
東 淀 川		3	12			15	
東 成							
生 野			3			3	
旭							
城 東			1			1	
鶴 見							
阿 倍 野							
住 之 江		5	7	6	1	19	
住 吉							
東 住 吉							
平 野			14	3	1	18	5
西 成		4	24		1	29	
計	2	65	409	49	39	564	6

- (注) 電気・ガス事業法関係施設を含む。



資料1-1-36 届出工場・事業場数（大阪府生活環境の保全等に関する条例）

（平成17年3月末）

項目 区名	工場・ 事業場	ばいじん	有害物質	炭化水素類	一般粉じん	特定粉じん ( )内は石綿の内数
北	41	4	16	23	6	2
都島	17	3	4	8	8	3
福島	23	1	2	17	6	1 (1)
此花	49	8	10	23	14	
中央	23		6	22		
西	28	3	2	21	8	
港	38	7	2	13	18	
大正	65	11	27	21	34	15
天王寺	23		9	15	1	2
浪速	28	6	9	13	5	1 (1)
西淀川	117	17	41	37	45	4 (1)
淀川	130	22	43	60	59	7
東淀川	59	3	13	35	25	
東成	101	5	69	32	48	21
生野	75	4	50	29	33	15
旭	22	1	6	12	6	
城東	61	20	13	42	16	3
鶴見	41	3	7	26	11	1
阿倍野	15		2	11	2	1
住之江	85	11	42	33	52	11
住吉	12		2	11		1
東住吉	43	2	22	24	17	5
平野	102	13	49	50	44	13 (1)
西成	80	22	42	23	31	12
計	1,278	166	488	601	489	118 (4)

（注）工場・事業場数は、旧条例（大阪府公害防止条例）に係る届出書から読み替えたものを  
含んでおり、今後、工場立入等により精査する。

資料1-1-37 大気汚染防止法・大阪府生活環境の保全等に関する条例（大気）に基づく  
届出件数

（平成16年度）

種類 区分	設置届	使用届	構造 変更届	廃止届	氏名等 変更届	承継届	法第27条 第3項 通知関係	合計
大気汚染防止法	77	1	8	98	253	21	37	495
大阪府生活環境 の保全等に 関する条例	33	4	3	30	6	1	0	77
合計	110	5	11	128	259	22	37	572

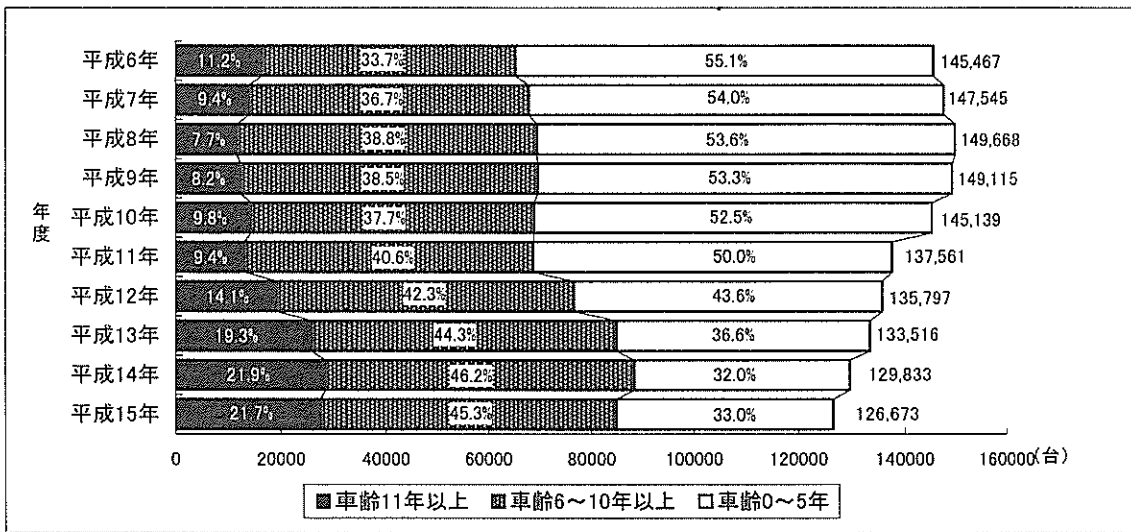
（注）平成11年度までは1施設につき、1件の設置届であったが、平成12年度からは複数の施設であっても  
1件の設置届とした。

資料1-1-38 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届出件数

（平成16年度）

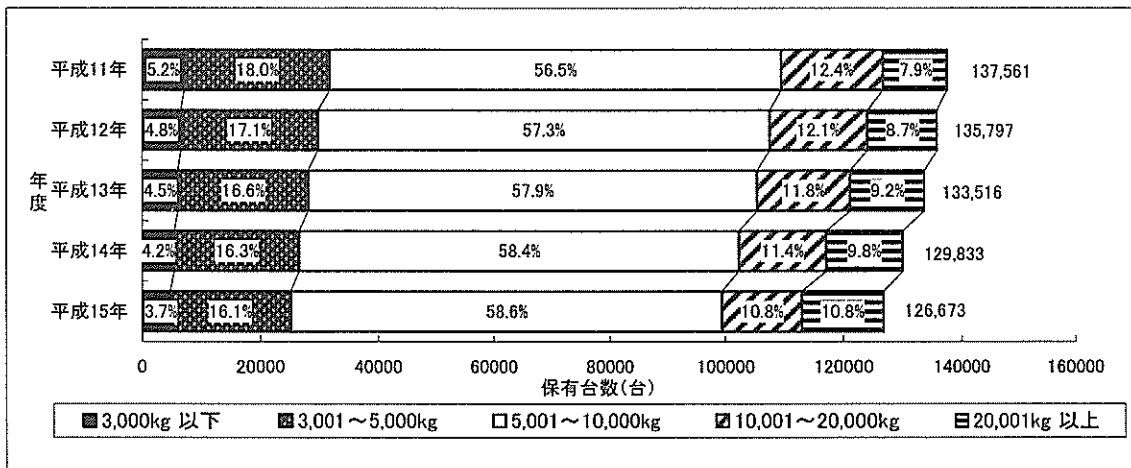
種類 区分	選任届	解任届	死亡届	合計
公害防止統括者 及び代理者	30	34	0	64
公害防止管理者 及び代理者	36	40	0	76
公害防止主任管 理者及び代理者	1	1	0	2
合計	67	75	0	142

資料 1-2-1 普通貨物車の車齢別構成比率（大阪府域、各年度末現在）



(近畿運輸局調べ)

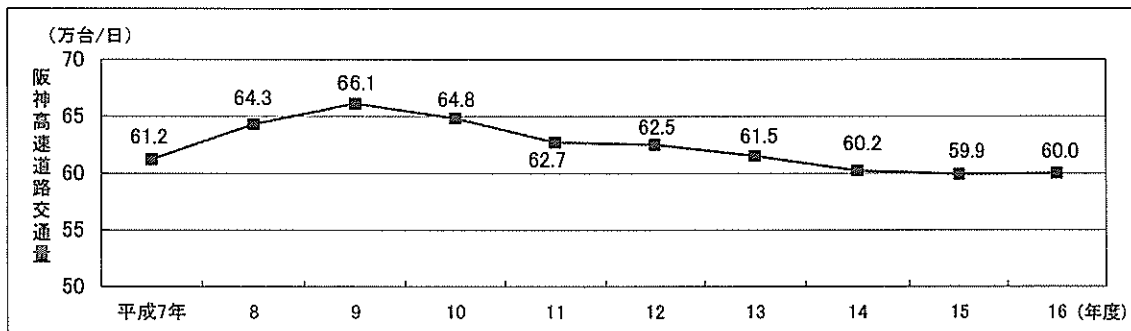
資料 1-2-2 車両総重量保有台数の推移（普通貨物車：大阪府域、各年度末現在）



(近畿運輸局調べ)

資料 1-2-3 自動車走行量及び渋滞時間等の推移

①阪神高速道路交通量(大阪府域の年度末データ)



(阪神高速道路公団調べ)

②大阪市内の一般道路における1日平均渋滞時間(市内115ヶ所合計)

	単位	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	過去5年間平均
1日平均渋滞時間 (1箇所あたり平均)	時間	87	93	85	90	80	91
	分	45	49	44	47	42	48

(大阪府警察本部調べ)



資料 1-2-4 道路交通騒音測定地点図



資料 1-2-5 道路交通騒音の環境基準の達成状況  
(平成16年度)

地点番号	対象道路	環境基準の達成状況(面的評価) [注1]						測定結果 [注2]			
		評価区間	対象戸数(百戸)	達成率(%)				評価区間内の測定地点	用途地域	測定値(Leq)	
				昼夜とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過			昼間(デシベル)	夜間(デシベル)
1	国道1号	北区東天満1 ~梅田1	7	63	31	0	5	堀川小学校	商業	71	71
2	市道大阪環状線	北区天神橋6 ~城東区関目1	30	40	32	0	28	都島区保健福祉センター分館	商業	72	70
3	国道2号	福島区福島4 ~西淀川区姫里1	13	71	8	0	22	海老江西小学校	商業	74	71
4	市道福島桜島線	此花区西貫島1 ~桜島1	8	82	15	0	3	此花郵便局	商業	69	66
5	市道天神橋天王寺線	北区天神橋1 ~中央区松屋町	18	82	16	0	2	日本郵政公社近畿支社	商業	68	67
6	府道大阪八尾線	西区千代崎1 ~中央区南船場4	8	76	11	0	13	西消防署	商業	67	64
7	国道172号	港区田中3 ~西区川口1	46	73	3	0	24	港郵便局	商業	69	66
8	国道43号	西成区北津守2 ~港区市園1	14	53	17	0	30	大正勤労青少年ホーム	商業	74	73
9	市道恵比須城東線	天王寺区堀越町 ~中央区森ノ宮中央1	39	94	1	0	4	環境科学研究所	準住居	67	63
10	府道大阪伊丹線	西成区旭2丁目 ~西区新町1	21	74	9	0	17	塩草小学校	2種住居	70	65
11	国道43号	西淀川区大野2 ~田7	2	81	0	0	6	出来島小学校	準住居	67	63
12	国道176号	淀川区新高3 ~十三本町3	10	61	33	0	6	NTTインフォコム関西支店	準工業	69	66

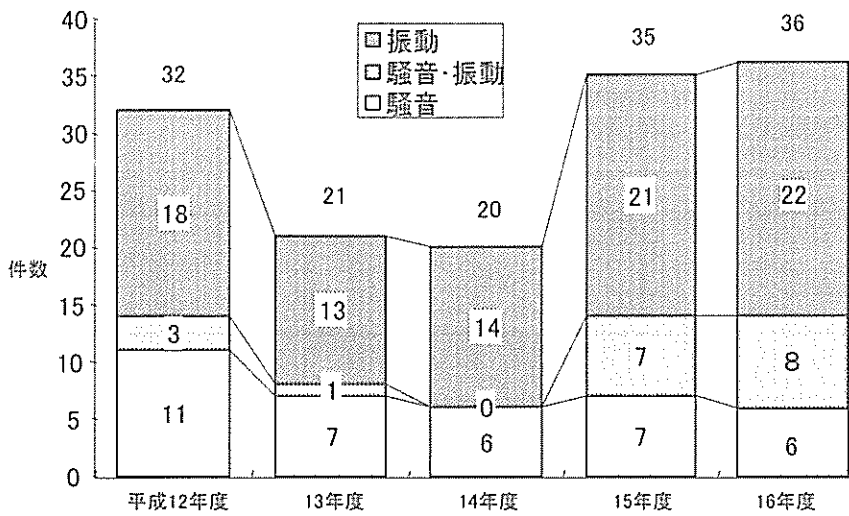
地点番号	対象道路	環境基準の達成状況(面的評価)[注1]					評価区間内の測定地点	用途地	測定値(Leq)		
		評価区間	対象戸数(百戸)	達成率(%)					昼間(デシベル)	夜間(デシベル)	
				昼夜とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下					昼夜とも基準値超過
13	府道大阪伊丹線	淀川区十三本町1～加島2	15	73	10	0	18	淀川消防署加島出張所	1種住居	71	68
14	府道大阪高槻京都線	東淀川区柴島1～東淡路5	14	61	12	0	27	柴島中学校	1種住居	70	66
15	府道大阪高槻線	東淀川区豊新5～北江口4	20	36	31	0	33	大阪経済大学	1種住居	72	71
16	国道308号	中央区安堂寺町通1～東成区大今里西1	19	100	0	0	0	水道局今里営業所	商業	69	65
17	市道四天王寺線	天王寺区勝山4～生野区中川6	8	92	7	0	1	生野区民センター	商業	71	66
18	市道中津太子橋線	旭区赤川2～太子橋1	19	54	22	0	24	生江障害者会館	近隣商業	70	67
19	国道1号	旭区高殿7～城東区蒲生4	25	45	31	0	24	城東消防署	商業	72	69
20	府道大阪生駒線	鶴見区鶴見4～安田4	15	39	30	0	31	茨田中学校	商業	72	69
21	国道479号	旭区清水5～鶴見区鶴見4	22	60	18	0	21	大阪産業大学附属高校	準住居	72	69
22	府道大阪和泉南線	阿倍野区阿倍野筋1～播磨町1	20	78	20	0	23	関西電力天下茶屋変電所	商業	67	65
23	国道26号	住之江区粉浜1～堺市鉄砲町	27	35	12	0	52	住之江区保健福祉センター分館	商業	74	71
24	国道479号	東住吉区長居公園～住之江区浜口西2	30	40	29	0	31	住吉勤労青少年ホーム	商業	71	69
25	府道大阪狭山線	東住吉区東田辺2～矢田7	11	65	9	0	26	矢田小学校	準住居	72	67
26	国道25号	平野区平野東1～西脇3	6	64	14	0	21	平野小学校	商業	72	71
27	府道住吉八尾線	平野区喜連2～長吉出戸8	21	61	11	0	28	長吉東部土地区画整理事務所	商業	73	70
28	府道大阪臨海線	浪速区浪速西3～住之江区北加賀屋2	14	46	14	0	40	津守小学校	準工業	76	73
29	府道大阪高槻京都線	北区天神橋2～浪花町	12	91	9	0	0	末広町ビル	商業	65	64
30	市道中津太子橋線	北区本庄東3～旭区赤川2	16	74	7	1	19	鶴きんでん北大阪営業所	近隣商業	71	67
31	市道本町左専道線	中央区本町4～大阪城	11	74	16	0	10	東警察署	商業	70	66
32	国道172号	西区川口1～中央区本町4	13	82	16	0	2	市立朝幼稚園	商業	67	64
33	府道大阪港八尾線	港区築港1～海岸通4	1	65	9	0	26	築港校園文書通送事務所	1種住居	67	63
34	府道大阪港八尾線	大正区鶴町2～南恩加島3	5	99	0	0	1	住友大阪セメント㈱セメントコンクリート研究所	工専	70	64
35	国道25号	東住吉区桑津4～天王寺区大道1	21	93	5	0	2	天王寺小学校	2種住居	69	66
36	国道25号	浪速区大国1～難波中1	8	76	20	0	4	NTT大国町ビル	商業	67	66
37	国道2号	西淀川区姫里1～千舟1	3	83	15	0	2	野里交番	商業	69	65
38	府道大阪高槻線	淀川区十三本町1～東淀川区柴島1	25	67	12	0	21	金光教神津教会	商業	69	65
39	国道479号	東淀川区上新庄3～旭区太子橋2	33	47	14	0	39	建設局東淀川測量事務所	準住居	72	68
40	国道308号	東成区深江南1～深江北2	9	63	7	0	30	東成消防署深江出張所	準工業	71	67
41	国道1号	守口市京阪本通1～旭区高殿7	24	65	24	0	11	水道局大宮営業所	商業	71	70
42	府道大阪生駒線	城東区今福西3～鶴見区鶴見4	12	51	7	0	42	鶴江東小学校	商業	72	68
43	市道鶴見区第9001号	鶴見区浜2～鶴見6	9	88	8	0	4	鶴見スポーツセンター	2種住居	67	63
44	府道大阪港八尾線	住之江区粉浜1～阿倍野区昭和町5	24	76	7	0	16	住友生命帝塚山荘	準住居	71	67
45	府道住吉八尾線	住之江区平林北1～緑木	3	45	35	0	21	交通局緑木検車場	工専	70	68
46	国道479号	平野区喜連西6～東住吉区長居公園	21	37	37	0	26	矢田北小学校	商業	72	70
47	府道大阪羽曳野線	平野区平野南4～長吉川辺4	17	97	0	0	3	常盤会学園短期大学	1種住居	68	63
48	府道大阪港八尾線	平野区加美西1～加美東6	4	70	26	0	3	平野区老人福祉センター	工業	69	66
49	国道43号	西成区出城1～北津守2	5	54	17	0	29	府立今宮工業高校	準工業	71	68
50	府道大阪伊丹線	福島区福島5～北区中津6	9	68	26	0	6	大淀中学校	商業	70	68
51	府道大阪高槻線	東淀川区菅原3～豊新5	25	77	18	0	5	東淀中学校	2種住居	70	66
52	市道東住吉区第1125号	東住吉区湯里6～中野4	15	62	26	0	13	中野中学校	準住居	70	67

注1: 面的評価結果は、推計計算による値。

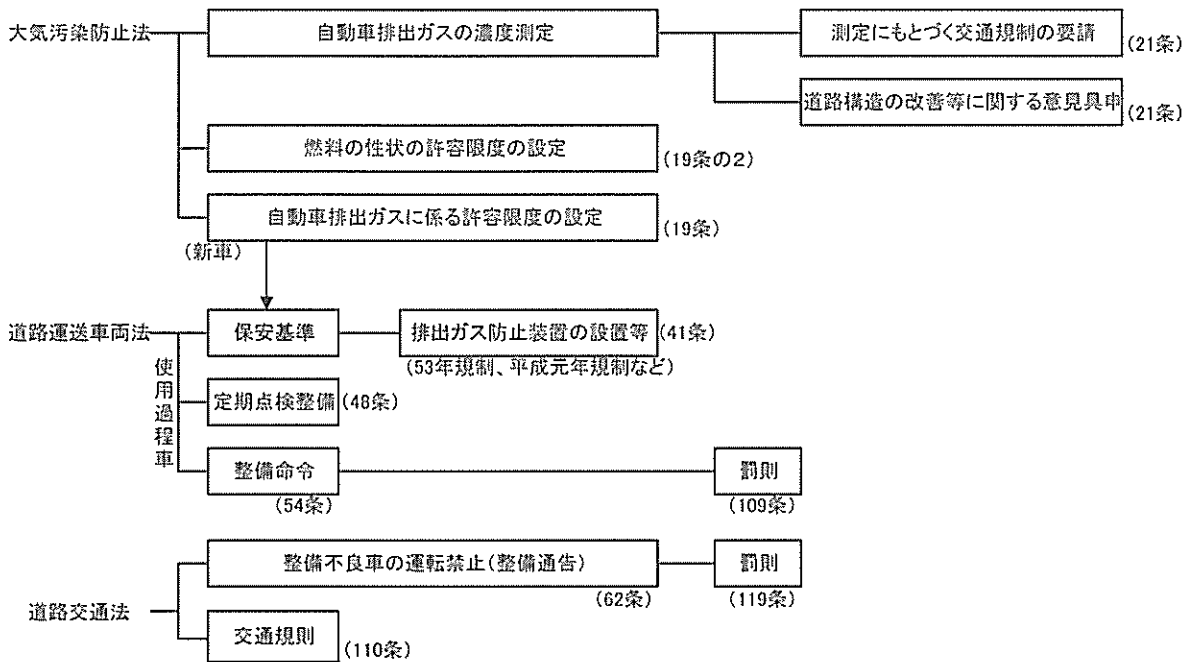
注2: 面的評価を行う区間内において、代表地点として騒音レベルを実際に測定した地点と測定結果

資料1-2-6 過去5年の騒音・振動苦情発生件数の経年変化

(道路交通騒音・振動関係 平成12～16年度)



資料1-2-7 自動車排出ガス規制の法体系



資料1-2-8 自動車排出ガス規制の推移 (新車)

(1) 10・15モード、ディーゼル13モード等

① NOx

排出ガスの種類	自動車の種類			単位	従来車 <sup>※1)</sup>	48年度 <sup>※1)</sup>	50年度 <sup>※2)</sup>	53年度 <sup>※2)</sup>	56年度 <sup>※2)</sup>	61年度 <sup>※2)</sup>	63年度 <sup>※2)</sup>	2年度 <sup>※2)</sup>	年制	
	自動車の種類				の排出量	年規	年規	年規	年規	年規	年規	年規	年規	年制
窒素酸化物 NOx	ガソリン車・LPG車	乗用車	「乗車定員10人以下」	ガソリン(4サイクル)	3.07	3.00(2.18)	1.60(1.20)	0.48(0.25)						
			LPG	3.13	3.00(2.18)	1.60(1.20)	0.48(0.25)							
		貨物車・バス	軽貨物車 「軽自動車 の貨物車」	ガソリン(4サイクル)	3.07	3.00(2.18)	2.30(1.80)	1.60(1.20)	1.26(0.90)				0.74(0.50)	[84]
				LPG	3.13	3.00(2.18)	2.30(1.80)	1.60(1.20)	1.26(0.90)				0.74(0.50)	[84]
			軽量車 「車両総重量 1.7t以下」	ガソリン(4サイクル)	3.07	3.00(2.18)	2.30(1.80)	1.40(1.00)	0.84(0.60)		0.48(0.25)			
				LPG	3.17	3.00(2.18)	2.30(1.80)	1.40(1.00)	0.84(0.60)		0.48(0.25)			
	中量車 <sup>※3)</sup> 「車両総重量 1.7t超 3.5t以下」	ガソリン(4サイクル)	3.07	3.00(2.18)	2.30(1.80)	1.60(1.20)	1.26(0.90)		0.98(0.70)			0.72(0.50)		
		LPG	3.17	3.00(2.18)	2.30(1.80)	1.60(1.20)	1.26(0.90)		0.98(0.70)			0.72(0.50)		
	ディーゼル車	乗用車	「乗車定員10人以下」	「車両総重量1.265t以下」	g/km	562.5	590(450)	500(380)	450(340)	390(290)	1.26(0.90)			
			「車両総重量1.265t超」	g/km	562.5	590(450)	500(380)	450(340)	390(290)	1.26(0.90)				
		直接噴射式	中量車 「車両総重量 1.7t超2.5t以下」	g/km	962.5	1000(770)	850(650)	700(540)	610(470)					
				g/kWh <sup>※5)</sup>	962.5	1000(770)	850(650)	700(540)	610(470)					
重量車 <sup>※4)</sup> 「車両総重量 3.5t超12t以下」			g/kWh	962.5	1000(770)	850(650)	700(540)	610(470)						
			g/kWh	962.5	1000(770)	850(650)	700(540)	610(470)						
副室式	軽量車 「車両総重量 1.7t以下」	g/km	562.5	590(450)	500(380)	450(340)	390(290)							
		g/kWh	562.5	590(450)	500(380)	450(340)	390(290)							
	重量車 <sup>※4)</sup> 「車両総重量 2.5t超3.5t以下」	g/km	562.5	590(450)	500(380)	450(340)	390(290)							
		g/kWh	562.5	590(450)	500(380)	450(340)	390(290)							

※1 従来車とは、昭和48年度規制以前の生産車である。  
 ※2 51年度規制は、ガソリン乗用車について等価慣性重量1t以下で0.84g/km(0.60g/km)、1t超で1.20g/km(0.85g/km)。  
 ※3 平成13年規制より前(ガソリン・LPG)は、中量車については1.7t超2.5t以下、重量車については2.5t超であった。  
 ※4 平成17年規制(ディーゼル)では、中量車区分となる。  
 ※5 単位はg/kmである。  
 ※6 大気汚染防止法に基づく「自動車排出ガスの量の許容限度」

4年規	5年規	6年規	7年規	9年規	10年規	11年規	12年規	13年規	14年規	15年規	16年規	17年規	19年規
					アイドル規制 [GF]		0.17(0.09) [97]					0.08(0.05) [98]	
					アイドル規制 0.48(0.25) [92]				0.25(0.13) [96]				0.08(0.05) [98]
					アイドル規制 [GG]		0.17(0.08) [97]					0.08(0.05) [98]	
		0.63(0.40) [87]			アイドル規制 [GC]			0.25(0.13) [96]				0.10(0.07) [98]	
7.2(5.5) [80]			5.9(4.50) [83]		アイドル規制 [GE]			2.03(1.40) [95]				0.9(0.7) [98]	
		PM規制 [KD]		0.55(0.40) [84]					0.43(0.28) [89]			0.15(0.14)	
0.84(0.60) [74]			PM規制 [KD]		0.55(0.40) [84]				0.45(0.30) [88]			0.20(0.15)	
	1.82(1.30) [74]			0.97(0.70) [86]	0.97(0.70) [86]					0.68(0.49) [90]		0.33(0.25) <sup>*5)</sup> [95]	
				5.80(4.50) [74]						4.22(3.38) [80]			
		7.8(6.0) [65]			5.80(4.50) [74]							2.7(2.0) [88]	
						5.80(4.50) [74]						4.22(3.38) [80]	
	0.84(0.60) [76]			0.55(0.40) [84]					0.43(0.28) [89]			0.15(0.14) [95]	
	1.82(1.30) [53]			0.97(0.70) [75]	0.97(0.70) [75]					0.68(0.49) [83]		0.33(0.25) <sup>*5)</sup> [91]	
				5.80(4.50) [59]						4.22(3.38) [69]			
		6.8(5.0) [53]			5.80(4.50) [59]							2.7(2.0) [82]	
						5.80(4.50) [59]						4.22(3.38) [69]	

注1 規制値の( )内の数値は、平均値である。

注2 規制値の[ ]内の数値は、従来車の排出量からの削減率である。  
(ガソリン・LPG車については、ガソリン従来車からの削減率である。)

注3 [ ]は自動車排出ガス規制の識別記号を示す。

② CO, HC

排出ガスの種類	自動車の種類			単位	従来車 <sup>※1</sup> の排出量(平均値)		48年度規	50年度規	61年度規	63年度規	45年度規	10年度規	年制	
					49年	年	年	年	年	年	年			
一酸化炭素 CO	ガソリン車・LPG車	乗用車	「乗車定員10人以下」	ガソリン4サイクル	g/km	20.5	26.0(18.4)	2.7(2.1)						
				LPG	11.6	18.0(10.4)	2.7(2.1)							
			軽貨物車	「軽自動車の貨物車」	ガソリン4サイクル	g/km	20.5	26.0(18.4)	17.0(13.0)				8.42(6.50)	[68]
					LPG	11.6	18.0(10.4)	17.0(13.0)				8.42(6.50)	[44]	
			軽量車	「車両総重量1.7t以下」	ガソリン4サイクル	g/km	20.5	26.0(18.4)	17.0(13.0)	2.7(2.1)				
					LPG	11.6	18.0(10.4)	17.0(13.0)	2.7(2.1)					
			中量車 <sup>※2</sup>	「車両総重量1.7t超3.5t以下」	ガソリン2サイクル	g/km	20.4	26.0(18.3)	17.0(13.0)	2.7(2.1)				
					LPG	11.6	18.0(10.4)	17.0(13.0)	2.7(2.1)					
			重量車 <sup>※2</sup>	「車両総重量3.5t超」	ガソリン	g/kWh	1.34	1.6(1.2)				136(102)	68.0(51.0)	
					LPG	0.93	1.1(0.8)				105(76)	68.0(51.0)		
	ディーゼル車	乗用車	「乗車定員10人以下」	軽量車	g/km	832	980(790)	[5]						
				中量車	g/km									
				重量車1	g/kWh									
				重量車2	g/kWh									
				重量車3	g/kWh									
				重量車4	g/kWh									
		貨物車・バス	「車両総重量1.7t以下」	軽量車	g/km									
				中量車	g/km									
				重量車1	g/kWh									
				重量車2	g/kWh									
炭化水素 HC	ガソリン車・LPG車	乗用車	「乗車定員10人以下」	ガソリン4サイクル	g/km	3.74	3.8(2.94)	0.39(0.25)						
				LPG	2.94	3.2(2.3)	0.39(0.25)							
			軽貨物車	「軽自動車の貨物車」	ガソリン4サイクル	g/km	3.74	3.8(2.94)	2.7(2.1)				0.39(0.25)	
					LPG	2.94	3.2(2.3)	2.7(2.1)				0.39(0.25)		
			軽量車	「車両総重量1.7t以下」	ガソリン4サイクル	g/km	3.74	3.8(2.94)	2.7(2.1)	0.39(0.25)				
					LPG	2.94	3.2(2.3)	2.7(2.1)	0.39(0.25)					
			中量車 <sup>※2</sup>	「車両総重量1.7t超3.5t以下」	ガソリン2サイクル	g/km	18.9	22.5(16.6)	15.0(12.0)					
					LPG	2.94	3.2(2.3)	2.7(2.1)						
			重量車 <sup>※2</sup>	「車両総重量3.5t超」	ガソリン	g/kWh	514	520(416)				7.9(6.2)	2.29(1.80)	
					LPG	485	440(352)				6.8(5.4)	2.29(1.80)		
	ディーゼル車	乗用車	「乗車定員10人以下」	軽量車	g/km	567	670(510)	[27]						
				中量車	g/km									
				重量車1	g/kWh									
				重量車2	g/kWh									
				重量車3	g/kWh									
				重量車4	g/kWh									

※1 従来車とは、昭和48年度規制以前の生産車である。  
 ※2 平成13年規制より前(ガソリン・LPG)は、中量車については1.7t超2.5t以下、重量車については2.5t超であった。  
 ※3 平成17年規制(ディーゼル)では、中量車区分となる。  
 ※4 単位は、g/kmである。  
 ※5 大気汚染防止法に基づく「自動車排出ガスの許容限度」  
 ※6 17年及び19年については非メタン炭化水素(NMHC)の値である。  
 ※7 2サイクル車は現在生産されていない。

注1 規制値の( )内の数値は、平均値である。  
 注2 規制値の[ ]内の数値は、従来車の排出量からの削減率である。

12年規	13年規	14年規	15年規	16年規	17年規	19年規
127(067) [97]					192(115)	
127(067) [94]					192(115)	
127(067) [97]						
		511(330) [84]				667(402)
		511(330) [72]				667(402)
127(067) [97]					192(115)	
127(067) [94]					192(115)	
127(067) [97]						
	336(210) [90]				408(255)	
	336(210) [82]				408(255)	
	260(160)				213(160)	
	260(160)				213(160)	
		098(063)			084(063)	
		098(063)			084(063)	
			088(063)		084(063) <sup>*4)</sup>	
			346(222)		295(222)	
				346(222)		
017(008) [98]					008(005)	
017(008) [97]					008(005)	
017(008) [100]						
		025(013) [97]				008(005)
		025(013) [96]				008(005)
017(008) [98]					008(005)	
017(008) [97]					008(005)	
017(008) [100]						
	017(008) [98]				008(005)	
	017(008) [97]				008(005)	
	099(058)				031(023)	
	099(058)				031(023)	
		024(012)			0032(0024)	
		024(012)			0032(0024)	
			024(012)		0032(0024) <sup>*4)</sup>	
			147(087)		023(017)	
				147(087)		

③ PM

排出ガスの種類	自動車の種類		単位	5年	6年	9年	10年	11年	14年	15年	16年	17年 <sup>※1</sup>									
				規制	規制	規制	規制	規制	規制	規制	規制	規制									
粒子状物質PM	乗用車 「車両総重量 1.265t以下」	「乗車定員 10人以下」 「車両総重量 1.265t超」	g/km	0.34(0.2)	0.14(0.08)	0.14(0.08)	0.11(0.052)		0.11(0.056)			0.017(0.013)									
												0.019(0.014)									
	軽自動車 「車両総重量 1.7t以下」		g/km	0.34(0.2)		0.14(0.08)			0.11(0.052)			0.017(0.013)									
	中量車 「車両総重量 1.7t超 2.5t以下」											(MT)	(AT)	0.12(0.06)	0.020(0.015) <sup>※2</sup>						
	重量車1 <sup>※3</sup> 「車両総重量 2.5t超 3.5t以下」		g/kWh	0.96(0.7)		0.49(0.25)				0.35(0.18)			0.020(0.015)								
	重量車2 「車両総重量 3.5t超 12t以下」												g/kWh		0.49(0.25)			0.35(0.18)			0.036(0.027)
	重量車3 「車両総重量 12t超」																				

※1 平成17年規制(ディーゼル)では、中量車区分となる。  
 ※2 単位が g/km に変更となるため、削減率の算出ができない。  
 ※3 大気汚染防止法に基づき「自動車排出ガスの量の許容限度」

注1 規制値の( )内の数値は、平均値である。  
 注2 規制値の[ ]内の数値は、最初の規制値(5年又は6年規制)からの削減率である。

資料1-2-9 使用過程車規制

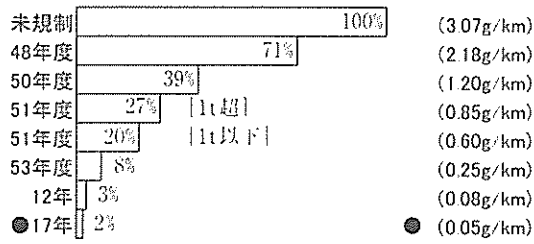
排出ガスの種類	自動車の種類	認定方法	実施時期													
			45年 8月1日	47年 10月1日	48年 5月1日	48年 10月1日	50年 1月1日	50年 6月1日	平成5年 10月1日	6年 10月1日	9年 10月1日	10年 10月1日	11年 10月1日	15年 10月1日		
一酸化炭素(CO)	ガソリン・LPG車	アイ	5.5%	4.5%	48年度規制以前の車・排出ガス減少装置又は点火時期調整の義務付け	(軽自動車のみ) 4.5%							(4サイクルのみ) 軽自動車 2.0% その他 1.0%			
炭化水素(HC)	ガソリン・LPG車	ドリ					(乗用車のみ)	(乗用車以外)								
	4サイクル	ング					1,200ppm	1,200ppm					軽自動車 500ppm その他 300ppm			
	特殊エンジン	時					3,300ppm	3,300ppm								
	2サイクル						7,800ppm	7,800ppm								
ディーゼル黒鉛	ディーゼル車	無負荷急加速時						50%		40%	40%		軽・中量車 乗用車・重量車 車両総重量3.5t以下の貨物車・バス及び車両重量1.265t以下の乗用車 25%	25%	25%	40%



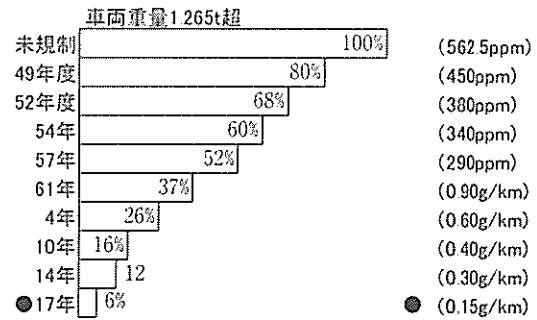
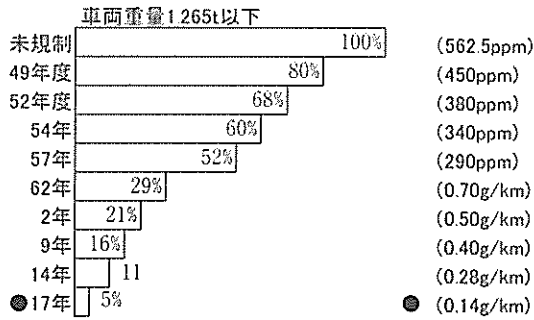
資料1-2-10 自動車排出ガスの規制強化の推移(窒素酸化物(NOX))

①乗用車

(ア)ガソリン・LPG車

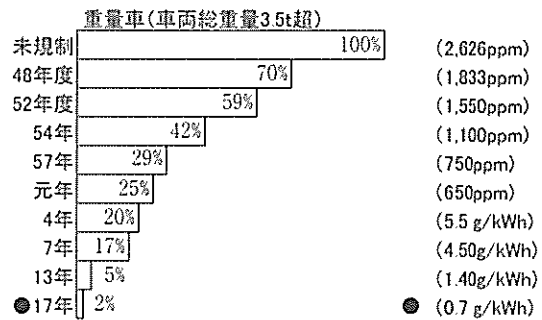
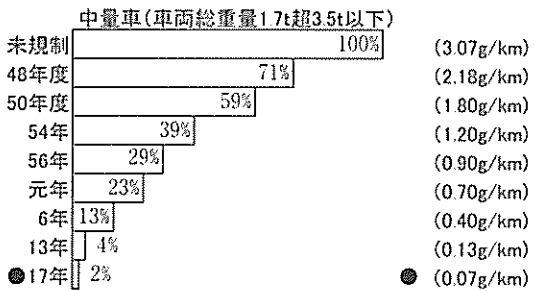
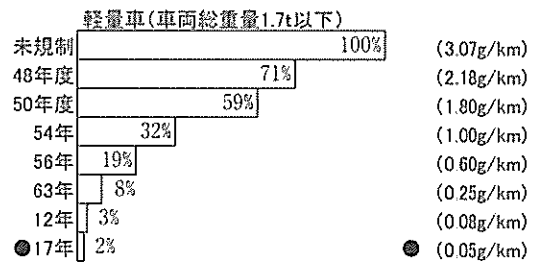
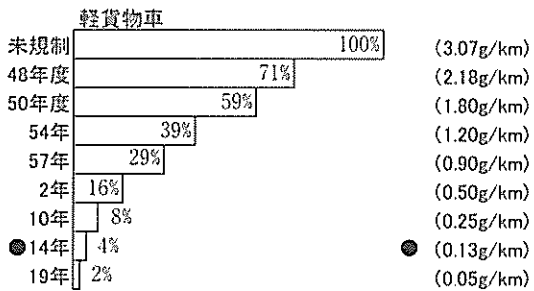


(イ)ディーゼル車

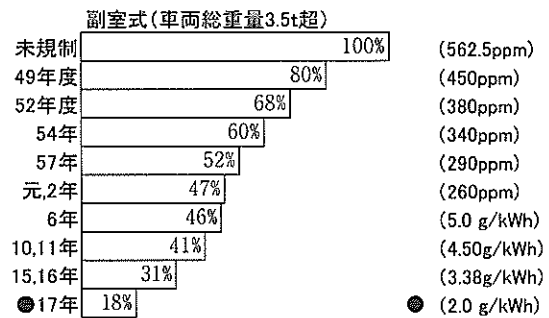
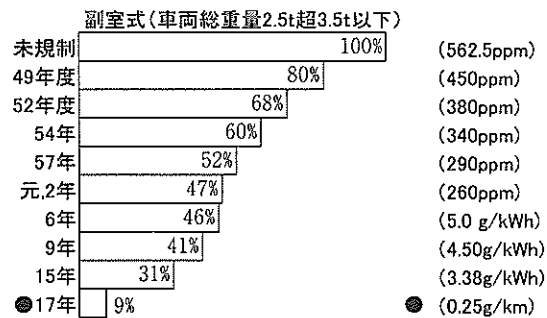
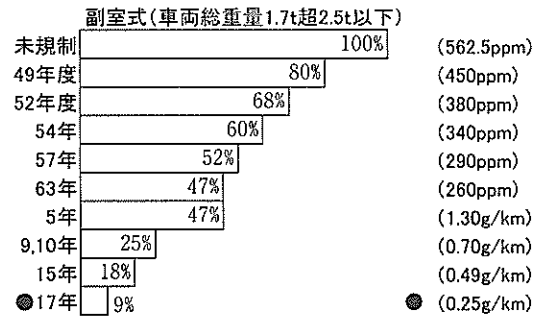
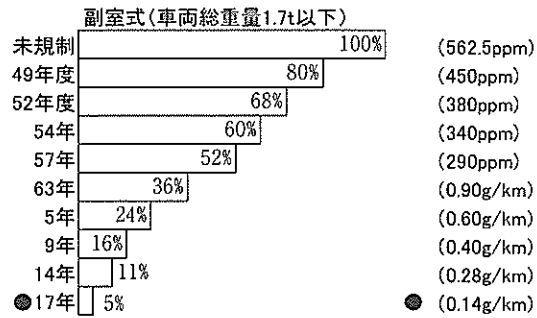
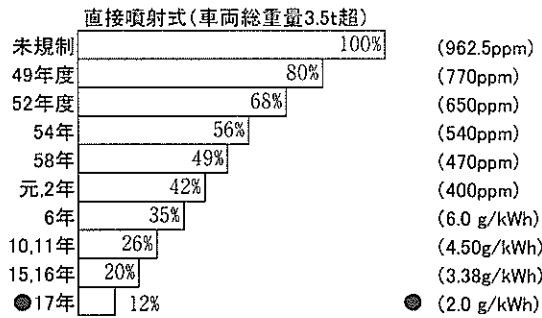
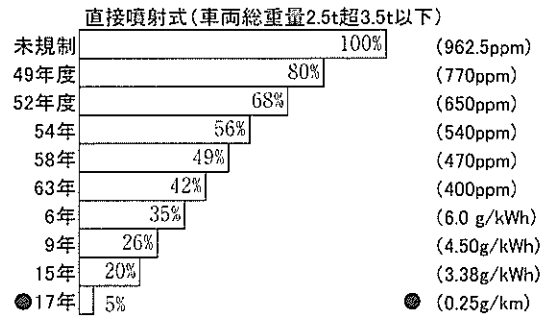
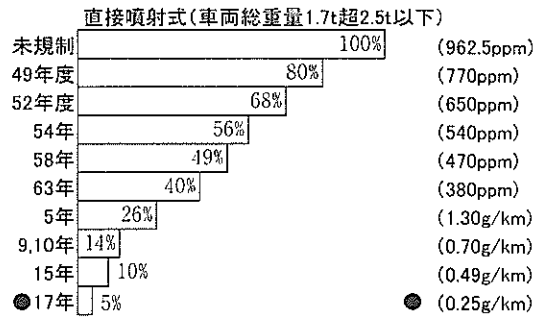


②貨物車・バス

(ア)ガソリン・LPG車



(イ)ディーゼル車



注1 ●印は、現時点での最新規制を示す。

注2 ( )内は、規制値(平均値)を示す。

注3 ②貨物車・バスの(ア)ガソリン・LPG車における車両総重量の区分は、平成13年より前の規制において、中量車については1.7t超2.5t以下、重量車については2.5t超である。

資料 1-2-11 二輪車の自動車排出ガス規制

(単位 g・km)

車種	燃料	新車			使用過程車			
		試験モード	一酸化炭素 (CO)	炭化水素 (HC)	窒素酸化物 (NOx)	試験モード	一酸化炭素 (CO)	炭化水素 (HC)
4サイクルエンジン車	ガソリン	二輪車	20.0	2.93	0.51	アイドリング時	4.5%	2,000ppm
2サイクルエンジン車		モード	14.4	5.26	0.14			

車種	適用時期
軽二輪 原付一種	平成10年
小型二輪 原付二種	平成11年

資料 1-2-12 ディーゼル特殊自動車の排出ガス規制

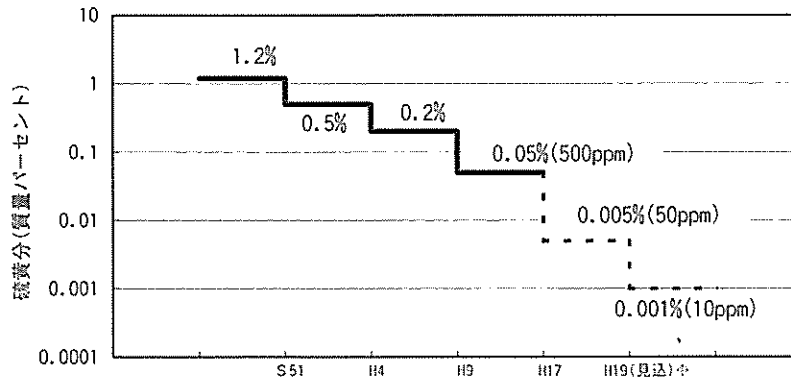
自動車の種類 定格出力		単位	排出ガスの種類				
			窒素酸化物	一酸化炭素	炭化水素	粒子状物質	黒煙
特殊自動車	19kW以上37kW未満	g/kWh	10.40(8.0)	6.50(5.0)	1.95(1.5)	1.04(0.8)	40%
	37kW以上75kW未満		9.10(7.0)	6.50(5.0)	1.69(1.3)	0.52(0.4)	
	75kW以上130kW未満		7.80(6.0)	6.50(5.0)	1.30(1.0)	0.39(0.3)	
	130kW以上560kW未満		7.80(6.0)	4.55(3.5)	1.30(1.0)	0.26(0.2)	

※ 規制値の( )内の数値は平均値

資料 1-2-13 自動車の燃料に関する許容限度

自動車燃料の種類	燃料の性状または 燃料に含まれる物質	許容限度
ガソリン	鉛	検出されないこと
	硫黄	0.005質量%以下
	ベンゼン	1体積%以下
	MTBE (メチルターシャリーブチルエーテル)	7体積%以下
	酸素分	1.3質量%以下
軽油	硫黄	0.005質量%以下
	セタン指数	45以上
	90%留出温度	摂氏360度以下

資料 1-2-14 軽油中に含まれる硫黄分の許容限度の推移



資料1-2-15 自動車単体騒音規制の推移

(単位:デシベル)

自動車の種別	規制内容	定常走行騒音		排気騒音		近接排気騒音		加速走行騒音						
		昭和26年	平成10年～13年規制	昭和26年	平成10年～13年規制	60年～63年規制	平成10年～13年規制	46年規制	51・52年規54年規制	57年～62年規制	平成10年～13年規制			
大型車	車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が150キロワットを超えるもの	全輪駆動車、トラック及びビクレーン車	83(13年)									83(61年)	82(13年)	
		トラック	(84)80		80		107(63年)		92	89	86		83(60年)	81(13年)
		バス											83(59年)	81(10年)
中型車	車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が150キロワット以下のもの	全輪駆動車												81(13年)
		トラック	(82)78		78		105(63年)		89	87	86		83(58年)	80(13年)
小型車	車両総重量が3.5トン以下のもの	軽自動車以外												80(12年)
		軽自動車	85		85									
乗用車	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの	車両総重量が1.7トンを超えるもの												76(12年)
		車両総重量が1.7トン以下のもの	(78)74		74		103(63年)		85	83	81		78(59年)	76(11年)
二輪自動車	小型二輪自動車	ポムネット型のもの												76(11年)
		キャブオーバー型(ポムネット型以外)のもの												76(12年)
原動機付自転車	第一種原動機付自転車	乗車定員6人超えるもの	(74)70		70		103(63年)		84	82	81		78(57年)	76(10年)
		乗車定員6人以下のもの												
使用過程車	全車	総排気量0.250リットルを超えるもの												75(62年)
		総排気量0.125リットルを超え、0.250リットル以下のもの	70	(78.1)	74		99(60年)		86	83	78		75(60年)	73(10年)
使用過程車	全車	総排気量0.050リットルを超え、0.125リットル以下のもの	70	(71.1)	70		95(60年)		82	79	75		72(61年)	71(13年)
		総排気量0.050リットル以下のもの		(69.6)					80				72(59年)	71(10年)
使用過程車	全車		85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85

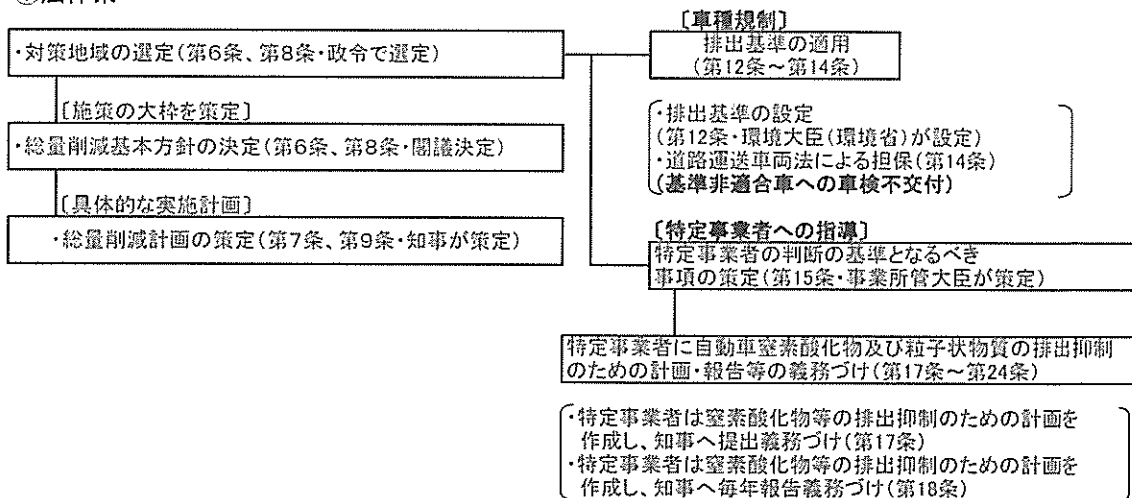
1. 定常走行騒音の現行の欄中( )内の数値は、測定速度及び測定位置の変更による現行規制値の換算値を示す。

2. 近接排気騒音の欄中( )内の数値は、リアエンジン車の許容限度を示す。

3. 規制年については、道路運送車両法に基づき「道路運送車両の保安基準」において定められる。

資料1-2-16 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の  
特定地域における総量の削減等に関する特別措置法  
(自動車NOx・PM法)

①法体系



②窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準

貨物自動車・バス・特種自動車等(ディーゼル車、ガソリン車、LPG車)		
車両総重量	1.7t以下	窒素酸化物:0.48g/km(昭和63年規制ガソリン車並)
		粒子状物質:0.055g/km(注1)
	1.7t超2.5t以下	窒素酸化物:0.63g/km(平成6年規制ガソリン車並)
		粒子状物質:0.06g/km(注1)
	2.5t超3.5t以下	窒素酸化物:5.9g/kWh(平成7年規制ガソリン車並)
		粒子状物質:0.175g/kWh(注1)
	3.5t超	窒素酸化物:5.9g/kWh(平成10年規制ディーゼル車並)
		粒子状物質:0.49g/kWh(平成10年規制ディーゼル車並)
	ディーゼル乗用車(注2)	窒素酸化物:0.48g/km(昭和53年規制ガソリン車並)
		粒子状物質:0.055g/km(注1)

(注1) 粒子状物質排出基準値は、新短期規制(平成14年から実施)の2分の1の値としている。これは、中央環境審議会の「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」(第4次答申平成12年11月)を踏まえたもので、この答申において、新長期規制(平成17年から実施予定)については、新短期規制の2分の1程度より更に低減した規制値とすることが適当であるとされている。

(注2) 特種自動車でディーゼル乗用車ベースのものを含む。

## 資料1-2-17 自動車の燃費基準について

対象車種と目標年度及び目標基準値

【ガソリン乗用自動車】

目標年度:2010年度

区分 (車両総重量:kg)	~702	703 ~827	828 ~1015	1016 ~1265	1266 ~1515	1516 ~1765	1766 ~2015	2016 ~2265	2266~
目標基準値(km/l)	21.1	18.8	17.9	16.0	13.0	10.5	8.9	7.8	6.4

【ディーゼル乗用自動車】

目標年度:2005年度

区分 (車両総重量:kg)	~1015	1016 ~1265	1266 ~1515	1516 ~1765	1766 ~2015	2016 ~2265	2266~
目標基準値(km/l)	18.9	16.2	13.2	11.9	10.8	9.8	8.7

【車両総重量2.5t以下のガソリン貨物自動車】

目標年度:2010年度

区分 (車両総重量:kg)	軽貨物				軽量貨物			中量貨物			
	~702		703~827		828~	~1015	1016~	~1265		1266 ~1515	1516~
	構造A	構造B	構造A	構造B				構造A	構造B		
AT目標基準値(km/l)	18.9	16.2	16.5	15.5	14.9	14.9	13.8	12.5	11.2	10.3	
MT目標基準値(km/l)	20.2	17	18	16.7	15.5	17.8	15.7	14.5	12.3	10.7	9.3

【車両総重量2.5t以下のディーゼル貨物自動車】

目標年度:2005年度

区分 (車両総重量:kg)	軽貨物	中量貨物				
		~1265		1266 ~1515	1516 ~1765	1766~
		構造A	構造B			
AT目標基準値(km/l)	15.1	14.5	12.6	12.3	10.8	9.9
MT目標基準値(km/l)	17.7	17.4	14.6	14.1	12.5	

(注) 軽貨物 : 軽貨物自動車

軽量貨物 : 車両総重量1.7t以下の貨物自動車

中量貨物 : 車両総重量1.7を超え2.5t以下の貨物自動車

構造A : ①、②、③のいずれにも該当する構造のものをいう

① 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるもの

② 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られているもの

③ 運転者室の前方に原動機を有し、かつ、前軸のみに動力を伝達できるもの(後軸に動力を伝達する場合において前軸からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後軸に動力を伝達するものに限る)

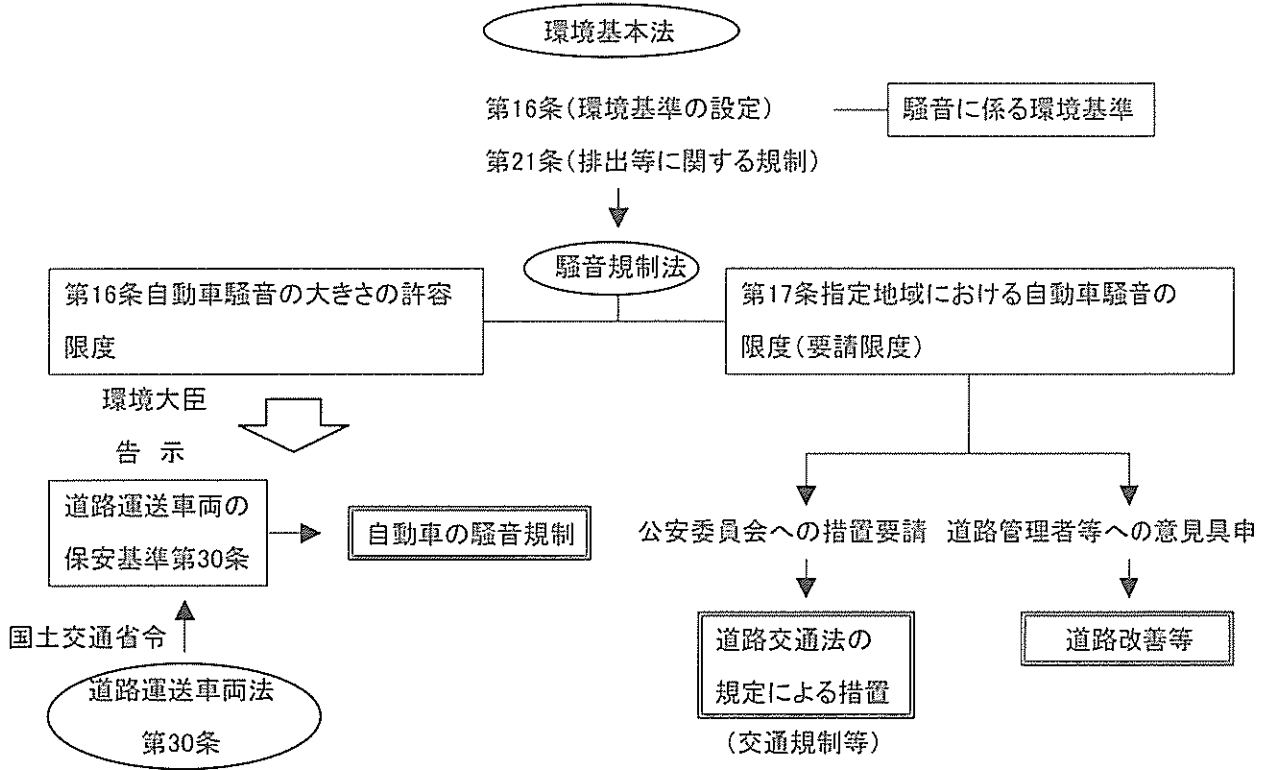
構造B : 構造A以外のものをいう

対象となる自動車は、その型式について道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第75条第1項の型式指定を受けたものである

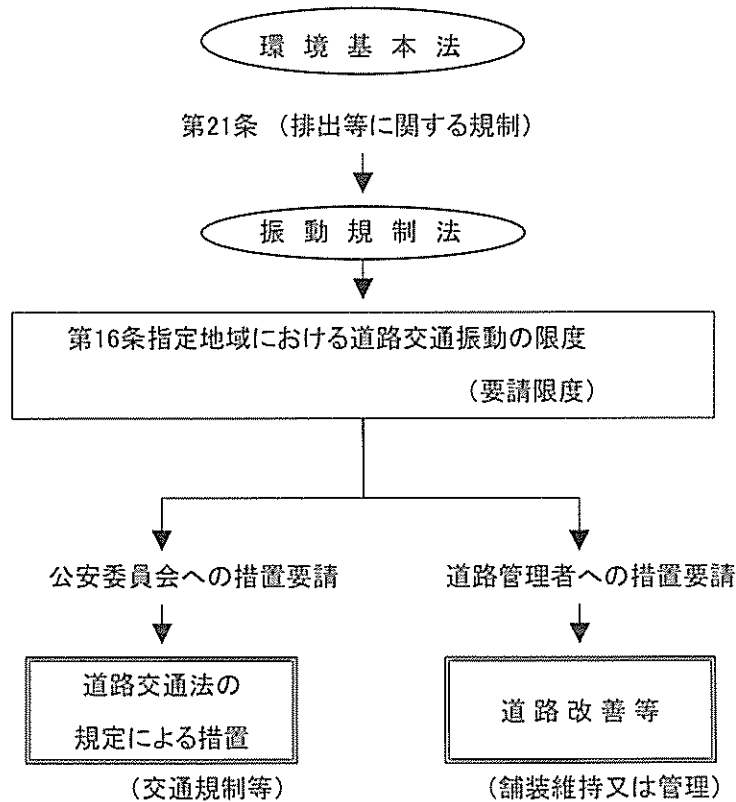
※ 燃費は10・15モード燃費

(エネルギーの使用の合理化に関する法律)

資料 1 - 2 - 18 道路交通騒音に関する法体系



資料 1 - 2 - 19 道路交通振動に関する法体系



車種	局名	用途	台数
天然ガス自動車	健康福祉局	体力測定車等	7
		軽貨物	11
	ゆとりとみどり振興局	小型貨物	1
	環境事業局	ごみ収集車(小型2tクラス)	253
		普通貨物(ダンプ車)	9
		大型塵芥車	4
	建設局	道路作業車	24
	都市環境局	軽貨物	21
		小型貨物	1
		公害パトロール車(軽貨物)	16
		道路作業車	16
	水道局	軽貨物	23
	交通局	市バス	118
小 計			504
電気自動車	健康福祉局	軽貨物	2
	ゆとりとみどり振興局	軽貨物	0
	都市環境局	公害パトロール車(軽貨物)	8
		公害パトロール車(小型乗用)	1
	港湾局	マイクロバス	2
	水道局	軽貨物	3
	小 計		
ハイブリット自動車	健康福祉局	普通乗用	1
	環境事業局	小型乗用	1
	都市環境局	公害パトロール車(普通乗用)	6
	港湾局	普通乗用	1
	水道局	小型乗用	1
	交通局	市バス	15
	小 計		
低公害車 計			545
ULEV	乗用車		24
	貨物・特種		120
LEV-6	乗用車		146
	貨物・特種・乗合		1,563
ULEV,LEV-6 計			1,853
合 計			2,398



1 平成12年基準（新短期）

車種等	適用時期	走行モード	排出ガス値															
			窒素酸化物(NOx)				炭化水素(HC)				粒子状物質(PM)							
			規制値	TLEV	LEV	ULEV	規制値	TLEV	LEV	ULEV	規制値	TLEV	LEV	ULEV				
乗用車 軽量車 (1.7t以下)	H11.10.1	10・15	0.08	0.06	0.04	0.02	0.08	0.06	0.04	0.02	-----							
		11	1.40	1.05	0.70	0.35	2.20	1.65	1.10	0.55								
軽貨物車	H13.10.1	10・15	*0.12	0.10	0.07	0.03	0.13	0.10	0.07	0.03								
		11	2.20	1.65	1.10	0.55	3.50	2.63	1.75	0.88								
中量車 (1.7t超) (3.5t以下)	H12.10.1	10・15	0.13	0.10	0.07	0.03	0.08	0.06	0.04	0.02								
		11	1.60	1.20	0.80	0.40	2.20	1.65	1.10	0.55								
重量車 (3.5t超)	H14.10.1 注(H15.10.1)	13	3.38	2.54	1.69	0.85	0.87	0.65	0.44	0.22					0.18	0.14	0.09	0.05

\* 規制値のうち軽貨物車の窒素酸化物については、従前の基準とする。(0.12g/km:10・15モード)  
注:1.2t超の重量車については、平成15年10月1日適用とする。

注1)単位10・15モード:g/km、11モード:g/test、13モード:g/kWh

2)耐久走行距離 乗用車、軽量車及び中量車は8万km、軽乗用車及び軽貨物車は6万km、重量車は25万km

3)燃費基準については、今後別途定める。

4)車両総重量3.5t超の重量車については、平成15・16年新短期規制に適合するものをLEV-6とみなす。

この措置については、平成15・16年新短期規制の施行から11か月間とし、11か月に達した時点で指定を解除する。ただし、平成15・16年新短期規制に適合し、かつ粒子状物質が0.05g/kWh以下であるもの(以下「低PM車」という。)は、新長期規制の施行をめぐりに指定を解除するものとする。

	車両総重量3.5t～12t	車両総重量12t～
LEV-6指定基準	3.38g/kWh	
適用期間	H14.10.1～H16.8.31	H15.10.1～H17.8.31
指定解除	H16.9.1	H17.9.1
低PM車	平成17年 新長期規制施行をめぐりに指定解除	

5)改正前の指定基準による指定については、下記のとおり適用する。

車種等	重量車	
	(3.5t～12t)	(12t～)
LEV-6指定基準	3.6g/kWh	
適用期限	～H14.9.30	～H15.9.30
指定解除	H15.10.1	H16.10.1

## II 平成17年基準（新長期）

車種等	適用時期	走行モード	排 出 ガ ス 値								
			窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )			非メタン炭化水素 (NMHC)			粒子状物質 (PM)		
			規制値	17 LEV	17 ULEV	規制値	17 LEV	17 ULEV	規制値	17 LEV	17 ULEV
乗用車 軽量車 (1.7t以下)	H16.2.1	10・15+ 11	0.05	0.025	0.013	0.05	0.025	0.013	----		
軽貨物車	H16.2.1	10・15+ 11	0.05	0.025	0.013	0.05	0.025	0.013			
中量車 (1.7t超) (3.5t以下)	H16.2.1	10・15+ 11	0.07	0.035	0.018	0.05	0.025	0.013			
重量車 (3.5t超)	H16.10.1	JE05	2.00	1.500	—	0.17	0.127	—	0.027	0.020	—

- 注1) モード単位 10・15モード+11モード：g/km、 JE05モード：g/kWh
- 2) 耐久走行距離 乗用車、軽量車及び中量車は8万km、軽乗用車及び軽貨物車は6万km、重量車は25万km
- 3) 基準計算式 窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>) 10・15モード×0.88+11モード÷4.084×0.12  
非メタン炭化水素 (NMHC) (10・15モード×0.88+11モード÷4.084×0.12) ×0.8
- 4) 乗用車から中量車までの平成17年基準（新長期）適合車は、平成12年基準（新短期）の「LEV」とみなす。
- 5) 車両総重量3.5t超の重量車については、平成17年 新長期規制に適合するものをLEV-6とみなす。  
この措置については、平成17年 新長期規制の適用開始時期から12か月間とし、12か月に達した時点で指定を解除する。

項目	重量車 (3.5t超)		
LEV-6指定基準	NO <sub>x</sub> 2.00g/kWh	NMHC 0.17g/kWh	PM 0.027g/kWh
適用期限	H16.10.1 ~ H18.9.30		
指定解除	H18.10.1		

- 6) 重量車で平成17年基準（新長期）25%以上低減車を当分の間「17LEV」として指定する。

(京阪神六府県市自動車排出ガス対策協議会)

### 資料1-2-22 クリーンドライビングキャンペーン・アイドリングストップ運動

啓発媒体	内 容
街頭キャンペーン	低公害車フェア会場及び集客施設周辺においてリーフレットを配付しました。(9月17日(金)～9月19日(日)[ATC南ピロティ])
リーフレット	交通安全協会の協力を得て、クリーンドライビングに理解と協力を求めるリーフレットを運転免許証更新時に配布しました。また、区役所(24ヶ所)など主な集客施設に設置しました。
ポスター	地下鉄車内吊り(12月21日(火)～22日(水)、他7回)、市関係庁舎(12月～3月)、地下鉄駅構内掲示板(12月22日～1月4日)、市内広報版(12月)、市立小学校(12月)に設置しました。
啓発グッズの配布	各種イベントにおいて、クリアファイル等のグッズを配布しました。

資料1-3-1 神崎川水域におけるBODの経年変化

(単位:mg/L)

No.	調査地点	河川・海域名	類型	平成7年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16
1	小松橋	神崎川	B	3.3	1.9	3.6	1.5	2.7	3.4	2.8	3.0	1.7	1.6
2	吹田橋	〃	B	6.2	5.1	5.4	5.2	5.4	5.4	5.3	*4.4	*2.9	2.3
3	新三國橋	〃	B	4.1	3.4	3.0	2.4	3.4	3.1	3.8	*2.8	*3.0	1.7
4	神崎橋	〃	B	3.6	2.6	3.7	1.8	2.0	2.9	3.5	2.8	*2.8	1.4
5	千船橋	〃	B	2.6	2.3	2.4	1.7	2.0	2.4	2.0	2.4	2.1	2.0
6	辰巳橋	〃(左門殿川)	B	2.6	2.2	2.3	1.4	2.0	2.3	2.6	*2.5	2.1	1.6
7	新京阪橋	安威川	C	6.7	4.3	3.6	4.0	4.2	3.9	4.2	3.5	3.3	1.6

- (注) 1. 数値は年平均値である。  
 2. \*印は環境基準不適合を表している。  
 環境基準適合とは、年間を通じて日間平均値が環境基準を満足する割合が75%以上の場合をいう。  
 3. 神崎川は平成13年3月にE類型からB類型に変更。  
 4. 安威川は平成14年6月にE類型からC類型に変更。

資料1-3-2 淀川水域におけるBODの経年変化

(単位:mg/L)

No.	調査地点	河川・海域名	類型	平成7年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16
8	JR赤川鉄橋	淀川	B	2.1	1.9	1.4	1.9	1.5	1.6	1.7	1.8	1.4	1.3
9	伝法大橋	〃	C	2.7	2.8	3.0	2.8	3.1	3.5	2.7	4.7	2.8	1.8

- (注) 1. 数値は年平均値である。  
 2. 淀川下流(伝法大橋)は平成15年3月にD類型からC類型に変更。

資料1-3-3 寝屋川水域におけるBODの経年変化

(単位:mg/L)

No.	調査地点	河川・海域名	類型	平成7年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16
10	今津橋	寝屋川	D	*12	9.3	6.3	7.3	7.3	9.4	*9.8	*9.5	*9.1	*6.7
11	新喜多大橋	〃	D	9.6	*11	*9.7	7.2	6.4	7.9	*9.1	*9.6	*9.7	*8.1
12	京橋	〃	D	6.8	5.3	4.6	3.4	5.4	5.2	4.2	4.9	4.9	4.4
13	徳栄橋	古川	D	*12	9.3	*8.7	*9.4	8.0	7.8	*8.5	*8.3	6.6	6.0
14	阪東小橋	第二寝屋川	D	*13	*13	*10	6.9	*8.3	*9.1	*8.5	*8.1	*8.1	6.3
15	下城見橋	〃	D	*12	*14	*10	*9.2	7.4	7.2	6.0	7.8	*9.0	*8.3
16	中竹刈橋	平野川	D	*29	*28	*23	*17	*18	*18	*19	*15	*15	*15
17	安泰橋	〃	D	*28	*27	*22	*14	*16	*14	*16	*13	*12	*11
18	陸橋	〃	D	*14	*19	*12	*11	*9.1	9.1	8.5	8.5	*10	*6.9
19	南弁天橋	〃	D	*16	*18	*14	6.9	8.4	8.2	7.7	6.4	*9.5	7.8
20	城見橋	〃	D	*12	*14	*11	8.9	7.3	7.2	6.1	6.6	7.7	*7.0
21	片一橋	平野川分水路	D	9.0	*10	7.8	5.8	6.9	6.6	4.7	5.9	*7.1	*7.4
22	天王田大橋	〃	D	9.1	8.8	7.1	5.5	6.0	5.7	4.6	6.8	*6.4	*8.4
23	赤川橋	城北川	B	2.0	1.6	1.7	1.9	2.4	1.7	1.4	1.7	1.4	1.4

- (注) 1. 数値は年平均値である。  
 2. \*印は環境基準不適合を表している。  
 環境基準適合とは、年間を通じて日間平均値が環境基準を満足する割合が75%以上の場合をいう。  
 3. 寝屋川水域は平成15年5月にE類型からD類型に変更。城北川は平成15年5月にC類型からB類型に変更。

資料1-3-4 大阪市内河川水域におけるBODの経年変化

(単位: mg/L)

No.	調査地点	河川・海域名	類型	平成7年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16
24	毛馬橋	大川	B	1.9	1.8	1.9	1.7	1.8	1.8	1.3	1.6	1.2	1.2
25	桜宮橋	〃	B	2.1	2.1	1.9	1.6	1.8	1.7	1.3	1.4	1.2	1.2
26	天神橋(右)	堂島川	B	*4.4	3.6	4.0	3.2	3.1	2.3	1.9	2.4	*2.3	1.9
27	天神橋(左)	土佐堀川	C	*5.3	*6.6	*5.1	4.0	*3.8	3.7	3.1	3.5	3.7	3.5
28	天保山渡	安治川	B	1.8	1.7	1.7	1.5	1.5	1.6	1.2	1.4	1.3	1.2
29	北港大橋 下流700m	正蓮寺川	C	3.2	3.4	2.7	2.5	2.7	3.3	3.0	3.0	2.0	2.1
30	春日出橋	六軒家川	B	3.1	2.6	2.6	1.9	2.7	2.2	1.7	1.8	1.6	1.2
31	本町橋	東横堀川	C	4.3	4.4	3.6	3.6	3.5	3.8	3.3	3.0	2.6	2.3
32	大黒橋	道頓堀川	B	2.7	2.4	2.3	2.5	2.6	3.3	2.3	2.9	2.0	1.7
33	甚兵衛渡	尻無川	C	2.5	2.8	2.5	2.3	1.9	2.2	1.8	2.1	1.5	1.7
34	千本松渡	木津川	C	2.5	2.7	2.4	2.4	2.1	2.2	1.8	2.1	2.1	2.0
35	船町渡	木津川運河	C	2.3	2.3	2.1	1.8	2.1	1.9	1.8	1.9	1.8	1.9
36	住之江大橋 下流1100m	住吉川	C	*4.3	*6.9	*5.6	*7.3	*6.1	3.9	2.8	3.6	3.4	2.6

- (注) 1. 数値は年平均値である。  
 2. \*印は環境基準不適合を表している。  
 環境基準適合とは、年間を通じて日間平均値が環境基準を満足する割合が75%以上の場合をいう。  
 3. 大川・堂島川・安治川・六軒家川・道頓堀川は平成15年5月にC類型からB類型に変更。  
 4. 東横堀川は平成15年5月にC類型に指定。

資料1-3-5 大和川水域におけるBODの経年変化

(単位: mg/L)

No.	調査地点	河川・海域名	類型	平成7年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16
37	浅香 新取水口	大和川	C	*10	*10	*10	*9.4	*8.7	*6.2	*5.7	*4.9	*4.6	4.0
38	遠里小野橋	〃	D	*13	*10	*8.6	4.1	5.0	4.5	5.4	6.4	5.4	4.5

- (注) 1. 数値は年平均値である。  
 2. \*印は環境基準不適合を表している。  
 環境基準適合とは、年間を通じて日間平均値が環境基準を満足する割合が75%以上の場合をいう。

資料1-3-6 大阪港湾水域におけるCODの経年変化

(単位: mg/L)

No.	調査地点	類型	平成7年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16
39	神崎川河口中央	C	5.2	5.1	4.9	5.4	5.4	6.2	7.3	6.7	4.9	4.1
40	中島川河口	C	5.1	6.0	5.6	5.7	5.5	5.7	6.4	6.1	5.9	5.6
41	淀川河口中央	C	5.2	4.7	5.1	5.7	5.1	5.2	5.8	5.5	4.2	3.5
42	正蓮寺川河口	C	5.0	6.9	4.9	5.1	4.6	5.3	5.4	5.8	4.9	5.3
43	木津川河口中央	C	5.0	4.8	4.8	5.5	5.3	5.6	5.7	6.4	4.9	4.2
44	No.5 パイ跡	C	4.3	4.1	4.0	4.5	4.7	4.6	4.5	4.9	3.8	3.2
45	第一号岸壁	C	4.1	4.3	4.2	4.2	3.8	3.9	3.8	4.2	4.0	4.5
46	No.25 ドルフィン	C	4.2	5.0	4.5	4.4	4.2	4.1	4.1	4.4	4.4	4.9
47	北港沖1,000m	C	3.7	3.6	4.6	4.2	4.6	3.5	3.8	4.0	3.8	4.5
48	大阪港関門外	C	3.8	3.2	3.7	3.8	4.7	4.9	5.7	4.9	3.6	3.2
49	南港	C	4.5	3.6	4.0	5.0	4.4	4.9	5.1	5.3	4.1	3.1
50	大阪湾C-3	C	3.0	3.4	3.4	3.6	3.5	3.4	3.0	3.8	3.8	4.1

- (注) 数値は年平均値である。

資料1-3-7 大阪市内公共用水域における水質調査結果（平成16年度）

① 河川（38地点）

No.	調査地点	河川名	類型	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)
1	小松橋	神崎川	B	6.8~7.5	9.4	1.6 (1.9)	3.6	10
2	吹田橋	〃	B	7.3~7.5	8.3	2.3 (2.7)	6.4	11
3	新三国橋	〃	B	7.1~7.7	7.6	1.7 (1.9)	5.0	5
4	神崎橋	〃	B	7.0~7.7	7.7	1.4 (1.8)	5.3	4
5	千船橋	〃	B	7.2~8.1	7.3	2.0 (2.1)	5.2	6
6	辰巳橋	〃 (左門殿川)	B	7.0~8.1	7.4	1.6 (1.9)	4.5	3
7	新京阪橋	安威川	C	7.0~7.9	8.4	1.6 (1.7)	5.0	7
8	JR赤川鉄橋	淀川	B	7.3~8.8	9.7	1.3 (1.4)	3.6	6
9	伝法大橋	〃	C	7.2~8.7	9.4	1.8 (2.5)	4.2	5
10	今津橋	寝屋川	D	6.5~7.9	5.1	6.7 (8.3)	8.7	8
11	新喜多大橋	〃	D	6.9~7.3	5.2	8.1 (9.1)	9.8	13
12	京橋	〃	D	6.6~7.4	8.8	4.4 (4.8)	6.1	9
13	徳栄橋	古川	D	6.4~7.2	4.5	6.0 (7.4)	7.7	12
14	阪東小橋	第二寝屋川	D	6.9~7.3	5.7	6.3 (7.8)	10	5
15	下城見橋	〃	D	6.5~7.1	4.9	8.3 (9.3)	8.7	6
16	中竹洲橋	平野川	D	6.9~7.7	3.8	15 (16)	16	11
17	安泰橋	〃	D	6.8~9.4	5.7	11 (13)	15	8
18	睦橋	〃	D	6.9~7.5	5.9	6.9 (8.2)	12	6
19	南弁天橋	〃	D	6.7~7.3	2.4	7.8 (7.6)	11	5
20	城見橋	〃	D	6.5~7.2	4.3	7.0 (8.4)	9.2	7
21	片一橋	平野川分水路	D	6.8~7.4	5.2	7.4 (10)	10	5
22	天王田大橋	〃	D	6.5~7.2	5.0	8.4 (9.7)	10	5
23	赤川橋	城北川	B	7.2~7.6	8.6	1.4 (1.5)	4.9	11
24	毛馬橋	大川	B	7.4~7.6	9.3	1.2 (1.4)	4.4	9
25	桜宮橋	〃	B	7.0~7.6	9.6	1.2 (1.4)	3.2	9
26	天神橋（右）	堂島川	B	6.7~7.6	8.4	1.9 (2.2)	4.0	9

No.	調査地点	河川名	類型	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)
27	天神橋(左)	土佐堀川	C	6.6~7.4	7.9	3.5 (5.0)	5.3	9
28	天保山渡	安治川	B	7.3~8.4	7.2	1.2 (1.5)	2.9	3
29	北港大橋 下流700m	正蓮寺川	C	7.2~8.1	5.9	2.1 (2.4)	4.7	4
30	春日出橋	六軒家川	B	7.3~8.3	8.0	1.2 (1.2)	3.5	5
31	本町橋	東横堀川	C	6.7~7.4	7.2	2.3 (2.6)	4.8	9
32	大黒橋	道頓堀川	B	6.7~7.3	6.2	1.7 (1.9)	4.6	8
33	甚兵衛渡	尻無川	C	7.1~8.2	6.7	1.7 (2.0)	4.2	5
34	千本松渡	木津川	C	7.0~7.8	6.0	2.0 (2.3)	5.0	4
35	船町渡	木津川運河	C	7.1~8.6	7.4	1.9 (2.0)	4.5	4
36	住之江大橋 下流1100m	住吉川	C	7.1~7.9	6.2	2.6 (2.8)	7.4	3
37	浅香新取水口	大和川	C	7.6~8.2	9.4	4.0 (4.8)	7.6	11
38	遠里小野橋	々	D	7.6~8.1	9.2	4.5 (4.4)	7.6	11

(注) 数値は年平均値である。ただし( )の数値は日間平均値の75%値を示す。

② 海 域 (12地点)

No.	調査地点	類型	pH	DO (mg/L)	COD (mg/L)	BOD (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全 磷 (mg/L)	油 分 (mg/L)
39	神崎川河口中央	C	7.4~8.3	6.3	4.1 (4.4)	2.0	2.0	0.17	—
40	中島川河口	C	7.2~8.3	6.4	5.6 (6.3)	2.1	—	—	—
41	淀川河口中央	C	7.5~8.6	9.2	3.5 (4.2)	2.3	1.0	0.12	—
42	正蓮寺川河口	C	7.3~8.5	7.1	5.3 (5.5)	2.4	—	—	—
43	木津川河口中央	C	7.3~7.8	6.3	4.2 (4.6)	1.7	3.4	0.18	—
44	No.5 プイ跡	C	7.6~8.5	7.8	3.2 (3.4)	1.9	1.9	0.12	—
45	第一号岸壁	C	7.3~8.0	6.3	4.5 (4.8)	1.7	—	—	—
46	No.25 トルフィン	C	7.6~8.7	8.3	4.9 (5.6)	2.5	1.3	0.13	—
47	北港沖1,000m	C	7.6~8.7	7.8	4.5 (4.7)	2.3	0.82	0.082	—
48	大阪港関門外	C	7.9~8.5	7.5	3.2 (3.3)	1.7	1.1	0.12	—
49	南 港	C	7.5~8.4	6.8	3.1 (3.1)	1.9	1.6	0.11	—
50	大阪湾C-3	C	7.9~8.7	8.7	4.1 (4.3)	—	1.1	0.10	N.D.

資料1-3-8 河川観測局における水質経年変化 (年平均値)

(単位: COD、溶存酸素、濁度、塩素イオン、アンモニウムイオン: mg/L、

温度: °C、電気伝導度:  $\mu\text{S}/\text{cm}$ 、酸化還元電位: mV)

水域	観測局	年度		平成	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
		項目													
神 崎 川	下新庄 (神崎川)	C O D			6.8	6.0	5.8	5.7	5.9	6.2	5.4	5.7	5.4	5.2	
		溶 存 酸 素			6.3	6.6	6.7	6.6	6.5	6.5	7.0	6.9	7.5	7.5	
		水 温			18	18	18	19	19	18	19	18	18	19	
		p H			7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	
		濁 度			25	21	23	21	21	21	18	19	23	21	
		電 気 伝 導 度			446	387	352	363	409	403	390	408	356	352	
		アンモニウムイオン			3.8	2.4	2.0	2.2	2.0	1.8	1.3	1.3	0.9	0.7	
	出来島 (神崎川)	C O D				6.6	4.9	5.2	5.3	4.7	5.2	5.2	5.0	4.8	4.2
		溶 存 酸 素				4.5	4.4	4.7	4.2	4.4	4.5	4.7	4.8	4.6	4.1
		水 温				18	18	18	19	19	18	19	18	18	20
		p H				7.6	7.5	7.4	7.5	7.4	7.4	7.5	7.6	7.4	7.4
		濁 度				18	16	17	14	12	12	11	11	10	10
		電 気 伝 導 度				2.6	2.7	2.3	2.3	—	—	—	—	—	—
		アンモニウムイオン				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
寝 屋 川	今津橋 (寝屋川)	C O D			14	13	12	11	11	12	11	12	10	9.6	
		溶 存 酸 素			1.2	1.1	1.7	1.2	1.5	1.4	1.4	2.1	3.6	3.8	
		水 温			19	20	19	20	20	20	21	20	20	20	
		p H			7.0	7.1	7.1	7.0	7.0	7.0	6.9	6.9	6.9	6.9	
		濁 度			26	29	26	26	23	21	18	19	22	21	
		電 気 伝 導 度			529	528	483	475	480	495	490	495	416	403	
		塩 素 イ オ ン			102	106	—	—	—	—	—	—	—	—	
		アンモニウムイオン			—	—	11	11	9.1	7.9	5.1	3.8	2.8	2.3	
	京橋 (寝屋川)	C O D				10	9.8	8.6	7.4	7.8	8.5	8.1	8.2	7.6	6.5
		溶 存 酸 素				4.1	4.2	4.3	4.4	4.3	4.6	5.3	5.0	5.3	5.2
		水 温				18	18	19	19	20	20	19	19	19	20
		p H				7.1	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.1	7.0	7.0	7.0
		濁 度				32	30	30	26	26	24	21	19	20	8
		電 気 伝 導 度				494	425	399	396	400	396	383	405	347	344
酸化還元電位					+ 77	+ 56	+97	—	—	—	—	—	—	—	
アンモニウムイオン					6.4	5.4	4.4	5.4	4.9	4.4	3.9	3.0	2.7	2.5	
川	衛門橋 (平野川)	C O D			15	14	13	12	13	12	13	12	12	11	
		溶 存 酸 素			1.0	0.9	1.2	1.3	1.2	1.2	1.4	1.6	1.8	1.8	
		水 温			19	20	20	20	20	20	21	20	20	21	
		p H			7.0	6.9	6.9	6.9	7.0	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	
		濁 度			14	15	14	12	17	17	15	15	15	15	
		電 気 伝 導 度			591	582	527	520	548	565	568	546	536	501	
		アンモニウムイオン			12	10	7.7	8.9	8.4	8.4	7.7	6.5	7.5	6.2	

水域	観測局	年度 項目	平成									
			7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
大阪市内河川	大黒橋(道頓堀川)	C O D	5.3	4.5	5.2	5.3	4.5	5.2	4.6	5.4	4.7	4.7
		溶存酸素	3.8	3.6	3.3	3.2	4.3	4.8	4.2	3.4	4.2	3.9
		水温	18	18	18	19	18	18	18	19	18	18
		p H	7.0	7.1	7.0	7.0	7.0	7.1	7.0	7.0	7.0	6.9
		濁度	12	12	9	7	5	7	6	7	9	11
		電気伝導度	*3,510	*4,060	*3,735	*4,091	*4,091	*2,948	*1,966	*2,155	*1,486	*1,789
		酸化還元電位	+51	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	アンモニウムイオン	—	3.8	3.5	3.1	5.5	2.2	1.9	1.7	1.4	1.1	
	安治川(安治川)	C O D	5.2	(4.7)	4.6	3.1	3.9	5.0	4.4	4.6	4.4	4.4
		溶存酸素	6.6	(8.1)	5.1	4.9	5.6	5.7	5.9	5.5	6.4	6.2
		水温	18	(10)	18	18	18	19	18	18	18	19
		p H	7.2	(7.6)	7.5	7.5	7.4	7.4	7.4	7.5	7.4	7.3
		濁度	18	(15)	16	15	13	13	12	10	11	12
		アンモニウムイオン	2.7	(1.7)	1.2	1.3	—	—	—	—	—	—
	千本松(木津川)	C O D	4.8	4.7	4.7	(4.4)	3.5	3.7	3.7	3.0	2.7	3.1
		溶存酸素	3.9	4.0	3.8	(4.9)	4.2	4.1	4.4	4.6	4.4	3.8
		水温	18	18	19	(14)	19	19	19	18	18	19
		p H	7.4	7.4	7.4	(7.6)	7.5	7.5	7.5	7.7	7.7	7.6
		濁度	9	9	9	(12)	9	4	3	2	1	1
	尻無川(尻無川)	C O D	4.8	5.3	5.4	5.2	4.1	4.6	3.8	4.0	4.4	4.4
		溶存酸素	3.7	3.8	4.1	3.8	4.2	4.6	4.9	4.3	4.5	4.4
		水温	17	18	18	19	19	19	18	19	18	19
		p H	7.4	7.3	7.2	7.2	7.3	7.2	7.3	7.4	7.4	7.4
		濁度	17	18	18	14	6	6	6	5	3	3
	大川(大川)	アンモニウムイオン	2.0	2.2	1.8	2.1	—	—	—	—	—	—
		C O D	4.0	3.8	3.8	2.8	3.5	3.6	3.5	3.5	3.5	3.2
		溶存酸素	9.0	8.9	8.8	8.8	8.8	8.8	9.0	8.8	9.0	8.7
		水温	16	17	18	18	18	17	18	17	17	18
p H		7.4	7.3	7.3	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	
濁度		19	18	17	18	17	15	14	13	17	15	
電気伝導度		188	185	173	163	175	179	179	189	171	164	
塩素イオン		21	21	18	—	—	—	—	—	—	—	
アンモニウムイオン	—	—	—	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1		

注 ①—は非測定 ②( )は有効測定日数(1日あたり18時間以上測定の日)が年間1/2未満

・\*は海水混入により他の測定局との単純な比較が不適当



資料1-3-9 大阪市内河川底質調査結果（平成16年度）

（ドライ値）

項目 地点名	含水率 (%)	pH	COD (mg/kg)	強熱減量 (%)	硫化物 (mg/kg)	カドミウム (mg/kg)
千船橋	60	7.3	35,000	15	8,300	15
大黒橋	64	7.1	41,000	15	5,700	4.1
天保山渡	66	7.4	30,000	13	5,900	1.0
甚兵衛渡	50	7.4	32,000	13	300	2.2
千本松渡	47	7.4	30,000	11	4,500	4.2

項目 地点名	シアン (mg/kg)	鉛 (mg/kg)	六価クロム (mg/kg)	砒素 (mg/kg)	総水銀 (mg/kg)	アルキル水銀 (mg/kg)	PCB (mg/kg)
千船橋	<0.1	230	<0.1	23	2.0	<0.01	4.0
大黒橋	0.2	200	<0.1	17	1.5	<0.01	1.4
天保山渡	<0.1	83	<0.1	9.3	0.88	<0.01	0.15
甚兵衛渡	<0.1	150	<0.1	11	1.1	<0.01	0.84
千本松渡	<0.1	180	<0.1	15	2.9	<0.01	0.80

（試料採取：平成16年5月24日）

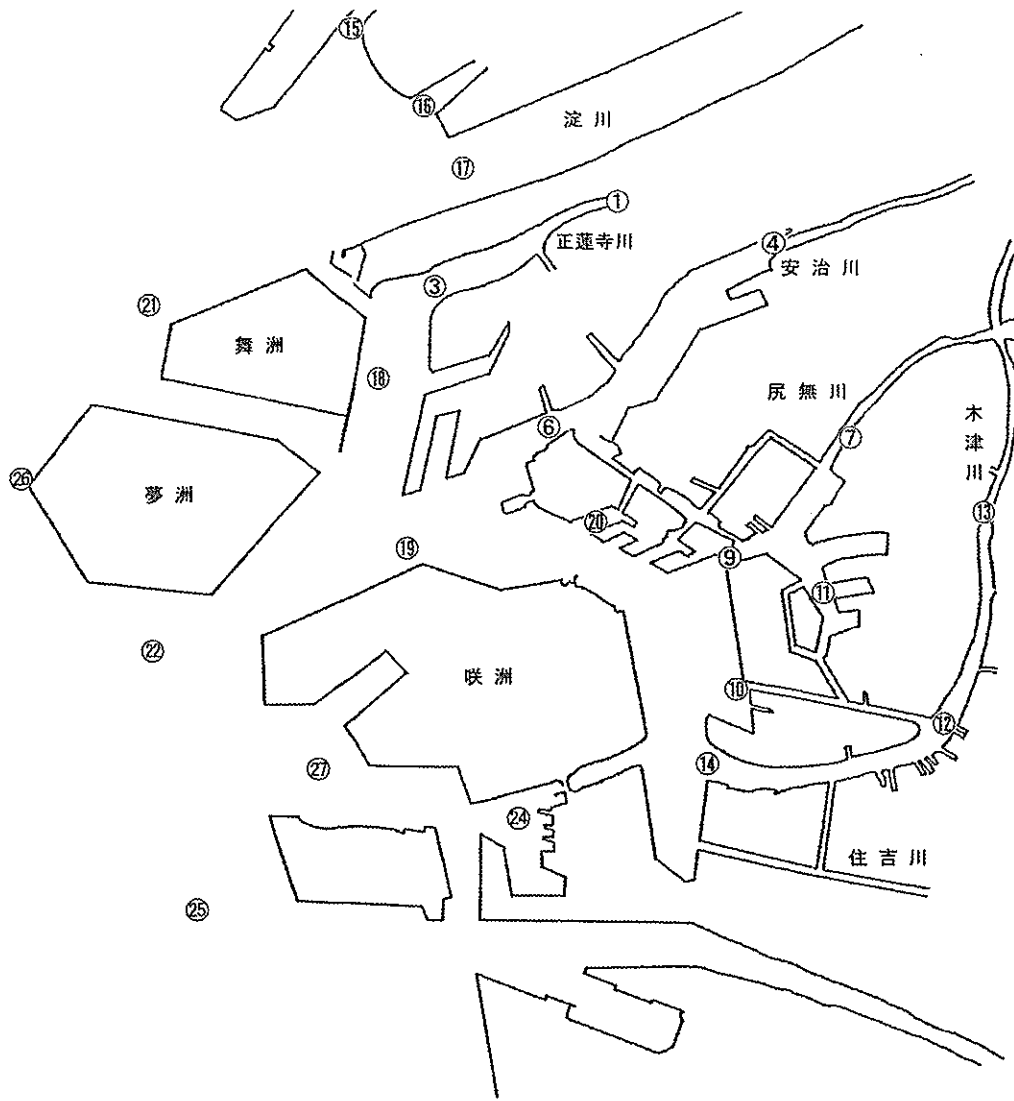
資料1-3-10 底質PCB調査結果（平成16年度）

（単位：mg/kg—乾重）

調査区分	調査地点	PCB濃度
河川	出来島大橋〔神崎川〕	0.20
	今津橋〔寝屋川〕	0.031
	寝屋川橋〔寝屋川〕	0.39
	南弁天橋〔平野川〕	0.18
	毛馬橋〔大川〕	0.068
	桜宮橋〔大川〕	0.047
海域	中島川河口中央	0.47
	木津川河口中央	0.26
	No. 5ブイ跡	0.049
	大阪港関門外	0.095
	南港	0.056

（試料採取：平成16年10月29日～11月17日）

資料1-3-11 大阪港港湾区域内底質調査地点図



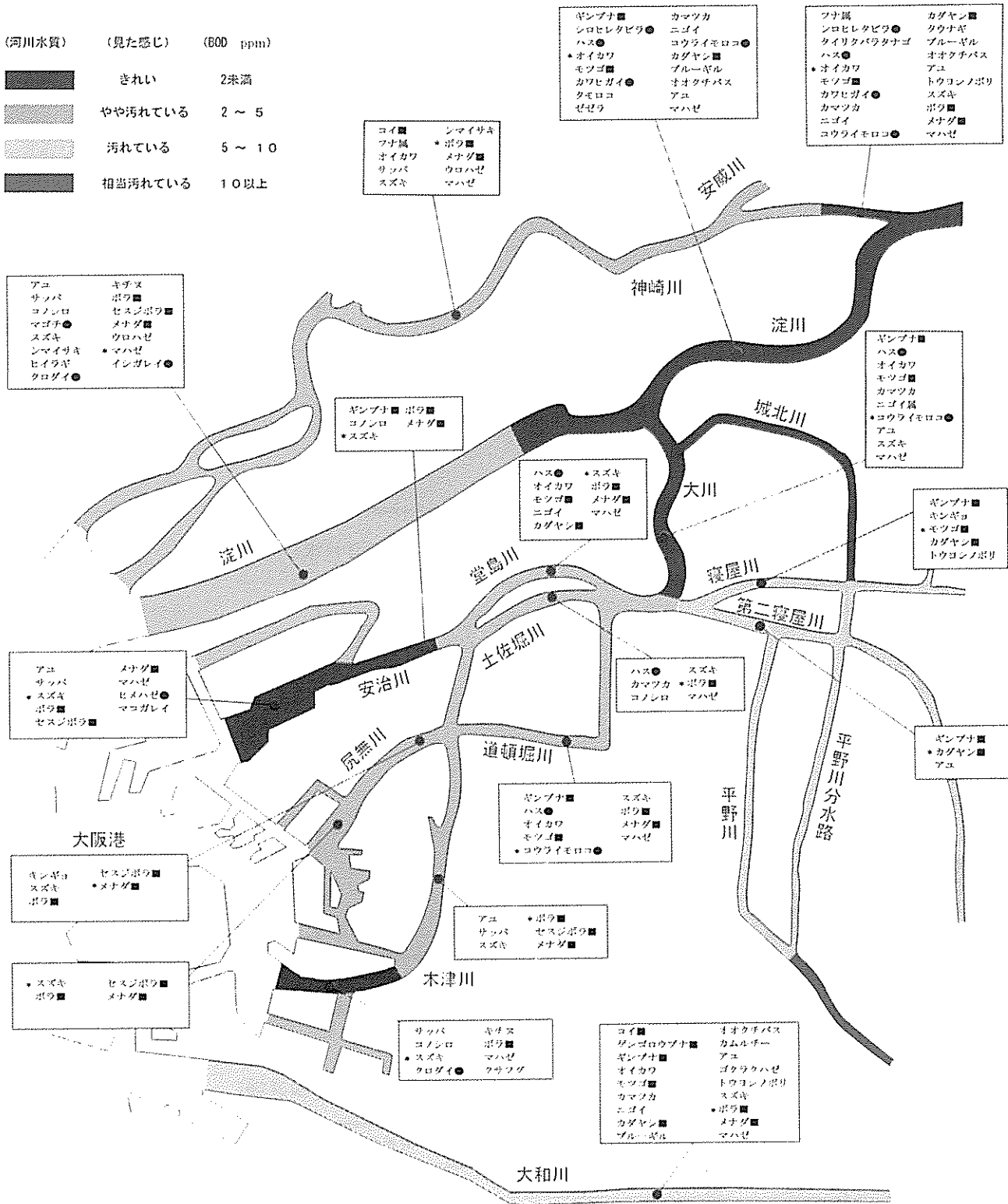
地点	地点名称	地点	地点名称	地点	地点名称
1	正蓮寺川上	12	木津川中	20	第1号岸壁
3	正蓮寺川下	13	木津川上	21	舞洲西沖
4	安治川上	14	木津川下	22	夢洲南沖
6	安治川下	15	中島川河口	24	南港内港
7	尻無川上	16	神崎川河口	25	南埠頭沖
9	尻無川下	17	淀川河口	26	夢洲西沖
10	木津川運河	18	舞洲東沖	27	中埠頭沖
11	大正内港	19	咲洲北沖		

項目 地点名	含水率 (%)	pH	COD <sub>sd</sub> (mg/kg)	強熱減量 (%)	硫化物 (mg/kg)	外シム又はその 化合物 (mg/kg)	シアノ化合物 (mg/kg)	鉛又はその 化合物 (mg/kg)	六価クロム 化合物 (mg/kg)	ヒ素又はその 化合物 (mg/kg)	水銀又はその 化合物 (mg/kg)	アモニウム 化合物 (mg/kg)	PCB (mg/kg)	タイオキシン類 (pg-TEQ/g)
1 正蓮寺川上	67.3	7.2	106000	16.7	13700	4.00	<1	161	<2	7.8	1.38	<0.01	-	-
3 正蓮寺川下	55.1	8.1	47500	9.7	4560	2.57	<1	114	<2	7.9	2.02	<0.01	-	40
4 安治川上	54.6	7.3	82700	14.5	6600	2.54	1	117	<2	5.0	0.95	<0.01	1.21	-
6 安治川下	53.5	8.0	47800	9.6	5450	3.49	<1	115	<2	8.6	2.23	<0.01	1.13	-
7 尻無川上	50.3	7.8	66800	11.1	11100	10.6	6	223	<2	7.7	3.16	<0.01	0.92	-
9 尻無川下	49.7	8.1	43100	8.6	4083	3.79	<1	192	<2	9.8	1.11	<0.01	1.15	93
10 本津川運河	56.7	8.0	41600	9.3	4850	3.24	<1	120	<2	9.5	1.67	<0.01	-	-
11 大正内港	50.3	8.0	56400	9.6	7050	4.67	1	174	<2	11.0	1.58	<0.01	-	-
12 本津川中	56.3	8.1	93200	15.2	19800	17.5	4	530	<2	10.0	6.62	<0.01	-	-
13 本津川上	64.3	7.2	109000	18.1	12600	4.66	2	201	<2	5.7	1.32	<0.01	2.08	-
14 本津川下	56.5	8.1	30800	9.2	4770	3.53	<1	116	<2	8.2	1.55	<0.01	-	-
15 中島川河口	52.7	7.6	40400	11.0	5250	2.91	<1	93.5	<2	9.0	0.95	<0.01	-	-
16 神崎川河口	54.7	7.7	43500	11.2	5100	2.13	<1	72.0	<2	5.7	0.72	<0.01	-	-
17 淀川河口	38.4	7.8	24500	6.7	2260	0.93	<1	21.2	<2	3.4	0.38	<0.01	-	-
18 舞洲東沖	52.7	8.1	18800	8.9	2700	1.91	<1	64.4	<2	7.6	1.70	<0.01	-	-
19 咲洲北沖	50.3	7.9	19800	8.3	470	1.01	<1	27.9	<2	4.9	0.79	<0.01	-	-
20 第1号岸壁	57.4	8.1	32000	9.7	4200	3.50	<1	168	<2	5.3	1.68	<0.01	-	-
21 舞洲西沖	51.6	8.1	28500	8.7	1710	1.36	<1	57.9	<2	4.6	0.78	<0.01	0.11	-
22 夢洲南沖	55.1	8.0	18100	9.8	660	1.76	<1	71.1	<2	5.1	1.28	<0.01	-	-
24 南港内港	53.5	8.0	24500	9.2	2350	1.48	<1	72.3	<2	4.8	0.79	<0.01	-	-
25 南埠頭沖	56.4	7.8	24200	9.1	1120	1.21	<1	42.2	<2	4.6	0.73	<0.01	0.06	-
26 夢洲西沖	52.9	8.0	22900	8.8	1320	1.07	<1	39.2	<2	4.9	0.67	<0.01	-	-
27 中埠頭沖	50.7	8.0	19500	8.5	380	1.13	<1	41.4	<2	2.8	0.78	<0.01	-	-

資料 1-3-13 市内河川魚類生息状況調査結果（平成13年度）

項 目	調 査 結 果
① 調査時期	春季調査 平成13年5月（5日間）      夏季調査 平成13年8月（5日間） 秋季調査 平成13年11月（5日間）      冬季調査 平成14年2月（5日間）
② 調査場所	大阪市内河川水域 17地点
③ 調査結果	<p>ア. 今回の調査で生息が確認された魚種は、17科40種2,869個体であった。 （魚類の分布は資料1-3-14）</p> <p>イ. 採集個体数が多かった魚類は、オイカワ、コウライモロコ、フナ類（以上淡水魚）、ボラ、スズキ、マハゼ、メナダ（以上汽水・海水魚）であり、前回調査とほぼ同様であった。</p> <p>ウ. アユは、前々回調査（平成3年度）5地点35匹、前回調査（平成8年度）6地点40匹に比べ、採集されたのは17匹であったが、採集地点数は8地点と生息範囲が広がっていた。</p> <p>エ. 四季別では、これまでの調査結果と同様に、春季及び夏季の採集個体数、魚種数は多く、秋季及び冬季の採集個体数、魚種数は少なくなる傾向を示した。</p> <p>オ. 環境指標になりうる魚類を検討した結果、大阪市域においては、コウライモロコ、ハス、シロヒレタビラ、カワヒガイ、マゴチ、クロダイ、ヒメハゼ、イシガレイの8種が比較的清浄な河川水質を代表する指標種と考えられる。</p>
④ 魚類の生息状況からみた水環境の変化	<p>ア. 水質の状況は、魚類の生息を左右する大きな要素であり、地点ごとに確認された魚種数は、神崎川上流部、淀川、大和川などの地点で多く、前回調査と比較して、17地点中12地点で増加しており、市内河川全般の水質が向上していることが反映された。</p> <p>イ. 寝屋川では、前回調査では魚が確認できない状況であったが、水質が改善されつつあることに伴い、今回はギンブナ、モツゴ、カダヤシなどの魚類が確認され、本水域を生息域として利用し始めていることが推測された。</p> <p>ウ. 河川の清浄な水質を代表する指標種のうち、コウライモロコとハスは、前回調査と比較して確認範囲に広がりが見られ、それぞれ3から4地点、3から6地点に増加していた。 新たに確認された地点は、道頓堀川、堂島川、土佐堀川の3地点であった。</p> <p>エ. 今回の調査では、前回と比較して多くの地点で魚類相の改善がみられた。  これは、主に近年の河川水質が向上していることによるものと考えられるが、今後、より多くの魚類を呼び戻すには、水質の改善に加え、底質や水深、護岸構造などを魚類の生息に適したものにしていくことが必要であると考えられる。</p>

市内河川の魚類の分布 (平成13年度)

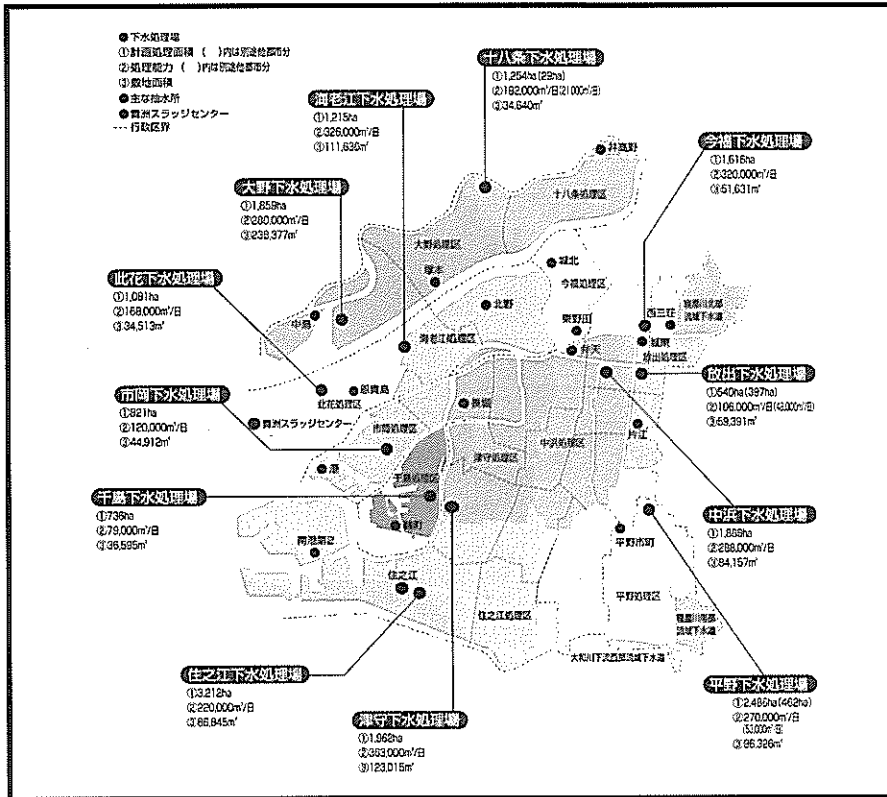


注) 1 \*は個体数からみた優先種。  
 2 ●は清潔な水質を代表する種、■は汚濁した水質でも生きられる種。

備考 河川のBODは平成12年度の値を使用した。  
 大阪市内公共用水域水質測定結果(平成12年度)

資料1-3-15 下水処理区と下水処理場

市内は、12の下水処理区と3つの流域下水道の区域に分けられています。



資料1-3-16 水域別・行政区別・法律条例適用事業場数(平成17年3月末)

行政区	瀬戸内海環境保全特別措置法	水質汚濁防止法	大阪府生活環境の保全等に関する条例	計
神崎川				
西淀川	2	19		21
淀川	1	1		2
北		2		2
福島		1		1
此花	1	22		23
港		1		1
大正	5	7		12
東淀川	1			1
住之江	1	2	2	5
西成	1	1	1	3
寝屋川				
旭	1			1
城東	2	4		6
鶴見	1			1
中央		1		1
平野		1		1
大和川		8		8
計	16	70	3	89

(注) 1. 水域区分は、水質汚濁防止法第3条の3第3項の規定による排水基準を定める条例に基づきます。  
2. 大阪市内12下水処理場を含みます。

資料1-3-17 立入指導等の状況(公共用水域へ排水を排出する工場・事業場)

(平成16年度)

	立入工場数	基準超過事業場数	排水の一時停止命令	改善命令	改善勧告	その他指示
法律対象	115	2	0	0	0	2
条例対象	6	0	0	0	0	0
合計	121	2	0	0	0	2

(注)大阪市内12下水処理場を含みます。

資料 1-3-18 水質関係 法律・条例届出受理件数(平成16年度)

行政区	法律・条例	瀬戸内海環境保全 特別措置法	水質汚濁防止法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例
北			2	
此花			17	
中央			1	
港			1	
大正		4	3	
西淀川			12	
淀川		1	1	
旭		1		
城東			4	
住之江		1	1	1
平野			4	
西成		1	1	
合計		8	47	1

資料 1-3-19 特定事業場・除害施設必要事業場数(平成16年度)

行政区	特定事業場数	除害施設必要事業場数 (非特定事業場を含む)
北	296	245
都島	124	80
福島	118	86
此花	122	117
中央	235	207
西	140	105
港	124	88
大正	131	88
天王寺	109	79
浪速	102	58
西淀川	203	214
淀川	313	221
東淀川	176	114
東成	250	183
生野	348	173
旭	117	64
城東	236	159
鶴見	139	111
阿倍野	150	49
住之江	195	176
住吉	131	69
東住吉	211	93
平野	290	207
西成	228	116
合計	4,488	3,102

資料 1-3-20 立入指導等の状況：公共下水道へ排出水を排出する工場・事業場(平成16年度)

工場立入件数	8,342
基準超過工場数	199
排水の一時停止命令	0
改善命令	0
改善勧告	4
その他指示	195

資料1-4-1 各区の主要地点年間変動量

(単位:cm)

地域	区名	所在地〔水準点番号〕	年間変動量					変動量累計 昭和10年～ 平成15年
			H9年	H10年	H11年	H13年	H15年	
川北	淀川	西中島7-8〔北-13〕	+0.42	-0.21	-0.52	+0.36	-0.74	-107.60
	東淀川	上新庄2-20〔北-3〕	+0.19	-0.30	-0.19	+0.67	+0.01	-53.19
	西淀川	百島1-3〔北-26〕	+0.98	-0.47	-0.53	+0.19	-0.02	-244.10
中心	北	茶屋町1-40〔中-7〕	-	(+0.49)	-	(-0.28)	-0.25	-158.35
	中央	大阪城3〔中-28〕	-0.04	-0.03	-0.48	+0.32	+0.22	-15.68
	西	九条2-19〔西-45〕	+1.13	-0.67	-0.38	+0.15	-0.19	-139.25
	天王寺	生玉町13〔国-234(Ⅲ)〕	+0.01	-0.04	-0.62	+0.51	+0.03	-3.94
	浪速	恵美須西1-2〔国-235〕	+0.17	-0.11	-0.54	+0.68	+0.16	-20.63
北西	此花	西島1-2〔西-4〕	+1.08	-0.36	-0.74	+0.06	-0.37	-290.54
	福島	玉川4-1〔中-16〕	-	(+1.21)	-	(-0.02)	+0.06	-144.18
北東	旭	大宮3-1〔東-2〕	-0.22	-0.09	-0.01	-0.46	-0.33	-30.52
	都島	東野田町4-15〔東-8〕	+0.37	-0.25	-0.38	+0.43	-0.13	-59.12
	城東	永田4-4〔東-10〕	+0.09	+0.41	+0.26	+0.87	+0.14	-30.13
	鶴見	鶴見3-11〔東-7〕	-0.08	+0.50	+0.14	+0.35	+0.05	-86.50
	東成	中道4-8〔東-13〕	+0.06	+0.05	+0.16	+0.48	-0.11	-77.02
南東	生野	勝山北1-19〔東-17〕	+0.21	+0.10	-0.10	+0.44	+0.35	-10.65
	阿倍野	王子町4-1〔南-18(Ⅱ)〕	-	(-0.08)	-	(+0.43)	+0.59	-16.32
	東住吉	湯里1-15〔南-15〕	-0.43	0	-0.11	+0.53	+0.66	-24.55
	平野	加美南1-9-17〔南-39〕	-0.38	-0.05	-0.11	+0.15	+0.75	-43.04
南西	港	海岸通4-2〔西-19(Ⅱ)〕	+1.58	-0.38	-0.21	-0.05	-0.35	-79.35
	大正	泉尾1-39〔西-30〕	-	(+0.85)	-	(-0.03)	+0.07	-107.56
	西成	天下茶屋2-2〔国-243〕	+0.21	-0.15	-0.29	+0.62	+0.20	-10.13
	住之江	安立2-11〔国-245〕	-0.16	+0.04	-0.16	+0.51	+0.08	-12.55
	住吉	東粉浜1-5〔国-244〕	+0.04	+0.06	-0.07	+0.68	+0.33	-14.90

- (注)1. 測量不動点は、昭和10～38年:毛馬原標、昭和39～51年:基21号、昭和52～57年:基21号、上町原標、国分原標、262号、昭和58年以降:262号に替え泉南原標。  
 2. 変動量累計のうち、〔西-45〕は昭和13年から、〔西-19(Ⅱ)〕は昭和34年から、〔南-39〕、〔南-18(Ⅱ)〕は昭和38年から、〔国-234(Ⅲ)〕は昭和41年から平成15年までの変動量の累計です。  
 3. 主要地点は長期にわたって固定している水準点のうちから任意に選定しました。  
 4. 表中の-は未観測。  
 5.( )内は、前回観測から観測年までの変動量です。  
 6. 平成13年度以降の変動量は、原則、観測から2年間の変動量です(一部3年間)。



資料1-4-2 地下水位観測井の概要及び地下水位観測結果（平成7年～平成16年）

観測井名	年	所在地	ストレーナ 位置(m)	観測開始時期	観測 開始時期	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
天保山B		港区築港4丁目	96～100.5	昭和38年3月	管頭下(m) O. P(m)	6.15 -2.58	5.79 -2.22	4.41 -0.83	3.70 -0.13	3.55 0.02	3.47 ☆	3.56 0.01	3.58 ☆	3.54 0.03	3.57 ☆
鶴町B		大正区鶴町2丁目	25～30	昭和28年1月	管頭下(m) O. P(m)	4.82 -1.14	5.30 -1.63	3.67 0.03	3.02 0.86	2.88 0.80	2.57 ☆	2.43 1.24	2.63 ☆	2.43 1.24	2.78 ☆
此花		此花区島屋5丁目	23～28	【昭和29年7月】 平成4年7月	管頭下(m) O. P(m)	4.57 -3.22	4.52 -3.17	1.82 -0.26	1.56 -0.20	1.87 -0.52	0.74 ☆	0.74 0.62	0.82 ☆	0.92 0.45	4.85 ☆
姫島		西淀川区姫島4丁目	63～68	昭和28年7月	管頭下(m) O. P(m)	5.38 -3.91	4.66 -3.18	2.37 -0.88	1.88 -0.40	1.91 -0.43	1.42 ☆	1.36 0.13	1.35 ☆	1.42 0.06	1.56 ☆
十三		淀川区十三元今里1丁目	96.6～100	昭和35年7月	管頭下(m) O. P(m)	8.94 -4.60	7.99 -3.64	6.32 -1.96	5.69 -1.33	5.56 -1.21	5.39 ☆	5.33 -0.97	5.37 ☆	5.38 -1.03	5.60 ☆
中之島A		北区中之島1丁目	91～96	昭和35年7月	管頭下(m) O. P(m)	9.93 -5.90	7.94 -3.90	5.79 -1.74	5.19 -1.15	5.06 -1.02	4.89 ☆	4.87 -0.82	4.86 ☆	4.86 -0.81	5.22 ☆
中之島B		“	178～183	昭和35年7月	管頭下(m) O. P(m)	9.06 -5.06	7.89 -3.88	6.56 -2.53	5.96 -1.95	5.87 -1.85	5.69 ☆	5.68 -1.66	5.86 ☆	6.03 -2.01	6.23 ☆
蒲生		城東区中央3丁目	91～96	昭和35年7月	管頭下(m) O. P(m)	13.82 -11.38	11.23 -8.78	10.37 -7.92	9.88 -7.43	9.34 -6.89	8.75 ☆	8.31 -5.86	8.01 ☆	7.75 -5.30	7.73 ☆
港(Ⅱ)A		港区田中3丁目	348～353	【昭和39年4月】 昭和61年6月	管頭下(m) O. P(m)	5.74 -3.24	5.28 -2.78	3.61 -1.10	2.87 -0.36	2.71 -0.21	2.61 ☆	2.65 -0.14	2.65 ☆	2.61 -0.10	2.70 ☆
港(Ⅱ)B		“	441～446	【昭和39年4月】 昭和61年6月	管頭下(m) O. P(m)	14.22 -11.71	13.65 -11.14	13.18 -10.67	12.91 -10.40	12.91 -10.41	12.94 ☆	12.59 -10.08	11.9 ☆	11.58 -9.07	11.26 ☆
港(Ⅱ)C		“	183～188	【昭和39年4月】 昭和61年6月	管頭下(m) O. P(m)	6.83 -4.32	6.28 -3.78	5.33 -2.82	4.64 -2.13	4.53 -2.02	4.42 ☆	4.73 -2.22	4.92 ☆	5.15 -2.64	5.43 ☆
生野A		生野区箕東4丁目	13.5～16.5	昭和42年4月	管頭下(m) O. P(m)	6.14 -0.24	5.80 0.10	5.24 0.67	5.09 0.81	4.98 0.93	5.11 ☆	5.51 0.40	5.5 ☆	5.34 0.57	5.42 ☆
生野B		“	170～180	昭和42年4月	管頭下(m) O. P(m)	14.02 -8.02	13.91 -7.91	13.52 -7.52	13.31 -7.31	12.71 -6.71	12.84 ☆	12.61 -6.60	12.36 ☆	12.17 -6.16	12.16 ☆
柴島		東淀川区柴島1丁目	170～175	昭和43年4月	管頭下(m) O. P(m)	8.88 -4.03	8.48 -3.63	7.66 -2.80	7.31 -2.46	7.23 -2.38	7.09 ☆	7.01 -2.15	6.97 ☆	6.89 -2.04	6.84 ☆
馬場町(Ⅱ)		中央区大手前4丁目	136.7～ 142.2	【昭和44年4月】 平成9年8月	管頭下(m) O. P(m)	34.51 -9.20	33.70 -8.39	(33.36) -8.23	33.08 -7.95	32.77 -7.64	32.47 ☆	32.13 -7.00	31.76 ☆	31.37 -6.24	31.07 ☆

(注) 1. 観測開始時期欄の【】は、観測所設置当初の開始時期であり、同欄下段の時期は、移設後の観測開始時期を示します。

例えば、馬場町観測所は、昭和44年4月から観測を開始し、平成9年8月に移設を行い、馬場町(Ⅱ)観測所へ観測を引き継ぎました。

2. 表中「-」は、不明を示します。

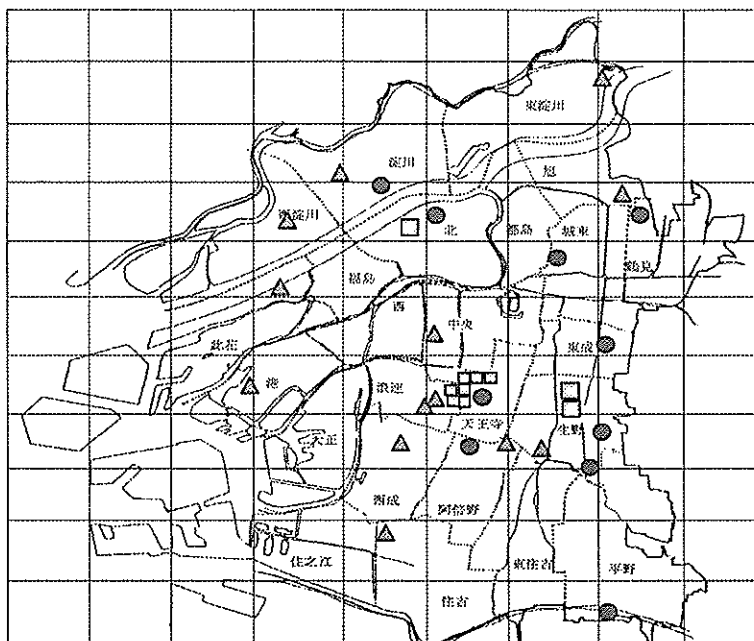
3. 12年以降の☆印は、水準測量が隔年実施となったため、測定値はありません。

4. 地下水位は、年平均水位で示します。

5. 馬場町(Ⅱ)の平成9年の( )内は、8月～12月までの平均水位です。

6. 平成16年度此花観測所における水位の大幅な変化は、阪神高速淀川左岸線の工事により、大量の地下水が湧出したためと考えられます。

資料 1-4-3 地下水汚染調査地点図 (平成16年度)



- 地下水概況調査井戸 (結果は資料 1-4-4 参照)
- 地下水汚染井戸周辺地区調査井戸 (結果は資料 1-4-5 参照)
- ▲ 地下水定期モニタリング調査井戸 (結果は資料 1-4-6 参照)

資料 1-4-4 地下水概況調査結果 (平成16年度)

測定項目	環境基準値(mg/L)	淀川区 十三東	北区 豊崎	鶴見区 緑	城東区 蒲生	東成区 神路	天王寺区 上本町	阿倍野区 阿倍野筋	生野区 巽中	生野区 巽南	平野区 瓜破南
採水日	—	12月22日	12月13日	12月20日	12月20日	12月20日	12月21日	12月13日	12月13日	12月13日	12月17日
色相	—	無色	無色	無色	無色	淡黄色	無色	無色	無色	無色	無色
臭気	—	無臭	無臭	硫化水素臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	硫化水素臭	無臭
pH	—	7.2	7.2	7.8	6.9	7.3	6.7	6.7	7.2	7.2	6.7
カドミウム	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
鉛	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	0.05	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
砒素	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.018	<0.005	<0.005
総水銀	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
PCB	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1, 2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1, 1-ジクロロエチレン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	0.013	<0.004	<0.004	<0.004	0.41	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.03	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.020	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0029	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロパン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
トランス-1,2-ジクロロエチレン	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.072	<0.004	<0.004
ふっ素	0.8	0.12	0.26	0.08	0.11	0.22	<0.08	0.09	0.46	0.34	0.18
ほう素	1	0.06	0.18	0.04	0.12	0.10	0.08	0.12	0.19	0.24	0.05
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10	0.83	<0.08	<0.08	<0.08	0.81	4.8	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08

資料1-4-5 地下水汚染井戸周辺地区調査結果(平成16年度)

測定項目	環境基準値(mg/L)	北区 中津	天王寺区 上汐	天王寺区 生玉町	天王寺区 石ヶ辻町	天王寺区 生玉寺町	天王寺区 生玉寺町	天王寺区 生玉寺町	天王寺区 生玉寺町	天王寺区 生玉寺町	生野区 中川	生野区 中川
採水日	—	12月13日	12月16日	12月14日	12月16日	12月16日	12月16日	12月16日	12月16日	12月16日	12月13日	12月13日
色相	—	無色	無色	無色	無色	無色	無色	淡黄色	無色	無色	無色	無色
臭気	—	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
pH	—	7.1	6.5	7.1	6.6	7.6	7.1	6.9	6.8	7.1	6.8	6.8
砒素	0.01	<0.005	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.005	0.008
ジクロロメタン	0.02	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0002	<0.0002
1,1-ジクロロエチレン	0.02	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0004	<0.0004
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002
1,1,1-トリクロロエタン	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.006	<0.004
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0005	<0.0005
トリクロロエチレン	0.03	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0006	<0.0006
テトラクロロエチレン	0.01	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002
1,3-ジクロロプロペン	0.002	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0005	<0.0005
ベンゼン	0.01	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0002	<0.0002
トランス-1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.001	0.001
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	—	4.3	<0.08	4.6	0.77	1.3	5.0	2.0	—	—	—

資料1-4-6 地下水定期モニタリング調査結果(平成16年度)

測定項目	環境基準値(mg/L)	中央区 西心斎橋	旭区 新森	阿倍野区 天王寺町北	西淀川区 姫里	東淀川区 大槻	生野区 林寺	此花区 依法	西成区 鶴見橋
採水日	—	12月14日	1月11日	12月20日	12月15日	12月20日	12月17日	1月11日	12月16日
色相	—	無色	無色	無色	無色	無色	淡黄色	無色	無色
臭気	—	無臭	微酸化水素臭・土臭	無臭	硫化水素臭	無臭	無臭	無臭	無臭
pH	—	6.8	7.4	6.6	6.9	6.6	7.4	8.7	7.3
鉛	0.01	—	—	—	—	—	—	<0.005	—
砒素	0.01	0.007	—	—	0.031	—	—	0.009	—
ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	0.013	0.19	<0.004	<0.004	0.012	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.03	<0.002	0.033	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0009
1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ふっ素	0.8	0.12	—	—	—	—	—	—	—
ほう素	1	—	—	—	—	—	—	—	0.91
トランス-1,2-ジクロロエチレン	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	—	—	—	—	4.2	—	—	4.3

測定項目	環境基準値(mg/L)	浪速区 元町	浪速区 元町	淀川区 三津屋南	港区 田中	住吉区 東粉浜
採水日	—	12月16日	12月16日	12月20日	12月14日	12月14日
色相	—	淡黄色	淡黄色	灰色	淡黄色	無色
臭気	—	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
pH	—	6.8	6.8	6.1	7.9	6.4
鉛	0.01	—	—	0.044	0.010	<0.005
砒素	0.01	0.025	<0.005	—	—	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	—	—	—	—	6.3

資料1-5-1 ダイオキシン類環境調査結果（平成16年度）

1 大気環境調査結果

（単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>）

調査地点	結果	春	夏	秋	冬	16年度 年平均値	15年度 年平均値
菅北小学校（北区）		0.15	0.088	0.091	0.15	0.12	0.10
平尾小学校（大正区）		0.27	0.098	0.13	0.19	0.17	0.16
淀中学校（西淀川区）		0.28	0.27	0.27	0.32	0.28	0.22
茨田北小学校（鶴見区）		0.13	0.077	0.13	0.15	0.12	0.080
摂陽中学校（平野区）		0.15	0.12	0.12	0.16	0.14	0.14
住吉区民ホール（住吉区）		0.21	0.13	0.10	0.16	0.15	0.13
東淀川区役所（東淀川区）		0.20	0.10	0.085	0.19	0.14	0.083
此花区役所（此花区）		0.075	0.098	0.090	0.16	0.11	0.13
堀江小学校（西区）		0.11	0.081	0.11	0.14	0.11	0.094
南港中央公園（住之江区）		0.076	0.069	0.14	0.16	0.11	0.10
勝山中学校（生野区）		0.14	0.15	0.14	0.20	0.16	0.094
聖賢小学校（城東区）		0.13	0.088	0.16	0.19	0.14	0.11
市内平均値		0.16	0.11	0.13	0.18	0.15	0.12

（注）・環境基準値：年平均値で0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下

・試料採取日：春：平成16年 5月27日～6月3日、夏：平成16年 7月22日～7月29日  
秋：平成16年10月22日～29日、冬：平成17年 1月27日～2月3日

追加調査結果

（単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>）

調査地点	結果	春	夏	秋	冬	16年度 年平均値	15年度 年平均値
摂陽中学校（平野区）		0.094	0.058	0.12	0.18	0.11	0.19
住吉区民ホール（住吉区）		0.12	0.077	0.12	0.15	0.12	0.21

・試料採取日：春：平成16年6月3日～6月10日、夏：平成16年7月29日～ 8月5日  
秋：平成16年10月29日～11月5日、冬：平成17年2月3日～2月10日

・平成14年3月に開催した学識経験者から成る本市の「ダイオキシン類対策技術検討会」からの提言に基づき、平成13・14年度に環境基準不適合であった住吉区民ホール（住吉区）及び平成13年度に環境基準不適合であった摂陽中学校（平野区）の2地点で、大気環境調査後に各季1週間ずつ追加調査を実施。

## 2 水質環境調査結果

### (1) 河川・海域

(単位：pg-TE0/L)

調査地点		調査結果	調査地点		調査結果	
河	小松橋 (神崎川)	0.68	河	南弁天橋 (平野川)	0.43	
	千船橋 (神崎川)	0.28		天王田大橋 (平野川分水路)	0.25	
	桜宮橋 (大川)	0.17		徳栄橋 (古川)	2.2	
	天神橋(右) (堂島川)	0.74		今津橋 (寝屋川)	0.92	
	天神橋(左) (土佐堀川)	1.2		京橋 (寝屋川)	1.2	
	本町橋 (東横堀川)	1.6		下城見橋 (第二寝屋川)	0.45	
	大黒橋 (道頓堀川)	2.4		柴島 (淀川)	0.18	
	六軒家橋* (春日出橋) (六軒家川)	0.22		遠里小野橋 (大和川)	0.53	
	北港大橋下流700m (正連寺川)	0.099		海	大阪港関門外	0.050
	天保山渡 (安治川)	0.070			南港	0.090
甚兵衛渡 (尻無川)	0.26	神崎川河口中央	0.63			
千本松渡 (木津川)	0.18	大和川河口部	0.61			
船町渡 (木津川運河)	0.15	淀川河口中央	0.28			
住之江大橋下流1100m (住吉川)	0.19	木津川河口中央	0.13			
城見橋 (平野川)	0.61	No.5 ブイ跡	0.075			

(注) ・環境基準値：年平均値で1 pg-TE0/L以下

・淀川、大和川については近畿地方整備局が測定、他は大阪市が測定。

・試料採取：(大阪市実施分) 年2回実施 平成16年7月～12月

・\*これまで、春日出橋で調査していたが、工事中であったため、上流の六軒家橋で採水した。

### (2) 地下水

(単位：pg-TE0/L)

調査地区	調査結果
北区天神橋4丁目	0.010
浪速区元町2丁目	0.016
阿倍野区阿倍野筋1丁目	0.011

(注) ・環境基準値：1 pg-TE0/L以下

・試料採取：平成17年2月1日

3 底質環境調査結果

(単位：pg-TEQ/g. 乾重)

調査地点		調査結果	調査地点		調査結果	
河川	江口橋* (小松橋) (神崎川)	0.46	河川	左専道大橋* (天王田大橋) (平野川分水路)	24	
	千船橋 (神崎川)	100		中茶屋橋* (徳栄橋) (古川)	540	
	桜宮橋 (大川)	20		今津橋 (寝屋川)	11	
	天神橋(右) (堂島川)	4.9		寝屋川橋* (京橋) (寝屋川)	46	
	天神橋(左) (土佐堀川)	15		下城見橋 (第2寝屋川)	22	
	本町橋 (東横堀川)	9.8		柴島 (淀川)	0.27	
	大黒橋 (道頓堀川)	150		遠里小野橋 (大和川)	0.40	
	六軒家橋* (春日出橋) (六軒家川)	64		海域	神崎川河口中央	150
	北港大橋下流700m (正蓮寺川)	130			淀川河口中央	12
	天保山渡 (安治川)	78			木津川河口中央	56
	甚兵衛渡 (尻無川)	140			N o. 5 ブイ跡	18
	千本松渡 (木津川)	150			大阪港関門外	20
	船町渡 (木津川運河)	220	南港		28	
	住之江大橋下流1100m (住吉川)	140	大和川河口中央	0.60		
	城見橋 (平野川)	100				
	南弁天橋 (平野川)	56				

- (注) ・環境基準値：150 pg-TEQ/g以下  
 ・淀川、大和川については近畿地方整備局が測定、他は大阪市が測定。  
 ・試料採取：平成16年8月18日～平成16年11月17日  
 ・\*は( )内の調査予定地点で底質が採取できなかったため、予定地点の周辺で実際に底質を採取した地点を示しています。

4 土壌環境調査結果

(単位：pg-TEQ/g. 乾重)

調査地点	調査結果	調査地点	調査結果
新豊崎中学校 (北区)	0.17	田島公園 (生野区)	17
桜宮中学校 (都島区)	0.19	旭公園 (旭区)	6.8
下福島公園 (福島区)	2.9	蒲生公園 (城東区)	1.2
西九条上公園 (此花区)	23	緑中学校 (鶴見区)	0.25
南中学校 (中央区)	0.059	松虫中学校 (阿倍野区)	2.4
西船場小学校 (西区)	1.0	西住之江南公園 (住之江区)	0.55
入舟公園 (港区)	2.4	南港北中学校 (住之江区)	0.92
大正中央中学校 (大正区)	0.88	山之内公園 (住吉区)	0.52
生玉公園 (天王寺区)	28	万代東公園 (住吉区)	1.5
立葉小学校 (浪速区)	0.62	桑津小学校 (東住吉区)	0.29
西淀中学校 (西淀川区)	0.65	酒君塚公園 (東住吉区)	3.3
新北野公園 (淀川区)	1.3	平野中学校 (平野区)	0.16
豊里南小学校 (東淀川区)	0.19	長吉公園 (平野区)	42
東小橋公園 (東成区)	7.9	梅南中学校 (西成区)	0.62

- (注) ・環境基準値：1,000 pg-TEQ/g以下 (調査指標値：250 pg-TEQ/g以上)  
 ・試料採取：平成16年8月23日～平成16年12月3日

5 追跡調査結果

(1) 神崎川上流

調査項目	水質 (pg-TEQ/L)		底質 (pg-TEQ/g-乾重)	
	調査地点	7月22日	調査地点	8月18日
番田水路	白鳥橋	4.7	白鳥橋	170
	北江口橋	4.5	北江口橋	360
神崎川	↓	↓	江口橋	* 0.46
	小松橋	* 0.72	小松橋	採取できず

- (注) 1. 平成15年度の水質環境調査結果で小松橋(神崎川)が環境基準不適合であり、大阪府が平成15年度に実施した神崎川水域における追跡調査結果で北江口橋(番田水路)の水質が25pg-TEQ/Lと高濃度であったため実施。  
 2. \*印は、水質及び底質の平成16年度環境調査結果による。

(2) 古川

調査項目		水質 (pg-TEQ/L)		底質 (pg-TEQ/g-乾重)			
河川名	調査地点	7月29日	12月1日	調査地点	8月18日	調査地点	12月7日
古川	葭田橋	1.1	3.2	葭田橋	940	葭田橋下流側	800
	↓	↓	↓	↓	↓	古川大橋	870
	↓	↓	↓	中茶屋橋	* 540	東三荘橋	採取できず
	徳栄橋	* 0.51	* 3.9	徳栄橋	採取できず	—	—
寝屋川	万代橋	0.93	—	万代橋	10	—	—
	今津橋	* 0.54	* 1.3	今津橋	* 11	—	—

- (注) 1. 平成15年度秋季の環境調査結果で徳栄橋(古川)が10 pg-TEQ/Lと水質環境基準値(1pg-TEQ/L)の10倍の濃度であったため実施。  
 2. \*印は、水質及び底質の平成16年度環境調査結果による。

資料1-5-2 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出件数

(平成16年度)

種類	設置届	使用届	構造変更届	廃止届	氏名変更届	承継届	合計
大気基準適用施設	2	0	2	2	20	0	26
水質基準対象施設	3	0	1	0	24	0	28

資料1-5-3 有害大気汚染物質の環境モニタリング調査結果 (平成16年度)

(単位:  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

	管北小学校	摂陽小学校	平尾小学校	聖賢小学校	梅田新道	出来島小学校	市内平均
アクリロニトリル	0.13	0.13	0.14	0.16	-	-	0.14
アセトアルデヒド	3.8	3.7	3.8	3.5	4.4	4.9	4.0
塩化ビニルモノマー	0.29	0.19	0.32	0.16	-	-	0.24
クロホルム	0.64	1.7	1.8	1.0	-	-	1.3
酸化エチレン	0.12	0.22	0.16	0.11	-	-	0.15
1,2-ジクロロエタン	0.14	0.17	0.17	0.18	-	-	0.17
ジクロロメタン	4.9	8.9	6.0	9.7	-	-	7.4
水銀及びその化合物	0.0038	0.0034	0.0039	0.0032	-	-	0.0036
テトラクロロエチレン	1.3	1.6	1.0	1.2	-	-	1.3
トリクロロエチレン	1.4	4.1	1.7	2.7	-	-	2.5
ニッケル化合物	0.012	0.017	0.017	0.013	-	-	0.015
砒素及びその化合物	0.0043	0.0022	-	-	-	-	0.0033
1,3-ブタジエン	0.35	0.32	0.27	0.29	0.54	0.46	0.37
ベリリウム及びその化合物	0.000063	0.000068	-	-	-	-	0.000066
ベンゼン	1.8	2.2	2.2	2.3	3.0	2.7	2.4
ベンゾ[a]ピレン	0.00035	0.00052	0.00066	0.00039	-	0.00052	0.00049
ホルムアルデヒド	3.7	3.5	3.1	3.4	4.4	4.3	3.7
マンガン及びその化合物	0.043	0.059	0.084	0.047	-	-	0.058
クロム及びその化合物	0.0086	0.0094	0.013	0.0087	-	-	0.0099

(注) 上記19物質のうち、環境基準及び環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)が次のとおり設定されています。

環境基準

- ベンゼン : 年平均値が $3\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
- トリクロロエチレン : 年平均値が $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
- テトラクロロエチレン : 年平均値が $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
- ジクロロメタン : 年平均値が $150\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること

指針値

- アクリロニトリル : 年平均値が $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
- 塩化ビニルモノマー : 年平均値が $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
- 水銀 : 年平均値が $0.04\mu\text{g Hg}/\text{m}^3$ 以下であること
- ニッケル化合物 : 年平均値が $0.025\mu\text{g Ni}/\text{m}^3$ 以下であること

資料1-5-4 アスベスト環境モニタリング調査結果

単位: 本/L

測定年度	測定地点	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	
一般環境	天満中学校(北区)	0.85	0.75	0.79	0.69	0.93	0.52	0.56	0.53	(0.43)							
	平尾小学校(大正区)	0.85	0.75	0.81	0.61	0.72	0.56	0.41	0.40	0.49	0.53	0.47	0.48	0.41	0.44	0.41	
	淀中学校(西淀川区)	1.1	0.72	0.83	0.60	0.71	0.57	0.36	0.44	0.49	0.52	0.48	0.43	0.43	0.46	0.38	
	勝山中学校(生野区)										(0.39)	0.49	0.45	0.52	0.49	0.39	0.41
	大宮中学校(旭区)	0.80	0.63	0.64	0.60	0.69	0.55	0.46	0.45	0.43	0.52	0.43	0.44	0.46	0.36	0.33	
	摂陽中学校(平野区)	0.88	0.81	0.79	0.87	0.63	0.47	0.46	0.34	0.46	0.46	0.47	0.42	0.47	0.46	0.36	
	平均値	0.86	0.73	0.77	0.67	0.73	0.53	0.45	0.43	0.45	0.51	0.46	0.46	0.45	0.42	0.38	
道路沿道	梅田新道(北区)	0.84	0.77	0.79	0.65	1.0	0.57	0.50	0.70	0.63	0.52	0.57	0.36	0.50			
	出来島小学校(西淀川区)	0.82	0.81	0.73	0.63	0.93	0.61	0.47	0.61	0.61	0.59	0.58	0.56	0.50			
	平均値	0.83	0.78	0.78	0.64	0.97	0.59	0.48	0.65	0.62	0.55	0.57	0.45	0.50			

- (注) 1. 表中の数字は各測定場所の各年度の幾何平均値を示しています。 2. 天満中学校の閉校に伴い、天満中は平成9年の夏季まで、勝山中は冬季からの調査結果です。  
 3. 平成12年度の生野区における測定は、生野保健センターで実施しました。 4. 道路沿道については、平成14年度以降測定していません。

(備考) 世界保健機関(WHO)の環境保健クライテリア(1986年)

世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は1本~10本/L程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低いと記述。

資料1-5-5 魚介類中のPCB調査結果 (平成16年度)

採取検体数	PCB濃度		試料魚種	採取場所
	平均値	濃度範囲		
10	0.11	0.04~0.18	スズキ	大阪港湾区域

(注) 試料は可食部のみで作成。

PCB濃度の単位はppm【mg/湿重量-Kg】 暫定的規制値:3ppm



番号	管理物質名	使用量(t)	製造量(t)
1	亜鉛及びその化合物	15,730	11,784
2	アクリルアミド	3,877	0
3	アクリル酸	132	0
4	アクリル酸エステル類	407	0
5	アクリロニトリル	54	0
6	アセトアルデヒド	60	0
7	アセトン	1,490	1,447
8	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	1	0
9	アニリン	165	0
10	3-アミノ-1,2,4-トリアゾール	0	0
11	アミノピリジン	0	0
12	アリルアルコール	0	0
13	アントラセン	358	0
14	アンモニア	837	225
15	エタノールアミン	163	0
16	エチレングリコール	599	0
17	エチレングリコールモノエチルエーテル	21	0
18	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	50	0
19	エチレングリコールモノブチルエーテル	1,205	35
20	エチレングリコールモノメチルエーテル	13	0
21	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	0	0
22	エチレンジアミン	40	0
23	塩化アリル	0	0
24	塩化アンモニウム	266	0
25	塩化水素	8,328	4
26	塩化パラフィン	78	0
27	塩化ベンジル	18	0
28	塩化メチル	3	0
29	塩化メチレン	3,418	253
30	2-オクタノール	20	0
31	カルバミン酸エチル	0	0
32	キシレン	10,989	204
33	蟻酸	2,014	3,184
34	クレゾール	208	0
35	クロトンアルデヒド	1	0
36	クロム及びクロム化合物(六価クロム化合物を除く)	433	20
37	クロロアニリン	15	0
38	1-クロロ-2,3-エポキシプロパン	233	0
39	2-クロロ-1,3-ブタジエン	0	0
40	クロロホルム	15	13
41	五塩化リン	353	0
42	酢酸	1,363	0
43	酸エステル類	4,103	213
44	酢酸ビニル	551	0
45	三塩化リン	76	0
46	酸化エチレン	1,656	0
47	酸化プロピレン	325	0
48	シアン化水素及びシアン化物	334	249
49	四塩化炭素	0	0
50	シクロヘキサノン	1,015	6
51	シクロヘキサン	158	0
52	o-ジアニシジン	0	0
53	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	0	0
54	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	0	0
55	ジアミノトルエン	4	0
56	ジエチレントリアミン	365	0
57	1,4-ジオキサン	200	0
58	1,2-ジクロロエタン	35	0
59	1,1-ジクロロエチレン	0	0
60	1,2-ジクロロプロパン	64	0
61	1,3-ジクロロプロパン	0	0
62	3,3'-ジクロロベンジジン	0	0
63	ジクロロベンゼン	128	0
64	ジニトロトルエン	0	0
65	ジニトロナフタレン	0	0

番号	管理物質名	使用量(t)	製造量(t)
66	2,4-ジニトロフェノール	0	0
67	ジフェニルアミン	0	0
68	2,4-ジメチルアニリン	0	0
69	N,N'-ジメチルアニリン	0	0
70	N,N-ジメチルホルムアミド	701	0
71	スチレン	2,341	0
72	セレン及びその化合物	1	0
73	チオセミカルバジド	0	0
74	窒素酸化物(硝酸を含む)	1,658	3
75	テトラクロロエチレン	52	0
76	2,4,6-トリアミノ-1,3,5-トリアジン	220	0
77	トリエタノールアミン	196	0
78	1,1,1-トリクロロエタン	0	0
79	トリクロロエチレン	36	6
80	3,5,5-トリメチル-2-シクロヘキセン-1-オン	67	0
81	トリレンジイソシアネート	4	0
82	トルイジン	3	0
83	トルエン	10,703	187
84	ナフタレン	23	0
85	α-ナフチルアミン	0	0
86	ニッケル	273	48
87	ニトロアニリン	1	0
88	N-ニトロソジフェニルアミン	0	0
89	ニトロトルエン	0	0
90	ニトロベンゼン	0	0
91	二硫化炭素	0	0
92	2-ヒドロキシナフタレン	5	0
93	ピリジン	12	0
94	フェレンジアミン	14	0
95	フェノール	962	0
96	フタル酸エステル類	838	744
97	フッ化水素	5,534	0
98	フッ素	1	0
99	フルフリルアルコール	2,825	0
100	1,3-ブタジエン	0	0
101	1-ブタノール	1,179	23
102	2-ブタノン	1,009	0
103	2-プロパノール	3,439	533
104	ヘキサン	555	43
105	ベンゾトリクロライド	1	0
106	ほう素及びその化合物	598	4
107	メタクリル酸	28	0
108	メタクリル酸エステル	1,365	0
109	メチルアルコール	6,993	37
110	メチルクロロメチルエーテル	0	0
111	メチルヒドラジン	0	0
112	4-メチル-2-ペンタノン	1,401	0
113	4,4'-メチレンビス(2-クロロアニリン)	0	0
114	モノクロロ酢酸	0	0
115	モノクロロベンゼン	550	0
116	硫化水素	50	0
117	硫酸	64,538	78,822
118	硫酸ジエチル	115	0
119	硫酸ジメチル	1	0
120	リン酸、リン酸化合物及び水素化物	25,513	13,995
121	リン酸ジブチル	2	0
122	リン酸トリクレジル	7	0
123	リン酸トリブチル	0	0

(届出件数:148件)

資料1-6-1 特定（届出）工場・事業場数（騒音関係）

（平成17年3月末現在）

事項 区名	騒音規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例	事項 区名	騒音規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例
北	580	512	東淀川	170	205
都島	152	205	東成	291	316
福島	176	292	生野	326	308
此花	123	193	旭	84	314
中央	800	771	城東	331	283
西	313	307	鶴見	174	138
港	145	225	阿倍野	117	242
大正	56	227	住之江	110	301
天王寺	213	227	住吉	47	113
浪速	205	279	東住吉	125	121
西淀川	310	324	平野	375	250
淀川	406	383	西成	199	226

（合計） 特定工場・事業場数（法）： 5,828  
届出工場・事業場数（条例）： 6,762

資料1-6-2 騒音規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例（騒音）に基づく特定（届出）施設の年度別届出件数

年度 種別	平成12		13		14		15		16	
	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例
設置届	89	57	72	90	56	76	82	67	82	44
使用届	4	1	0	2	2	6	3	1	0	0
数の変更届	26	12	19	8	0	11	39	16	14	2
騒音防止の方法変更届	1	0	0	3	0	0	1	0	0	0
氏名等変更届	331	103	158	65	115	36	122	43	278	52
全廃届	12	13	36	11	19	6	16	7	13	102(89) <sup>※</sup>
承継届	9	7	9	5	18	9	28	5	13	5
計	472	193	294	184	210	144	291	139	400	205

※ カッコ内は、確認廃止件数

資料1-6-3 工場・事業場騒音苦情件数内訳（業種別、発生施設別）

（平成16年度）

		業 種 別		発 生 施 設 別		
工場・事業場騒音苦情件数 319件	製造業	金属製品製造	49	届出施設 金属加工機械	40	
		食品製造	8		圧縮機・送風機 クーリングタワー 合成樹脂成形加工機械等	57
		機械器具製造	11			
		出版印刷	6			
		プラスチック製品製造業	3	届出対象外空調機・冷凍機		21
		その他の製造業	28	カラオケ装置		64
	サービス業・事務所など	商・飲食店	115	作業音	58	
		娯楽、遊戯、スポーツ施設	25			
		クリーニング所、理美容所、浴場	4			
		その他	66	そ の 他	79	
その他	4					

資料1-6-4 特定建設作業届出件数（騒音）

特定建設作業の種類	年 度				
	平成12	13	14	15	16
1. くい打機等を使用する作業（アースオーガー併用を除く）	110	121	80	63	57
2. びょう打機を使用する作業	1	7	1	2	0
3. さく岩機を使用する作業	1,777	1,703	1,515	1,417	1,422
4. 空気圧縮機を使用する作業	207	79	38	51	47
5. コンクリートプラント・アスファルトプラントを設けて行う作業	5	17	5	1	0
6. バックホウを使用する作業	756	545	239	403	118
7. トラクターショベルを使用する作業	8	23	10	2	0
8. ブルドーザーを使用する作業	34	28	23	28	6
9. 6,7,8.以外のフルターナー、トラクターショベル、又はショベル系掘削機械を使用する作業	2,595	2,295	2,420	2,182	2,448
10. コンクリートカッターを使用する作業	223	213	239	201	185
11. 鋼球を使用する破壊作業	0	0	0	0	0
計	5,716	5,031	4,570	4,350	4,283

（注）平成12年度までは、作業の期間が3か月ごとの届出であったが平成13年度からは作業の期間に関わらず作業の開始から終了まで一括して届け出ることができることとした。

資料1-6-5 新幹線鉄道の騒音・振動レベルの測定結果（平成16年度：本市調査分）

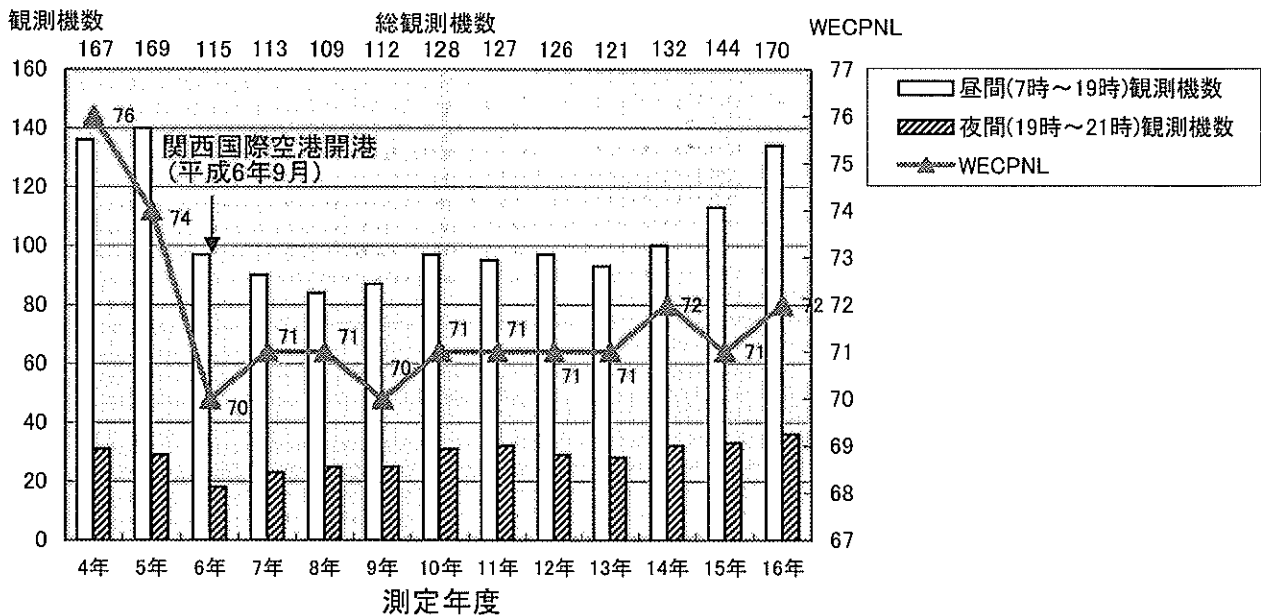
○東淀川区（東海道新幹線）

調査地点	調査日時	天候	測定位置	調査結果		
				騒音	振動	車両速度
瑞光2丁目	5/25(火)	晴れ	上り線側	63デシベル	54デシベル	150km/h
南江口2丁目	5/27(木)	晴れ	上り線側	66デシベル	55デシベル	166km/h
北江口4丁目	5/27(木)	晴れ	上り線側	71デシベル	56デシベル	167km/h

○淀川区（山陽新幹線）

調査地点	調査日時	天候	測定位置	調査結果		
				騒音	振動	車両速度
加島4丁目	5/21(金)	晴れ	上り線側	70デシベル	51デシベル	141km/h
加島1丁目	5/26(水)	晴れ	下り側	72デシベル		113km/h

資料1-6-6 大阪国際空港の航空機騒音レベルの経年変化（毛馬出張所）



資料1-6-7 関西国際空港の大津ルートを飛行する航空機の騒音レベルの測定結果  
 (H10～H15は此花下水処理場、H16は此花区西島4（コーシャハイツ西島）において測定を行った。)

測定日	平成11年 9月29日	平成12年 9月29日	平成13年 12月6日	平成14年 9月27日	平成15年 9月26日	平成16年 10月22日
測定機数	10機	11機	12機	6機	9機	6機
WECPNL (うるささ指数)	41	38	39	-	-	-
騒音の最大値	64デシベル	64デシベル	63デシベル	62デシベル	57デシベル	55デシベル

(注) 暗騒音との差が10デシベル以上あるピーク値がなかったため、WECPNLは計算不可能であった。

資料 1-6-8 近隣騒音の苦情件数

項目		年度				
		平成12	13	14	15	16
生活騒音	電気機器	4	7	9	5	10
	楽器・音響機器	11	10	12	15	9
	人声・足音・給排水管	4	9	12	17	6
	ペット	2	2	6	3	0
	アイリング・空ふかし音	2	6	6	9	5
	その他	9	8	10	12	12
	計	32	42	55	61	42
拡声機騒音	商業宣伝目的	5	7	19	11	5
	航空機	0	1	1	1	0
	自動車	2	0	6	4	0
	商店等	3	6	12	6	5
	その他の目的	8	4	4	9	0
	計	13	11	23	20	5

資料1-6-9 環境騒音（一般地域等）の環境基準適合状況（平成16年度）

	地域類型	調査地点数	昼夜間とも適合		昼間のみ適合		夜間のみ適合		昼夜間とも不適合	
			環境基準以下の地点数	環境基準適合率(%)	環境基準以下の地点数	環境基準適合率(%)	環境基準以下の地点数	環境基準適合率(%)	環境基準以下の地点数	環境基準適合率(%)
一般地域	A地域	5	2	40.0	2	40.0	0	0.0	1	20.0
	B地域	17	5	29.4	6	35.3	1	5.9	5	29.4
	C地域	1	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0
	計	23	7	30.4	9	39.1	1	4.3	6	26.1
一般地域に該当しない地域(*)	A地域	3	2	66.7	1	33.3	0	0.0	0	0.0
	B地域	4	4	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	C地域	20	19	95.0	0	0.0	0	0.0	1	5.0
	計	27	25	92.6	1	3.7	0	0.0	1	3.7
市内全体		50	32	64.0	10	20.0	1	2.0	7	14.0
参考(平成13年度)		50	28	56.0	7	14.0	2	4.0	13	26.0

(注1) \* 騒音について環境基準に係る評価を行う場合、下記の調査地点は「道路に面する地域」としての環境基準が適用される。

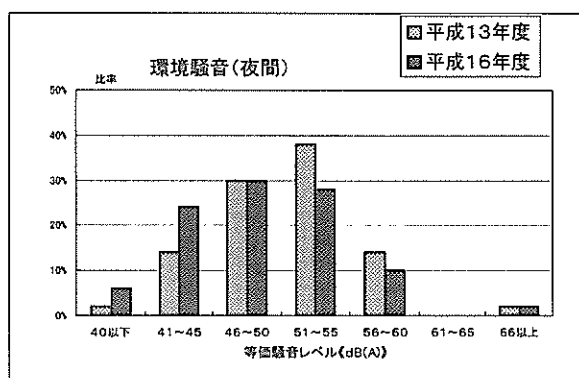
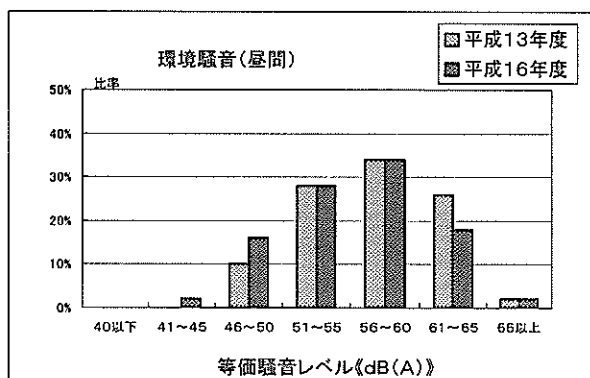
- ・ A地域及びB地域では2車線以上の車線を有する道路に面する場所
- ・ C地域では車線を有する道路に面する場所

(注2) Leqによる評価

資料1-6-10 環境騒音（一般地域等）の騒音レベル別頻度

昼間調査結果

夜間調査結果

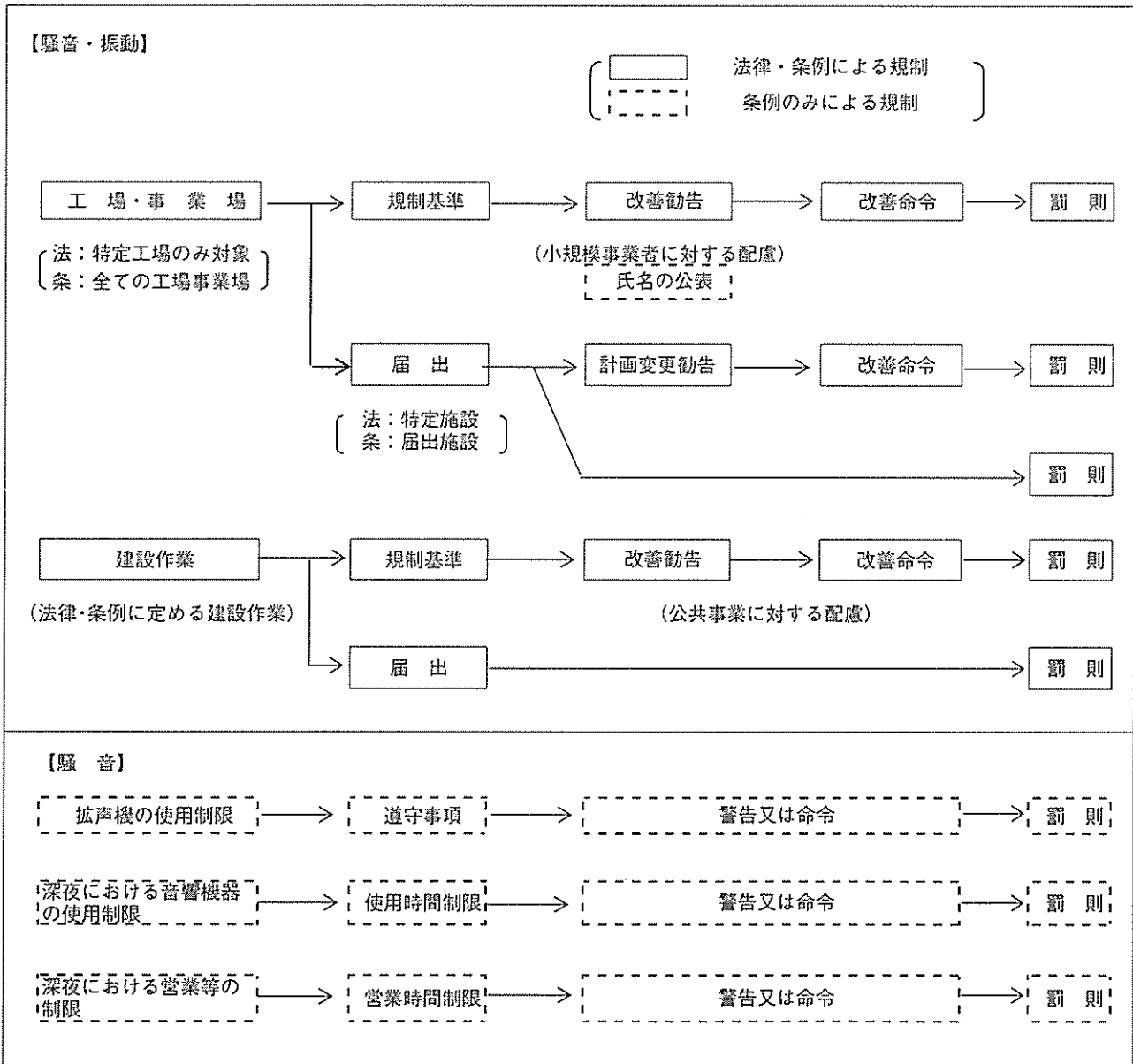


資料1-6-11 用途地域別環境騒音レベル(Leq)

[dB(A)]

地域類型	用途地域	調査地点数	昼間調査結果			夜間調査結果		
			H16	H13	増減	H16	H13	増減
A地域	第1種中高層住居専用地域	2	51	55	-4	43	45	-2
	第2種中高層住居専用地域	6	56	60	-4	54	54	0
B地域	第1種住居地域	17	58	58	0	51	53	-2
	第2種住居地域	4	59	58	1	52	53	-1
C地域	近隣商業地域	2	56	61	-5	48	53	-5
	商業地域	5	63	65	-2	62	61	1
	準工業地域	12	57	56	1	49	49	0
	工業地域	2	60	59	1	51	52	-1
全地点		50	58	59	-1	54	55	-1

資料1-6-12 騒音規制法・振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による工場等の規制の仕組み



資料1-6-13 立入指導等の状況 (騒音)

(平成16年度)

種別	内容	立入指導件数			測定件数
		都市環境局 (大気騒音課)	24保健福祉センター	市民の声等 合同立入	
法律		225	363	(10) <sup>*1</sup>	323(226) <sup>*2</sup>
条例		169	763	(7) <sup>*1</sup>	530(509) <sup>*2</sup>
その他		43	512	(0) <sup>*1</sup>	225(208) <sup>*2</sup>
計		437	1,639	(17) <sup>*1</sup>	1,078(943) <sup>*2</sup>

(注)・建設作業を含む

・\*1:( )内は大気騒音課及び保健福祉センター立入指導件数の内数

・\*2:( )内は保健福祉センター測定件数

資料1-6-14 新幹線鉄道騒音・振動対策内容（民家防音・防振工事）

種別	根拠法令等	対象地域	実施件数(市内分)	実施件数累計(市内分)
新幹線鉄道 騒音・振動 (東海道・ 山陽新幹線)	「新幹線鉄道対策要綱」 昭和51年 閣議了解	76デシベル以上 上位半数 パワー平均	0戸 (平成16年度)	2,503戸 (昭和54年度 ～平成16年度)
	「環境保全上緊急を要する 新幹線振動について(勧告)」 昭和51年 環境庁長官勧告 (現環境大臣)	71デシベル以上 上位半数 算術平均	0戸 (平成16年度)	75戸 (昭和55年度 ～平成16年度)

(JR東海・西日本調べ)

資料1-6-15 新幹線鉄道騒音・振動対策内容（本市分の延べ施工延長）

対策内容	対策延長
防音壁	18,453m
バラストマットの敷設	12,662m
レールの削正(*)	14,090m
有道床弾性マクラギ	360m
高架橋端部補強	12カ所

(JR東海・西日本調べ)

(\*)レールの削正については、平成16年度の市内分の延べ施工延長。

資料1-6-16 航空機騒音の障害防止対策（大阪国際空港）

○根拠法令 「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」

(昭和47年 法律第110号)

○対象地域 75WECPNL以上を基準として運輸省(現国土交通省)告示により指定された区域

工事種別	平成16年度実施件数 (市内分)	実施件数累計 (市内分)
住宅防音工事及び 告示日後住宅防音工事	38件	20,713件 (昭和49～平成16年度)
機能回復工事	360件	13,376件 (平成元～平成16年度)
再更新工事	465件	1,772件 (平成11～平成16年度)

(空港周辺整備機構調べ)



資料1-6-17 振動関係苦情件数の内訳（平成16年度）

	工場・事業場			建設作業	交通		その他
	金属加工機械	作業	その他		自動車	鉄道	
苦情件数 102件	9(9)	2(2)	4(4)	49(48)	32(31)	0	6(6)

(注) ( )内は%

資料1-6-18 特定（届出）工場・事業場数（振動関係）

(平成17年3月末)

事項 区名	振動規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例		事項 区名	振動規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例	
		北	295			46	東淀川
都島	114	31	東成	308	42		
福島	147	29	生野	374	27		
此花	110	46	旭	104	24		
中央	221	19	城東	292	30		
西	202	16	鶴見	148	29		
港	133	82	阿倍野	84	52		
大正	61	125	住之江	70	148		
天王寺	141	27	住吉	29	8		
浪速	129	33	東住吉	99	9		
西淀川	283	88	平野	323	58		
淀川	302	74	西成	181	43		

(合計) 特定工場・事業場数(法) : 4,268  
届出工場・事業場数(条例) : 1,108

資料1-6-19 振動規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例（振動）に基づく  
特定（届出）施設の年度別届出件数

年度 法令区分 種別	平成12		13		14		15		16	
	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例
設置届	48	8	51	9	44	6	45	7	48	4
使用届	3	1	0	0	1	0	2	0	0	0
数の変更届	16	8	22	11	0	69	25	3	32	3
振動防止の方法変更届	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
氏名等変更届	54	17	86	18	68	13	70	7	117	7
全廃届	4	3	27	1	17	3	21	2	12	16(15)**
承継届	1	4	5	4	7	2	12	1	8	1
計	127	41	191	44	137	93	175	20	217	31

\*\* カッコ内は、確認廃止件数

資料 1-6-20 特定建設作業届出件数 (振動)

特定建設作業の種類	年 度				
	平成12	13	14	15	16
1. くい打機等を使用する作業(アースオーガー併用を除く)	110	121	80	63	57
2. 鋼球を使用する破壊作業	0	0	0	0	0
3. 舗装版破砕機を使用する作業	0	22	1	5	6
4. ブレーカー(手持式を除く)を使用する作業	150	605	602	588	523
5. ブルドーザー又はショベル系掘削機を使用する作業	3,385	2,891	2,692	2,615	2,448
計	3,645	3,639	3,375	3,271	3,034

(注)平成12年度までは作業の期間が3か月ごとの届出であったが、平成13年度からは作業の期間に関わらず作業の開始から終了まで一括して届け出ることができることとした。

資料 1-6-21 立入指導等の状況 (振動)

(平成16年度)

種 別	内 容	立入指導件数			測定件数
		都市環境局 (大気騒音課)	24保健福祉 センター	市民の声等	
法 律		112	192	(2)* <sup>1</sup>	137(76)* <sup>2</sup>
条 例		34	105	(0)* <sup>1</sup>	46(34)* <sup>2</sup>
そ の 他		29	46	(0)* <sup>1</sup>	19(16)* <sup>2</sup>
計		175	343	(2)* <sup>1</sup>	202(126)* <sup>2</sup>

(注)・建設作業を含む

・\*1:( )内は大気騒音課及び保健福祉センター立入指導件数の内数

・\*2:( )内は保健福祉センター測定件数

資料1-8-1 公害苦情の種類別の経年変化

年 度	騒 音	振 動	大気汚染	悪 臭	水質汚濁	その他	合 計
6	545	56	191	251	23	102	1,168
7	527	128	192	291	17	102	1,257
8	565	78	175	295	27	108	1,248
9	573	69	272	336	10	123	1,383
10	525	67	386	370	4	105	1,457
11	538	91	310	340	8	126	1,413
12	637	100	289	379	8	111	1,524
13	591	106	282	377	10	117	1,483
14	649	89	277	367	16	113	1,511
15	659	99	260	290	18	107	1,433
16	693	102	202	299	6	83	1,385

(注) 平成6年度から典型7公害以外についても調査対象としている。

資料1-8-2 行政区別苦情件数集計表

(平成16年度)

区 名	騒 音	振 動	大気汚染	悪 臭	水質汚濁	その他	合 計
北	42	2	13	13	0	4	74
都島	16	5	5	5	0	3	34
福島	20	6	7	11	0	4	48
此花	12	2	5	4	0	3	26
中央	57	3	8	13	0	2	83
西	37	2	4	13	0	5	61
港	12	6	4	4	0	0	26
大正	12	6	3	9	0	2	32
天王寺	23	4	8	12	0	4	51
浪速	28	4	8	12	0	5	57
西淀川	32	10	17	36	0	3	98
淀川	38	3	10	21	0	5	77
東淀川	33	6	7	11	2	4	63
東成	20	5	3	11	0	4	43
生野	49	10	14	24	1	7	105
旭	22	3	4	10	1	10	50
城東	42	7	10	14	0	3	76
鶴見	16	3	8	11	0	0	38
阿倍野	26	2	3	6	1	0	38
住之江	21	0	5	7	0	8	41
住吉	25	0	14	12	0	3	54
東住吉	29	2	8	13	1	1	54
平野	60	10	24	22	0	3	119
西成	21	1	10	5	0	0	37
合計	693	102	202	299	6	83	1,385

## 資料 1-9-1 公害別融資状況

(金額単位：千円)

年度	種別	騒音振動	汚水	悪臭	ばい煙	粉じん	低公害 自動車	合計
昭42 ~平10	件数	665	907	204	350	299	148	2,573
	金額	7,570,030	6,814,720	1,803,800	3,296,200	1,590,970	1,034,600	22,110,320
11	件数	2	2	0	1	1	2	8
	金額	72,000	12,400	0	20,000	35,000	20,000	159,400
12	件数	0	3	0	0	0	1	4
	金額	0	35,300	0	0	0	3,000	38,300
13	件数	2	1	0	0	0	0	3
	金額	46,640	10,000	0	0	0	0	56,640
14	件数	1	1	0	0	0	0	2
	金額	4,000	7,800	0	0	0	0	11,800
15	件数	0	0	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0	0	0
16	件数	0	0	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0	0	0
累計	件数	670	914	204	351	300	151	2,590
	金額	7,692,670	6,880,220	1,803,800	3,316,200	1,625,970	1,057,600	22,376,460

## 資料 1-9-2 利子助成状況

年度	件数	金額(千円)
昭42~平10	15,037	4,200,995
平11	158	29,373
平12	130	18,987
平13	108	14,513
平14	66	6,363
平15	77	3,908
平16	49	2,394
累計	15,625	4,276,533

事項 区名	認定数	取消数			現在 認定数	事項 区名	認定数	取消数			現在 認定数
		治ゆ等	死亡	他都市 転出				治ゆ等	死亡	他都市 転出	
北	575	240	164	21	150	東淀川	1,020	462	272	42	244
都島	805	316	234	21	234	東成	655	192	274	23	166
福島	884	271	404	18	191	生野	2,531	860	1,057	93	521
此花	3,302	1,565	1,019	50	668	旭	944	369	309	40	226
中央	426	138	151	10	127	城東	3,340	1,334	970	90	946
西	758	429	167	14	148	鶴見	1,221	466	276	40	439
港	1,839	837	609	26	367	阿倍野	621	193	222	24	182
大正	2,209	1,067	600	47	495	住之江	1,573	638	480	41	414
天王寺	349	154	97	16	82	住吉	1,178	467	395	33	283
浪速	822	289	335	23	175	東住吉	1,242	464	454	31	293
西淀川	7,027	3,430	2,224	124	1,249	平野	1,565	644	449	47	425
淀川	1,816	792	540	58	426	西成	2,928	787	1,392	61	688
						総計	39,630	16,404	13,094	993	9,139

病名 年齢	慢性 気管支炎	気管支 ぜん息	ぜん息性 気管支炎	肺気しゆ	計
15歳以上	1,994	6,965	0	180	9,139
15歳未満	0	0	0	0	0
計	1,994	6,965	0	180	9,139

資料1-10-3 障害等級別内訳

(平成17年3月末現在)

等級 補償区分	特級	1級	2級	3級	級外	その他	計
15歳以上	0	14	758	5,740	2,524	103	9,139
15歳未満	0	0	0	0	0	0	0
計	0	14	758	5,740	2,524	103	9,139

- (注) 特級 ——— 労働不能、常時介護を要する状態  
 1級 ——— 労働不能、日常生活に著しい制限を要する状態  
 2級 ——— 労働に著しい制限、日常生活に制限を要する状態  
 3級 ——— 労働に制限、日常生活にやや制限を要する状態  
 級外 ——— 3級に該当しない状態  
 (15歳未満の児童については、労働能力は適用外)  
 その他 ——— 等級未決定者

資料1-10-4 補償給付

種類	給付内容
療養の給付	被認定者が指定疾患について医療を受けた場合、その医療費の全額を現物支給
療養手当	被認定者が指定疾患について療養を受けた場合、月を単位として、入院・通院の状況に応じて支給 23,100円(通院日数4日以上14日以内)～36,000円(入院日数15日以上)
障害補償費	15歳以上の被認定者が指定疾病により一定の障害の程度に該当する場合に、その障害の程度に応じて定期的に支給 基礎月額 男子 118,700円 ～ 356,000円 女子 107,000円 ～ 215,200円 障害等級 特級 基礎月額+介護加算(46,700円) 1級 基礎月額 2級 " の50% 3級 " の30%
遺族補償費	被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、死亡した被認定者によって生計を維持されていた一定の範囲の遺族に対し、10年間定期的に支給 基礎月額 (100%起因する場合) 男子 78,600円 ～ 311,500円 女子 78,600円 ～ 188,300円
遺族補償一時金	被認定者が指定疾病に起因して死亡し、遺族補償費を受ける遺族がない場合等に一定範囲の遺族に一時金として支給 支給額 (100%起因する場合) 基礎月額×36月
葬祭料	被認定者が指定疾病に起因して死亡したときは、葬祭を行う者の請求に基づき支給 支給額 333,000円 ～ 666,000円

(注) 表中の支給金額は、平成17年4月1日現在

## ① 行政区別患者数

(平成17年3月末現在)

事項 区名	決定数 (頭)	取消数			現在助 成者数	事項 区名	決定数 (頭)	取消数			現在助 成者数
		治ゆ等	転出	その他				治ゆ等	転出	その他	
北	1,532	1,089	54	1	388	東淀川	4,275	3,369	189	34	683
都島	2,241	1,782	49	5	405	東成	3,481	2,498	95	3	885
福島	1,368	1,005	35	2	326	生野	4,727	3,531	83	1	1,112
此花	3,409	2,411	75	12	911	旭	2,366	1,630	66	2	668
中央	1,427	1,077	39	1	310	城東	4,784	3,515	126	6	1,137
西	1,842	1,270	49	4	519	鶴見	3,562	2,465	136	6	955
港	2,503	1,818	52	5	628	阿倍野	2,230	1,441	62	0	727
大正	3,262	2,509	96	11	646	住之江	5,280	3,825	169	6	1,280
天王寺	1,674	1,028	43	0	603	住吉	4,505	3,257	121	41	1,086
浪速	908	719	27	2	160	東住吉	3,524	2,499	95	10	920
西淀川	3,179	2,418	111	3	647	平野	6,239	4,180	103	17	1,939
淀川	5,371	4,024	186	15	1,146	西成	1,982	1,450	23	4	505
						総計	75,671	54,810	2,084	191	18,586

## ② 助成疾病別内訳

(平成17年3月末現在)

病名 年齢	気管支 ぜん息	ぜん息性 気管支炎	慢性 気管支炎	肺気しゅ	計
患者数	15,640	2,936	10	0	18,586

(注) 小児の気管支ぜん息等については、早期の適切な医療により、一層の疾病の治ゆ、軽快が期待されるので、当分の間、医療費の本人負担分を助成する制度を昭和63年4月1日から実施している。

資料 1-10-6 環境改善事業実施状況

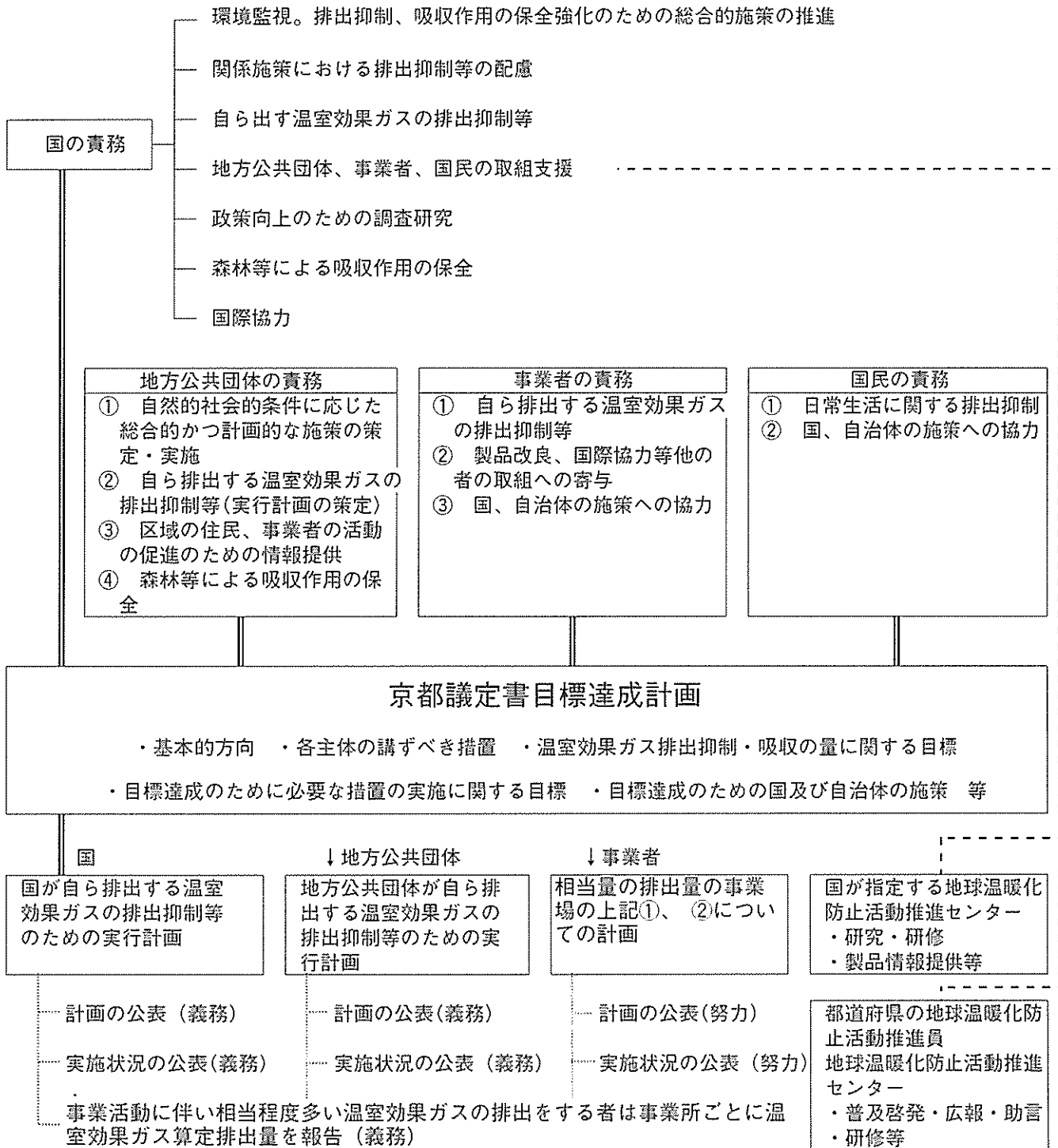
(単位:円)

事業名	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	
計画作成事業			5,250,000						
施設等整備事業	内容	電気自動車 1台	天然ガス車 1台	天然ガス車 6台	天然ガス車 5台	天然ガス車 20台	天然ガス車 65台	天然ガス車 5台	
	事業費	10,014,000	832,000	4,992,000	3,160,000	11,640,000	54,774,000	2,910,000	
	内容	65台	176台	106台	61台	44台	48台	35台	
	事業費	7,857,000	19,646,000	14,433,000	3,786,000	2,639,000	2,616,000	2,085,000	
施設等整備事業	内容	745㎡	160㎡	74㎡	77㎡	50㎡	3,044㎡	0㎡	
	事業費	7,748,000	1,598,000	769,000	800,800	520,000	31,656,000	0	
	内容	電気自動車 2台 天然ガス車 21台	電気自動車 1台 天然ガス車 25台	電動スクーター 3台 天然ガス車 15台	電気スクーター 3台 天然ガス車 35台	電気スクーター 4台 天然ガス車 47台	天然ガス車 40台	天然ガス車 40台	天然ガス車 17台
	助成額	6,671,000	6,575,000	7,563,000	16,912,000	17,866,000	9,460,000	6,903,000	2,482,000
施設等整備事業	内容	1台	2台	2台	6台	7台	14台	17台	
	助成額	132,000	75,000	49,000	295,000	231,000	785,000	865,000	644,000
	内容	0㎡	400㎡	1,069㎡	100㎡	531㎡	0㎡	0㎡	0㎡
	助成額	0	2,080,000	5,558,000	520,000	2,761,000	0	0	0



資料3-1-1 「地球温暖化対策の推進に関する法律」体系図

目的：地球温暖化対策に関して、京都議定書目標達成計画を策定するとともに、地球温暖化対策の推進を図り、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的とする。



資料6-1-1 グリーン調達実績（平成16年度）

本市では、平成14年度から「大阪市グリーン調達方針」に基づき、環境負荷の低減に資する物品等の調達を推進しています。平成16年度のグリーン調達の状況は、調達基準を設定した9分野81品目のうち72品目が80%以上の調達率を示し、このうち66品目が90%以上の調達率を示しています。なお、フォーム用紙や作業用手袋など一部の品目では、規格に合わない等の理由で調達率が低いものもありますが、全体としてはグリーン調達が定着しています。分野別のグリーン調達状況は次のとおりです。

（紙類）

・コピー用紙と衛生用紙は100%近い調達率を示し、印刷用紙は84%となっている。また、入出力等に用いるフォーム用紙は、規格等の面から20%程度の調達率にとどまっている。

（文具類）

・筆記用具はじめ51品目中47品目が80%以上の調達率で、内45品目は90%以上の高い調達率を達成。

（機器類）

・調達実績がなかった黒板を除くすべての品目で80%以上の調達率となり、内6品目は90%以上の高い調達率を達成している。

（OA機器）

・7品目すべてで80%以上の調達率となり、内6品目は90%以上の高い調達率を達成している。

（家電製品）

・6品目の内、4品目が90%以上の調達率となり、その他の冷蔵庫は89.3%、冷凍庫は33.3%となっている。

（自動車）

・90%以上の高い調達率となっている。

（服、手袋）

・作業服は約90%の高い調達率であった。制服については必要な品質・規格を満たすグリーン商品が見当たらないなどの理由で28.6%、作業用手袋については耐熱性等の面で品質・規格が合わないなどの理由で23.7%の調達率となっている。

（役務）

・役務については納入印刷物の仕様を調達品目としているが、複写用紙の印刷などで調達基準になじまないものが一部あるものの、全体としては発注件数の90%以上で高い調達率を達成している。

分野	調達品目	調達数量	適（数量）	達成率
1 紙類	コピー用紙	1,028,664 kg	1,022,064 kg	99.4%
	フォーム用紙	221,902 kg	46,111 kg	20.8%
	印刷用紙	182,307 kg	153,387 kg	84.1%
	衛生用紙（トイレットペーパー）	140,503 kg	140,203 kg	99.8%
2 文具類	シャープペンシル	2,901 箱	2,901 箱	100%
	替芯	5,171 箱	5,168 箱	99.9%
	ボールペン	9,270 箱	9,227 箱	99.5%
	マーキングペン	2,676 箱	2,650 箱	99.0%
	鉛筆	1,868 打	1,675 打	89.7%
	サインペン・フェルトペン	1,296 箱	1,290 箱	99.5%
	ホワイトボード用マーカー	5,824 本	5,721 本	98.2%
	油性マーカー	15,562 本	15,532 本	99.8%
	クラフトテープ	1,336 包	1,320 包	98.8%
	布テープ	3,520 包	3,333 包	94.7%
	テープカッター	134 個	128 個	95.5%
	セロテープ	2,524 箱	2,509 箱	99.4%
	のり	2,180 箱	2,178 箱	99.9%
	チューブファイル	4,544 箱	4,543 箱	100%
	フラットファイル	20,270 包	20,264 包	100%
	リングファイル	24,723 冊	16,298 冊	65.9%
	レバールファイル	2,215 箱	2,215 箱	100%
	OAバインダー	3,054 冊	3,039 冊	99.5%
	クリヤーブック	3,313 箱	3,250 箱	98.1%
	レターケース	357 個	350 個	98.0%
	クリヤーホルダー	6,610 包	6,308 包	95.4%
	工事用アルバム	295 冊	295 冊	100%
	工事用アルバム替え台紙	1,186 個	1,186 個	100%
	ファイルボックス	5,298 個	5,162 個	97.4%
	フォルダー類	1,169 束	763 束	65.2%
	文書保存箱	2,662 箱	2,662 箱	100%
	文書編集用紙	1,003 束	1,003 束	100%
綴りひも	2,599 束	2,598 束	100%	
事務用封筒	103,830 束	103,670 束	99.8%	
紙袋	1,388 束	1,373 束	98.9%	
片面裏紙・起案用紙	16,569 冊	16,569 冊	100%	
ノート	34,767 包	34,767 包	100%	
ルーズリーフ	396 個	394 個	99.5%	
インデックス	2,182 箱	2,087 箱	95.6%	
付箋紙	25,574 個	25,481 個	99.6%	
クロス表紙類	3,107 組	3,107 組	100%	

分野	調達品目	調達数量	適（数量）	達成率
2 文具類	はさみ	1,213 丁	1,209 丁	99.7%
	カッターナイフ	1,341 個	1,311 個	97.8%
	マグネット	1,871 個	1,646 個	88.0%
	パンチ	395 個	386 個	97.7%
	OHPフィルム	934 個	633 個	67.8%
	ごみ箱	497 個	480 個	96.6%
	名札	9,030 個	8,494 個	94.1%
	スタンプ台	2,945 個	2,945 個	100%
	朱肉	3,763 個	3,753 個	99.7%
	定規	1,818 箱	1,718 箱	94.5%
3 機器類	消しゴム	4,760 台	4,751 台	99.8%
	ステープラー	1,774 個	1,356 個	76.4%
	連射式クリップ	1,519 個	1,513 個	99.6%
	事務用修正具	8,546 個	8,497 個	99.4%
	除針器	245 個	240 個	98.0%
	いす	2,235 脚	2,190 脚	98.0%
	机	763 台	738 台	96.7%
	棚	279 連	275 連	98.6%
	収納用什器	600 台	572 台	95.3%
	ローバーテーション	88 個	88 個	100%
4 OA機器	掲示板	66 個	58 個	87.9%
	黒板	0 個	0 個	-
	ホワイトボード	221 個	217 個	98.2%
	コピー機	53 台	53 台	100%
	電子計算機	1,111 台	1,074 台	96.7%
	プリンタ	271 台	271 台	100%
	プリンタ・ファクシミリ兼用機	5 台	5 台	100%
	ファクシミリ	40 台	40 台	100%
	スキャナ	64 台	63 台	98.4%
	磁気ディスク装置	398 台	355 台	89.2%
5 家電製品	冷蔵庫	28 台	25 台	89.3%
	冷凍庫	3 台	1 台	33.3%
	冷凍冷蔵庫	44 台	42 台	95.5%
	エアコンディショナー	22 台	20 台	90.9%
	テレビジョン受信機	87 台	86 台	98.9%
ビデオテープレコーダー	51 台	50 台	98.0%	
6 車	自動車	231 台	211 台	91.3%
7 服	制服	14,589 着	4,175 着	28.6%
	作業服	111,289 着	100,346 着	90.2%
8 手袋	作業用手袋	221,984 双	52,574 双	23.7%
9 役務	納入印刷物の仕様	2,711 件	2,445 件	90.2%

資料 7-1-1 廃棄物の種類と定義

種類	定義
廃棄物	ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。)
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物
特別管理 一般廃棄物	<p>一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. PCBを使用する部品</li> <li>2. ごみ処理施設(処理能力 5t/日以上(焼却施設は 200kg/h 以上又は火格子面積 2 m<sup>2</sup>以上))から生じたばいじん</li> <li>3. 廃棄物焼却炉である特定施設から排出されたばいじん又は燃え殻で、ダイオキシン類の含有量が環境省令で定める基準を超えるもの</li> <li>4. 上記3に掲げる施設に係る排ガス洗浄施設等を有する工場又は事業場において生じた汚泥、廃酸、廃アルカリ及びこれらを処分するために処理したもので、ダイオキシン類の含有量が環境省令で定める基準を超えるもの</li> </ol> <p>環境省令で定めるダイオキシン類の含有量</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① ばいじん、燃え殻又は汚泥: 試料 1 グラムにつきダイオキシン類 3 ナノグラム</li> <li>② 廃酸及び廃アルカリ: 試料 1 リットルにつきダイオキシン類 100 ピコグラム</li> <li>③ ばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸及び廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸及び廃アルカリである場合): 試料 1 リットルにつきダイオキシン類 100 ピコグラム</li> <li>④ ばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸及び廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸及び廃アルカリ以外である場合): 試料 1 グラムにつきダイオキシン類 3 ナノグラム</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>5. 感染性一般廃棄物</li> </ol>
内 訳 産業廃棄物	<p>事業活動に伴って生じた廃棄物のうち次のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 燃え殻</li> <li>2. 汚泥</li> <li>3. 廃油</li> <li>4. 廃酸</li> <li>5. 廃アルカリ</li> <li>6. 廃プラスチック類</li> <li>7. 紙くず(建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、出版業(印刷出版を行うものに限る。)、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにPCBが塗布され、又は染み込んだものに限る。)</li> <li>8. 木くず(建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの並びにPCBが染み込んだものに限る。)</li> <li>9. 繊維くず(建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。))に係るもの及びPCBが染み込んだものに限る。)</li> <li>10. 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物</li> <li>11. と畜場法(昭和 28 年法律第 114 号)第 2 条第 2 項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第 1 項に規定する獣畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成 2 年法律第 70 号)第 2 条第 6 号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第 1 号に規定する食鳥に係る固形状の不要物</li> <li>12. ゴムくず</li> <li>13. 金属くず</li> <li>14. ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず</li> <li>15. 鋤さい</li> <li>16. 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物</li> <li>17. 動物のふん尿(畜産農業に係るものに限る。)</li> <li>18. 動物の死体(畜産農業に係るものに限る。)</li> <li>19. 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)の排出ガス規制の対象となる特定施設(ダイオキシン法施行令別表第 1 に掲げる施設)又は産業廃棄物の焼却施設から発生するばいじんであつて、集じん施設によって集められたもの</li> <li>20. 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類又は前各号に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであつて、これらの産業廃棄物に該当しないもの</li> </ol> <p>-----          輸入廃棄物(1~20 の廃棄物、航行廃棄物、携帯廃棄物を除く。)</p>
特別管理 産業廃棄物	<p>産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)</li> <li>2. 廃酸(PH2. 0以下)</li> <li>3. 廃アルカリ(PH12. 5以上)</li> <li>4. 感染性産業廃棄物</li> <li>5. 特定有害産業廃棄物</li> </ol>

資料 7-1-2 ごみ組成の推移

数字は重量百分比(%)

年度		昭 40	50	60	年度		平成 8	9	10	11	12	13	14	15	16
可燃物	台所ごみ	14.5	12.1	11.5	7.4	7.7	6.4	6.2	5.5	5.4	4.6	4.5	4.3		
	紙 類	39.6	36.8	28.8	38.6	41.8	46.5	45.9	42.9	41.3	46.8	44.7	41.4		
	繊維・木草類	7.1	9.3	10.9	4.1	6.0	6.0	7.9	9.3	10.6	8.8	8.8	9.8		
	プラスチック類	3.3	11.0	14.3	8.3	5.8	5.9	6.2	7.1	9.4	8.1	10.0	9.1		
	から落ち葉・茶殻・皮・ゴム・ 餅くず	4.9	2.6	1.9	15.7	18.3	15.6	14.9	14.9	15.0	13.7	14.5	14.9		
	雑 物				9.5	7.7	5.8	5.2	4.7	4.5	3.6	4.2	4.7		
	計	69.4	71.8	67.4	83.6	87.3	86.2	86.3	84.4	86.2	85.6	86.7	84.2		
不燃物	ガ ラ ス	15.5	12.0	14.8	5.8	4.9	5.4	5.8	6.1	5.0	5.5	4.3	4.8		
	石・陶器	3.1	6.1	6.8	3.6	2.6	2.4	2.0	2.5	2.7	1.9	2.5	2.5		
	鉄				5.1	3.6	4.3	4.1	4.8	4.7	5.2	4.8	6.8		
	非鉄金属				1.9	1.6	1.7	1.8	2.2	1.4	1.8	1.7	1.7		
	計	30.6	28.2	32.6	16.4	12.7	13.8	13.7	15.6	13.8	14.4	13.3	15.8		

- (注) 1. 昭和 63 年よりごみ組成分析区分を変更  
 2. 昭和 63 年度より重量百分比を風乾後から絶乾後に変更

資料 7-1-3 ごみの三成分及び発熱量の変化

年度	昭 40	50	60	平成 8	9	10	11	12	13	14	15	16
水分(%)	50.4	51.5	40.4	41.2	41.7	37.4	35.1	33.9	33.1	31.6	31.3	27.7
灰分(%)	18.7	15.6	21.5	17.7	14.7	15.6	15.6	17.0	15.7	17.0	15.8	18.1
可燃分(%)	30.9	32.9	38.1	41.1	43.6	47.0	49.3	49.1	51.2	51.4	52.9	54.2
生ごみの 低位発熱量 (kJ/kg)	4,885	5,897	7,757	7,577	9,156	9,664	9,799	9,605	9,681	9,878	10,156	10,366
( ) カッコ内 数字は kcal/kg	[1,163]	[1,404]	[1,847]	[1,804]	[2,180]	[2,301]	[2,333]	[2,287]	[2,305]	[2,352]	[2,418]	[2,468]

資料 7-4-1 産業廃棄物処理業許可状況

① 産業廃棄物処理業許可状況

(平成 17 年 3 月末現在)

業務の種類	許可業者数	廃棄物の種類	許可件数
収集運搬(積替え・保管を含まない)	4,296	1. 燃え殻	170
収集運搬(積替え・保管を含む)	83	2. 汚泥	1,226
中間処理	97	3. 廃油	794
埋立処分	0	4. 廃酸	435
中間処理・埋立処分	0	5. 廃アルカリ	440
海洋投入処分	1	6. 廃プラスチック類	3,789
		7. 紙くず	2,487
		8. 木くず	2,959
		9. 繊維くず	2,358
		10. 動植物性残渣	535
		11. 動物性固形不要物	2
		12. ゴムくず	2,852
		13. 金属くず	3,622
		14. ガラスくず	3,931
		15. 鋳さい	147
		16. がれき類	3,931
		17. 動物のふん尿	2
		18. 動物の死体	2
		19. ばいじん	106
		20. 処分するために処理したもの	357
許可業者数合計	4,477	合計	30,145

(注)平成 16 年度の許可件数 392 件(新規許可)

② 特別管理産業廃棄物処理業許可状況

(平成 17 年 3 月末現在)

業務の種類	許可業者数	廃棄物の種類	許可件数
収集運搬(積替え・保管を含まない)	429	1. 廃油	232
収集運搬(積替え・保管を含む)	13	2. 廃酸	236
中間処理	23	3. 廃アルカリ	216
埋立処分	0	4. 感染性産業廃棄物	113
中間処理・埋立処分	0	5. 廃 PCB 等	0
		6. PCB 汚染物	0
		7. 指定下水道汚泥	0
		8. 鋳さい	9
		9. 廃石綿等	19
		10. ばいじん	33
		11. 燃え殻	17
		12. 汚泥	133
		13. 処分するために処理したもの	0
許可業者数合計	465	合計	1,008

(注)平成 16 年度の許可件数 33 件(新規許可)

資料 8-1-1 大阪市立環境学習センター事業実績概要（平成16年度）

環境学習センター 利用者の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入館者数（238,399人／年）・自然体験観察園推定入園者数（約40万人／年）</li> <li>・講演会、イベント、観察会、講座、リーダー養成等参加者数（16,811人／年）</li> <li>・アウトリーチ活動、来館団体への講義、説明等参加者数（1,493人／年）</li> </ul>
--------------------	---

事業内容	事業メニュー	参加者数等	
環境学習情報及び環境学習機会の提供	展示物を用いた普及啓発 1常設展示 2エコギャラリーでの企画展示(6テーマ) 3環境アートコーナーでの展示(4テーマ) 4昆虫を用いた啓発 5図書室・ビデオライブラリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入館者数 238,399人／年</li> <li>・団体利用数 537団体／年 32,665人／年</li> <li>・アースモニターシップ搭乗者数 38,468人／年</li> <li>・ビデオライブラリー 利用数 7,010回／年</li> <li>・図書、ビデオ貸出 1,006件／年</li> </ul>	
	講演会、シンポジウム等(3回)	1観月祭(夜の部)講演会 2講演会 3環境学習発表会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業参加者 336人／年</li> </ul>
	啓発イベント(7回)	1水辺の教室(2日間) 2ECO緑日2004(2日間) 3「森の演奏会」 4観月祭(昼の部)体験・展示コーナー 5生涯学習フェスティバル(OCAT)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業参加者 8,718人／年</li> </ul>
	自然体験観察園(95回)	1農事イベント(16回) 2自然体験教室イベント(12回) 3小さな自然観察会(53回) 4野遊び教室(14回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業参加者 6,158人／年</li> </ul>
	自然観察会及びウォーキング(7回)	1ウォーキング／帝塚山古墳と住吉大社の社叢を訪ねる 2大阪港みなとめぐり 3里山でクリスマスリースを作ろう(野崎観音) 4鶴見緑地で野鳥観察会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業参加者 106人／年</li> </ul>
	環境講座、教室(60回)	1市民向け講座(28回) 2企業向け講座(4回シリーズ) 3子ども向け講座(12回) 4家族向け講座(8回) 5展示関連講座(8回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業参加者 1,508人／年</li> </ul>
	情報紙の発行 環境情報提供システム	1情報紙「なちゆるる」の発行(1回／月・No.132~143) 2環境情報提供システムによる情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1万部／回発行</li> <li>・HPアクセス件数 15,994件／年</li> </ul>
相談指導	環境学習講師の派遣と講義(68団体)	1来館団体を対象にした講義・解説(61団体) 2講師の派遣講演・アウトリーチ活動(3団体) 3国際協力・JICA研修生への講義等(4団体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来館講義受講者 1,555人／年</li> <li>・派遣講演受講者 115人／年</li> <li>・国際協力 85人／年</li> </ul>
	相談・指導、パネルの貸出など	1相談指導件数(昆虫飼育を含む) 323件 2パネル及び昆虫貸出件数 23件	
活動支援	人材の育成(41回)	1環境学習リーダー養成専門講座(19回) 2修了生対象フォローアップ研修(6回) 3フォローアップ事業(16回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業参加者 216人／年</li> </ul>
	学習教材の作成	1展示解説用カード教材(16種類 各5,000枚)	
	団体支援	1こどもエコクラブ支援(29団体) 2地球館パートナーシップクラブの活動 3環境学習リーダー養成講座修了生による活動 4環境NGOコーナーの活用(環境団体啓発物の設置) 5「なちゆるる」への環境NGO主催行事の掲載	地球館パートナーシップクラブ 会員数 112名 年間取組 56回

資料8-3-1 環境月間行事実施内容（平成16年度）

行事名	概要	参加人数	期日
ECO緑日2004ー遊ぶ、創る、楽しむー	かつて暮らしの中に自然とともに生きてきた、知恵や、工夫、伝承遊び等の多彩な催しを“緑日”として再現し、人と自然、生活と環境の関わりを考え、環境保全への取り組みを広げていくことを目的に開催した。	8,021人	6/19 6/20
水辺の教室	小学生を対象に、水辺の生き物の観察会と環境教室を実施した。	52人	6/9 6/10
自然体験観察園行事	自然体験観察園を利用した農事体験行事として、「小麦刈りと小麦の脱穀ファミリー体験」と「田植え体験とこども自然教室」を実施した。	50組 134人	6/6 6/12 6/13
ホテルのタベ	環境を守る下水道の役割をより深く理解していただくために、平野せせらぎの里にあるホテル舎で飼育しているホテルの鑑賞会を実施した。	4,744人	6/5 6/6
市立大学理学部 附属植物園 園内案内	時々に応じて園内の見どころを1時間程度で案内。	39人	6月中
春季「花と緑の講座」	さまざまな植物について講座を開催した。	延べ278人	6/5 6/12 6/19 6/26
やさしい自然かんざつ会 「海べのしぜん」	潮がよく引いた磯に出かけ、そこに生活しているいろいろな海の動物や海藻を観察した。	148人	6/6
めざせ エコライフ！～環境にやさしい生活～	リサイクル・太陽光発電等について取り上げ、ひとりひとりができる環境にやさしい生活習慣や環境問題の現状について学んだ。	55人	6/5 6/12 6/19 6/26
第14回旭区花しょうぶフェスティバル	「ハナショウブ」を多くの人に鑑賞してもらうとともに、地域での緑化活動の機運を高めることを目的に開催した。	—	6/4 6/5 6/6 6/11 6/26
「大和川付替え300周年記念事業大和川パネル展」の開催と大和川ミニミニ水族館(水槽展示)の設置	国土交通省大和川河川事務所と大阪府及び大和川流域の7市が実施する大和川付替え300周年記念事業の一環としての循環パネル展を実施。あわせて、大和川に生息している魚類等の水槽展示を行った。	—	6/28～ 7/2
環境学習センター環境講座	「環境学習リーダー養成講座」・市民環境学習講座「海洋汚染」・「大阪市環境白書」の見方講座を開催した。	延べ101人	6月中
ATCグリーンエコプラザ 環境セミナー	環境月間特別ゼミナール「循環型社会のシステム構築と実際の活動」・特別エコビジネスセミナー「持続可能な社会の構築と環境ビジネス」・おもしろ電気とエコ教室「ソーラーメロディーハウスをつくらう」を開催した。	274人	6/11 6/21 6/27
動物の排泄物のリサイクル事業	動物園の草食動物の糞を園内で有機堆肥にリサイクルし、この有機堆肥を来園者(先着100人まで)に無償配布した。	計400人	毎週土曜日
自動車排出ガス街頭検査	走行中のディーゼル自動車を対象とし、排出ガス中のディーゼル黒煙の検査を行い、整備不良車には、整備命令等を行うことにより、排出ガス対策を実施。また、検査を受けたドライバーにアイドリングストップ等に関するリーフレット等を配付し、啓発を行った。	276台	6/1～ 7/8 8回実施
大阪自動車公害対策推進会議	官民一体となった自動車公害対策への積極的な取り組みを推進するための会議を開催し、ディーゼル自動車対策に重点を置いた本年度の推進事項を決定した。	構成 31団体	6/28
燃料電池自動車 学校訪問キャラバン隊	小学校等を訪問し、体験試乗会、「燃料電池自動車学習講座」を開催することにより、次世代を担う子どもたちに燃料電池自動車に対する環境への有用性や実用における安全性について学習してもらった。	試乗者数 440人	6月中
常時監視システムを利用した環境教室	市内の大気汚染・水質汚濁等の環境問題について、市民の関心と理解を深めるために、常時監視システムを利用した環境教室を開催した。	延べ 51人	3回実施
環境保全総点検	工場・事業場に対して立入調査を強化するとともに企業による環境保全自主点検運動を呼びかけた。	立入り施設数 延べ1,321	6月中
特定建設作業講習会	特定建設作業に係る苦情の未然防止並びに届出の円滑化を図るために実施した。	183人	6/24
大阪湾クリーン作戦	大阪湾内及び沿岸地域のごみ等廃棄物の一斉清掃浄化運動	—	6/7
此花区花と緑のまちづくり 推進事業	グリーンコーディネーター、緑化リーダー、ボランティアスタッフによる区役所庁舎前花壇の整備	—	6月中旬 まで
「環境月間」一斉清掃	城東区地域女性団体協議会会員による歩道の清掃	—	6/1
環境美化運動の実施 「わた」の苗の配付	平野区の花「わた」の栽培を通じ、区の花に親しんでいただくとともに、花と緑豊かなまちづくりをおこなった。	500人	6/3
ポスター、立看板等による啓発	市関係庁舎、市広報板、地下鉄駅構内等に環境月間周知、自動車公害防止対策等に関するポスター等を掲出した。	—	6月中

資料8-3-2 ポスター等による啓発内容

啓発媒体	内 容	掲出場所等
ポスター	きれいな空へ、帰りたい！ (大阪市製作) ～12月は大気汚染防止推進月間です。～	地下鉄駅構内、市関係庁舎、市広報板
	きれいな空気で届けるでえ～ (府と協同) ～低公害な車で荷物を運ぶことを「グリーン配送」といいます～	地下鉄車内、市関係庁舎
	子どもたちからの提案です。 (大阪市製作) ～環境にやさしい未来のクルマと街～	地下鉄車内、市関係庁舎、市広報板
リーフレット	きれいな空へ、帰りたい！ (大阪市製作) ～12月は大気汚染防止推進月間です。～	市関係窓口等で市民に配付
	きれいな空気で届けるでえ～ (府と協同) ～低公害な車で荷物を運ぶことを「グリーン配送」といいます～	市関係窓口等で市民に配付
	子どもたちからの提案です。 (大阪市製作) ～環境にやさしい未来のクルマと街～	市関係窓口等で市民に配付

資料9-2-1 大阪環境産業振興センター（ATCグリーンエコプラザ）の概要

【全体の概要】	① 場 所	大阪市住之江区南港北2丁目1-10 ATCビル ITM棟 11階西側
	② 面 積	4,500㎡
	③ 設置者	アジア太平洋トレードセンター株式会社(ATC)、大阪市
【施設の特徴】	① エコビジネス支援ゾーン(1,500㎡)	中小企業を中心に環境ビジネスをめぐる今日的課題に取り組んでいる 実際例を展示・紹介し、産学官協働コーナーの設置等
	② エネルギーゾーン(125㎡)	省エネ技術の開発及び省エネルギー・新エネルギーに特化した環境ビ ジネスの展示、紹介
	③ リサイクルテクノ ロジーゾーン (1,000㎡)	循環型社会の実現に向けて、家庭とオフィスのごみ減量を促進するた め、来場者に3R(Reduce・Reuse・Recycle)などのごみ減量のノウハウの 提案
	④ 自主環境管理推進 支援ゾーン(375㎡)	事業者対象に、自主環境管理の導入に必要な情報・ノウハウの紹介 エコマーク認定商品の展示、エコマークの商品類型や認定基準等の紹 介
	⑤ アドバンスゾーン (1,000㎡)	電気自動車、天然ガス自動車等のクリーンエネルギー自動車(CEV)を 展示している「CEVパークかんさい」をはじめ、先進的な環境製品・技 術・システム等の展示、紹介
	⑥ コミュニケーション ゾーン(500㎡)	企画展やセミナーの開催
【事業概要】 (平成16年度)	・入場者数	230,927人(うち団体見学者 348団体 10,584人)
	・出展者状況	ブース出展 80企業・団体、98ブース、エコマークゾーン59社
	・環境セミナー等の 実施状況	① 各種説明会、イベント等:「グリーン購入法説明会」、「低公害車普及 促進総合説明会」、「親子環境教室」等 計34件 参加者 54,173人 ② 環境セミナー:「エコビジネスセミナー」「エコデザインセミナー」「環境 経営体験講座シリーズ」等 計54回 参加者 3,956人



1 計画の趣旨

(1) 背景

- ・「環境基本条例」（平成7年3月制定）の基本理念
- ・「環境基本計画」（平成8年8月策定）の基本方針(協働)
- ・「地球環境を守る身近な行動指針（0-加ッ ェガ 21 おおさか）」(平成7年5月策定)

(2) 目的

大阪市の事務事業を環境に配慮したものとし、「エコオフィス」の実現をめざす。

(3) 計画期間

平成9年度から平成17年度

2 計画の内容

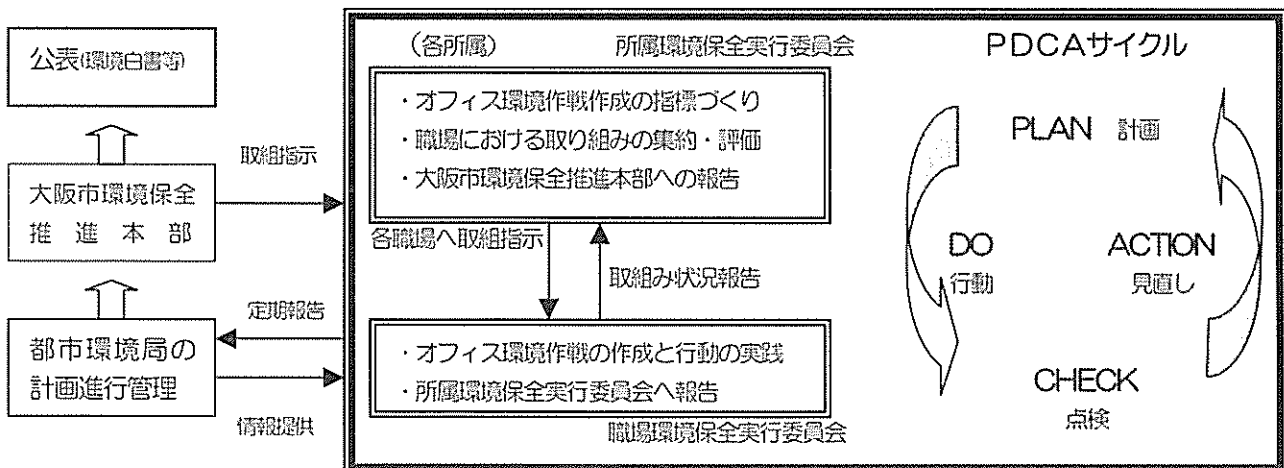
市民・企業に率先して市内における環境保全行動を推進させるための行動指針及び行動目標を定めたもの（29の行動目標）

◇ 主な行動指針と目標

<p>○温室効果ガスの排出抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー使用に伴う温室効果ガスの排出抑制</li> </ul> <p>⇒照明用電気使用量を平成17年度において8%以上削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フロン等の排出に伴う温室効果ガスの排出抑制</li> </ul> <p>⇒ハイドロフルオロカーボンの排出抑制</p>	<p>○環境配慮商品の利用と購入促進(グリーン購入)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生紙の使用促進</li> </ul> <p>⇒コピー用紙は、平成17年度までにすべての職場において、古紙配合率100%、白色度70%以下の再生紙を使用</p> <p>⇒印刷物の発注は、古紙配合率の高い、白色度の低い再生紙を使用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務用品等のグリーン購入の促進</li> </ul> <p>⇒事務用品の購入は、「環境配慮製品リスト」等を参考にしして購入するほか、エコマーク、グリーンマーク等環境ラベル事業の対象製品を積極的に選択</p>
<p>○資源の節約</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用紙類の使用量の抑制</li> </ul> <p>⇒コピー用紙使用量を平成17年度において平成11年度実績から5%以上削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物品等の長期使用</li> <li>・水利用の合理化推進</li> </ul> <p>⇒上水使用量を平成17年度において平成10年度の実績から増加させない。</p>	<p>○自動車の適正利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公用車への低公害車等の計画的導入</li> <li>・公用車等の利用の適正化</li> </ul>
<p>○廃棄物の減量・再使用・リサイクルの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の減量</li> </ul> <p>⇒庁舎から排出される廃棄物量を平成17年度において平成10年度の排出実績に比べ9%以上減量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別リサイクルの推進</li> </ul> <p>⇒庁舎から排出される再生可能な紙ごみのリサイクル率を平成17年度において50%以上確保</p>	<p>○環境保全意識の高揚</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に関する研修及び情報の提供</li> </ul> <p>⇒職員の環境全意識の向上を図るため、平成17年度までに全職員を対象とした環境保全に関する研修を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実効ある環境保全行動の推進</li> </ul>

3 計画の推進

- ① 各所属において所属環境保全実行委員会の設置
- ② 各所属における環境に配慮した職場の取組をまとめた職場単位の実行計画の作成及びその実践並びに点検、評価
- ③ 大阪市環境保全推進本部において点検、評価、公表



資料9-2-3 大阪市内環境保全行動計画(エコオフィス21)の行動目標達成状況

項目	単位	平成15年度		平成16年度		エコオフィス21取組み再構築にかかる目標(平成17年度まで)
		実績値	増減(%)	実績値	増減(%)	
電気使用量	kWh/年	38,675,705	△1.0%(前年比)	42,704,106	10.4%(前年比)	電気使用量の抑制に努める
コピー用紙使用量 (A4換算)	枚/年	157,411,419	44.6%	157,451,059	44.6%	平成11年度実績(108,860千枚)を基準に5%削減
コピー用紙の古紙 配合率100% の所属数	所属	43/47 (91%)	—	48/49 (98%)	—	全ての所属で古紙配合率100%
コピー用紙の白色 度70%以下の 所属数	所属	45/47 (96%)	—	48/49 (98%)	—	全所属で白色度70%以下
上水使用量	m <sup>3</sup> /年	333,251	△10.4%	274,648	△26.2%	平成10年度実績(372,204m <sup>3</sup> )を基準に増加させない
低公害車等 の導入台数	低公害車・ LEV-6	2,257	—	2,398	—	公用車の低公害車化を推進
			—		—	
公用車燃料 使用量	kl/年 (ガソリン)	307.7	1.8%(前年比)	242.1	△5.7%(前年比)	ガソリン使用量の抑制に努める

照明用電気 使用量削減	平成15年度	消灯対象の電気使用量 (目標△8%)	322,657kwh (△6.9%)
		4,622,093kwh	
	平成16年度	消灯対象の電気使用量 (目標△8%)	394,803kwh (△8.7%)
		4,528,617kwh	

注・上記の各使用量は、事業所の値を含まない。また、上水使用量について、テナントビルで実績数値の把握が不可能な所属は除く。

- ・照明用電気使用量は、昼休みの消灯電力量と消灯実績(行動率)から算出。
- ・低公害車：天然ガス自動車・電気自動車・ハイブリット自動車  
LEV-6：京阪神6府県市指定低排出ガス車

資料10-1-1 大阪市環境影響評価条例・大阪府環境影響評価条例の対象事業等一覽表

事業の種類	内容	大阪市環境影響評価条例対象事業	大阪府環境影響評価条例対象事業	環境影響評価法第一種事業	同第二種事業
道路	高速道路の新設・改築(車線増)	全事業(原形高速・自動車専用道路を含む)	同	全事業(首都圏高速は4車線以上、自動車専用道路は別表外)	同
鉄道又は軌道	一般道路の新設・改築(車線増)	4車線以上かつ3km以上	同	国道 : 4車線以上かつ10km以上 大規模林道: 2車線以上かつ20km以上	4車線以上かつ7.5km以上10km未満 2車線以上かつ15km以上20km未満
飛行機	鉄道等の建設・改良	区間の長さ3km以上	同	新幹線(規格新線含む): 全事業 普通鉄道・軌道(普通鉄道相当): 10km以上	7.5km以上10km未満
発電	飛行場などの設置・変更	全事業	同	滑走路長 2,500m以上	1,875m以上2,500m未満
廃棄物処理施設	電気工作物の設置・増設	水力 15,000kW以上 火力(地熱利用を除く) 20,000kW以上 火力(地熱利用) 7,500kW以上	同	水力 30,000kW以上 火力(地熱利用を除く) 150,000kW以上 火力(地熱利用) 10,000kW以上	22,500kW以上30,000kW未満 112,500kW以上150,000kW未満 7,500kW以上10,000kW未満
下水処理場	一般廃棄物又は産業廃棄物処理施設の設置・増設	ごみ処理施設 100t/日以上 し尿処理施設 100kL/日以上 産業廃棄物焼却施設 100t/日以上 汚泥、灰燼、焼アルカリを焼却する産業廃棄物焼却施設は、パーサー一定焼却力の重油換算量4kL/時以上	ごみ焼却施設 100t/日以上 ごみ処理施設(焼却以外) 200t/日以上 し尿処理施設 同 左 産業廃棄物焼却施設 同 左	ごみ焼却施設 100t/日以上 し尿処理施設 同 左 産業廃棄物焼却施設 同 左	同
工場又は事業場	緑地処理場の新設・増設	最終処分場 10ha以上	最終処分場 同 左	最終処分場 30ha以上	25ha以上30ha未満
大規模建築物	建築物の新築	延べ面積10万㎡以上かつ高さ150m以上	同	同	同
駐車場等	駐車場、自動車ガソリンの新設・増設	同時駐車能力 1,000台以上	計画処理人口 5万人以上	同	同
リリーフ・ゾーン施設	ゴルフ場、遊園地等の新設・増設	施行区域面積 30ha以上	同	同	同
地下利用施設	地下利用に依る施設の新設・増設	地表面下20m以下の部分の容積60万m <sup>3</sup> 以上	(開発行為の項に該当)	同	同
公有水面の埋立て	埋立て及び干拓	施行区域面積 15ha以上	施行区域面積 25ha以上	施行区域面積 50ha超	40ha以上50ha以下
土地区画整理事業	土地区画整理事業	施行区域面積 50ha以上	同	施行区域面積 100ha以上	75ha以上100ha未満
流通業務団地造成	流通業務団地造成事業	施行区域面積 10ha以上	施行区域面積 50ha以上	施行区域面積 100ha以上	75ha以上100ha未満
開発行為	前号以外の開発行為	施行区域面積 50ha以上	施行区域面積 50ha以上	施行区域面積 100ha以上	75ha以上100ha未満
土石、砂利の採取	岩石、土又は砂利の採取	採取面積 20ha以上	同	同	同
工業団地造成	工業団地造成事業	施行区域面積 10ha以上	施行区域面積 50ha以上	施行区域面積 100ha以上	75ha以上100ha未満
港湾計画	港湾計画の決定・変更	埋立・掘込面積 100ha以上	同	埋立・掘込面積 300ha以上	同
ダム・堰	ダム、堰の新築・改築	同	埋水面積 50ha以上	埋水面積 100ha以上	75ha以上100ha未満
湖沼水位調整施設・放水路の新築	湖沼水位調整施設・放水路の新築	同	改築: 改築後埋水面積50ha以上かつ増加埋水面積25ha以上	同	同
発生土の処分事業	発生土の処分による土地造成	同	改築面積 50ha以上	改築面積 100ha以上	75ha以上100ha未満

資料10-2-1 大阪市環境影響評価専門委員会に諮問した事業等一覧表

年度	事業名	規模等	諮問	答申	備考
昭59	南港発電所建設事業	発電所 (火力：出力180万kW)	59.4.18	59.9.7	府要綱 (市長意見 59.10.6)
	住之江ごみ焼却場建設事業	廃棄物処理施設 (ごみ焼却場：処理能力600ト/日)	59.9.7	60.1.23	都市計画 (市決定)
60	大阪湾圏域広域処理場整備事業 (大阪基地)	公有水面の埋立て・廃棄物処理施設 泉大津沖埋立面積 203ha 大阪基地取扱可能廃棄物量12,000ト/日	60.5.29	60.9.20	府要綱 (市長意見 60.9.30)
	淀川左岸線建設事業(Ⅰ期)	道路 (区間の長さ5.7km)	60.12.27	61.5.13	都市計画 (知事決定)
	大阪市高速電気軌道第7号線 京橋～鶴見緑地間建設事業	軌道 (区間の長さ5.6km)	61.2.24	61.5.13	都市計画 (知事決定)
61	大阪港南港(北地区)埋立事業	公有水面の埋立て (面積67.1ha)	62.2.23	62.6.23	府・国要綱(運・建) (市長意見 62.6.30)
63	南港・港区連絡線建設事業	軌道 (区間の長さ3.6km)	63.8.17	63.11.1	都市計画 (知事決定)
	都市高速鉄道片福連絡線建設事業	鉄道 (区間の長さ11.1km)	63.8.17	63.11.1	都市計画 (知事決定)
平2	大阪市環境事業局 西淀工場建替事業	廃棄物処理施設 (ごみ焼却場：処理能力600ト/日)	2.4.23	2.11.6	府要綱 (市長意見 2.11.6)
	大阪都市計画都市高速鉄道 第7号線心斎橋～京橋間建設事業	軌道 (区間の長さ5.6km)	2.11.6	3.3.7	都市計画 (知事決定)
	舞洲スポーツアイランド計画	レクリエーション施設 (面積130ha)	4.6.11	4.11.27	府要綱 (市長意見 4.12.15)
4	淀川左岸線建設事業(Ⅱ期)	道路 (区間の長さ4.3km)	4.10.26	6.7.21	都市計画 (知事決定)
6	此花西部臨海地区 土地区画整理事業	土地区画整理事業 (面積156ha)	6.6.13	6.10.4	都市計画 (知事決定)
7	大阪都市計画ごみ焼却場	廃棄物処理施設	8.3.27	8.8.6	都市計画
	舞洲工場建設計画	(ごみ焼却場：処理能力1,200ト/日)	8.3.27	8.8.6	(市決定)
	大阪都市計画下水道 舞洲スラッジセンター建設計画	工場 (最大排出ガス量55,000m <sup>3</sup> N/時)	8.3.27	8.8.6	都市計画 (市決定)
8	舞洲ヘリポート(仮称) 建設事業	飛行場 (陸上ヘリポート)	8.4.24	8.8.6	市要綱
9	中山共同発電株式会社 発電施設計画(仮称)	発電所 (火力：出力14.9万kW)	9.4.23	9.7.15	市要綱

年度	事業名	規模等	諮問	答申	備考	
10	大阪外環状線（都島～久宝寺） 鉄道建設事業	鉄道 （区間の長さ 14.9km）	10.4.30	10.7.16	市要綱 一部都市計画(知事決定)	
	ユニバーサルスタジアム（USJ）建設事業	レクリエーション施設・駐車場 面積 54ha 同時駐車能力 約4,000台	10.4.30	10.7.16	市要綱	
	大阪都市計画ごみ焼却場 平野ごみ焼却場	廃棄物処理施設 （ごみ焼却場：処理能力 900ト/日）	10.4.30	10.7.16	都市計画 （市決定）	
	関西国際空港2期事業	飛行場 （滑走路1本 4,000m）	10.4.30	10.8.27	府要綱 （市長意見 10.9.9）	
	西島エネルギーセンター 電力卸供給事業	発電所 （火力：出力 14.99万kW）	10.7.16	10.10.13	市要綱	
	大阪都市計画都市高速鉄道 第8号線（井高野～今里）	軌道 （区間の長さ 12km）	11.1.18	11.2.19	都市計画 （知事決定）	
	（仮称）難波再開発A-1地区 建設事業	駐車場 （同時駐車能力 1,350台）	11.1.18	11.4.23	市要綱	
	大阪港新島地区埋立事業及び 大阪沖埋立処分場建設事業	公有水面の埋立て・廃棄物処理施設 埋立面積 205ha うち廃棄物処分場 95ha	11.1.18	11.5.28	市要綱	
	南港東地区（木材整理場） 埋立事業	公有水面の埋立て （埋立面積 25ha）	11.1.18	11.5.28	市要綱	
	中之島3丁目共同開発（仮称）	大規模建築物 高さ 約 195m 延べ面積 約 256,000㎡	11.2.19	11.7.2	市要綱・市条例	
	11	ユニバーサルスタジアム（USJ） 建設事業（残土搬出関連）	レクリエーション施設・駐車場 面積 54ha 同時駐車能力 約4,000台	11.11.1	11.12.28	市条例 〔環境影響評価準備書〕
		（仮称）NHK大阪新放送会館 屋上ヘリポート設置事業	飛行場 （陸上ヘリポート）	11.11.1	11.12.28	市条例 〔環境影響評価方法書〕
		北港テクノポート線建設事業	鉄道 （区間の長さ 7.3km）	11.12.28	12.3.3	市条例 〔環境影響評価方法書〕
大阪都市計画下水道 夢洲下水処理場		下水道終末処理場 （計画処理人口約84,000人）	12.3.3	12.4.7	市条例 （都市計画：市決定） 〔環境影響評価方法書〕	

年度	事業名	規模等	諮問	答申	備考
12	(仮称)NHK大阪新放送会館 屋上ヘリポート設置事業	飛行場 (陸上ヘリポート)	12.8.10	12.10.2	市条例 [環境影響評価準備書]
	大阪都市計画都市高速鉄道 北港テクノポート線	鉄道 (区間の長さ7.3km)	12.8.10	12.10.27	市条例 (都市計画:市決定) [環境影響評価準備書]
	大阪外環状線(新大阪~都島) 鉄道建設事業	鉄道 (区間の長さ約5.4km)	13.1.19	13.2.22	府条例 (市長意見13.3.5) [環境影響評価方法書]
	大阪都市計画下水道 夢洲下水処理場	下水道終末処理場 (計画処理人口約84,000人)	13.8.22	13.11.9	市条例 (都市計画:市決定) [環境影響評価準備書]
	(仮称)廃プラスチック 再商品化事業	廃棄物処理施設 (処理量最大148.8ト/日)	14.1.21	14.2.28	市条例 [環境影響評価方法書] 14.11.26事業廃止届
13	大阪都市計画都市高速鉄道 西大阪延伸線	鉄道 (区間の長さ3.4km)	14.1.21	14.2.28	市条例 (都市計画:市決定) [環境影響評価方法書]
	大阪外環状線(新大阪~都島) 鉄道建設事業	鉄道 (区間の長さ約5.4km)	14.1.21	14.6.3	府条例 (市長意見14.6.14) [環境影響評価準備書]
	大阪都市計画都市高速鉄道 西大阪延伸線	鉄道 (区間の長さ3.4km)	14.8.6	14.10.2	市条例 (都市計画:市決定) [環境影響評価準備書]
	阿倍野地区第二種市街地再開発事業 A2棟建設事業	駐車場 (同時駐車能力1,900台)	14.12.5	14.12.26	市条例 [環境影響評価方法書]
	(仮称)ダイヤモンドシティ鶴見 ショッピングセンター建設事業	駐車場 (同時駐車能力約3,000台)	16.9.9	16.10.28	市条例 [環境影響評価方法書]
16	(仮称)ホームセンタームサシ 鶴浜店建設事業	駐車場 (同時駐車能力約3,300台)	16.9.9	16.10.28	市条例 [環境影響評価方法書]
	大阪府警察本部ヘリポート(仮称) 設置事業	飛行場 (陸上ヘリポート)	16.10.28	16.12.27	市条例 [環境影響評価方法書]
	(仮称)中山エコメルトリサイクル事業	廃棄物処理施設 (処理量:最大850トン/日)	16.10.28	16.12.27	市条例 [環境影響評価方法書]
	梅田阪急ビル建替事業	大規模建築物 高さ約187m 延べ面積約254,400㎡	16.12.27	17.2.10	市条例 [環境影響評価方法書]
	(仮称)ダイヤモンドシティ鶴見 ショッピングセンター建設事業	駐車場 (同時駐車能力約2,180台)	17.6.23	17.8.31	市条例 [環境影響評価準備書]
17	大阪府警察本部ヘリポート(仮称) 設置事業	飛行場 (陸上ヘリポート)	17.6.23	17.8.31	市条例 [環境影響評価準備書]
	梅田阪急ビル建替事業	大規模建築物 高さ約187m 延べ面積約254,400㎡	17.8.31		市条例 [環境影響評価準備書]

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
大規模建築物に係る事前協議件数	119	137	124	81	104
建築審査会に係る事前協議件数(注1)	37	46	40	34	38
建築基準法第48条許可に係る事前協議件数(注2)	2	3	2	2	1
地区計画等に係る事前協議件数(注3)	4	3	2	4	12
合 計	162	189	168	121	155

(注1) 建築審査会とは、建築基準法の施行に関する重要事項を調査審議する機関であり、審査会の同意案件中環境面について協議した件数

(注2) 建築基準法第48条許可とは、用途地域別に定める工作物制限の例外許可であり、環境面について協議した件数

(注3) 地区計画等とは、地区計画または再開発地区計画の区域内における建築物の容積率の緩和であり、地区計画等認定連絡協議会の協議案件で環境面について協議した件数

## 市域の概況

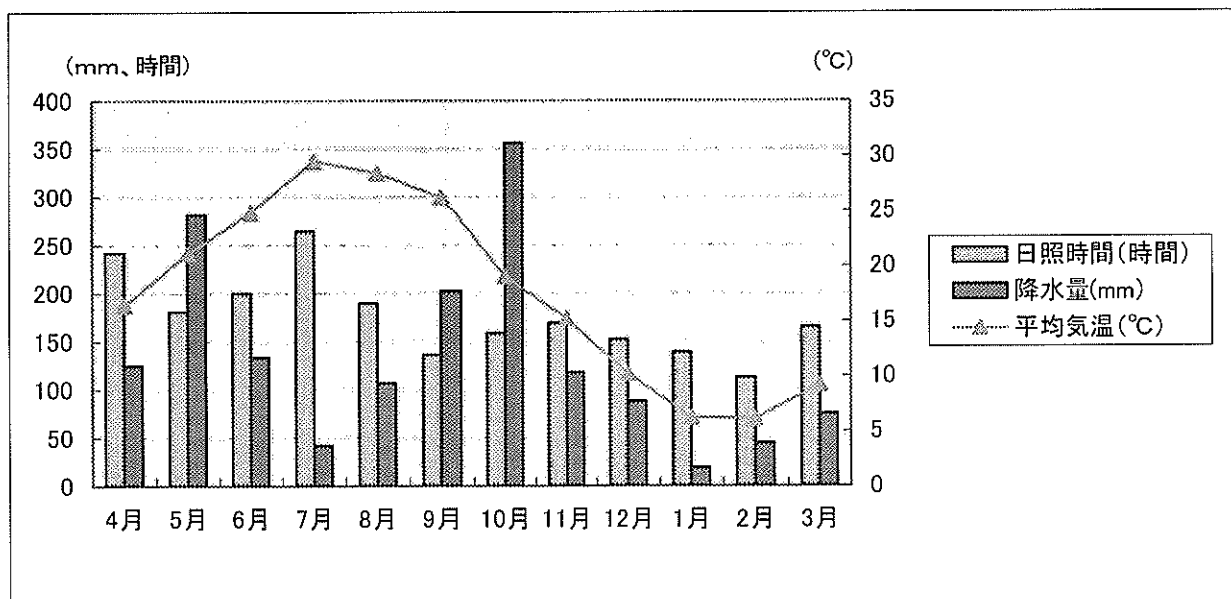
大阪市は、東西19.5km、南北20.2kmで面積は221.96km<sup>2</sup>あり、東経135度23分から135度36分、北緯34度35分から34度46分に位置します。

西は大阪湾に面し、南は大和川で堺、松原市につづき、北は神崎川を隔てて尼崎、豊中、吹田、摂津の各市に連なり、東は守口、門真、大東、東大阪、八尾の諸市に接しており、大阪平野の要地を占め、海陸交通の要衝をなしています。

市の中央部から東よりに、南北に縦貫する上町台地は、南北9km東西2kmにわたる台地で、東側にゆるく、西側に急傾斜をなしているため、東部は概して高く、西に行くにしたがって次第に低くなり、やがて海に連なっています。市街はおおむね海拔3m前後の土地が大部分を占めています。

また、大小幾多の河川が市内を縦横に貫流していますが、その根源をなす淀川は琵琶湖に源を発し、宇治川、桂川、木津川の三川が合流して水量がきわめて豊かです。

## 1. 大阪の気象の概況（平成16年度）



(注) 大阪管区気象台調べ

(平成16年度)	
年平均気温	17.7°C
年間降水量	1591.5mm
年間日照時間	21102時間

## 2. 区別面積

(単位: km<sup>2</sup>)

区名	面積	区名	面積	区名	面積
北	10.33	天王寺	4.80	城東	8.42
都島	6.05	浪速	4.37	鶴見	8.16
福島	4.67	西淀川	14.23	阿倍野	5.99
此花	15.89	淀川	12.64	住之江	20.77
中央	8.88	東淀川	13.26	住吉	9.34
西	5.20	東成	4.55	東住吉	9.75
港	7.90	生野	8.38	平野	15.30
大正	9.43	旭	6.30	西成	7.35

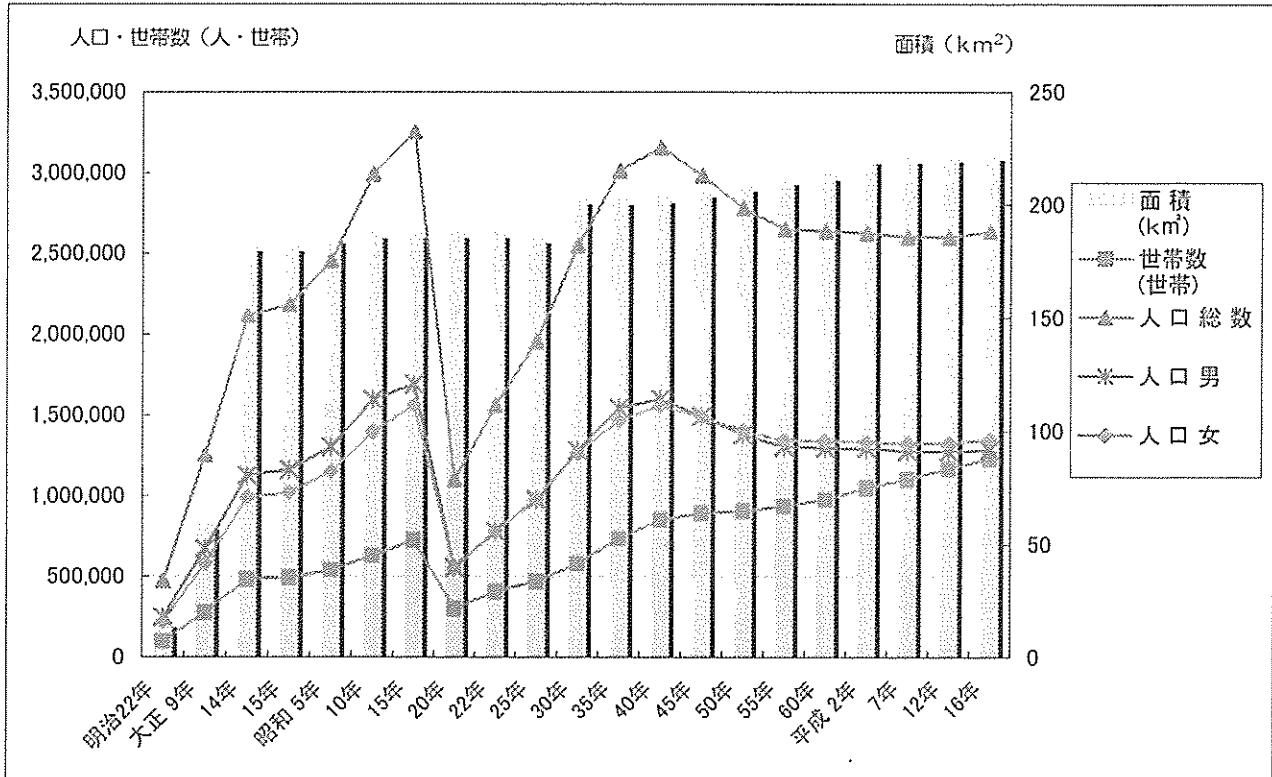
合計面積: 221.96km<sup>2</sup>

(注) 面積は、平成16年10月1日現在（国土地理院発表）。ただし、淀川区の面積は豊中市との合算値として発表されているため、昭和62年の当該区市の面積比で按分した数値を用いた。



### 3. 大阪市の人口

#### 人口、世帯数の推移



(注) ・人口は国勢調査結果

(但し、明治22年は4月1日市制実施公簿調査結果、昭和20年は11月1日人口調査結果、平成16年は10月1日推計値)

・面積は国土地理院の公表値

#### 昼間流動人口の推移

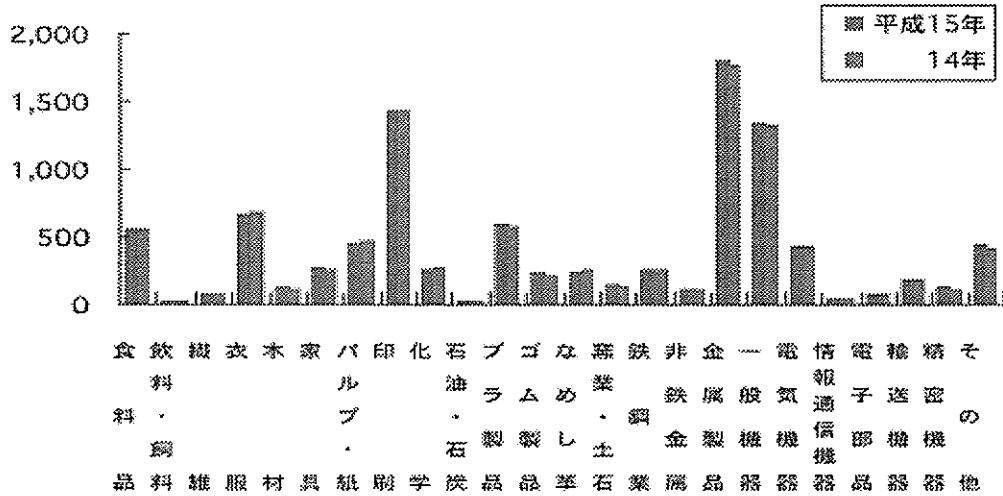
		昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
常住人口	総数	3,011,563	3,156,222	2,980,487	2,778,987	2,648,180	2,636,249	2,623,801	2,602,421	2,598,774
	就業者	1,439,158	1,601,253	1,510,895	1,351,396	1,298,054	1,310,666	1,345,405	1,336,176	1,231,235
	通学者	143,316	215,872	528,484	508,910	518,850	479,342	412,940	361,248	323,133
流入人口	総数	590,126	882,227	1,079,684	1,216,440	1,246,746	1,339,987	1,481,750	1,496,230	1,333,131
	就業者	547,392	805,294	991,427	1,126,294	1,144,024	1,218,548	1,330,279	1,363,043	1,231,282
	通学者	42,734	76,933	88,257	90,146	102,722	121,439	151,471	133,187	101,849
流出人口	総数	106,119	176,076	205,702	221,093	241,521	259,430	285,078	289,513	264,111
	就業者	78,931	116,805	144,718	154,973	176,003	197,353	220,350	227,511	210,749
	通学者	27,188	59,271	60,984	66,120	65,518	62,077	64,728	62,002	53,362
昼間人口	総数	3,495,570	3,862,373	3,854,469	3,774,334	3,650,644	3,714,244	3,800,461	3,803,203	3,664,414
	就業者	1,907,619	2,289,742	2,357,604	2,322,717	2,266,075	2,331,861	2,455,334	2,471,708	2,251,768
	通学者	158,862	233,534	555,757	532,936	556,054	538,704	499,683	432,433	371,620
昼夜間人口比率		116.1	122.4	129.3	135.8	138	141	146	146.5	141.2

(注) 国勢調査結果

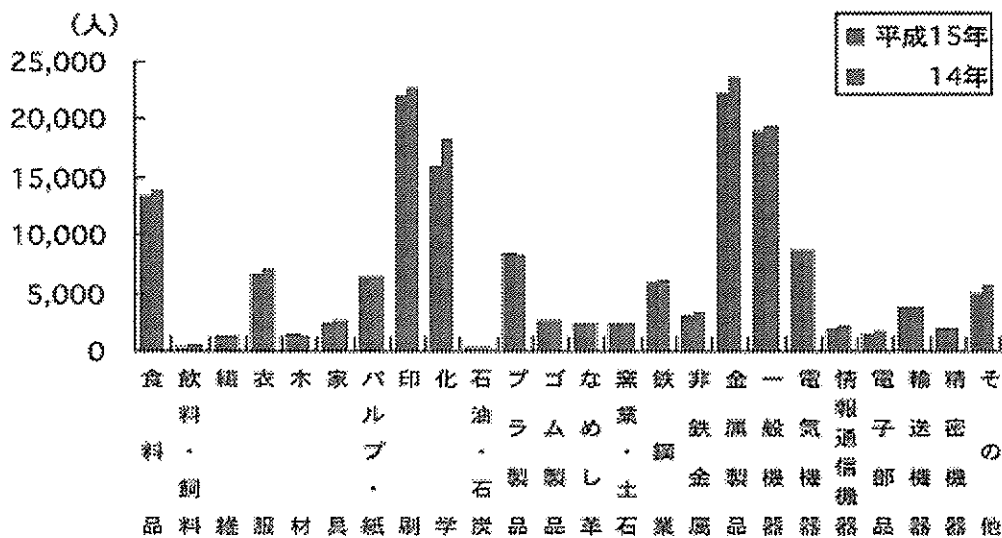
#### 4. 産業の動向 工業統計調査結果（大阪市計画調整局調）

金属製品が1,808事業所で全体の18.5%を占め最も多く、次いで印刷が1,425事業所（構成比14.6%）、一般機器が1,343事業所（同13.7%）となっています。この3業種で全体の約半数（46.8%）を占めています。

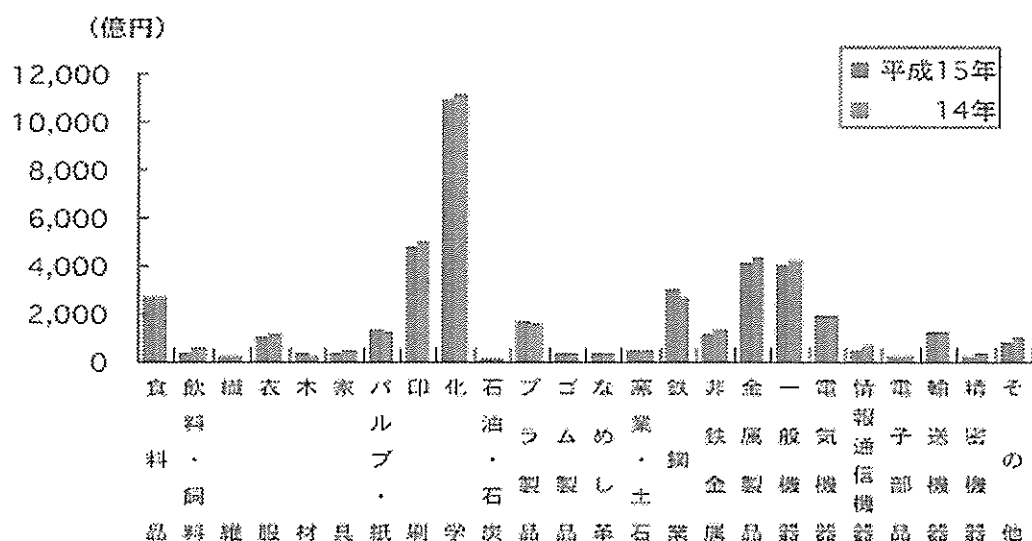
・産業分類別事業所数（4人以上）



・産業分類別従業者数（4人以上）



・ 産業分類別製造品出荷額等 (4人以上)



化学が 1 兆 902 億円で全体の 26.3%を占め最も多く、次いで印刷が 4,732 億円（構成比 11.4%）、金属製品が 4,073 億円（同 9.8%）となっており、この 3 業種で全体の約半数（同 47.5%）を占めています。

・ 商業 の 構 成

業種別	商業事業所数(事業所)			従業員数(人)			年間販売額(億円)		
	平成11年	平成14年	増減	平成11年	平成14年	増減	平成11年	平成14年	増減
卸売業計	31,034	26,251	△ 4,783	398,664	355,338	△ 43,326	553,310	440,948	△ 112,362
小売業計	41,135	36,558	△ 4,577	221,343	215,433	△ 5,910	48,729	45,243	△ 3,486
合計	72,169	62,809	△ 9,360	620,007	570,771	△ 49,236	602,039	486,191	△ 115,848

- (注) 1. 商業統計調査結果(計画調整局調)  
2. 平成11年は簡易調査

5. 河川・道路

大阪市内河川(平成17年3月末現在)

	河川数	延長(km)
一級河川	(25) 25	(139.1) 139.1
二級河川	(0) 0	(0) 0
準用河川	(4) 4	(5.0) 5.0
普通河川	(4) 4	(2.3) 2.3
合計	(33) 33	(146.4) 146.4

- (注) 1. 河川には、港湾法に基づく運河等は含まれていない。  
2. ( ) は、平成16年3月末現在  
3. 大阪市建設局調

大阪市内道路（平成17年4月1日現在）

	路線数	延長(km)	面積(km <sup>2</sup> )
国道	(13)	(114.9)	(3.38)
	13	114.9	3.38
府道	(28)	(183.0)	(3.99)
	28	183.0	4.00
市道	(11,737)	(3,574.7)	(30.63)
	11,739	3,582.3	30.82
合計	(11,778)	(3,872.3)	(38.00)
	11,780	3,880.2	38.20

(注)

1. 阪神高速道路及び近畿自動車道を含まない。
2. ( ) は、平成16年4月1日現在
3. 大阪市建設局調

## 6. 資源消費

### ・電力供給状況

年 度	契約口数	契約kW数 (kW)	消費電力量(MWh)
平成11年	224,828	6,792,453	16,387,841
平成12年	222,767	4,762,426	16,619,020
平成13年	220,979	4,764,167	16,388,077
平成14年	218,729	4,686,996	9,571,147
平成15年	215,914	4,587,682	9,431,357

(注) 資料：関西電力㈱

1. 契約口数・kW数は年度末現在、使用電力量は年度中の累計である。
2. 平成14年度以降の総数に特定規模需要は含まない。  
特定規模需要とは、特高受電(20kV以上)の需要をいう。

### ・ガス供給状況

年度	供給戸数			需要量 (単位：1,000m <sup>3</sup> )		
	総数	家庭用	業務用	総数	家庭用	業務用
平成11年	1,212,213	1,127,455	84,758	1,501,437	414,045	1,087,392
平成12年	1,223,894	1,139,941	83,953	1,505,074	417,202	1,087,872
平成13年	1,235,659	1,152,232	83,427	1,474,004	405,779	1,068,225
平成14年	1,243,039	1,160,205	82,834	1,560,391	415,757	1,144,634
平成15年	1,249,955	1,167,745	82,210	1,570,849	415,715	1,155,134

(注) 資料：大阪ガス㈱

1. 供給戸数は年度末の調定件数、需要量は年度中の使用量である。
2. 新熱量計算に基づき平成10年度から遡及した。

## ◆ 大阪市環境関連事業予算

## (1) 局 別

(単位：千円)

局 名	当 初 予 算 額		備 考
	平成16年度	平成17年度	
健 康 福 祉 局	14,477,334	13,825,717	
都 市 環 境 局	22,325,346	14,917,882	
環 境 事 業 局	11,563,053	12,772,096	
建 設 局	6,716,300	5,753,400	
ゆとりとみどり振興局	8,237,138	7,798,412	
教育委員会事務局	197,088	240,319	
計 画 調 整 局	73,316	52,136	
経 済 局	217,704	197,208	
水 道 局	2,062,946	2,118,787	
港 湾 局	7,751,361	9,834,482	
交 通 局	316,391	551,220	
	73,937,977	68,061,659	

◆ 大阪市環境関連事業予算

(2) 事業別明細

(単位：千円)

項 目	主 要 事 業	16年度 当初予算	17年度 当初予算
第1 快適			
第1章 都市環境の保全			
第1節 大気環境	悪臭防止・窒素酸化物対策 大気汚染対策 下水処理場施設の覆蓋・脱臭設備	209,105 20,553 243,000	202,551 15,037 424,000
第2節 自動車公害対策	自動車排ガス対策・交通騒音対策 ごみ収集車等への低公害車両導入 市バスへの低公害車両導入（CNG・ハイブリッド） 低公害車両導入 路上駐車対策、ノーマイカーデーの推進に係る広報啓発活動	647,776 260,231 316,391 9,248 38,316	677,960 274,890 551,220 38,640 23,136
第3節 水環境	河川水面浮遊ごみ等の除去 下水高度処理の推進等 工場排水規制等 大阪港港湾区域の底質汚染物質監視 汚泥の除去対策 港湾水面清掃等 淀川水質汚濁防止連絡協議会等負担金 水質汚濁対策	353,736 15,360,400 249,821 5,650 100,000 84,653 1,155 7,506	404,772 8,904,000 257,068 5,150 120,000 84,732 2,077 7,423
第4節 地盤環境	地盤沈下対策 工業用水道事業の建設改良費 土壌汚染対策事業費	6,577 989,488 18,157	23,950 349,532 10,408
第5節 化学物質	有害大気汚染物質対策	73,649	69,717
第6節 騒音・振動	工場・事業場・建設作業等の騒音・振動対策 航空機騒音対策	7,445 259,604	7,324 239,723
第7節 環境監視・情報システム	大気汚染常時監視、大気汚染調査、水質汚濁常時監視、 公害検査事業費、環境データ処理システム運用費	399,098	376,100
第9節 環境保全設備資金融資	環境保全設備資金融資	86,130	91,637
第10節 公害健康被害の救済 と健康被害予防事業	認定更新・医療費等の補償給付 リハビリテーション事業・転地療養事業等 健康診査事業・機能訓練事業等 健康影響調査	14,104,557 20,909 89,770 9,098	13,716,572 19,826 88,864 455
小 計		33,972,023	26,986,764

(単位：千円)

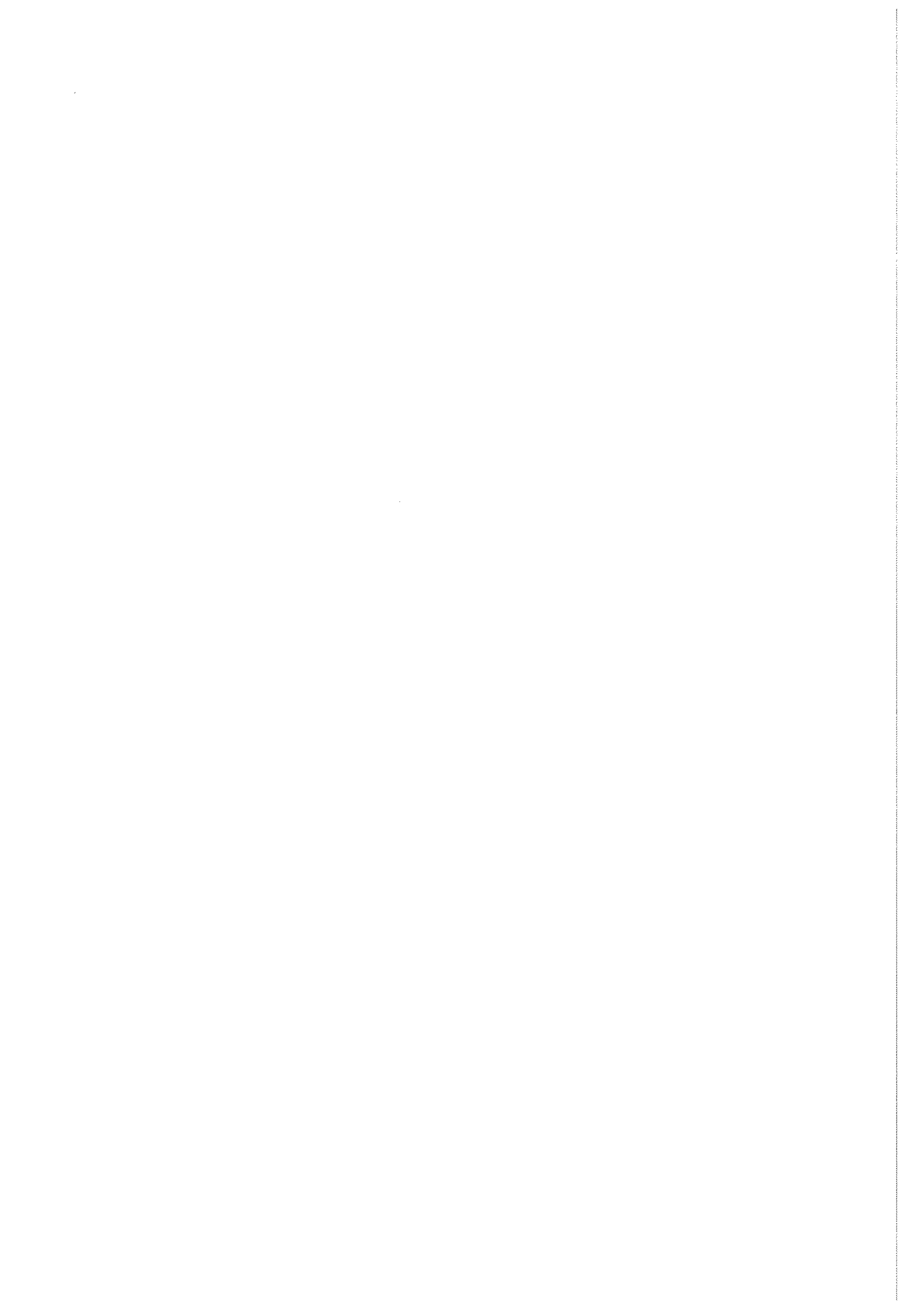
項 目	主 要 事 業	16年度 当初予算	17年度 当初予算
第2章 快適な都市環境の創造			
第1節 ヒートアイランド対策の推進	保水性舗装の実施 ヒートアイランド対策推進計画の策定 ヒートアイランドモニタリング調査 ヒートアイランド対策モデル事業	77,000 3,500 0 0	600,000 0 5,511 16,000
第2節 花・緑、水辺空間	住区墓幹公園等整備 グリーナリー大阪2005事業 学校緑化（芝生化含む） 幹線道路・補助幹線道路の美化 中央突堤緑地整備、此花西部緑地整備 除草剤を使用しない公園管理の推進 河川公園整備 矢倉緑地（親水公園）の整備等 道頓堀川の水辺整備 城北川の改修 淀川河川敷及び周辺除草 夢洲海浜（エコポート事業） 下水道施設等の上部利用など公共施設を活用した公園・緑地等の整備	6,409,411 549,056 15,950 320,000 169,000 84,000 785,688 190,753 1,212,000 1,345,000 1,203 100,000 755,000	6,553,312 510,160 68,590 0 22,000 84,000 263,687 187,692 1,213,000 1,198,000 278 0 0
第3節 都市景観	都市景観形成の推進（大阪都市景観建築賞等） 中央公会堂保存・活用 御堂筋彫刻ストリート 電線類の地中化 まち美化啓発活動の推進	15,000 176,870 20,000 3,737,300 61,053	22,000 167,783 7,000 2,742,400 53,155
第4節 歴史遺産と自然環境	難波宮跡の整備 泉布観地区の整備 歴史の散歩道づくり	35,030 1,000 25,000	33,061 1,000 0
第2 地球環境			
第1章 地球環境の保全			
第2節 地球温暖化対策	大阪市地球温暖化対策地域推進計画の展開 地球温暖化防止事業者対策推進マニュアル策定調査	1,267 12,600	136 578
第3節 オゾン層保護の取組	大阪府フロン対策協議会会費 フロン回収破壊法関係事業	100 2,475	100 742
第4節 その他の取組	地球温暖化原因物質等のモニタリング調査等	891	0
第2章 環境国際交流・協力			
第1節 国際機関等との連携	(株)地球環境センターの活動支援 国際環境自治体協議会会費	208,978 840	178,961 840
第2節 途上国・地域との交流	上海市との都市友好交流 ニューアース2005への出展 APEC環境技術交流事業	2,255 0 2,000	3,541 12,000 0
小 計		16,320,220	13,945,527

(単位：千円)

項 目	主 要 事 業	16 年度 当初予算	17年度 当初予算
第3 循 環			
第1章 エネルギー利用			
	ESCO事業手法の導入による省エネルギーの推進	255,000	1,200
第2章 資源利用			
	緑のリサイクル	183,000	160,000
	下水処理場における汚泥溶融炉の建設等	3,366,000	3,069,000
	浄水場の汚泥処理に伴い発生するスラッジの処分	231,555	204,768
	脱水ケーキの有効利用	24,791	27,899
	浄水場の汚泥処理に伴い発生するスラッジの減量	805,042	1,490,399
	新たな建設副産物リサイクル手法の構築	5,000	8,333
第3章 廃棄物対策			
	ごみ焼却工場の整備補修、夢洲廃棄物埋立処分地の造成	8,318,842	8,938,865
	産業廃棄物対策	29,343	26,858
	新人工島の整備	2,173,000	2,331,000
	大阪湾広域廃棄物埋立処分場建設負担	5,192,116	7,345,196
	ペットボトルの分別回収等	2,371,402	2,908,532
第4 協 働			
第1章 環境コミュニケーション の推進			
	青少年活動促進事業（環境保護実践講座）	150	150
	自然史博物館での普及啓発活動	2,061	1,841
	学校における環境教育の推進	1,057	955
	地域環境フェアの開催	6,000	6,000
	環境月間等における環境保全啓発事業	2,155	1,943
	環境学習センターの運営	260,201	224,634
	自然体験観察園の維持管理	9,918	8,596
	環境情報提供システムの整備事業	26,909	23,334
	ピュアキッズ（こども水道特派員）活動	153	0
	夏休み親子ごみ処理施設見学会	280	280
	ごみ問題啓発作文・ポスターの募集	436	357
	生活環境学習会	4,050	3,500
	環境白書等の発行	3,653	3,166
第2章 すべての主体の環境保全行動 の展開			
	中小企業のISO取得の推進（9001を含む）	80,000	60,000
	「大阪市市内環境保全行動計画（エコオフィス21）」の推進	796	230
	ISO14001 認証取得事業	6,084	3,896
	ISO14001 の推進	8,661	7,652
	A T Cグリーンエコプラザ運営	254,789	250,123
	市民環境調査隊の実施	2,300	2,300
	環境基本計画関連施策進行管理報告	203	203
	なにわエコライフ認定事業	4,710	4,677
	なにわエコ会議の運営支援	0	3,678
	なにわエコ会議の設立	5,960	0
	大阪市環境表彰	245	193
第3章 環境配慮の推進			
	環境影響評価制度の適切な運用	9,872	9,610
小 計		23,645,734	27,129,368



# 付 録



## (付 録 目 次)

1. 大阪市環境基本条例	105
2. 大阪市自動車公害防止計画	107
3. 大阪市水環境計画の概要	110
4. 大阪市緑の基本計画の概要	112
5. 大阪市景観形成基本計画の概要	112
6. 大阪市一般廃棄物処理基本計画の概要	113
7. 環境基準及び規制基準等	115
1. 大気汚染に係る環境基準	115
2. 窒素酸化物総量規制基準・硫黄酸化物総量規制基準	116
3. 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準	117
(1) 人の健康の保護に関する環境基準	117
(2) 生活環境の保全に関する環境基準	117
(3) 底質の暫定除去基準	119
(4) 法令による排水規制基準	120
(5) 下水道法等の排水規制	120
(6) 水質関係法律・条例による規制の仕組み	121
4. 地下水の水質汚濁に係る環境基準	122
5. 騒音に係る環境基準	122
6. 自動車騒音の限度(要請限度)	123
7. 航空機騒音に係る環境基準	124
8. 新幹線鉄道騒音に係る環境基準	124
9. 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について	124
10. 道路交通振動の限度(要請限度)	124
11. 騒音・振動に係る規制基準等	124
(1) 工場・事業場に係る規制基準	124
(2) 特定建設作業に係る規制基準	125
(3) 深夜における音響機器の使用時間制限	126
(4) 深夜における営業等の制限	126
(5) 商業宣伝を目的とする拡声器の使用に係る規制基準	126
12. 悪臭に係る規制基準	126
13. 土壌汚染対策法の対象物質と基準	127
14. 土壌汚染対策法の概要	128
15. 大阪府域の土壌汚染対策制度のしくみ(大阪府生活環境の保全等に関する条例)	128
16. ダイオキシン類対策特別措置法の概要(環境基準・排出基準等)	129
17. 化学物質の排出量の把握などの措置(PRTR)の実施手順	130
18. 大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領(抄)	130
19. 騒音・大気汚染等に係る居住環境の保全基準(抄)	130
8. 大阪市環境審議会	131
9. 大阪市環境保全推進本部	134
10. 大阪市環境関係課・所	135
11. 環境関係協議会等一覧表	137
12. 年 表	141



# 1. 大阪市環境基本条例

平成7年3月16日  
大阪府条例第24号

## 目次

- 前文
- 第1章 総則(第1条-第6条)
- 第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等(第7条-第9条)
- 第3章 環境の保全及び創造に関する施策等(第10条-第24条)
- 第4章 地球環境保全の推進のための施策(第25条-第26条)

## 附則

大阪市は、豊かな自然の恵みを受け、また、この地で生活し、活動する人々の努力により、発展を続けてきた。

しかし、今日の発展を支えてきた都市の活動や物質に依存した生活の営みが、資源やエネルギーを大量に消費し、この都市の環境に多大の影響を与え、さらに私たちの生活そのものを脅かす要因を生み出している。今日の環境問題が、地球規模にとどまらず、地球規模の広がりを見せ、ますます複雑、多様化する中で、これまで以上に環境への十分な配慮を基本とした都市づくりを、総合的に推進していくことが、私たちに強く求められている。

すべての市民は、安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な都市の環境を享受する権利を有するとともに、このかけがえのない都市の環境を未来の市民に引き継いでいくために行動する責務を有している。

大阪府は、この都市に集う人々の総意により、良好な都市の環境をまもり、つくりだし、地球環境の保全に貢献していくために、市民の総意として、ここに、この条例を制定するものである。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに本市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事柄に係る環境の保全であって、

人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の状態又は水底の性質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(建築物の根深のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

### (基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、すべての市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2. 環境の保全及び創造は、本市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活における環境への十分な配慮その他の自主的かつ積極的な行動の下、環境への負荷の少ない都市を構築することを目的として行われなければならない。

3. 環境の保全及び創造は、資源の適正な管理及び循環的な利用の促進により、持続的な発展が可能を都市を構築することを目的として行われなければならない。

4. 地球環境保全は、本市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

### (本市の責務)

第4条 本市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、本市の区域の自然的社会的条件に即した基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

### (市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全及び創造に資するよう自ら活動するとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等

### (施策の策定等に係る基本方針)

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、次に掲げる事項を基本として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 公害の防止
- (2) 電磁、光害による環境の保全上の支障の防止
- (3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保
- (4) 本市の区域の自然的社会的条件に即した緑地、水辺地等における多様な自然環境の体系的保全
- (5) 地域の特徴を生かした良好な景観の形成並びに歴史的文化的遺産の保存及び活用による快適な都市空間の創造

(6) 廃棄物の減量並びに資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的利用が徹底される都市の構築をめざした情報の収集及び提供、技術の蓄積及び活用

(7) 地球環境保全に資する施策の推進

2. 本市は、環境の保全及び創造に関する施策について、総合的な調整を行い、これを推進するための必要な措置を講ずるものとする。

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2. 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する目標、施策の方向、配分の指針その他の重要事項について定めるものとする。

3. 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4. 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ大阪市環境審議会の意見を聴くものとする。

5. 市長は、環境基本計画を定めるときは、速やかにこれを公表するものとする。

6. 前3項の規定は、環境基本計画の要項について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策並びにその実施状況を明らかにした年次報告を作成し、これを市会に提出するとともに、市民に公表するものとする。

### 第3章 環境の保全及び創造に関する施策等

(施策の策定等に当たっての措置)

第10条 本市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、実施するに当たっては、環境への負荷の軽減的な低減を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

(自主環境管理)

第11条 本市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に当たり、環境の保全及び創造に資するよう自ら環境への負荷の低減の目標を定め、その目標の達成状況を検証し、その目標を見直すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価)

第12条 本市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、事業に係る環境の保全及び創造について適正な配慮をすることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

2. 市長は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、前項の事業者に対して必要な指導又は助言を行うものとする。

(規制の措置)

第13条 本市は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第14条 本市は、市民等が自らの行為に係る環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する活動を誘導するため必要があると認めるときは、経済的な助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の適正管理及び循環的利用)

第15条 本市は、事業者及び市民による資源の適正な管理及び循環的な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備等)

第16条 本市は、環境の保全及び創造に資する施設の整備を進めるとともに、これらの施設の適切な利用を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

(監視、測定及び検査の実施等)

第17条 本市は、環境の状況を把握するため必要な監視、測定及び検査を実施するものとする。

2. 本市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定、実施に必要な調査研究を行うとともに、環境の保全及び創造に資するため、研究開発の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育、学習の振興等)

第18条 本市は、市民等が自ら環境の保全及び創造についての理解を深め、環境への負荷の低減に資する活動が促進されるよう、施設の整備及び充実を図るとともに、環境に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自主的な活動を促進するための措置)

第19条 本市は、市民等の環境の保全及び創造に資する自主的な活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の意見の反映)

第20条 本市は、環境の保全及び創造に関する施策について、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第21条 本市は、市民等の環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(公害等に係る苦情の処理)

第22条 本市は、公害その他環境の保全上の支障を及ぼす行為に係る苦情について、他の行政機関と協力して、迅速かつ適正な処理を図るよう努めるものとする。

(公害健康被害の救済)

第23条 本市は、公害に係る健康被害の救済を図るため必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第24条 本市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第4章 地球環境保全の推進のための施策

(地球環境保全に資する施策の推進)

第25条 本市は、地球環境保全に関する調査研究、環境の状況の把握、観測及び測定を行い、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第26条 本市は、国際機関、国及び他の地方公共団体等と協力し、環境の保全に関する情報の収集及び提供並びに技術の蓄積及び活用により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

## 2. 大阪市自動車公害防止計画

### (1) 経過

大阪市においては、平成7年に改定した「大阪市自動車公害防止計画」(以下「前計画」という。)に基つき、様々な自動車公害対策を進めてきた。自動車排出ガス対策については、平成12年度末までに自動車からの窒素酸化物排出量を5,000トン/年に削減し、幹線道路沿道において二酸化窒素に係る環境基準を概ね達成することを目標に、低公害車の普及促進をはじめとした諸施策に取り組んできた。

しかし、自動車からの窒素酸化物排出量は減少してきたものの、平成12年度中に5,000トン/年まで削減させることは困難な状況となった。また、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成状況も、依然として厳しい状況が続いている。前計画の目標が達成できなかった大きな要因としては、NOx排出量が多くそのほとんどがディーゼル車である普通貨物車に關して、走行量が増加していること、車齢の高齢化や車両の大型化が進み排出ガス規制の効力が弱められていること、また、低公害車については、価格・需要・エコステーション整備に関する三すくみの現状があり、普及が進んでいないことなどがある。

一方、自動車騒音については、前計画において早期の環境基準の達成が困難であることから、要請限度を下回ることを当面の目標として、自動車単体規制などの発生源対策の充実・強化を図り、騒音対策とともに、通行人の設置や低騒音舗装の敷設などの道路構造対策等を推進してきた。しかし、未だ要請限度を超過している地点があり、依然として厳しい状況にある。

騒音に係る環境基準については、平成11年に改正された新たな評価方法(法的評価)に基づき達成状況の把握等を行うこととなっているが、本市においても平成13年度に構築した「騒音評価システム」を有効に活用することにより、基準超過の要因を精査・分析し、今後より一層、実効性のある自動車騒音対策を講じていく必要がある。

また、振動については、大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度であることを目標としており、本市が実施した測定結果では要請限度を超える事例はないが、大型車の走行に対する苦情が発生している実態があり、問題の解決を図っていく必要がある。

このような状況の中、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、実効性のある自動車排出ガス対策を早急に推進し、大気環境の改善を図ることが緊急の課題であることから、平成12年10月、大阪市環境審議会に「今後の自動車排出ガス対策のあり方について」の諮問を行い、平成13年8月に答申を受けた。

また、騒音振動に係る問題解決のためにも、今後の自動車公害対策の総合的な指針として、平成14年1月に新たな「大阪市自動車公害防止計画」を策定した。

### (2) 計画の目標

・自動車が増大する原因となっている二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染や騒音・振動について、以下のとおり目標を定める。

○大気質

二酸化窒素については、平成17年度までのできる限り早期に、自動車からの窒素酸化物排出量を、前計画の目標であった5,000トン/年まで削減するとともに、平成22年度末には、幹線道路沿道での

二酸化窒素に係る環境保全目標の達成を図ることとする。

浮遊粒子状物質については、工場等に対し、炭化水素類の排出抑制を指導するとともに、自動車対策として規制適合車への早期代替の推進や粒子状物質低減装置の普及促進などの対策を推進する。

大阪市環境保全目標(大気質)

項目	環境保全目標
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値0.06ppmを達成し、さらに、0.04ppmに向けて努力することとする。ただし、健康影響に関する研究の進展に対応し、大阪市環境審議会に諮るものとする。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

〇騒音・振動

- ・騒音については、平成22年度までに幹線道路沿道での環境保全目標の達成をめざす。また、平成17年度までに幹線道路沿道において要請限度を下回ることを目標とする。
- ・振動については、大部分の地域や住民が日常生活において支障がない程度とする。

(3) 自動車排ガス対策

① 基本方針

前計画においては、平成12年度末までに自動車からのNOx排出量を5,000トン/年に削減することを目標としていたが、その達成は困難な状況となった。その主な要因として、既に述べたとおり、普通貨物車の走行量が増加してきたこと、車齢の高齢化や車両の大型化により普通貨物車からのNOx排出量削減が進まなかったことや、低公害車の普及が低い水準に止まったことが挙げられる。これを踏まえ、今後、本市では、次に掲げる重点施策を強力に推進するとともに、市民・事業者と協働して自動車排ガス問題の解決に取り組む。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 低公害車・低排出ガスの大量普及</li> <li>(2) 大型ディーゼル車対策</li> <li>(3) 人流対策・物流対策・交通流対策</li> <li>(4) 交通需要マネジメント(TDM)の推進</li> </ul> |
|--|

また、計画目標の達成に向け、当面、平成17年度までのできる限り早期に、自動車からのNOx排出量を年間5,000トンにまで削減するため、対策別の数値目標を以下に設定する。

(単位：トン/年)

平成10年度排出量	削減量	削減率	削減量
単体規制・車種規制	長期規制・新短期規制の実施 自動車NOx・PM法に基づく規制の実施		1,130
低公害車・低排出ガスの大量普及	低公害車 低排出ガス車	25,000台 125,000台	260
その他	事業者への指導 交通流の円滑化等		570
削減量合計			1,960
目標排出量			5,000

(注) ディーゼルトラック・バス等に係る長期規制・新短期規制については、実走行時における効果を30%と見込み、削減量を算出している。

平成22年度に向けての数値目標については、今後、毎年行っていく本計画の進行管理の中で、単体規制の効果を再見極めるとともに、各種施策の進捗状況を踏まえて、改めて検討を行う。

② 重点対策

- 低公害車・低排出ガスの大量普及  
低公害車等の普及促進は、市民・事業者の環境改善に対する意識の高まりにもつながることから、中心的施策として推進する。  
従来の助成制度を見直し、国等の補助制度を最大限活用して、より利用しやすい助成制度を創設・実施するとともに、低公害車等の利用コスト軽減に向けた働きかけを進める。  
事業者に対し、低公害車等の導入計画の策定・報告等を指導することにより、計画的な普及を図る。  
・工コステーションの建設支援を行うとともに、広域的な整備が進むよう努める。  
・低公害車等を用いて物品等の配送を行うグリーン配送を推進する。また、中小事業者に対する支援措置として、低公害車等の共同利用や、従来車両格で利用できるリース制度などを創設し、その取り組みを促す。  
・公用車について、原則、全車を低公害車とすることを目標とし、率先導入に努める。

● 大型ディーゼル車対策

- ・普通貨物車等の大型ディーゼル車について重点的に対策を推進することは、大気環境の改善を図る上で大きな効果が得られ、また、近年ではディーゼル排気微粒子の健康影響が懸念されていることから、早急に対策を進める。  
・助成・融資の集中的な実施等により、低公害車等への代替を促進するとともに、低公害車等が開発されていない車種については、最新規制適合車への早期代替を図る。  
・後処理装置については、汎用性が高くNOxとPMを同時に削減できる装置の開発を国やメーカーに働きかけ、実用化された場合はその普及を推進する。



・自動車NOx・PM法に係る特定地域外からの流入車について、京阪神六府県市自動車排出量削減協議会において広域的な対策を検討するとともに、低硫黄軽油の普及や国定発生源を含めた総合的な粒子状物質対策の推進を図る。

● 人流対策・物流対策・交通渋滞対策  
自動車利用の効率化により交通量を抑制するため、従来からの対策をより一層推進する。  
・人流対策としては、自動車から公共交通機関への更なる転換を図るため、乗り継ぎの利便性向上などによるネットワークの有機的な増強や、ITSを活用した運行状況等の情報発信などを行うとともに、通勤交通対策や徒歩・自転車利用への転換を推進する。

・物流対策については、事業者への指導に関し指導対象を拡大するほか、本市独自の新たな指導の展開を図る。また、物流の効率化を図るため、情報技術を活用し貨物自動車の効率的な運行が確保されるよう努めるとともに、運送事業者や荷主企業への要請活動を行う。

・交通渋滞対策については、ETCを活用した弾力的な料金体系のより一層の検討、具体化に向けて取り組むとともに、交通管制システムの更なる高度化、ITSを活用した渋滞情報の発信などにより、良好な交通流が確保されるよう努める。また、路上駐車対策が効力に推進されるよう努めるとともに、局地的汚染対策として、高濃度となる要因の把握とハード・ソフト両面からの総合的な対策を推進する。

● 交通需要マネジメント(TDM)の推進  
今後、道路等のインフラ整備を進めつつ、あわせて自動車交通の需要を調整する交通需要マネジメントの推進等を積極的に図ることにより、総合的な自動車交通施策を推進する。

#### (4) 自動車騒音・振動対策

##### ① 基本方針

前計画では、要請限度を下回ることを当面の目標として諸対策を実施してきたが平成12年度末において未だ要請限度を超える地域があり、依然厳しい状況にある。騒音対策の課題としては、特に騒音のレベルが高いディーゼル車の単体規制が懸念されていること、道路構造対策としての低減効果が大きい低騒音舗装の敷設を講じていくことが挙げられる。

環境省では騒音に係る環境基準を達成するために、平成12年4月に「道路交通騒音対策検討会」を設置し、平成12年8月に「道路交通騒音対策の充実強化について」の中間取りまとめを行っている。

この中で、道路交通騒音の状況としては「経年的に達成率は同水準で推移しており、改善の傾向は見られない」とし、単体規制、道路構造対策を強化したうえで、道路交通騒音対策の充実の方向を検討する視点として、①地域レベルにおける総合的かつ計画的な対策の実施、②治道対策の充実強化をあげている。

本市としては、本計画において、発生源対策のより一層の強化を図るべく、道路構造対策を充実強化していくこととしているが、これらの対策によっても困難な場合は、治道対策を視野に入れた諸対策を総合的に実施していくことにより、騒音公害の未然防止を図り、早期に要請限度を下回ることがもたらん、幹線道路治道における環境基準の達成をめざす。

#### ② 重点施策

##### ● 発生源対策

国の単体規制の強化により騒音が低い最新規制適合車への代目を促進する。また、低公害車はディーゼル車に比べ騒音レベルが低いことから低公害車の普及促進を図っていく。

##### ● 道路構造対策

低騒音舗装は、敷設当初は3ヶ月前後の低減効果があることから、今後とも計画的な敷設を行うとともに、高幹道路では、より低減効果のある高機能な防音壁等の設置を図る。また、これらについては、他の道路管理者に対しても要望していく。

##### ● 道路治道対策

発生源対策や道路構造対策等では、騒音の低減が困難な地域では、治道土地利用の適正化・トップレベルの誘導や沿道住民の防音化等、治道対策を含めた総合的な対策を検討していく。

##### ● 道路交通振動対策

道路交通振動について、振動が日常生活に支障がないよう、本市の関係所管局において、道路面の良好な維持管理や振動に配慮した運転に努めるとともに、他の道路管理者や貨物自動車等の運行管理者に対し、協力を求めていく。

##### ③ 騒音評価システム

騒音に係る環境基準の達成状況を把握する評価システムを活用し、道路交通騒音対策の進行管理、優先的に対策を講ずるべき道路区間の抽出、市民・事業者への情報提供を図っていく。

#### (5) 市民・事業者との協働

自動車公害対策を推進していくためには、行政だけでなく、市民・事業者と協働して取り組んでいくことが重要である。

自動車による通勤や外出、身近な場所に必要な物品の入手を求めることなど、利便性優先の現在の自動車に過剰に依存したライフスタイルを見つめ直し、環境に配慮した活動の実践がなされるよう、行政からの情報発信などの取り組みを通じて、市民・事業者との協働を実現していく。

##### ① 行政、市民、事業者の役割

自動車公害問題は都市における市民・事業者の活動が密着に関わり、市民・事業者も自動車を利用する立場からそれぞれの役割を明確にする必要がある。

##### ② 情報の発信

市民・事業者の環境に対する意識の高まりを喚起するため、低公害車の性能や購入時の助成制度、自動車排出ガスの影響、大気環境や騒音・振動の状況などに関する情報について積極的に発信する。

##### ③ 社会的なコンセンサスの形成と具体的取組み

社会全体として、自動車利用のあり方等についてコンセンサスを取得していくため、市民・事業者や各種団体と行政から構成される協議会等を設立して議論を重ねるとともに、市民・事業者の取り組みを促し、社会実装等を念じた具体的な対策を進める。

#### (6) 計画の推進

##### ① 対策の推進体制

本市として、全庁的な対策の推進を構築するとともに、大府庁や他の様々な行政機関による総合的な施策を実施するため、それぞれの役割と責任を明らかにし、より連携を深めて対策の効果的な

3. 「大阪市水環境計画」(平成11年5月策定)の概要

◎計画の構成とその概要

1 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

- ・この計画は、水環境の保全と創造に資する各種の計画と連携し、大阪市環境基本計画の理念に基づき、快適な水辺の保全と創造、水質の保全、水資源の活用を進めていくための施策をまとめたものである。
- ・環境基本計画の水分野の実施計画である。

(2) 目的

大阪市内全域と地先海域を対象とし、大阪湾の水質環境基準の達成に寄与する。

(3) 計画の期間は2010年度までとする。

2 水環境の目標像

(1) 快適な水辺の保全と創造

人と川・海、生物が様々な水辺空間を創造するとともに、海域では、多様な生物が生息しやすい構造の護岸等を創造する。

(2) 水質の保全

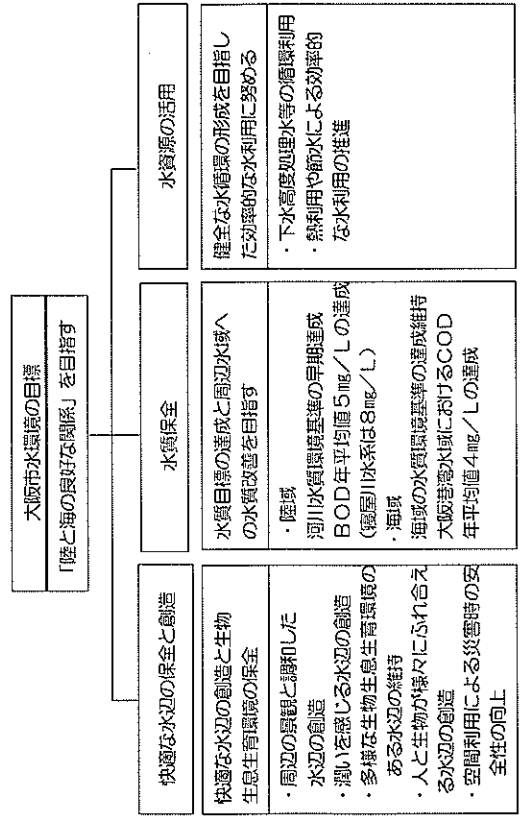
① 大阪市内の河川や湾海域における水質保全目標(大阪市環境基本計画)の達成

② 大阪湾の水質目標(環境基準)の達成

(3) 水資源の活用

健全な水循環の形成を目指した効率的な水利用に努める

□計画の目標



推進を図っていく。

② 計画の進行管理

様々な施策を推進していくとともに、設定した施策別の数値目標の達成に向け、毎年、各施策の進捗状況の管理とその効果の評価を行い、施策の見直し、強化や新たな施策の検討を行う。

③ 新たな施策の推進

計画の進行管理の結果、施策の実効が上がらなると予測される場合には、地域の地域特性に応じた経済的な措置や自動車の流入抑制対策等について、施策の新たな推進手法の検討を進める。

④ 広域的な取り組み

京阪神6府県市による低排出ガス車指定制度の運用やディーゼルス対策など、広域的な連携を一層密にし、対策に取り組む。

⑤ 調査・研究の推進

既存の技術や手法の活用に限らず、新たな技術や手法を開発し効果的に活用していく。また、今後必要になると考えられる施策や現在実施している施策の修正のため、情報の収集に努め、調査・研究を進める。

3. 目標達成のための施策展開

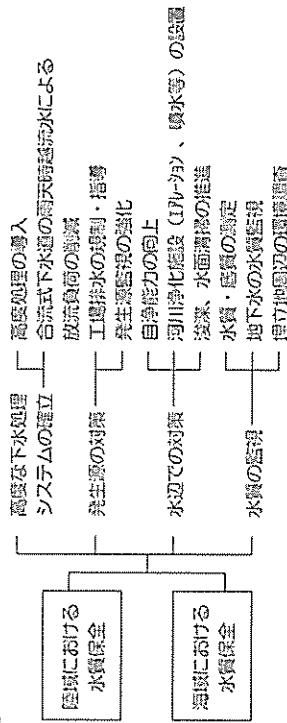
(1) 施策体系

水環境の自然環境保全のため、次の5分野について総合的に施策を推進する。

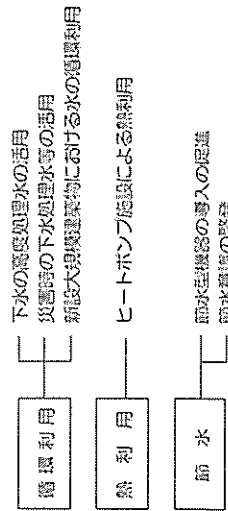
① 快適な水辺空間の保全と創出



② 水質の保全



③ 水資源の活用



④ 水環境の保全と創出への連携・参画

市民への啓発、上流域などとの広域的な取組の推進

⑤ 水質保全に関する調査・研究

(2) 重点的な取り組みとして次の2事業を推進。

① 下水道中期計画

平成22年度(2010年)を目標とする下水道計画による汚濁負荷量の削減

・富栄養化の原因となる窒素、磷の削減

平成7年度に比べて窒素30%、磷40%の排出負荷の削減を図る。

・その他の項目

平成7年度に比べて生物化学的酸素要求量(BOD)15%、浮遊物質量(SS)15%の非負荷の削減を図る。

・これらの目標を達成するため、「急速ろ過施設」の拡充、「嫌気好気活性汚泥法」の拡充「生物学的窒素除去法」「担体利用窒素除去法」の導入を推進する。

・その他、合流式下水道の雨天時の水質改善措置として、「雨水貯留能力の増強」、「雨水時活性汚泥処理」等の対策を導入する。

■ 下水道の高度処理計画

排出負荷量	平成22年度		将来計画
	削減目標	目標水質	
生物化学的酸素要求量(BOD)	⇒15%	7mg/L	5mg/L
化学的酸素要求量(COD)			⇒10%*
浮遊物質量(SS)	⇒15%	5mg/L	3mg/L
全窒素	⇒30%	10mg/L	6.7mg/L
全磷	⇒40%	0.5mg/L	0.49mg/L

(注) \*CODについては現状計画

② エコポート事業

・大阪港における自然環境の保全や生態系との調和、快適空間の創出など、環境と共生する港湾の形成を目指して、平成9年6月に運輸省の「エコポートモテリ港」の指定を受ける。

・大阪港の西側水際線ゾーンに位置する夢洲の西側水際線を「エコポート事業」として、豊かな自然環境を創出するために海浜や干潟等の整備を進める。

#### 4. 大阪市緑の基本計画の概要

##### ◎ 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地保全法に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、公園、道路などの公共空間の緑や民有地の緑のほか、緑と一体となった水辺やオープンスペースを対象とし、市民の緑化活動への支援などソフト施策も含めた都市の緑に関する長期的・総合的な計画である。

##### ◎ 大阪市緑の基本計画の概要

###### (1) 基本方針

###### 緑のまちをつくる

- ①安全・快適な都市生活をささえる緑の基盤をつくる（緑のベースエリアの整備）  
日常生活の中で身近に緑に接し、楽しむことができる豊かな生活環境の創造をめざす。
- ②大阪らしさを創出する緑の風景をつくる（緑のアイデンティティゾーンの整備）  
大阪らしい緑の風景・都市文化の醸成をめざす。
- ③活気あふれるまちを創出する緑の拠点をつくる（緑の拠点の整備）  
大阪らしいいきいきとしたにぎわいのある緑の拠点を創出し、活気あふれるまちの創造へつなげる。
- ④人と自然にやさしい緑のネットワークをつくる（緑の基幹ネットワークの整備）  
緑による大阪のまちの骨格を形成し、多様な生物の生息・移動空間を創出することで、わかりやすく、人にやさしい快適な都市環境の形成をはかる。

###### 緑のまちをはぐくむ

- ①市民の都市緑化への参加促進をはぐくむ  
緑に関するさまざまな情報の発信や緑とふれあう機会の提供、また、緑化知識や技術の普及に努め、市民の都市緑化への参加促進をはぐくむ。
- ②市民・企業・行政が協働しながら緑のまちをはぐくむ  
市民・企業・行政が、それぞれの役割を認識し、協力しあってより豊かな緑のまちをはぐくむ。

###### (2) 緑の将来目標（計画目標年次…21世紀中葉）

- ◆ 都市公園等の整備目標
- ① 都市公園等の市民1人あたり面積…7.0㎡
- ◆ 都市緑化の目標
- ① 樹木・樹林率…約15%  
（市域に占める樹木・樹林などの枝葉で覆われた面積の割合）
- ② 自然面率…約30%  
（市域に占める樹木・樹林地、水面、草地などの面積の割合）

#### 5. 「大阪市景観形成基本計画」（平成11年12月策定）の概要

##### ◎ 基本計画の位置づけー大阪市都市景観条例より抜粋

###### 第2章 景観形成基本計画 （景観形成基本計画の策定）

第5条 市長は、都市景観の形成を総合的かつ計画的に推進するため、都市景観の形成の基本的な目標を明らかにするとともに、市民等と本市が協力してその目標を実現するための指針となる都市景観の形成に関する基本計画（以下「景観形成基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市長は、景観形成基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ大阪市都市景観委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、景観形成基本計画を定めるときは、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、景観形成基本計画の変更について準用する。

##### ◎ 基本計画の構成

###### 景観形成の基本的な目標

景観形成の方向  
景観形成の基本的な目標

▽

###### 実現するための指針

地域の景観の向上	地域の特性を生かした都市景観の形成
まちなみ 公共施設	景観整備ゾーン 景観軸 景観拠点

▽

###### 計画の推進に向けて

- 協定による都市景観の形成
- 大規模な面的整備又は建築物等の都市景観への配慮
- 景観形成地域の指定など
- 指定景観形成物の活用
- 関連諸制度の活用

◎ 基本計画の概要

1. 景観形成の基本的な目標

- 1-1 景観形成の方向
  - 大阪がまちづくりの過程で築いた景観上の特性を引き出し、発展させ、また、新しい景観上の資産を創ることにより、その美しさや魅力を一層高めていく。
- 1-2 景観形成の基本的な目標
  - まちづくりの長期的な目標などを踏まえて、景観形成の基本的な目標を、「アメニティと美しさに富んだ大らかな都市景観をつくる」とする。

2. 実現するための指針

2-1 地域の景観の向上

- 市京の景観向上のため、単体の建築物や建築群（「まちなみ」）及び、道路、公園など（「公共施設」）のデザインの水準を高め、また他の施設、地域との関係に配慮し、市民が親しみやすさを感じる景観を形成するよう努める。
- 建築物は、調和のとれた魅力あるまちなみを形成するよう努める。また、公共施設は、地域の景観向上を先導するよう努める。

2-2 地域の特性を生かした都市景観の形成

- 景観整備ゾーンとして、業務や商業、娯楽の中心の「都心」、水の都・大阪を代表する「大川・中之島」、歴史や文化を伝える「上町台地」、新しいまちづくりの進む「みなと」などにおいて、地域の特性を生かした景観形成に努める。
- 景観として、大阪の特徴である発達した河川・海岸線（みず）、道路・鉄道（みち）の整備とともに、それらの緑化（みどり）に努める。
- 景観拠点として、文化財・歴史的まちなみ（歴史）、ターミナル・繁華街（にぎわい）、公園・緑地（みどり）を、地域の個性や特徴ある景観づくりの核となるよう整備に努める。

3. 計画の推進に向けて

- 景観形成を、日常の活動や建築物、公共施設の整備の機会をとらえて、市民、事業者と行政が連携、協力して進める。このため、条例に定める「指定による都市景観の形成」、「大規模な面的整備又は建築物等の都市景観への配慮」、「景観形成地域の指定など」、「指定景観形成物の活用」等の施策の推進及び景観形成に資する関連制度の活用にも努める。

6. 「大阪市一般廃棄物処理基本計画」（平成12年4月策定）の概要

～循環型都市へのステップ～

こみ編

I 基本方針

- 1 目標～持続可能な発展を目指す「循環型都市の構築」
- 2 本市のこみ行政を推進するにあたっての考え方
  - (1) 環境への配慮
  - (2) 市民の多様性、社会の変化に合致したこみ行政
  - (3) 事業の評価と情報の提供
  - (4) こみを管理・処理する際の基本的考え方
    - こみを管理し処理していくにあたり、発生抑制＞再利用＞再生利用＞適正処分、の順に優先される、とする考え方を念頭におきつつ、個々の施策について、環境への負荷、経済性、実現可能性などを総合的に判断してその都度望ましい手法を選択する。

II 基本計画

1. 本計画の前提

- (1) 目標年次
  - 平成21年度
  - (平成12年度からの10年間)
- (2) 対象地域
  - 大阪府全域
- (3) 対象廃棄物
  - 一般廃棄物（こみ）

2. 減量目標

- (1) こみ量の増減予測

(単位：万トン)

	平成10年度		平成21年度	
	実績	目標	実績	目標
排出量	187	187	194	194
減量化量	3	3	35	35
家庭系こみ	3	3	13	13
事業系こみ	-	-	22	22
環境系こみ	-	-	-	-
焼却等処理量	184	184	159	159

※ 平成10年度の減量化量は本市による減量化量（サーマル・リサイクルは含まない）。

平成21年度における減量化量は、本市による減量化量と平成10年度以降の排出削減予測量。

(C) = (A) - (B)

(2) 減量目標値

平成21年度の焼却等処理実績を、平成10年度焼却等処理実績から25万トン減量することを目標とする。  
 平成21年度の埋立処分量については、平成10年度埋立処分実績から21万トン減量することを目標とする。

3 排出抑制の促進

(1) 基本方針

- ① 市民と事業者の自主的取り組みの促進
  - ② ごみ減量のための社会的なシステムづくりの推進
- (2) 主な施策
- ① 市役所自らのごみ減量の取り組み  
紙ごみ等の資源化や再生紙の使用推進 等
  - ② ごみ減量を進めるための社会的なシステムづくりに向けた施策  
不用品交換の推進、市民や事業者のネットワークづくりの推進  
建築物への資源保管場所の設置指導 等
  - ③ 市民のごみ減量の取り組みの促進  
リサイクルプラザでの啓発、ごみ減量・環境教育の推進、市民への啓発・情報提供、地域特性に  
合ったごみ減量の働きかけ、市民活動団体のごみ減量の取り組みへのサポート 等
  - ④ 事業者によるごみ減量の取り組みの促進  
排出事業者のごみ減量の取り組みの促進、製造販売事業者のごみ減量の取り組みの促進、等

4 本市によるリサイクル・処理

- (1) 収集・運搬  
粗大ごみの申告制収集の全市実施、分別収集の充実（容器包装プラスチックの分別収集の検討）、家電リサイクル法への対応、有害ごみへの対応 等
- (2) 中間処理  
容器包装プラスチックをリサイクル業者に引き渡すための関係施設の整備  
老朽化した焼却工場の運営、ダイオキシン類対策の推進  
新たな中間処理技術の導入の検討 等
- (3) 最終処分  
大阪湾広域圏環境整備センター処分場の活用 等
- (4) 調査研究

生活排水編

I 基本方針

平成10年度末の水流化率は99.98%となっているが、今後も引き続き公共下水道の整備・充実に努め、生活排水の100%下水道処理を目指す。

II 目標年次

目標年次は平成21年度とする。

III 排出状況（平成10年度末）

公共下水道	1,225,473戸
合併処理浄化槽	54戸
単独処理浄化槽	452戸（生活雑排水は公共水域放流）
し尿くみ取り	241戸（生活雑排水は公共水域又は下水道放流）
合計	1,226,220戸

IV 処理主体

目標年次における生活排水は、公共下水道で処理することを目標とする。

V 目標年次に向けての処理計画

- 基本方針に掲げた目標を達成するため、
- 下水道処理区域外の下水道整備
  - 下水道処理区域内に残存する一部未水洗家庭に対する水洗化の働きかけ
  - 河川敷等一部公共下水道整備計画のない区域については、当該地或整備にかかる公共事業による未水洗家庭の移転を促進する。

## 7. 環境基準及び規制基準等

### 1. 大気汚染に係る環境基準

昭和48年5月8日 環境庁告示第25号  
 昭和48年5月16日 環境庁告示第35号  
 昭和53年7月11日 環境庁告示第38号  
 昭和56年6月17日 環境庁告示第47号  
 平成8年10月25日 環境庁告示第73号

環境基本法第16条第1項による大気汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護するうえで維持することがのでましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期は、次のとおりとする。なお、平成9年2月に定められたベンゼン等3物質の環境基準は別紙のとおりである。

#### (1) 環境基準

ア. 環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、同表の中欄に掲げるとおりとする。

イ. アの環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染状況を的確に把握することができると認められる場所において、同表の下欄に掲げる方法により測定した属合における測定値によるものとする。

ウ. アの環境基準は、工業専用地区、専道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

#### (2) 達成期間

ア. 一酸化炭素、浮遊粒子状物質又は光化学オキシダントに係る環境基準は、維持され又は早期に達成されるよう努めるものとする。（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）

イ. 二酸化硫黄に係る環境基準は、維持され又は原則として5年以内において達成されるよう努めるものとする。（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）

ウ. 二酸化窒素に係る環境基準は、1時間値の1日平均値が0.06ppmを超えれば達成されるものとし、その達成期間は原則として7年以内の期間の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。

また、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては原則としてこのゾーンにおいて、現状程度の水準を維持し、又これを大きく上回ることをなさないよう努めるものとする。（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）

#### (3) 評価について

ア. 昭和48年6月12日付環大企第143号通達の要約  
 環境基準に際して二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素による大気汚染の状況を評価する方法としては、短期的評価及び長期的評価が示されている。

短期的評価とは、測定を行った時間又は日についての測定結果を環境基準として定められた1時間又は1時間値の1日平均値に照らして評価することという。

長期的評価とは、年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、年間にわたる1日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した1日平均値を環境基準

の1時間値の1日平均値に照らして評価することという。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱いを行わずに評価することとされている。

#### イ. 昭和53年7月17日付環大企第262号の通達の要約

二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間にあける二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」という。）が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。

#### 別表

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。

（備考）1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒子径が10ミクロン以下のものをいう。

2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

（注）昭和53年7月改正までの二酸化窒素に係る環境基準は「1時間値の1日平均が0.02ppm以下であること」となっている。

平成9年2月4日  
環境庁告示第4号  
平成13年4月20日  
環境省告示第30号

、ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について

環境基本法第16条第1項の規定によるベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン（以下「ベンゼン等」という。）による大気汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第1 環境基準

1. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、別表の物質の欄に掲げる物質ごとに、同表の環境上の条件の欄に掲げるとおりとする。

2. 1の環境基準は、別表の物質の欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気汚染の状況若しくは把握することができる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。

3. 1の環境基準は、工業専用地域、専道その他一般公衆が通常生活していかない地域又は場所については、適用しない。

第2 達成期間

ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

別表

物質	環境基準上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

2. 窒素酸化物総量規制基準・硫黄酸化物総量規制基準

(1) 窒素酸化物

特定工場等：窒素酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料・燃料の量を重油に換算したものの合計が1時間当たり2.0kL以上の工場・事業場

① 総量規制基準

$$Q=0.6 \{ \Sigma (C \cdot V) \}^{0.95}$$

Q：排出が許容される窒素酸化物の量 (m<sup>3</sup>N/h)

C：窒素酸化物に係るばい煙発生施設について、その種類ごとに定める施設係数

V：特定工場等に設置されている窒素酸化物に係るばい煙発生施設ごとの排出ガス量 (10<sup>4</sup>m<sup>3</sup>~/h、乾き、O<sub>2</sub>：0%換算値)

② 特別の総量規制基準

$$Q=0.6 \{ \Sigma (C \cdot V) + \Sigma (C_i \cdot V_i) \}^{0.95}$$

C<sub>i</sub>：特定工場等に昭和57年11月1日以降に設置される窒素酸化物に係るばい煙発生施設について、その種類ごとに定める施設係数

V<sub>i</sub>：特定工場等に昭和57年11月1日以降に設置される窒素酸化物に係るばい煙発生施設ごとの排出ガス量 (10<sup>4</sup>m<sup>3</sup>N/h、乾き、O<sub>2</sub>：0%換算値)

(2) 硫黄酸化物

特定工場等：硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料・燃料の量を重油に換算したものの合計が1時間当たり0.8kL以上の工場・事業場

総量規制基準

$$Q=2.0 \times W^{0.95}$$

$$Q=2.0 \times W^{0.95} + 0.3 \times 2.0 \times (W+W_i)^{0.95} - W_i^{0.95}$$

Q：排出が許容される硫黄酸化物の量 (m<sup>3</sup>N/h)

W：原料及び燃料使用量 (kL/h)

W<sub>i</sub>：基準日以降に新増設されたばい煙発生施設に使用される原料及び燃料使用量 (kL/h)

(注) 基準日

施設	基準日
大気汚染防止法施行令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち伝熱面積が10m <sup>2</sup> 未満のもの	昭和60年9月10日
大気汚染防止法施行令別表第1の29の項に掲げるカスタービン及び30の項に掲げるディーゼル機関	昭和63年2月1日
大気汚染防止法施行令別表第1の31の項に掲げるガス機関及び32の項に掲げるカソリン機関	平成3年2月1日
大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる施設のうち前3項に掲げる施設以外の施設	窒素酸化物 昭和57年11月1日 硫黄酸化物 昭和52年10月1日



3. 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

〔昭和46年12月28日 課告59号  
（環境改正 平成11年 課告第14号）〕

(1) 人の健康の保護に関する環境基準 (26項目)

項目	基準	備考
カドミウム	0.01 mg/L以下	
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01 mg/L以下	
六価クロム	0.05 mg/L以下	
砒素	0.01 mg/L以下	
鉛水銀	0.0005mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	
1, 1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L以下	
ジブチル、2-ジブチルエチレン	0.04 mg/L以下	
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
1, 3-ジブチルプロパン	0.002 mg/L以下	
チウラム	0.006 mg/L以下	
シマジン	0.003 mg/L以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	
ベンゼン	0.01 mg/L以下	
セレン	0.01 mg/L以下	
有機性窒素及び有機性リン	10 mg/L以下	
銅	0.8 mg/L以下	
ほう素	1 mg/L以下	

- (注) 1. 水質汚濁に係る環境基準は昭和45年4月21日に閣議決定されて以来、数回の改正を経て、平成11年2月22日付課告第14号をもって、健康項目は、26項目となった。  
2. 対象水域は全公共用水域、連年観測については、「箇条に連続し、維持するよう努める」ものとする。  
3. 基準値は年時平均値とする。但し、全シアンに係る基準値については最高値とする。  
4. 「検出されないこと」とは、定量的測定値をいう。以下、生活環境の保全に関する環境基準の項目において同じ。  
5. 対象水域における断面としては、同一断面における年度の検体の数値の平均値をND（定量的測定値）が含まれない場合には、検体の測定値が全て0.0005mg/Lである時、またNDが含まれる場合には測定値が0.0005mg/Lを超える検体の割合が37%未満であるとき、環境基準適合とする。（平成5年3月8日、環水審第21号環境庁水質保全局長通達）  
6. 銅、ほう素の環境基準は湖沼には適用されない。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア. 河川

項目	AA		A		B		C		D		E	
	水道1級 自然環境保全 全及びA以下 の間に掲げるもの	水道2級 水道1級 水道及びB 及びC以下 の間に掲げるもの	水道1級 水道2級 水道3級 水道及びB 及びC以下 の間に掲げるもの	水道1級 水道2級 水道3級 水道及びB 及びC以下 の間に掲げるもの	水道3級 水道2級 水道1級 水道及びB 及びC以下 の間に掲げるもの	水道3級 水道2級 水道1級 水道及びB 及びC以下 の間に掲げるもの	水道3級 水道2級 水道1級 水道及びB 及びC以下 の間に掲げるもの	水道3級 水道2級 水道1級 水道及びB 及びC以下 の間に掲げるもの	工業用水2級 工業用水1級 工業用水及びB 及びC以下 の間に掲げるもの	工業用水2級 工業用水1級 工業用水及びB 及びC以下 の間に掲げるもの	工業用水3級	環境保全
水素イオン濃度 (pH)	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1mg/L 以下	2mg/L 以下	2mg/L 以下	2mg/L 以下	3mg/L 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	5mg/L 以下	8mg/L 以下	8mg/L 以下	10mg/L 以下	以下
浮遊物質 (SS)	25mg/L 以下	25mg/L 以下	25mg/L 以下	25mg/L 以下	25mg/L 以下	25mg/L 以下	50mg/L 以下	50mg/L 以下	100mg/L 以下	100mg/L 以下	100mg/L 以下	こみ等の浮遊物が認められないこと
溶解性酸素 (DO)	7.5mg/L 以上	7.5mg/L 以上	7.5mg/L 以上	7.5mg/L 以上	5mg/L 以上	5mg/L 以上	5mg/L 以上	5mg/L 以上	2mg/L 以上	2mg/L 以上	2mg/L 以上	2mg/L 以上
大腸菌群数	50MPN 100mL以下	1000MPN 100mL以下	1000MPN 100mL以下	1000MPN 100mL以下	5,000MPN 100mL以下	5,000MPN 100mL以下	—	—	—	—	—	—
対象水域	対象水域及びその水域が該当する水域は並びに達成程度は、図-1のとおりとする。											

(注) 1. 基準値は、日平均値とする。（毎時もこれに準ずる）

2. 農薬利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶解性酸素5mg/L以上とする。
3. 自然環境保全：自然環境等の環境保全。
4. 水道1級：濾過等による簡易な浄水操作を行うもの。  
水道2級：濾過等による通常の浄水操作を行うもの。  
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。
5. 水産1級：ヤマメ、イワナ等鮮魚水産物の水産物の水産2級及び水産3級の水生生物用。  
水産2級：サケ科魚類及びアユ等白濁水産物の水産物の水産2級及び水産3級の水生生物用。  
水産3級：コイ、フナ等、β-中環水産物の水産生物用。
6. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの。  
工業用水2級：凝集剤等による高度の浄水操作を行うもの。  
工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの。
7. 環境保全：国民の日常生活（台所の排水等を含む）において不快感を生じない程度。

1. 海 域

① pH, COD, DO, 大腸菌、油分

項 目	類 型		利用目的の適合性	A		B		C		対象水域等
	Ⅰ	Ⅱ		水産1級水産1級自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	水産2級水産2級工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	7.8以上 8.3以下	7.0以上 8.3以下	環境保全	
水素イオン濃度 (pH)	7.8以上	8.3以下								対象水域及びその水域が該当する
化学的酸素要求量 (COD)	2mg/L以下									水産2級並びに達成期間、図-2のとおりとする。
溶解酸素量 (DO)	7.5mg/L以上									
大腸菌群数	1,000MPN/100mL以下									
トータリケイ素抽出物量 (油分等)	検出されないこと									

(注) 1. 水産1級のうち、食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。  
 2. 自然環境保全：自然採集等の環境保全。  
 3. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物及び水産2級の水産生物用。  
 水産2級：ホタテ、ブリ等の水産生物用。  
 4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない程度。

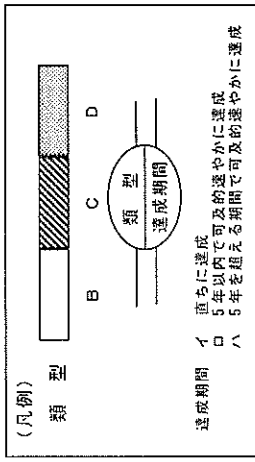
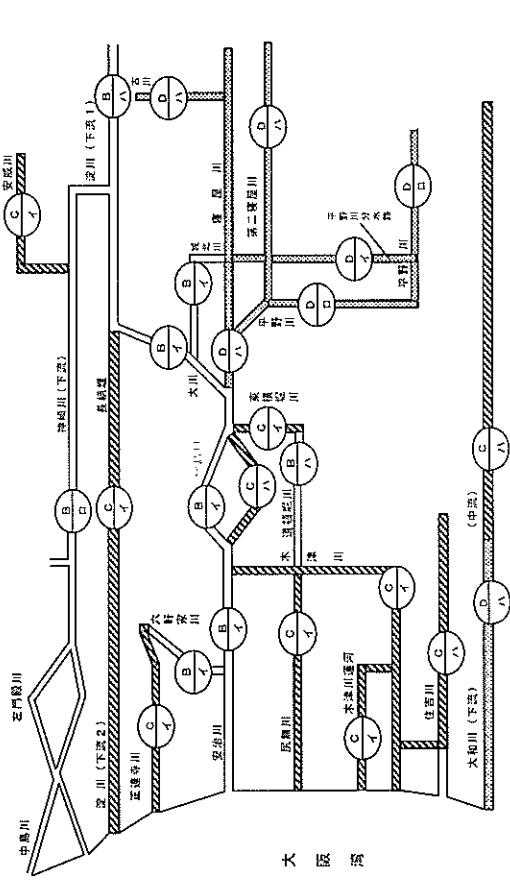
② 全窒素、全磷

項 目	利用目的の適合性	環境基準値		対象水域等
		全窒素	全磷	
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
Ⅱ	水産1種、水産2種及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下 (0.34mg/L以下)	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅳ	水産3種、工業用水及び生物生産環境保全	1.0mg/L以下	0.09mg/L以下	0.09mg/L以下

(備考) 1. 基準値は年間平均値とする。Ⅱ類型の全窒素の（ ）内は平成16年度までの暫定目標値。  
 2. 水産2種の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注) 1. 自然環境保全：自然採集等の環境保全。  
 2. 水産1種：底生魚貝類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。水産2種：一部の底生魚貝類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。水産3種：汚濁に強い特定の底生生物が生息できる。3. 生物生産環境保全：年間を通して底生生物が生息できる程度。

図-1 大阪市河川水質環境基準類型図（平成16年度）



【水質環境基準の類型指定及び見直し状況】

- (類型指定)  
 ・淀川、大和川：昭和45年9月1日付環境庁指定  
 ・茨城川：平成15年5月16日付大阪府公告第50号によりC類型、達成期間（イ）に指定された。  
 (類型見直し)  
 ・神崎川（新大阪橋）：平成14年6月18日付大阪府公告第112号により、E類型からC類型、達成期間（イ）に改訂された。  
 ・淀川（下流2）：平成15年3月27日付環境庁告示第36号によりD類型からC類型、達成期間（イ）に改訂された。  
 ・寝屋川水城（寝屋川、古川、新二道屋川）：平成15年5月16日付大阪府公告第50号により、E類型からD類型、達成期間（ハ）に改訂された。  
 ・寝屋川水城（平野川分水筋）：平成15年5月16日付大阪府公告第50号により、E類型からD類型、達成期間（イ）に改訂された。  
 ・寝屋川水城（平野川）：平成15年5月16日付大阪府公告第50号により、E類型からD類型、達成期間（ロ）に改訂された。  
 ・市内河川水城（大川及び峰北川、築島川、六軒堂川、安治川）  
 ・市内河川水城（道頓堀川）：平成15年5月16日付大阪府公告第50号により、C類型からB類型、達成期間（イ）に改訂された。  
 ・市内河川水城（道頓堀川）：平成15年5月16日付大阪府公告第50号により、C類型からB類型、達成期間（ハ）に改訂された。

(3) 底質の暫定除去基準

(昭和50年10月28日付 環水第119号)

図-2 大阪湾環境基準類型図 (COD等)

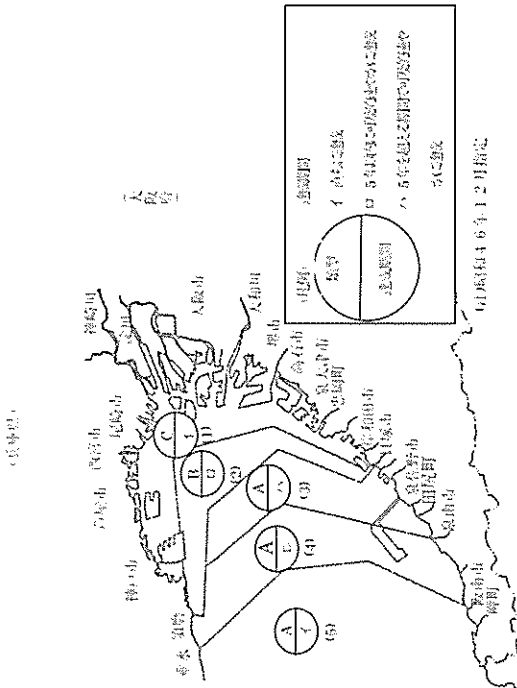
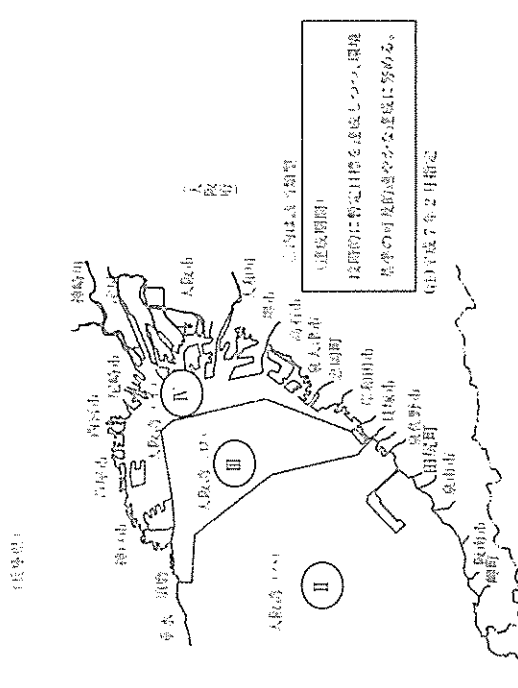


図-3 大阪湾環境基準類型図 (全要素、全海)



①底質の暫定除去基準値

底質の暫定除去基準値は、別紙1及び2において定める物質ごとの基準値とする。

②底質の分析方法等

底質の暫定除去基準に該当するか否かの判定は、「底質調査方法」(昭和50年10月28日付環水第120号。以下「底質調査方法」という)の精密調査の結果に基づき、メッシュを設定している場合にあってはそれぞれのメッシュの通常4つの交点の測定値の平均値をもって当該メッシュ内の平均濃度とし、その他の場合にあっては隣り合う2点の測定値の平均値をもって当該区間の平均濃度として、それぞれの平均濃度において判定する。

なお、この測定値は、「底質調査方法」により定める採泥及び分析手法により測定した値をいう。

別紙1

水質を含む底質の暫定除去基準

水質を含む底質の暫定除去基準値(底質の総重量当たり)は、海浜においては次式により算出した値(C)以上とし、河川及び湖沼においては25ppm以上とする。

ただし、潮汐の影響を強く受ける河口部においては海浜に準ずるものとし、沿岸流の強い河川域においては河川及び湖沼に準ずるものとする。

$$C=0.18 \cdot \frac{\Delta H}{J} \cdot \frac{1}{S}$$

$\Delta H$  = 平均潮差 (m)

J = 溶出率

S = 安全率

(1) 平均潮差 (m) は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海浜においては、平均潮差に代えて次式によって算出した値とする。

$$\Delta H = \text{副振動の平均振幅 (m)} \times \frac{\text{平均周期 (分)}}{12 \times 60 \text{ (分)}}$$

(2) 溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると推定される4地点以上の底質について、「底質調査方法」の溶出率を求め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。

(3) 安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に照して、次の区分により定められた数値とする。なお地域の食糧事情の特殊事情に照して安全率を更に見込みは差し支えない。

1. 漁業が行われていない水域においては、10とする。
2. 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を摂取する魚介類(エビ、カニ、シヤコ、ナマコ、ホウ、巻貝類等)の魚獲量の総重量に対する割合が概ね1/2以下である水域においては、50とする。
3. 2の割合が概ね1/2を超える水域においては、100とする。

別紙2

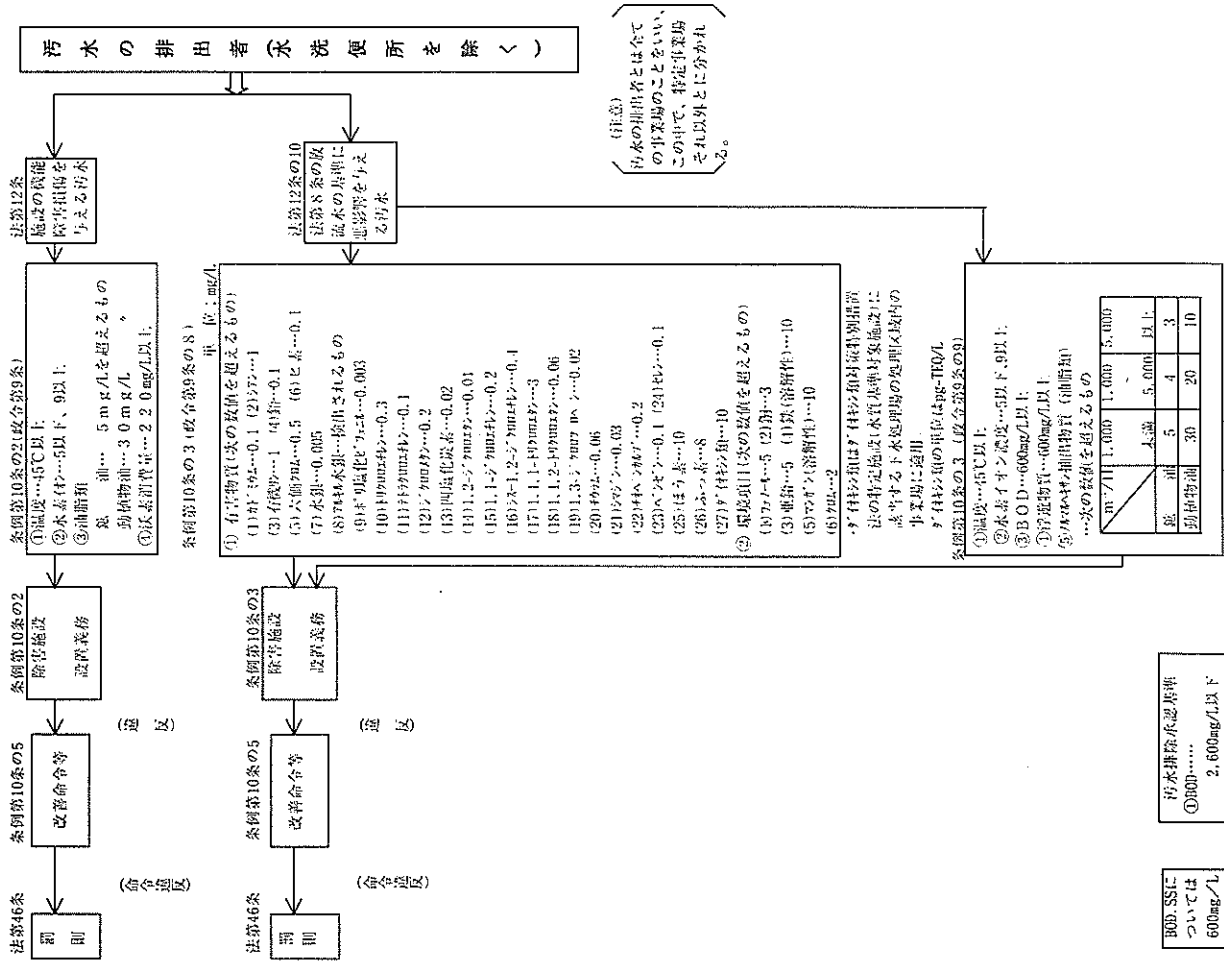
PCBを含む底質の暫定除去基準

PCBを含む底質の暫定除去基準値(底質の総重量当たり)は、10ppm以上とする。

なお、魚介類のPCB汚染の推移をみて更に問題があるような水域においては、地域の実情に照してより厳しい基準値を設定するよう配慮すること。

(5) 下水道法等の排水規制

[除害施設の設置義務規定に係るもの]

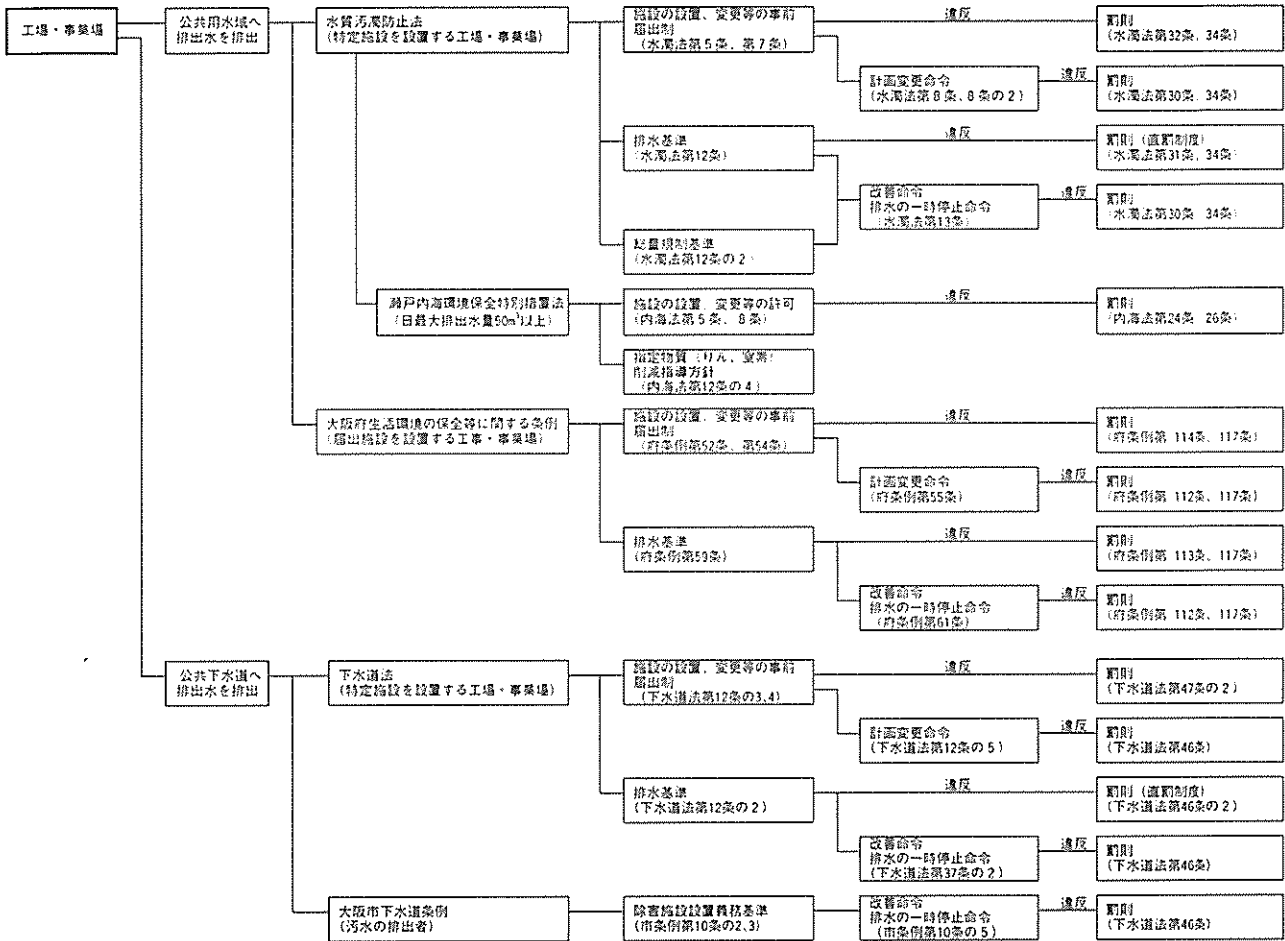


(4) 法令による排水規制基準 (大阪市の地域に關連あるものの抜粋)

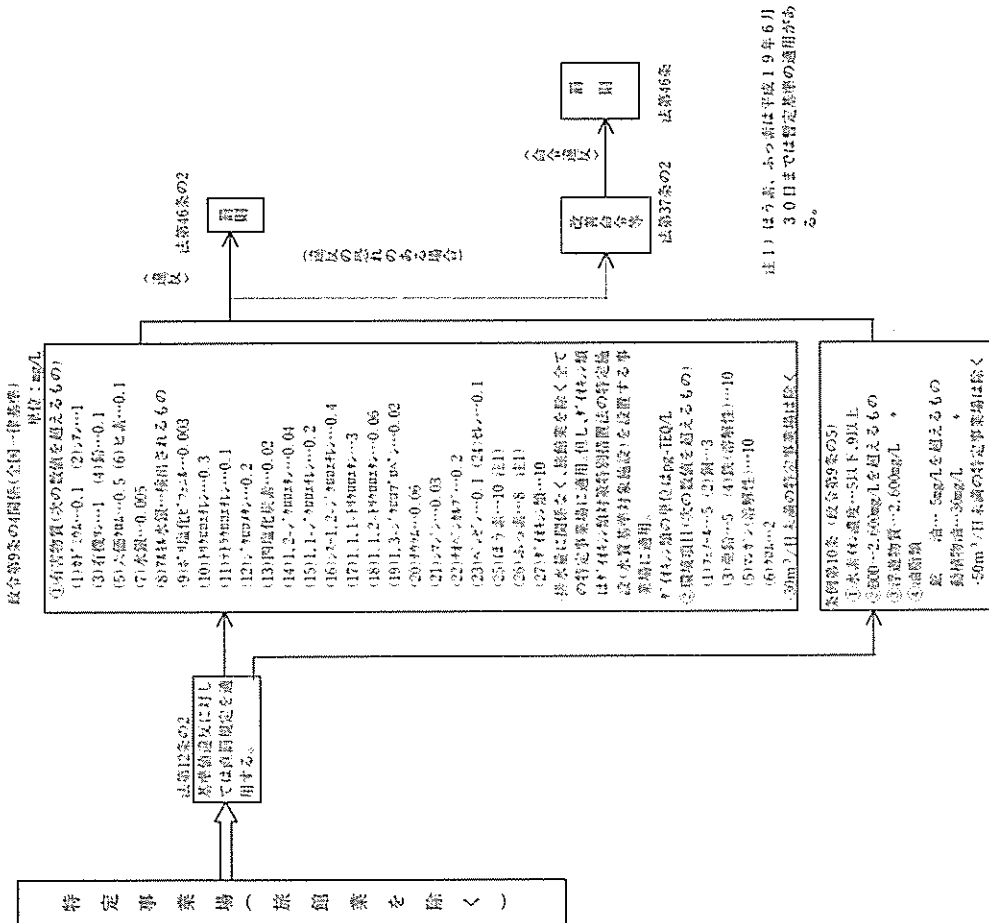
項目	水質汚濁防止法		大気汚染防止法		下水道法		単位 (mg/L)
	排出規制	処理規制	排出規制	処理規制	排出規制	処理規制	
ボツ	0.1	0.01	1	0.01	0.1	0.1	
フ	1	0.01	1	0.01	1	1	
メ	1	0.01	1	0.01	1	1	
ロ	0.1	0.05	0.1	0.05	0.1	0.1	
ハ	0.5	0.05	0.5	0.05	0.5	0.5	
ニ	0.1	0.01	0.1	0.01	0.1	0.1	
ホ	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	
ヘ	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	
ヘ	0.1	0.01	0.1	0.01	0.1	0.1	
ニ	0.2	0.02	0.2	0.02	0.2	0.2	
ロ	0.02	0.002	0.02	0.002	0.02	0.02	
ハ	0.04	0.004	0.04	0.004	0.04	0.04	
ニ	0.2	0.02	0.2	0.02	0.2	0.2	
ハ	0.4	0.04	0.4	0.04	0.4	0.4	
ホ	3	1	3	1	3	3	
ヘ	0.06	0.006	0.06	0.006	0.06	0.06	
ヘ	0.02	0.002	0.02	0.002	0.02	0.02	
ロ	0.06	0.006	0.06	0.006	0.06	0.06	
ハ	0.03	0.003	0.03	0.003	0.03	0.03	
ニ	0.2	0.02	0.2	0.02	0.2	0.2	
ハ	0.1	0.01	0.1	0.01	0.1	0.1	
ニ	0.1	0.01	0.1	0.01	0.1	0.1	
ロ	10	1	10	1	10	10	
ハ	8	0.8	8	0.8	8	8	
ヘ	100	10	100	10	100	100	
ボ	58~86	58~86	10	10	10	10	
ロ	160	160	5~9	5~9	5~9	5~9	
ハ	120	120	2600	2600	600	600	
ニ	160	160	2600	2600	2600	2600	
ハ	200	200	2600	2600	600	600	
ニ	150	150	2600	2600	2600	2600	
ハ	5	5	5	5	5	5	
ニ	30	30	5	5	5	5	
ハ	3	3	5	5	5	5	
ニ	5	5	5	5	5	5	
ハ	10	10	10	10	10	10	
ニ	10	10	10	10	10	10	
ハ	2	2	2	2	2	2	
ニ	120	120	220	220	220	220	
ハ	60	60	220	220	220	220	
ニ	16	16	220	220	220	220	
ハ	8	8	220	220	220	220	
ニ	3,000	3,000	220	220	220	220	
ボ	-	-	220	220	220	220	
ロ	-	-	220	220	220	220	
ハ	-	-	220	220	220	220	
ニ	-	-	220	220	220	220	

(注) ※1 特定事業場からの下水の排出が禁止される水域。  
 ※2 除害施設の設置を必要とする水域の基準を示す。  
 ※3 平成19年6月30日までは基準により認定基準が適用される。  
 ※4 平成19年6月30日までは基準により認定基準が適用される。  
 ※5 平成19年6月30日までは基準により認定基準が適用される。  
 ※6 平成19年6月30日までは基準により認定基準が適用される。  
 ※7 汚泥の排出規制は、汚泥の排出規制が適用される。  
 ※8 汚泥の排出規制は、汚泥の排出規制が適用される。  
 ※9 汚泥の排出規制は、汚泥の排出規制が適用される。  
 ※10 BOD・SSについては大阪府下水道条例の規定に基づき、汚水排出の規制を要するものに限り、2,600mg/Lを限度として基準を適用する。  
 ※11 大腸菌群数は、1cm<sup>3</sup>中の菌数を示す。  
 ※12 阪五で基準を定めたような色又は臭気を含んでいないこと。

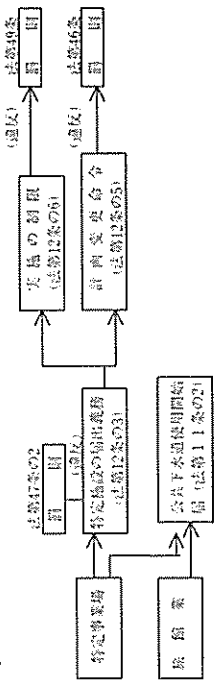
(6) 水質関係法律・条例による規制の仕組み



(特定事業場に対する直罰規定に係るもの)



【特定施設を設置する場合の届出】



4. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(改正 平成11年2月 環告第16号)

人の健康の保護に関する環境基準 (26項目)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チオラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ぼう露	1 mg/L以下

(注) 1. すべての地下水に適用する。達成期間については、「直ちに達成し、維持するよう努める」ものとする。  
 2. 基準値は年間平均値とする。但し、全シアンに係る基準値については最高値とする。  
 3. 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいい、全シアンは40.1mg/L未満、アルキル水銀は0.0005 mg/L未満、PCBは0.0005mg/L未満である。  
 4. 総水銀における評価としては、同一測定点における年間の総水銀の測定値の中にND(定量限界未満)が含まれていない場合は、総水銀の測定値が全て0.0005mg/Lである時、またNDが含まれている場合には測定値が0.0005mg/Lを超える総水銀が総水銀の37%未満である時、環境基準適合とする。(平成5年3月8日、環境省第21号 環境庁水質保全局長通達)

5. 騒音に係る環境基準

(平成10年9月30日環境庁告示第64号  
平成11年4月1日施行  
改正平成12年3月28日 環告第20号)

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに下表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(等価騒音レベル)

地域の類型	基 準 値	
	昼 間 (午前6時～午後10時まで)	夜 間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

ただし、道路に面する地域については、上表によらず下表の基準値の欄に掲げるとおりとする。  
(等価騒音レベル)

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間 (午前6時～午後10時まで)	夜 間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特別として下表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(等価騒音レベル)

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間 (午前6時～午後10時まで)	夜 間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
70デシベル以下		65デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の意を主として閉めた生活が営まれていないと認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

6. 自動車騒音の限度（要請限度）

平成12年3月2日総理府令第15号  
平成12年4月1日施行  
(等価騒音レベル)

区域の区分	基準		備考
	昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)	
a 区域及びb 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	6.5 デシベル	5.5 デシベル	
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	7.0 デシベル	6.5 デシベル	
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びa 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	7.5 デシベル	7.0 デシベル	

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、次表のとおりとする。  
(等価騒音レベル)

基準		備考
昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)	
7.5 デシベル	7.0 デシベル	

(注) (1) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。

(2) 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の範囲をいう。

- ① 2車線以下の車線を有する道路の敷地の境界線から 15メートルの範囲
- ② 2車線を超える車線を有する道路の敷地の境界線から 20メートルの範囲

○ 地域の類型ごとに当てはめる地域の指定

(平成12年3月24日 大阪府告示第277号)

地域の類型	該当地域
a	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
b	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
c	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(注) (1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ① 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。）

② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に掲げる自動車専用道路

(2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路幅からの距離によりその範囲を特定するものとする

- ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

なお、この環境基準は、航空騒音、鉄軌道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

○地域の類型ごとに当てはめる地域の指定  
(平成11年大阪府公告第29号)

地域の類型	該当地域
AA	大阪市内該当なし
A	第一種低層住居専用地域（大阪市内該当なし）、第二種低層住居専用地域（大阪市内該当なし）、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域（Aに該当する地域、関西国際空港及び八尾空港の敷地並びに工業用の埋立地を除く）
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

7. 航空機騒音に係る環境基準

(昭和48年12月27日 環境庁告示第154号)

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を定めてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値 (単位 WECPNL)
I	70 以下
II	75 以下

(注) この表は、1日当たりの騒音回数が10回以下の飛行場及び離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level: 加重等価平均感覚騒音レベル)は、通過全航空機の騒音を夕方及び夜間の分を加算して1日あわせた、1日あたりの騒音のうるささを評価する尺度である。

地域の類型 I、II については次のとおりである。

地域の類型	当該地域
I	第一種低層住宅専用地域、第二種低層住宅専用地域、第一種中高層住宅専用地域、第二種中高層住宅専用地域、第一種低層住宅専用地域、第二種住宅専用地域、準住宅専用地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(昭和51年7月2日大阪府公告第90号)

8. 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(昭和50年7月29日 環境庁告示第46号)

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を定めてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

地域の類型 I、II については次のとおりである。

地域の類型	当該地域
I	第一種低層住宅専用地域、第二種低層住宅専用地域、第一種中高層住宅専用地域、第二種中高層住宅専用地域、第一種住宅専用地域、第二種住宅専用地域、準住宅専用地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(昭和51年12月17日大阪府公告第147号)

(備考) 地域類型を定めてはめるのは、新幹線鉄道の軌道中心線より両側300m以地域。

9. 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について

在来鉄道の新設又は大規模改良に際して、生活環境を保全し、騒音問題が生じること未然に防止する上で目標となる当面の指針を次表のとおりとする。

(平成7年12月20日環境庁指針)

線	等価騒音レベル (L <sub>eq</sub> ) として、昼間 (7~22時) については50dB (A) 以下、夜間 (22時~翌日7時) については55dB (A) 以下とする。なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあっては、一層の低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

10. 道路交通振動の限度 (要請限度)

(昭和51年10月22日総理府令第280号)  
(昭和61年4月1日大阪府告示第253号)

80%レンジの上端値 (単位: デシベル)

区域の区分	用途地域	昼間	夜間
第一種区域	第一・二種低層住宅専用地域、第一・二種中高層住宅専用地域、第一・二種住宅専用地域、準住宅専用地域、用途地域の指定のない地域	65	60
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	70	65

11. 騒音・振動に係る規制基準等

(1) 工場・事業場に係る規制基準

(騒音)

(単位: デシベル)

区域の区分	用途地域	朝 (午前6時~ 午後8時)	昼間 (午前8時~ 午後6時)	夕方 (午後6時~ 午後9時)	夜間 (午後9時~ 翌日午前6時)
第2種区域	第1種・第2種中高層住宅専用地域、第1種・第2種住宅専用地域	50	55	50	45
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	60	65	60	55
第4種区域	工業地域、工業用地の一部 (騒音が著しい地域)	65	70	65	60

(備考) 1. 第4種区域のうち、既設の学校・保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第2種区域の境界線から15m以内の区域は5デシベルを減じた値とする。  
2. 工業用地の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。  
3. 用途地域の指定のない地域は第2種区域。



(振動)

(単位：デシベル)

区域区分	用途地域	昼間 (午前6時～午後9時)	夜間 (午後9時～翌日午前6時)
第1種区域	第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域	60	55
第2種区域 (I)	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
第2種区域 (II)	工業地域 工業専用区域の一部(知事が告示した地域)	70	65

(備考) 1. 第2種区域(II)のうち、既設の学校・保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第1種区域の境界線から15m以内の区域は5デシベルを減した値とする。  
2. 工業専用区域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき知事が告示した地域。  
3. 用途地域の指定のない地域は第1種区域。

(注) 昼間：午前6時～午後9時 夜間：午後9時～翌朝6時

(2)特定建設作業に係る規制基準

(騒音)

特定建設作業の種類	敷地等における騒音の大きさ	作業時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日 作業日 その他 の休日 ではな いこと
		1号 K 区 域	2号 K 区 域	1号 K 区 域	2号 K 区 域		
特定建設作業の種類	敷地等における騒音の大きさ	1号 K 区 域	2号 K 区 域	1号 K 区 域	2号 K 区 域	作業期間	作業日 作業日 その他 の休日 ではな いこと
1. くい打機等を使用する作業 (アースオウガー併用を除く)	85デシベルを超えないこと	19～7時の時間内であること	22～6時の時間内であること	10時間を超えないこと	10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	作業日 作業日 その他 の休日 ではな いこと
2. びょう打機を使用する作業							
3. びょう岩機を使用する作業							
4. 窓気圧縮機を使用する作業							
5. コンクリートブランチ・アスファルトブランチを設けて行う作業							
6. パンクボウを使用する作業							
7. トラクターショベルを使用する作業							
8. プルドーザーを使用する作業							
9. 6、7、8の作業以外のブルドーザー、トラクターショベル、又はショベル系掘削機を使用する作業							
10. コンクリートポンプ車を使用する作業							
11. 鋼球を使用する掘削作業							

(振動)

特定建設作業の種類	敷地等における騒音の大きさ	作業時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日 作業日 その他 の休日 ではな いこと
		1号 K 区 域	2号 K 区 域	1号 K 区 域	2号 K 区 域		
特定建設作業の種類	敷地等における騒音の大きさ	1号 K 区 域	2号 K 区 域	1号 K 区 域	2号 K 区 域	作業期間	作業日 作業日 その他 の休日 ではな いこと
1. くい打機等を使用する作業 (アースオウガー併用を含む)	75デシベルを超えないこと	19～7時の時間内であること	22～6時の時間内であること	10時間を超えないこと	10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	作業日 作業日 その他 の休日 ではな いこと
2. 鋼球を使用する掘削作業							
3. 鋼球振動計機を使用する作業							
4. プルドーザー(手動式を除く)を使用する作業							
5. プルドーザー又はショベル系掘削機を使用する作業							

(備考) 1号区域：第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない地域並びに工業地域及び工業専用区域の一部のうち学校、保育所、病院、取寄施設を有する幼稚園、図書館及び特別養老老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域

2号区域：工業地域及び工業専用区域の一部のうち、1号区域に該当する地域以外の地域

[ 工業専用区域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき知事が告示した地域。 ]

(3) 深夜における音響機器の使用時間制限

施設	市内全域（工業専用地域の一部を除く）
業種	カラオケ装置等の音響機器を設置して営む営業
音響機器	① カラオケ装置 ② 音響再生装置 ③ 楽器・拡声装置
使用禁止時間	午後11時から翌日の午前6時まで

(備考) ただし、次の場合は、規制の適用は受けない。

- 飲食店等の営業場所が、消防法第8条の第2第1項に規定する地下街に立地している場合。
- 飲食店等の営業場所の周囲50m以内の区域に人の居住の用に供されている建物及び病院、診療所等特に騒音を必要とする施設が存在しない場合。
- 飲食店等の営業所の建物の構造、周辺の土地利用の状況から判断して、周辺の生活環境が損なわれないと認められる場合。

(4) 深夜における営業等の制限

営業禁止時間	午後11時から翌日の午前6時 (ただし、①の飲食店営業等と②のカラオケ営業は午前0時から禁止)
規制対象	① 飲食店営業（露店等において営む飲食店営業は除く）（*） ② カラオケボックス等専らカラオケ装置を使用させる営業（カラオケ営業） ③ 遊技場営業（屋内型は除く） ④ テニス場営業（屋内型は除く） ⑤ パッケージング精密場営業 ⑥ コルプ精密場営業 ⑦ カソリンスタンド又は有料洗車場において、車両洗浄装置を使用又は使用させる営業（*） ⑧ 屋外の材料置場等での搬入搬出作業（*）
規制地域	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域

(備考)（\*）第1・2種中高層住居専用地域及び第1・2種住居地域において営む営業又は作業は作業で、その場所の主たる出入口が、国道又は主要地方道などで知事が告示で指定する道路（指定道路）に面する場合は除く。

(5) 商業宣伝を目的とする拡声機の使用に係る規制基準

① 10m離れた場所における音量基準	地域区分	単位（デシベル）
	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域	60
	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	70
	工業地域、工業専用地域の一部（知事が告示した地域）	75

(備考) 工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき告示された地域。

② 使用禁止時間

午後8時から翌日の午前9時（日曜日その他の休日）にあっては、午前10時）までの間は拡声機を使用しないこと。

③ 使用禁止場所

- 病院、収容施設を有する診療所、学校、図書館、保育所及び特別養護老人ホームの敷地の周囲30mの区域において拡声機を使用しないこと。
- 幅員4m未満の道路において拡声機を使用しないこと。
- 地上10m以上の箇所において拡声機を使用しないこと。

④ 使用方法

同一場所において拡声機を使用する場合には、拡声機の1回の使用時間は10分以内とし、1回につき10分以上休止すること。

12. 悪臭に係る規制基準

(1) 悪臭防止法に係る規制基準

- 規制地域（大阪市の区域）
- 敷地境界線基準

特定悪臭物質名	規制基準(ppm)	特定悪臭物質名	規制基準(ppm)
アンモニア	1 以下	イソハレルアルデヒド	0.003 以下
メチルメルカプタン	0.002 以下	イソブタノール	0.9 以下
硫化水素	0.02 以下	酢酸エチル	3 以下
二硫化メチル	0.01 以下	メチルイソブチルケトン	1 以下
トリメチルアミン	0.005 以下	トルエン	10 以下
アセトアルデヒド	0.05 以下	スチレン	0.4 以下
プロピオンアルデヒド	0.05 以下	キシレン	1 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 以下	プロピオン酸	0.03 以下
イソブチルアルデヒド	0.02 以下	ノルマル酪酸	0.001 以下
ノルマルペンタアルデヒド	0.009 以下	ノルマル酪酸	0.001 以下

③ 排出口基準

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル酪酸及びイソ酪酸を除く。）の種類ごとに次の式により算出した流量とする。

$$q = 0.108 \times H \times e^2 \cdot C_m \quad (H \text{ が } 5 \text{ m 未満となる場合はこの式は適用しない。})$$

$q$  : 流量 ( $\text{m}^3/\text{N}/\text{時}$ )  
 $H$  : 補正された排出口の高さ (m)  
 $C_m$  : 敷地境界線基準で定められた値 (ppm)

13. 土壌汚染対策法の対象物質と基準

特定有害物質（法2条）	指定基準（法第5条）		（参考）土壌環境基準（銅を除く）
	<直接摂取によるリスク>	<地下水等の摂取によるリスク>	
	土壌含有量基準	土壌溶出量基準	
四塩化炭素		検出1Lにつき0.002mg以下であること	検出1Lにつき0.002mg以下であること
1,2-ジクロロエタン		検出1Lにつき0.004mg以下であること	検出1Lにつき0.004mg以下であること
1,1-ジクロロエタン		検出1Lにつき0.02mg以下であること	検出1Lにつき0.02mg以下であること
1,1,2-ジクロロエタン		検出1Lにつき0.04mg以下であること	検出1Lにつき0.04mg以下であること
1,3-ジクロロエタン		検出1Lにつき0.002mg以下であること	検出1Lにつき0.002mg以下であること
シクロロメタン		検出1Lにつき0.02mg以下であること	検出1Lにつき0.02mg以下であること
トリクロロエタン		検出1Lにつき0.01mg以下であること	検出1Lにつき0.01mg以下であること
1,1,1-トリクロロエタン		検出1Lにつき1mg以下であること	検出1Lにつき1mg以下であること
1,1,2-トリクロロエタン		検出1Lにつき0.006mg以下であること	検出1Lにつき0.006mg以下であること
トリクロロエタン		検出1Lにつき0.03mg以下であること	検出1Lにつき0.03mg以下であること
ペンゼン		検出1Lにつき0.01mg以下であること	検出1Lにつき0.01mg以下であること
カドミウム及びその化合物	1kgにつき150mg以下であること	検出1Lにつき0.01mg以下であること	検出1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、1kgにつき1mg未満であること
六価クロム化合物	1kgにつき250mg以下であること	検出1Lにつき0.05mg以下であること	検出1Lにつき0.03mg以下であること
シアン化合物	遊離シアンとして1kgにつき50mg以下であること	検出中に検出されないこと	検出中に検出されないこと
水銀及びその化合物	1kgにつき15mg以下であること	検出1Lにつき0.0005mg以下であること	検出1Lにつき0.0005mg以下であること
――うち、アルキル水銀		検出中に検出されないこと	検出中に検出されないこと
セレン及びその化合物	1kgにつき150mg以下であること	検出1Lにつき0.01mg以下であること	検出1Lにつき0.01mg以下であること
鉛及びその化合物	1kgにつき150mg以下であること	検出1Lにつき0.01mg以下であること	検出1Lにつき0.01mg以下であること
砒素及びその化合物	1kgにつき150mg以下であること	検出1Lにつき0.01mg以下であること	検出1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、1kgにつき15mg未満であること
銅及びその化合物	1kgにつき4000mg以下であること	検出1Lにつき0.8mg以下であること	検出1Lにつき0.8mg以下であること
ほう素及びその化合物	1kgにつき4000mg以下であること	検出1Lにつき1mg以下であること	検出1Lにつき1mg以下であること
シマジン		検出1Lにつき0.003mg以下であること	検出1Lにつき0.003mg以下であること
チウラム		検出1Lにつき0.006mg以下であること	検出1Lにつき0.006mg以下であること
チオベンカルブ		検出1Lにつき0.02mg以下であること	検出1Lにつき0.02mg以下であること
PCB		検出中に検出されないこと	検出中に検出されないこと
有機りん化合物		検出中に検出されないこと	検出中に検出されないこと

4) 排水中基準

特定悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルペンチルアルデヒド、イソペンチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、メチルイソブチルアルデヒド、トルエン、ステレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル酪酸及びイソ酪酸を除く。）の種類ごとに次の式により、算出した濃度とする。

$$C_{Lm} = K \times C_m$$

この式において、 $C_{Lm}$ 、 $k$ 及び $C_m$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$C_{Lm}$  排水中の濃度（単位1リットルにつきミリグラム）

$C_m$  敷地境界線基準値

$k$  次の表の第2欄に掲げる特定悪臭物質の種類及び同表の第3欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排水の量（単位1リットルにつきミリグラム）

◆別打ち表◆ $C_m$  敷地境界線基準値

物質名	排水量	K
1 臭化水素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	16
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	3.4
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.71
2 硫化水素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	5.6
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	1.2
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.26
3 硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	32
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	6.9
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	1.4
4 二硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	63
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	14
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	2.9

ただし、メチルメルカプタンについては、第2項第3号で算出した排出した排水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に於ける排水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

(2) 大阪市悪臭防止指導要綱による指導基準

敷地境界線基準	臭気濃度10				
	臭気濃度10	臭気濃度10	臭気濃度10	臭気濃度10	臭気濃度10
排水口基準	H (m)	H < 8	8 ≤ H < 15	15 ≤ H < 25	25 ≤ H
	Q (m <sup>3</sup> /分)	400	600	800	1,000
	30 ≤ Q < 100	300	400	600	800
	100 ≤ Q < 300	200	300	400	600
	300 ≤ Q	150	200	300	400

（注）H…排水口の表高、Q…排水流量

（参考）臭気濃度は、臭気のある空気と臭気のない空気の混合臭気濃度が算出される場合の臭気濃度をいう。

1.4. 土壌汚染対策法の概要

(1) 目的

土壌汚染の調査・対策について定めること等により、土壌汚染による健康被害を防止する。  
 (汚染土壌からの有害物質の溶出により汚染された地下水の摂取によるリスク及び汚染土壌の直接摂取によるリスクの防止を目的とする)

(2) 対象物質 (特定有害物質)

鉛、砒素、トリクロロエチレン等、土壌に含まれることにより健康被害を生ずるおそれのある25物質。

(3) 仕組み

(1) 土壌汚染の調査

- ① 有害物質使用特定施設の使用を廃止した土地
- ② 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると市長が認める土地
  - ・ ①または②の土地所有者等は、当該土地の土壌汚染の状態について、環境大臣の指定を受けた機関 (指定調査機関) に調査させて、その結果を市長に報告する。

(2) 指定区域の指定

- ・ (1) の調査結果が指定基準に適合しない場合、市長はその土地を指定区域として指定・公示する。また、台帳に記録して閲覧に供する。

(3) 指定区域の管理

- 汚染の除去等の措置
  - ・ 指定区域の土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがあるときは、市長は土地所有者等に汚染の除去等の措置を命令できる。

(直接摂取によるリスク防止のための措置)  
 ・ 立入禁止 ・ 舗装 ・ 盛土 ・ 土壌入れ換え ・ 土壌汚染の除去  
 (汚染された地下水の摂取によるリスク防止のための措置)  
 ・ 地下水のモニタリング ・ 不溶化 ・ 封じ込め ・ 土壌汚染の除去  
 「汚染の除去が行われた場合、指定区域の指定は解除される」

○ 土地の形質変更の制限

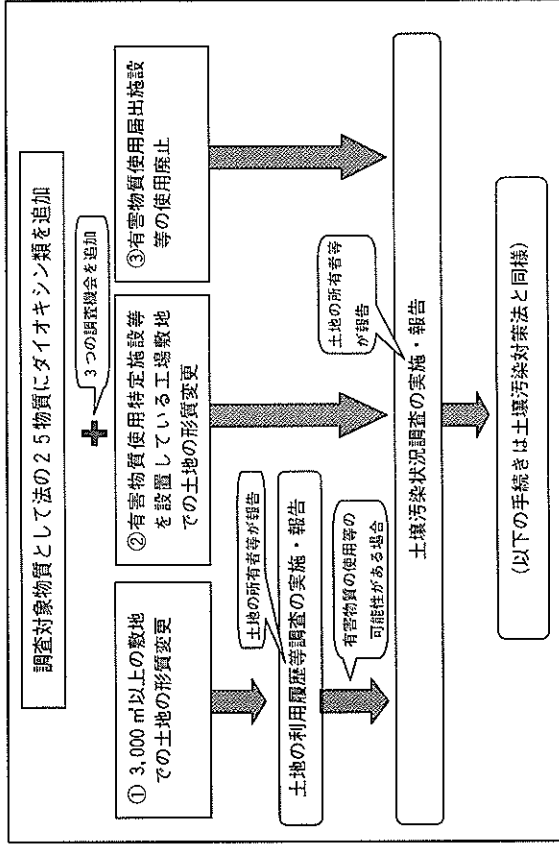
- ・ 指定区域において土地の形質変更をしようとする者は、計画を市長に届け出る。
- ・ 計画が適切でない場合、市長は計画変更を命令できる。

土壌汚染対策法施行状況 (平成 16 年度)

法	内容	件数
法第3条関係	調査実施	5
(有害物質使用特定施設の廃止に伴う調査)	ただし書確認 (調査済み)	28
	経過措置適用 (調査未済)	9
法第5条関係	指定区域の指定	1

- ・ ただし書確認とは、特定施設廃止後も当該敷地を工場等に利用することなどにより、調査が完了されたものの件数を示す。
- ・ 経過措置適用とは、事業所の敷地面積が300㎡以下であること等の施行規則附則2条に定める要件を満たす。
- ・ 法第4条 (調査命令)、法第7条 (措置命令)、法第9条 (改善命令) の適用はなし。
- ・ 指定区域は平成17年3月末現在、2件である。

1.5. 大阪府域の土壌汚染対策制度のしくみ (大阪府生活環境の保全等に関する条例 (土壌関係))



大阪府条例施行状況 (平成 16 年度)

条例	内容	件数
第81条の4関係	有害物質の使用履歴がないため、履歴等調査で終了	33
(3,000㎡以上の土地形質変更に伴う調査)	有害物質の使用履歴があり、土壌調査を実施	1
第81条の6関係	ただし書確認 (調査済み)	1

- ・ ただし書確認とは、特定施設廃止後も当該敷地を工場等に利用することなどにより、調査が完了されたものの件数を示す。
- ・ 管理区域は平成17年3月末現在なし。

1.6. ダイオキシン類対策特別措置法の概要

(1) ダイオキシン類の定義

この法律において、「ダイオキシン類」とは、次に掲げるものをいう。

- ① ポリ塩化ジベンゾフラン (PODF)
- ② ポリ塩化ジベンゾノゾールハロゲンジオキシン (PODD)
- ③ コプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB)
- (2) 耐容一日摂取量 (TDI)

ダイオキシン類の耐容一日摂取量 (ダイオキシン類を人が生体的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない1日あたりの摂取量で2,3,7,8-四塩化ジベンゾノゾールハロゲンジオキシンの量として表したものを、略称：TDI) を、体重1キログラムあたり4ピコグラムと定める。

(3) 環境基準

媒	体	基準値	備	香
大	気	0.6 pg-TEQ m <sup>3</sup> 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。</li> <li>・ 土壌にあっては、250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。</li> </ul>	
水	質	1 pg-TEQ L 以下		
感	質	150 pg-TEQ g 以下		
土	壌	1,000 pg-TEQ g 以下		

- ・ 大気環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- ・ 水質環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- ・ 土壌環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。

(4) 汚染状況の監視

大気、水質、土壌、廃棄、土壌の汚染状況を常時監視し、環境省に報告。

(5) 特定施設並びに排出ガス及び排水に関する規制 (次頁のとおり)

- ① 特定施設の設置、構造等の変更等における届出。
- ② 毎年1回以上のダイオキシン類の濃度の測定 (排出ガス、排水、ばいじん等)
- ③ 測定結果の報告。
- (6) その他の規制等
  - ① ばいじん、燃え殻等を特別管理廃棄物に指定し、ダイオキシン類の燃焼処理を義務付け。
  - ② 廃棄物の燃焼処理場について、ばいじん、燃え殻等の飛散・流出防止措置を具体化し、ダイオキシン類対策の観点から維持管理基準を策定。
  - ③ 対策地域における汚染土壌の除去等の実施。

(ダイオキシン類に係る特定施設及び排出基準)

大気に係る排出基準 (単位 pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

特定施設の種類	新設	既設	
		H13.1.15~H14.11.30	H14.12.1以降
鉄鋼業焼結炉 (処理能力 1t/h以上)	0.1	2	1
製鉄用電気炉 (定格容量 1,000KVA以上)	0.5	20	5
巨鉄回収施設 (処理能力 0.5t/h以上)	1	40	10
アルミニウム合金製造施設 (処理能力 0.5t/h以上)	1	20	5
廃棄物焼却炉 (処理能力 4t/h以上)	0.1		1
(処理能力 2t/h以上)			
(処理能力 4t/h未満)	1	80	5
2t/h未満	5		10

(注1) 廃棄物焼却炉については燃焼温度が400℃以上、燃焼炉については燃焼温度が15%以上維持を行う。

(注2) 既に大気汚染防止法において排出基準が定められている施設については、新設施設の排出基準を適用。

水質に係る排出基準 (単位 pg-TEQ/L)

特定施設の種類の種類	新設	既設	
		H13.1.15~H15.1.15	H15.1.15以降
カーバドセレンの製造に供するアセチレン洗浄施設			
アルミカスケットの製造に供する施設のうち、炭ガス洗浄施設			
ジオキシンハロレートの製造に供する施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキシンハロレット洗浄施設、熱乾燥施設			
亜鉛の回収製錬用電解槽に係る集じん機からの塵埃の回収に関する施設のうち、精製施設、炭ガス洗浄施設、湿式集じん施設			
炭酸カリウムの製造に供する施設のうち、炭ガス洗浄施設			
カプロラクタムの製造(塩化ニトロソルを使用するものに限る)の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、炭ガス洗浄施設	10	10	10
クロロベンゼン又はシクロペンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設、炭ガス洗浄施設			
クラフトパルプ及びサルファイトパルプの製造の用に供する湿式又は湿式化学法による漂白施設			
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二酸化エチレン洗浄施設			
7-メチル又はその化合物の製造の用に供する結晶機、溶剤浴又は乾留炉に係る炭ガス洗浄施設、湿式集じん施設			
廃棄物焼却炉(処理能力0.5t/h以上又は焼却能力50kg/時以上のものに限る)の炭ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水等を排出する炭の析出施設			
炭PCB等又はPCB処理物の分離施設、PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設			
上記の施設を設置する事業場から排出される水の処理施設			
上記の施設から排出される下水を処理する下水処理場			

(注1) 平成14年6月15日付の環境省告示(第15号)に基づき、ダイオキシン類対策特別措置法第24条の規定により、平成15年1月31日まで基準の適用を要する。

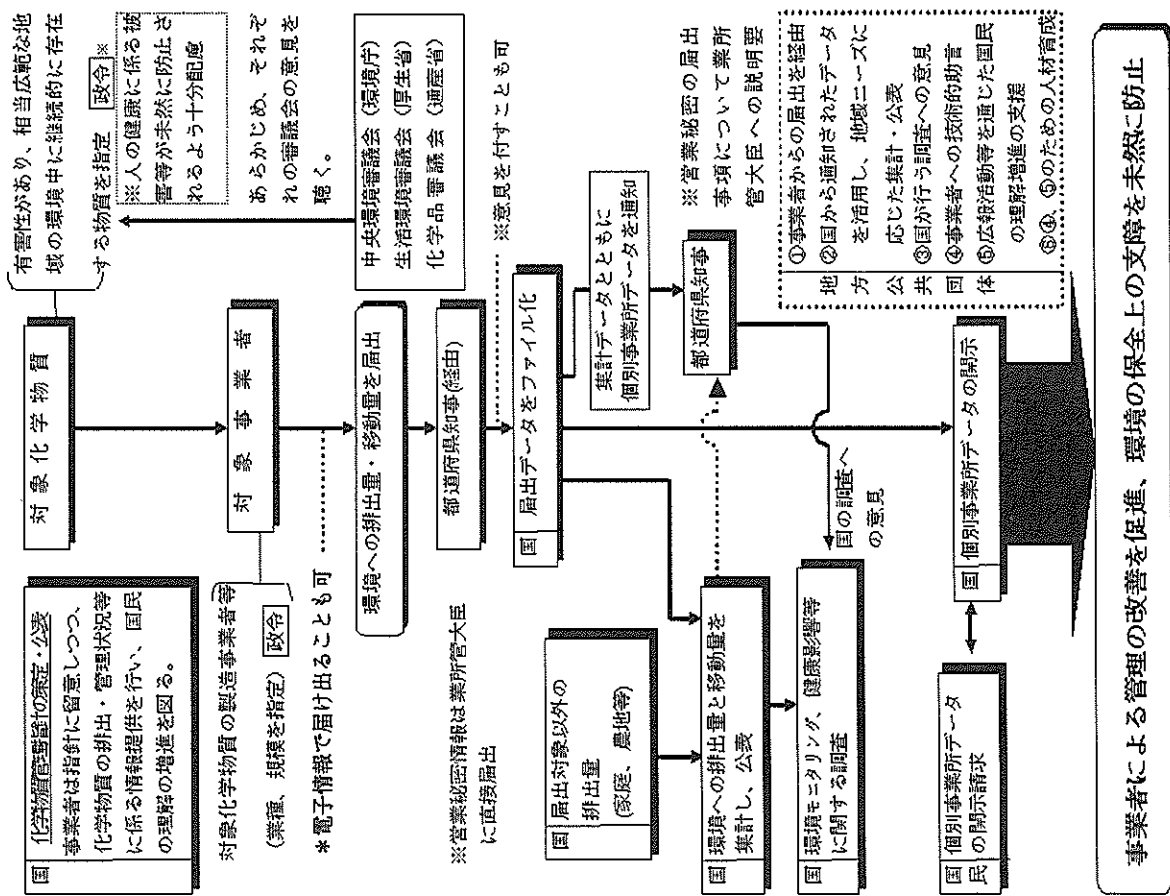
(注2) 平成15年1月1日付の環境省告示(第15号)に基づき、ダイオキシン類対策特別措置法第24条の規定により、平成14年11月31日まで基準の適用を要する。

廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、燃え殻の燃分の基準 (単位 pg-TEQ/g)

新設	既設	
	H14.11.30以前	H14.12.1以降
3	基準の適用を要する	
	3	

(注) 既設の施設において、セメント固結、黄砂処理又は焼却処理を行ったものは、基準を適用しない。

17. 化学物質の排出量の把握等の措置（PRTR<sup>1)</sup>）の実施の手順



<sup>1)</sup> Pollutant Release and Transfer Register

18. 大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領（抄）

大阪府では、本市域において一定規模以上の建築物を建設しようとする者（以下「事業者」といふ。）と本市が協議することにより、当該建設計画と公共・公益施設等の均衡調整を図ることを目的として、「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領」を定めている。

（適用対象）

この要領は、建設計画が次の各号の一に該当する場合に適用する。

1. 住居の用途に供するもので、戸数が70戸以上のもの。
2. 建築計画の区域が2,000平方メートル以上で、かつ建築物の地上高さが10メートル以上のもの。
3. 建築物の延床面積が5,000平方メートルを超え、かつ階数が地上6以上のもの。

また、この要領第28条の規定により、騒音・大気汚染等に係る居住環境の保全基準を定め、事業者は居住環境の保全に努めるものとするとしている。

19. 騒音・大気汚染等に係る居住環境の保全基準（抄）

要領第28条の規定による居住環境の保全に関する基準は、次の各号による。

1. 事業者は、第2号に規定する対象地域において、分譲又は賃貸を目的とする住宅（住宅を併設する建築物を含む。以下同じ。）を建設する場合には、建設計画の区域周辺の騒音・振動、ばい煙・粉じん等の大気汚染、悪臭（以下「騒音・大気汚染等」という。）について、周辺の現地調査を行い、特に必要と認められる場合は測定を実施し、その調査結果に基づいて入居者の居住環境の保全に関する適正な配慮を行うこと。
2. 対象地域

この基準は、建設計画の区域が次のいずれかに該当する場合に適用する。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する工業地域
- (2) 工業地域以外の用途地域内で工場若しくは事業場又は工業地域に近接する地域
- (3) 幹線道路から概ね50メートル以内の地域
- (4) 鉄道路線から概ね50メートル以内の地域
- (5) 別に定める航空機飛行経路の周辺地域

3. 現況調査

事業者は、建設計画の区域周辺における騒音・大気汚染等の現況等について、次の調査を行うこと。

(1) 当該住宅に影響を及ぼすおそれのある騒音・大気汚染等の発生源（建設が予定されているものを含む。以下同じ。）に関する調査

- (2) 騒音・大気汚染等が当該住宅に及ぼす影響に関する調査

4. 騒音・大気汚染等の影響回避の措置

現況調査の結果、当該住宅が騒音・大気汚染等の影響を受ける場合には、事業者は次の措置等を講ずることにより当該住宅への影響回避に努めること。

- (1) 建築物の配置、居室の位置、開口部の位置等に配慮する。
- (2) 緩衝緑地の設置に配慮する。
- (3) 騒音については、居室内における目標値を表-1に掲げるとおりとし、(1)、(2)に定める措置により目標値の確保が困難な場合には、居室の開口部の防音化等の措置を講ずる。

なお、この場合には、換気等室内環境の保全に十分配慮する。

	時 間 帯		評価方法
	昼間(600~2200)	夜間(2200~600)	
第2号 (1)②③の地域	45デシベル以下	40デシベル以下	等価騒音レベル
第2号 (4)の地域	60デシベル以下		上位半数の1/4ー平均
第2号 (5)の地域	60WECPNL以下		WECPNL

(備考) 対象地域

第2号(1)の地域	工 業 地 域
“(2)の地域	工業地域以外の用途地域内で工業若しくは事業場又は工業地帯に近接する地域
“(3)の地域	幹線道路から概ね50メートル以内の地域
“(4)の地域	鉄道路線から概ね50メートル以内の地域
“(5)の地域	航空機飛行経路の周辺地域

5. 騒音・大気汚染等の発生源への説明

第2号(1)及び(2)の地域にあって、現況調査の結果、当該住宅が工場又は事業場から騒音・大気汚染等による影響を受ける場合には、事業者は原則としてその発生源者に対し、建設計画の概要を説明すること。

6. 入居予定者への周知

当該住宅入居予定者に対し、事業者は次の事項について周知を図ること。  
なお、周知方法については、事業者は事前に都市環境局と協議を行うこと。

- (1) 用途地域
- (2) 当該住宅が影響を受ける騒音・大気汚染等の発生源の状況
- (3) 当該住宅が騒音・大気汚染等の影響を回避するために講じる措置
7. 建設計画の区域周辺への騒音・大気汚染等の影響回避の措置  
第1号の規定にかかわらず、建設作業については、事業者は周辺への影響を回避するため必要な措置を講ずること。  
なお、建設計画の区域内に次の施設が設置され、騒音・大気汚染等が発生する場合には、事業者は周辺への影響を回避するよう努めること。

- (1) 飲食店等の店舗
- (2) 駐車施設
- (3) 物産施設
- (4) ボイラー、空調機等
- (5) 上記(1)～(4)以外の騒音・大気汚染等発生施設

8. 大阪市環境審議会

本市では、市長の諮問機関として昭和37年4月から公害対策審議会を設置し、公害関係の重要な事項の調査及び対策について審議してきたが、平成5年11月に環境基本法が施行されたことにより、平成6年8月1日に大阪市環境審議会を設置した。

審議会は、市民、学識経験者など様々な分野からなる委員で構成されており、これまで公害対策審議会が担当した公害関係問題に関する事務を継承し、さらに、都市・生活型公害への対応や地球環境問題などについて審議を行ない、本市環境行政にとって重要な役割を担っている。

執行機関の附属機関に関する条例(抄)

制定昭28. 4. 1 条例35

(設 置)

第1条 法律若しくはこれに基づき政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次とおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附 属 機 関	担 任 事 務
市 長	大阪市環境審議会	環境の保全についての重要な事項の調査審議に関する事務

(委 任)

第2条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

附 則(平6. 3. 1 条例1)

この条例は、平成6年8月1日から施行する。

大阪府環境審議会規則

制定平6. 8. 1 規則108

大阪府環境審議会規則を公布する。

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年 大阪府条例第35号）第2条の規定に基づき、大阪府環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2. 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2. 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3. 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第5条 専門の事項を調査議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2. 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3. 専門委員は、当該専門の事項に関する調査議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2. 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3. 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2. 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3. 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第8条 審議会に幹事を置き、本市議員のうちから市長が命ずる。

2. 幹事は、審議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(原務)

第9条 審議会の原務は、都市環境局において処理する。

(施行の細目)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1. この規則は、公布の日から施行する。

2. 大阪府公害対策審議会規則（昭和37年大阪府規則第26号）は、廃止する。

審議会答申（意見）の概要

年月日	事 項	答 申（意 見）の 概 要
40. 12. 8	大気汚染の環境基準について（答申）	（大気汚染に係る大阪市の環境管理基準を提案） ・亜硫酸ガス：日平均値0.1ppm ・浮遊ばいじん：日平均値0.5mg/m <sup>3</sup> ・浮遊ばいじん：月平均値10t/m <sup>2</sup>
44. 10. 24	ビル暖房規制について（答申）	（都心部における汚染源低減のため、ビル暖房に対する指導方針を答申） ・使用燃料の硫黄分：1.0%以下 ・新設の施設：電気・ガスの使用
44. 12. 18	健康被害の救済について（答申）	（「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」による） ・法による救済対象地域：西淀川区全域
46. 12. 17	クリーンエアープランの実施について（答申）	（46年8月策定の本市クリーンエアープランの実施に関する） ・低硫黄燃料の燃焼 ・自動車排出ガス対策の推進 ・公害者対策の充実 ・調査、研究の充実 ・脱質、助成の拡充 ・予算、要員の確保
48. 7. 23	悪臭物質に係る規制地域及び規制基準について（答申）	（悪臭防止法の施行（47.5.31）に伴う規制措置について答申） ・規制地域：市全域 ・規制基準：アンモニア等5物質について設定
48. 7. 23	悪臭物質対策の方向づけについて（答申）	（悪臭物質の環境濃度、防止技術等の現状からみて推進す） ・公害者への影響を与えない濃度条件の設定 ・発生源の新しい増設の制限 ・排出基準の早期設定 ・技術開発の推進 ・自動車排出ガス対策の促進 ・道路計画の再検討 ・測定網の整備・汚染実態の把握 ・調査・研究の充実
48. 7. 23	クリーンエアープランの実施について（意見）	（48年3月策定の本市クリーンエアープランの実施に関） する意見 ・上流域における対策の強化 ・雑排水の処理 ・工場排水の監視、増設強化 ・下水道整備及び下水の高次処理 ・浮遊ばいじん対策の強化 ・騒音規制の強化
49. 11. 20	公害健康被害補償法に基づく地域指定について（意見）	（法の施行（49. 9. 1施行）に伴う地域指定に関する意見） ・指定地域：基礎調査地域の全域
50. 2. 21	クリーンエアープラン73にもとづく主要発生源減速計画について（意見）	（48年11月策定の本市クリーンエアープラン73の実施に関） する意見 ・クリーンエネルギーの安定供給体制の確立 ・自動車排出ガス規制の促進と交通騒音抑制策の確立 ・中小発生源対策の強化 ・粒子状物質対策の強化 ・隣接都市との連携強化



年月日	事項	審申(意見)の概要
50. 4. 21	北摂地区における産業地の理立分別に係る環境汚染防止対策について	(産業地誘入れにあたっての前処理基準及び二次汚染防止対策) 誘引に関する意見 ・産業地誘入れの基本姿勢 ・環境汚染監視体制 ・誘引・取崩データの蓄積
51. 3. 6	大阪市産業地処理計画について(意見)	(産業地処理に関する本市の総合計画(案) に対する意見) ・産業地処理の基本の考え方 ・環境把握と環境維持 ・処理対策の課題等 ・計画目標・実施計画について ・総合処理システム構築について
52. 4. 19	産業地処理計画について(意見)	(産業地処理計画の策定を確保するために必要な事項) に関して意見 ・誘引排出規制 ・リニア排出規制 ・環境汚染監視 ・燃費使用基準 ・環境汚染対策等特別対策 ・監視・指導体制の整備
53. 1. 23	同上(意見)	(大阪市産業地処理計画の策定にあたっての誘引の) 提示 ・燃費中の燃費含有率 ・新・増設施設に対する措置 ・対策工場の設置 ・燃費含有率の報告 ・産業地処理計画の維持管理
53. 1. 23	産業地処理に係る規制強化及び環境基準について(意見)	(追加3物資の規制措置について意見) ・規制地域・市全域 ・規制基準・二酸化メチル等3物資について設定
54. 1. 29	産業地処理対策について(報告)	(産業地処理対策の進捗状況) に関する報告 対象地域における汚染調査とその原因となる各発生源からの排出量の調査の関係を科学的に明らかにするため、大気拡散モデルならびに大阪市域でそれを適用する場合の前提条件について検討
58. 6. 14	産業地処理対策のすすめる方(意見)	(産業地処理対策の基本的考え方と今後の対策のすすめる方) について意見 二酸化炭素に係る環境目標値を設定することは、現時点で困難であるものの、当面の対策の方向を確立するものとして、重工業地処理対策についての基本的な考え方と今後の対策のすすめる方について報告
平成 7. 31	浮遊粒子状物質対策のあり方について(意見)	(浮遊粒子状物質対策のあり方) に関する意見 環境保全目標を達成するため、対策の目標としての浮遊粒子状物質排出量を定め、更に各地対策の土壌せにより至低での達成を図るよう提言 (関係機関) 計画策定にあたっては技術的可能性に留意し目標年次についても計画に反映されるべきである。

年月日	事項	審申(意見)の概要
3. 2. 8	追加削減4物資に係る規制地域および規制基準について(意見)	(追加4物資の規制措置について意見) ・規制地域・市全域 ・規制基準・プロヒオン等4物資について設定
5. 8. 3	環境影響評価制度のあり方について(意見)	(大阪府環境影響評価制度(E-POC21)に基づき、大阪府における環境影響評価制度の充実を図るため、そのあり方について) 意見 ・環境アセスメント制度の基本的な考え方について ・環境アセスメント制度の必要性 ・制度の形式 ・対象事業等 ・住民参加 ・手続き等について ・手続きのしくみ ・手続きの原状 ・今後への課題 ・計画アセスメント ・総合アセスメント ・情報の収集と提供
7. 1. 27	環境基本条例のあり方について(意見)	(環境基本条例の制定にかかわる基本方針について) 意見 ・環境行政の推進にあたり、総合的体系的な仕組みとなる ・環境基本条例の制定にかかわる基本方針について意見 ・大阪府をとりまく環境の現況 ・環境政策の課題 ・環境政策の基本理念 ・環境政策の基本方針 ・追加削減10物資の規制措置について意見 ・規制地域・市全域 ・規制基準・プロヒオン等4物資について設定
8. 7. 25	大阪府環境基本計画に対する意見(意見)	(大阪府環境基本計画) に関する意見 ・市民の権利と義務の明確化 ・計画期間の明確化と内容の見直し ・計画内容の精査 ・事業計画等の構造的推進
9. 12. 25	環境影響評価制度に関する新設物資のあり方について(意見)	(国の環境影響評価法) に関する新設物資のあり方について意見 ・基本の考え方 ・制度の目的・形式 ・自明の理からの環境影響評価 ・環境影響評価の内容の充実、情報の提供など ・規制地域との調整 ・今後の課題など
13. 8. 31	今後の自動車排出ガス対策のあり方について(意見)	(大気環境が依然として厳しい状況のなか、新たな大阪府自動車公害防止計画策定のため、対策のあり方について) 意見 ・大阪府における自動車排出ガス規制の状況 ・自動車排出ガス対策の経過と現状、許容と懸念 ・今後の自動車排出ガス対策の基本的な考え方 ・具体的な施策の方向性 ・自動車排出ガス対策の推進のために
14. 10. 31	第II期大阪府環境基本計画に対する意見(意見)	(大阪府環境基本条例) に基づき、見直し策定した第II期大阪府環境基本計画(案) に関する意見 ・各計画の統合 ・計画内容の精査 ・自治体間の連携 ・PDCAサイクルによる進捗管理・環境と教育 ・「安全」と「健康」の位置付け ・「安全」と「健康」の位置付け
15. 2. 4	第II期大阪府環境基本計画に対する意見(意見)	(大阪府環境基本条例) に基づき、見直し策定した第II期大阪府環境基本計画(案) に関する意見 ・環境目標の設定 ・「安全」と「健康」の位置付け ・計画内容の精査 ・関係機関の連携

年月日	事 項	頁	審 査 申 請 意 見 の 概 要
16. 2. 19	企画部会活動報告 大気環境部会活動報告		・環境基本計画の進捗状況について ・大阪市自動車公害防止計画の進捗について
16. 12. 22	大阪市環境基本計画の進捗状況に係る計画 係名委員について（意見） （17.2.2 提言書提出）		〔 大阪市環境基本条例に基づき、策定した第Ⅱ期大阪市 環境基本計画の進捗状況についての委員 ・「環境基本計画の進捗状況」のとりまとめ方法について ・係公害草花について ・環境施策の今後の方向性について 〕 〔 大阪市環境基本条例に基づき、見直し策定した第Ⅱ期大阪市 環境基本計画（案）について ・対案の進め方について ・市民との協働について 〕
17. 3. 29	悪臭防止法に基づく臭気指数規制 の導入について（招開）		〔 市民からの苦情が多く、経済困難な事例も発生している悪臭 問題に関し、従来からの規制方針に代わる臭気指数規制につ いて諮問 〕

9. 大阪市環境保全推進本部

大阪市環境保全推進本部設置規程

- 制定平5. 4. 1 達2
- 改正平9. 5. 23 達12
- 改正平10. 4. 1 達4
- 改正平11. 7. 6 達15
- 改正平11. 12. 3 達17
- 改正平13. 4. 1 達12
- 改正平14. 4. 1 達9

大阪市環境保全推進本部設置規程を次のように制定する。

（設 置）

第1条 環境保全に係る施策を総合的かつ強力に推進するため、大阪市環境保全推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（組 織）

- 第2条 本部は、本部長、本部長代行、副本部長及び本部長で組織する。
2. 本部長は、市長をもって充てる。
3. 本部長代行は、市長が指名する助役をもって充てる。
4. 副本部長は、本部長代行である助役以外の助役及び収入役をもって充てる。
5. 本部長は、大阪市事務分掌条例（以下「条例」という。）第1条に掲げる局及び室の長、収入役室長、消防局長、交通局長、水道局長、市立大学事務局長、教育長、選挙管理委員会事務局長、監査・人事制度事務総括局長、市会事務局長、中央卸売市場長、並びに本部長の指名する区長の職にある者をもって充てる。

（本部長等の職務）

- 第3条 本部長は、本部の事務を総理する。
2. 本部長代行は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。
3. 副本部長は、本部長を補佐する。

（会 議）

- 第4条 本部の会議は、本部長が随時関係本部長を招集して行う。
2. 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の首に会議に出席を求めることができる。

10. 大阪市環境関係課・所

(平成17年6月1日現在)

所 属 課 所 属	関 係 課 所 属	関 係 課 所 属
市民局	消費センター	消費者啓発事業（生活情報誌の発行等） 消費者教育事業（講座による教育・啓発） 消費者情報提供事業（チラシ配達の取送、消費生活帳の開帳、常設展示場による啓発等）
経済局	都市建設センター 企業支援課 都市産業課 工業研究所	農地の保全 ISO14001取組支援事業 環境ビジネスの振興 新規化学物質の分級登録の実施
計画調整局	都市計画課 交通空地政策課 都市デザイン課	都市計画に係る環境アセスメントの手続き及び関連する情報の収集・整理等に関する事 駐車対策、ノーマイカーの推進等 大阪都市圏緑地計画（大阪まちなみ賞）に関する事 都市圏緑地に関する事 建築環境緑地計画に関する事
都市環境局	環境課	地球温暖化防止の企画及び推進調整に関する事 環境基本計画に関する事 地球温暖化対策に係る規制指導に関する事 地球温暖化対策に関する事 環境保全に関する政策の普及、指導及び調査研究に関する事 環境保全推進本部に関する事 環境の保全に係る啓発活動に関する事 環境情報の収集及び提供に関する事 環境調査に係る総合的企画、調査及び指導に関する事 環境汚染に係る監視、測定その他の調査及び資料の解析に関する事 環境汚染に係る監視、測定その他の調査及び資料の解析に関する事 環境汚染に係る調査及び調査研究に関する事 環境保全に係る啓発及び市民等の活動の促進に関する事 環境保全調査団体の育成に関する事 地盤沈下の防止に関する事
大気環境課	大気環境課	大気汚染、騒音、振動、悪臭及びダイオキシン類に係る発生源等の規制指導に関する事 大気環境保全対策に係る企画及び調査研究に関する事 有害化学物質管理に係る企画及び調査研究に関する事 他の課の業務に属しない公害の取締に関する事
交通環境課	交通環境課	自動車公害対策に関する事 鉄道及び航空機に係る騒音及び振動対策に関する事
土壌水質課	土壌水質課	土壌汚染、地下水汚染及び汚染による工場排水に係る規制指導に関する事 土壌汚染及び地下水汚染対策に係る企画及び調査研究に関する事 下水道施設への排出汚水の水質の調査及び認定に関する事
工 務 課	工 務 課	下水道工場の増設に係る環境調整に関する事 下水道建設事業の計画に関する事

(幹 事)

- 第5条 本所に幹事を置く。
- 2. 幹事は、本所職員のうちから市長が命ずる。
- 3. 幹事は、本所の所掌事務について本部長を補佐する。
- 4. 本所の会議の準備その他必要があるときは、関係幹事をもって幹事会議を行う。

(部会の設置)

- 第6条 本部長は、本所の事務を分掌させるため必要と認めるときは、本所に部会を置くことができる。
- 2. 部会に属すべき本部長及び幹事は、本部長が指名する。
- 3. 部会に部長を置き、本部長のうちから本部長が指名する。
- 4. 部長は、部会の事務を掌理する。

(環境管理のための組織の設置)

- 第7条 本市の庁舎内における環境マネジメントシステムを確立するとともに、これを円滑に実施し、改善していくため、本所に環境管理総括者、環境管理責任者その他必要な組織を置く。
- 2. 前項の組織の構成、運営その他必要な事項については、本部長が定める。

(環境保全実行委員会の設置)

- 第8条 本所と連携し、庁内環境保全行動計画を円滑かつ効果的に推進するため、条例第1条に掲げる局及び室、収入役室、消防局、交通局、水道局、市立大学事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査・人事制度事務局総括局、市会事務局、中央卸売市場並びに区役所に環境保全実行委員会を置く。
- 2. 環境保全実行委員会の組織、運営その他必要な事項については、本部長が定める。

(庶 務)

- 第9条 本所の庶務は、都市環境局において処理する。

(施行の細目)

- 第10条 この規程の施行について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

- 1. この規程は、令達の日から施行する。
- 2. 大阪市河川浄化対策本部設置規程（昭和49年達第12号）は、廃止する。

處 置 所 名	環 境 に 関 する 事 務
水質調査課 管理事務所（東部・西部・南部・北宮）設備課 健康福祉局	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水の水質管理の総括に関する事</li> <li>下水道事業に係る調査及び技術研究に関する事</li> <li>水質試験所に関する事</li> <li>工場排水等に係る規制指導及び検査施設の設置指導に関する事</li> <li>下水の水質の管理に関する事</li> <li>公害健康被害の補償等に関する法律等に基づく審査、認定及び医療費等の支給に関する事</li> <li>公害に係る健康被害に関する事</li> <li>公害健康福祉事業に関する事</li> <li>環境保健事業に関する事</li> </ul>
大阪府健康センター（24区） 健康福祉局	<ul style="list-style-type: none"> <li>公害健康被害の補償等に関する法律等に基づく審査、認定及び医療費等の支給に関する事</li> <li>環境保全関係法令等に基づく届出の受付に関する事</li> <li>環境保全に関する事</li> <li>環境保全関係団体の指導育成に関する事</li> </ul>
環境事業局	<ul style="list-style-type: none"> <li>局業務に関する総合的企画、調査及び連絡調整に関する事</li> <li>一般廃棄物処理計画に関する事</li> <li>廃棄物処理等推進審議会に関する事</li> <li>局業務に関する統計及び資料の収集整備に関する事</li> <li>一般廃棄物等の収集及び運搬作業に係る計画及び指導監督に関する事</li> <li>一般廃棄物等の燃費化及び再生利用並びに環境美化に係る事業の推進に関する事</li> <li>一般廃棄物等の減量化及び再生利用並びに環境美化に係る啓発及び市民生活の促進に関する事</li> <li>適正処理困難物に関する事</li> <li>道路等の清掃計画及び作業の指導監督に関する事</li> <li>特定の河川（水面に限る。）の清掃に関する事</li> <li>一般廃棄物処理業の許可及び一般廃棄物処理業者の指導監督に関する事</li> <li>産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理業者の指導監督に関する事</li> <li>廃棄物再生利用業の指定及び産業廃棄物再生利用業者の指導監督に関する事</li> <li>特命による一般廃棄物の排出の指導に関する事</li> <li>産業廃棄物処理の基本計画、調査研究及び関係団体との連絡に関する事</li> <li>産業廃棄物処理の指針に関する事</li> <li>産業廃棄物処理の中間処理及び最終処分事業に関する事</li> <li>産業廃棄物処理施設に関する事</li> <li>一般廃棄物等の焼却及び環境処理並びに埋立処分の計画に関する事</li> <li>埋立処分地の造成及び管理運営に関する事</li> <li>局の施設の建設に関する事</li> <li>廃棄物処理の技術開発に関する事</li> <li>一般廃棄物等の処理、燃費化及び再生利用並びに環境美化に係る事業の推進に関する事</li> <li>一般廃棄物等の処理手数料の徴収に関する事</li> <li>一般廃棄物等の収集及び道路の作業に関する事</li> <li>一般廃棄物等の収集及び燃費化の清掃作業並びに公衆用ごみ容器的維持管理に関する事</li> <li>特定の道路及び橋梁の清掃作業並びに公衆用ごみ容器的維持管理に関する事</li> <li>一般廃棄物処理業の許可申請書の受付に関する事</li> <li>一般廃棄物等の処理に関する言語の処理並びに不法投棄の監視及び処理に関する事</li> <li>一般廃棄物処理業者の作業監督に関する事</li> </ul>
企 画 課 業 務 課 規 划 指 導 課	
管 理 課 環 境 課 環 境 事 業 セ ン タ ー	

工 場	場 所 名	環 境 に 関 する 事 務
北宮製鉄所		<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物等の焼却及び環境処理並びにその手数料の徴収に関する事</li> <li>焼却灰等の処分に関する事</li> <li>発電設備及び蒸気設備の管理に関する事</li> <li>工場購入許可証の交付に関する事</li> <li>北宮処分地の管理運営に関する事</li> <li>北宮処分地における一般廃棄物等の埋立処分に関する事</li> </ul>
建設課 技術監理課 計画課 街路課 立体交差課 道路建設課 道路補修課 交通安全施設課 橋梁課 河川課		<ul style="list-style-type: none"> <li>道路工費とこれに関連する他の工事との連絡調整、道路規制工事の指導及び連絡調整</li> <li>都市計画道路の調査・計画に関する事</li> <li>都市計画道路の用地取得、街路及び電線類地中化の設計に関する事</li> <li>都市計画道路のうち、橋梁及び道路の立体交差の設計、並びに道路と鉄道の立体交差に関する事</li> <li>道路の新設、改良、道路の緑化、道路標識、電線類の地中化</li> <li>道路及び付属施設の維持補修</li> <li>交通安全施設の企画・設計、自転車道・自転車駐車場の企画・設計</li> <li>橋梁の設計・維持管理</li> <li>河川の改修、水質浄化、環境整備</li> </ul>
ゆとりとみどりの整備課 公園企画課 緑化課 公園整備課		<ul style="list-style-type: none"> <li>公園緑地の建設に係る調査及び企画に関する事</li> <li>緑化事業の調査及び企画に関する事</li> <li>花と緑のまちづくりの推進に関する事</li> <li>樹木及び花卉の栽培計画及び維持管理に関する事</li> <li>都市緑化の技術的指導及び緑化相談に関する事</li> <li>公園、緑地の建設工事の設計及び施行に関する事</li> </ul>
環境局 経営企画課 振興課 環境緑地課		<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府野鳥園の管理運営に関する企画及び調査に関する事</li> <li>鳥類の利用の促進に関する事</li> <li>海濱の環境の整備及び保全に関する事</li> <li>臨海地区における緑地に係る計画、設計、工事の施行及び維持管理に関する事</li> </ul>
水道局 計画課 施設課 浄水場（柴島・盛岡・豊野）		<ul style="list-style-type: none"> <li>工業用水道事業の計画施行</li> <li>水質保全に関する事</li> <li>上水道汚泥の有効利用に関する調査研究</li> <li>太陽光発電設備の導入</li> <li>浄水場の沈砂汚泥の処理・処分</li> </ul>

11. 環境関係協議会等一覧表

番号	名称	発起団体	委員名等	加参団体及び団体名	目的及び事業
1	大都市環境協議会 (昭6.8.1)	(事務局) 大都市都市環境局 環境総務課環境課	委員30名 札幌市 仙台市 平塚市 東京都 川崎市 横浜市 名古屋市 大阪市 神戸市 広島市 北九州市 福岡市	加参団体 環境総務課環境課	環境の保全についての重要事項の調査推進 環境行政の状況について東京の交換と相互の連絡を行い、環境行政の知識の促進を図ること を目的とする 大気、水質、騒音振動、環境影響評価、環境影響評価について、担当官会議を議している。
2	大都市環境保全推進協議会 (昭44.11.14)	加参団体 環境総務課環境課	委員30名 札幌市 仙台市 平塚市 東京都 川崎市 横浜市 名古屋市 大阪市 神戸市 広島市 北九州市 福岡市	加参団体 環境総務課環境課	環境の保全についての重要事項の調査推進 環境行政の状況について東京の交換と相互の連絡を行い、環境行政の知識の促進を図ること を目的とする 大気、水質、騒音振動、環境影響評価、環境影響評価について、担当官会議を議している。
3	大都市市環境協議会 (昭42.1.10)	大府市 大府市交互に に担当	大府市 大府市交互に に担当	大府市 大府市交互に に担当	府、市相互の緊密な連絡協議を密に、緊密かつ 的な環境行政の推進を図る。
4	大府市市環境協議会 (昭46.10.1)	大府市 大府市交互に に担当	大府市 大府市交互に に担当	大府市 大府市交互に に担当	府、市相互の緊密な連絡協議を密に、緊密かつ 的な環境行政の推進を図る。
5	大府市市環境協議会 (昭52.4.1)	大府市 大府市交互に に担当	大府市 大府市交互に に担当	大府市 大府市交互に に担当	府、市相互の緊密な連絡協議を密に、緊密かつ 的な環境行政の推進を図る。
6	大府市市環境協議会 (昭35.11.16)	大府市 大府市交互に に担当	大府市 大府市交互に に担当	大府市 大府市交互に に担当	府、市相互の緊密な連絡協議を密に、緊密かつ 的な環境行政の推進を図る。
7	大府市市環境協議会 (昭38.10.1)	大府市 大府市交互に に担当	大府市 大府市交互に に担当	大府市 大府市交互に に担当	府、市相互の緊密な連絡協議を密に、緊密かつ 的な環境行政の推進を図る。
8	大府市市環境協議会 (昭50.9.9)	大府市 大府市交互に に担当	大府市 大府市交互に に担当	大府市 大府市交互に に担当	府、市相互の緊密な連絡協議を密に、緊密かつ 的な環境行政の推進を図る。

11. 環境関係協議会等一覧表

番号	名称	発起団体	委員名等	加参団体及び団体名	目的及び事業
1	大府市市環境協議会 (昭36.8.1)	大府市 大府市交互に に担当	大府市 大府市交互に に担当	大府市 大府市交互に に担当	府、市相互の緊密な連絡協議を密に、緊密かつ 的な環境行政の推進を図る。
2	大府市市環境協議会 (昭44.11.14)	大府市 大府市交互に に担当	大府市 大府市交互に に担当	大府市 大府市交互に に担当	府、市相互の緊密な連絡協議を密に、緊密かつ 的な環境行政の推進を図る。
3	大府市市環境協議会 (昭42.1.10)	大府市 大府市交互に に担当	大府市 大府市交互に に担当	大府市 大府市交互に に担当	府、市相互の緊密な連絡協議を密に、緊密かつ 的な環境行政の推進を図る。
4	大府市市環境協議会 (昭46.10.1)	大府市 大府市交互に に担当	大府市 大府市交互に に担当	大府市 大府市交互に に担当	府、市相互の緊密な連絡協議を密に、緊密かつ 的な環境行政の推進を図る。
5	大府市市環境協議会 (昭52.4.1)	大府市 大府市交互に に担当	大府市 大府市交互に に担当	大府市 大府市交互に に担当	府、市相互の緊密な連絡協議を密に、緊密かつ 的な環境行政の推進を図る。
6	大府市市環境協議会 (昭35.11.16)	大府市 大府市交互に に担当	大府市 大府市交互に に担当	大府市 大府市交互に に担当	府、市相互の緊密な連絡協議を密に、緊密かつ 的な環境行政の推進を図る。
7	大府市市環境協議会 (昭38.10.1)	大府市 大府市交互に に担当	大府市 大府市交互に に担当	大府市 大府市交互に に担当	府、市相互の緊密な連絡協議を密に、緊密かつ 的な環境行政の推進を図る。
8	大府市市環境協議会 (昭50.9.9)	大府市 大府市交互に に担当	大府市 大府市交互に に担当	大府市 大府市交互に に担当	府、市相互の緊密な連絡協議を密に、緊密かつ 的な環境行政の推進を図る。

部署	課名	環境に関すること
教育委員会事務局	総務課	・ 学校の緑化
	社会教育課	・ 中央公会堂の保存・活用
	文化財保護課	・ 文化財の保護に関すること
	教育センター	・ 環境教育に関する研究・研修の推進
	自然史博物館	・ 地域における自然体験活動及び環境教育・啓発
	中央青年センター	・ 環境保全、自然保護、公園問題等に関する学芸会の開催
住宅局	建築企画課	・ 屋上緑化等建築物の許可に関すること ・ 建築物総合環境評価制度に関すること
	監理課	・ 建設リサイクル法に関すること
	企画設計課	・ 環境に配慮した市役建築物の建設計画に関すること
	技術管理課	・ 市役建築物における建設廃物のリサイクルに関すること ・ 市役建築物の健康診断による長寿命化等の推進 ・ 市役建築物の設備に係るエネルギー使用の合理化に関すること

番 号	名 称 (設立年月日)	事務協同団体 及び会長等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
9	大阪自動車公害対策推進協議会 (昭49. 5. 27)	(事務局) 大阪府環境農林水産部交通公害課及び大阪府都市環境局環境部交通環境課 (会長) 大阪府知事 岸江 隆 大阪市長 関 淳一	大阪府 大阪市 近畿運輸局 大阪府警察本部 大阪府環境局 近畿地方整備局 大阪商工会議所 大阪府青年会議所 大阪府市長会 大阪府町村長会 大阪府自動車自動運送協会 など31団体	自動車公害防止に関する対策を積極的に推進するため、次のことを行う。 1 推進するべき自動車公害対策とその推進方法 2 自動車公害防止に関する情報の交換 3 その他自動車公害防止対策について特に必要と認めらるる事項
10	七ヶ瀬自動車技術者協議会 (昭50. 2. 1)	(事務局) 加盟都市待回り	東京都 川崎市 横浜市 名古屋市 京都市 大阪市 神戸市	自動車公害に係る技術者並びに自動車公害保護技術、低公害自動車の開発等に係る調査研究及び情報の交換を行う。
11	瀬戸内海環境保全知事・市長会議 (昭46. 7. 14)	(事務局) 兵庫県健康生活部環境局 (議長) 兵庫県知事 井戸 敏三	京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 岡山県 広島県 山口県 香川県 愛媛県 福岡県 大分県 宮崎県 鹿児島県 徳島県 高松市、高松市、高松市、高松市、北九州市、堺市、和歌山市、和歌山市、大分市、高松市、高松市、高松市	(目 的) 瀬戸内海環境保全意識の振興に則り、広域的な相互協力によって、瀬戸内海の環境の保全を図り、もって人間性豊かな生活ゾーンを実現すること。 (事 業) 1 瀬戸内海環境保全意識の振興の推進 2 瀬戸内海の環境保全及び快適な生活環境創造のための基本情報の推進 3 国に対する連絡及び要望 4 その他この会議の会誌の発行を達成するための必要な事業
12	瀬戸内海環境保全協議会 (昭51. 12. 22)	(会 長) 兵庫県知事 井戸 敏三	京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 岡山県 広島県 山口県 香川県 愛媛県 福岡県 大分県 宮崎県 鹿児島県 徳島県 高松市、高松市、高松市、高松市、北九州市、堺市、和歌山市、和歌山市、大分市、高松市、高松市、高松市	(目 的) 瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚及び調査研究、並びに関係性地域の環境保全に関する意識の高揚活動への参加と協力、その他の事業を行うことにより、比類のない環境地であり、海産物の生産でもある国民共済の財産たる瀬戸内海の環境保全に資すること。 (事 業) 1 瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚 2 瀬戸内海の環境保全に関する調査研究 3 瀬戸内海の環境保全活動に関する指導助成 4 瀬戸内海の環境保全に関する情報の収集及び提供 5 関係性地域の環境保全に関する国際的な活動への参加と協力 6 その他本会の目的を達成するために必要な事業

番 号	名 称 (設立年月日)	事務協同団体 及び会長等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
13	大阪湾環境保全協議会 (昭47. 11. 27)	(事務局) 大阪府 (代表理事) 大阪府知事	大阪府 兵庫県 和歌山県 堺市 岸和田市 泉大津市 泉佐野市 高石市 泉南市 阪南町 田原町 岬町 神戸市 尼崎市 西宮市 羽曳川市 芦屋市 東灘区 東淀川 東淀川 和歌山市	(目 的) 広域的連携にたち、相互協力を図り、住民との一体的な環境保全を策し、大阪湾の環境の保全と創造を図ることにより、良好な環境環境を享受することのできる社会の実現に資すること。 (事 業) 1 大阪湾の環境保全と創造に関する調査・研究・啓発 2 大阪湾の水質監視及び水質測定の相互協力と情報交換 3 その他協議会の目的を達成するために必要な事業
14	淀川水質汚濁防止協議会 (昭33. 7. 14)	(事務局) 近畿地方整備局 (会 長) 近畿地方整備局長	近畿地方整備局  大阪府 京都府 滋賀県 兵庫県 三重県 奈良県 大阪府 吹田市 守口市 寝屋川市 高槻市 枚方市 京都市 神戸市 尼崎市 伊丹市 西宮市 奈良市 大津市 阪神水道企業団 (昭) 水質環境局 支社	(目 的) 淀川水系の河川及び水路について水質を調査し、その改善を把握するとともに、その汚濁の根拠を明らかにし、通川管理上必要な水質管理の方法並びに汚濁対策について検討し、淀川水系の水質改善の実効を期することを目的とする。
15	大和川水質汚濁防止協議会 (昭42. 5. 12)	(事務局) 近畿地方整備局 (会 長) 近畿地方整備局長	近畿地方整備局  大阪府 堺市 岸和田市 河内長野市 松原市 柏原市 羽曳川市 藤井寺市	(目 的) 大和川水系の河川及び水路について水質を調査し、その改善を把握するとともに、その汚濁の根拠を明らかにし、河川管理上必要な水質管理の方法、並びに汚濁防止対策について検討し、大和川水質改善の実効を期することを目的とする。



番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会費等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
25	近畿圏環境政策 研究会 (昭51. 8. 22)	(事務局) 大阪府環境農林水 産部環境管理課	川崎市 富士市 名古屋市 東海市 四日市市 岡崎市(三重県) 大崎市 吹田市 豊中市 堺市 神戸市 東大阪市 守口市 八尾市 尼崎市 倉敷市 玉野市 北九州市 大牟田市	環境問題に関する意見交換、情報交換を行い、近畿圏の各府県及び政令指定都市における環境行政の効果的な推進を図ることを目的とする。
26	近畿プロダクション産業 振興特別協議会 協議会 (昭59. 11. 9)	(事務局) 加盟府県持回り	大阪府 兵庫県 和歌山県 奈良県 大阪府 滋賀県 京都府 神戸市 滋賀県 京都府 京都市 大阪府 堺市 高槻市 東大阪市 神戸市 尼崎市 姫路市 西宮市 奈良県 和歌山県	広域的視野にたった相互協力を図り、近畿圏における産業振興政策の推進を図ることを目的とする。
27	全国アマニ産業 振興協議会 (昭63. 6. 30)	名古屋市	84市町村が加盟 35都道府県が加盟	市町村(特別区含む)が快通環境づくり(うるおい)と取り組むとともに、相互に連携を求め、未知と創造を結集することにより、地域の活性化を主とした個性豊かな快通環境づくりの全国的推進とアマニ産業の発展を図ることを目的とする。
28	全国自動車 工業協会 (昭3. 8. 8)	(事務局) 財都市交通問題 研究会 大阪府知事 大阪府助役	大阪府 大阪府 関西電力 ダイハツ工業 日本電池 大阪ガス 大阪府交通問題 研究会	自動車公害問題の解決を図るため、電気自動車・天然ガス自動車など低公害車の導入やインフラ整備の推進などを目的とした事業を行う。
29	大阪府自動車 工業協会 (昭3. 8. 8)	大阪府助役	大阪府	自動車公害問題の解決を図るため、電気自動車・天然ガス自動車など低公害車の導入やインフラ整備の推進などを目的とした事業を行う。

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会費等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
30	大阪府環境政策 研究会 (昭52. 28)	(事務局) 大阪府環境局 環境政策課 (委員長) 大阪府立大学名誉 教授 三頭 貞	委員4名	市内の河川等の公共用水域における有害な植生を有効適切に除去、処理・処分し、河川等の良好な環境を保全することを目的とする。 環境政策研究会及び実施にあたって調査検討を進める。
31	大阪府環境政策 研究会 (昭40. 8. 1)	(事務局) 大阪府環境局 環境部地球環境課 (会長) 前(社)大塚環境学会 副会長 中野 道雄	委員18名	大阪府内各事業の発展に際して、環境保全上の観点から、環境への影響について検討し、良好な都市環境の確保に資することを目的とする。
32	近畿圏環境政策 研究会 (昭59. 11. 21)	加盟府県持回り	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 和歌山県 京都市 大阪市 神戸市	大規模開発事業に係る環境影響評価の範囲に際して、関係府県間の協力関係を構築するとともに、適切かつ円滑な環境影響評価の推進と充実に資することを目的とする。
33	近畿圏環境政策 研究会 (昭59. 9. 12)	(会長) 東京都	(幹事) 千葉県 大阪府 兵庫県 福岡県 札幌市 横浜市 名古屋市 大阪市 他42都府県市	(目的) 近畿圏内に関する諸問題について、情報交換と相互の連絡を行い、近畿圏の向上発展に資する。 (事業) 1 近畿圏内に関する事例研究 2 情報交換 3 その他目的達成のための必要な事業
34	大阪府環境政策 研究会 (昭63. 4. 10)	(事務局) 大阪府環境局 環境政策課 大阪府交通問題 研究会 (会長) 大阪府交通問題 研究会	近畿圏内 近畿運輸局 近畿地方整備局 大阪府警察本部 大阪府 日本道路公団 阪神高速道路公団	大阪府内の良好な交通環境を形成するための総合的な環境対策を立案・推進する。 1 道路環境に関する情報収集、分析 2 対策の立案及び推進に係る事項等の協議調整
35	APEC環境政策 研究会 (昭6. 5. 8)	(会長) 大阪府工業局 田代 和	大阪府 神戸市 兵庫県 京都市 京都府 滋賀県 奈良県 和歌山県	APEC地域内の国、地方自治体、企業、環境問題関係者において協働されている環境技術情報を提供し、環境技術交流を促進することにより、地域内の環境技術の向上と環境保全に資することを目的とする。
36	大阪府環境政策 研究会 (昭6. 3. 28)	(事務局) 大阪府環境農林水 産部環境管理課	大阪府 大阪府 大阪府下市町村 及び関係業界	(目的) 関係事業者、消費者、行政等の協力により、現在多方面で使用されている資源消費型製品、力一エアコン、業務用冷凍空調機等に含まれているフロンを排出の削減等の過程で回収し、回収したフロンを適切な処理を推進することにより、成層圏におけるオゾン層の保護を図る。



12. 年 表

年	月	大阪府	大阪府、国、その他
明治10年			
11年	5		・大阪府製造所検査工所、かじや、風呂屋 ・取締規則制定 ・瀬白瀬川（杉本原）で足尾銅山鉱毒が香 しくなる ・大阪府はいづれ船橋令（島之内、船橋にお いて船泊、船政工場の建設を禁止）制定 ・別子銅山（愛媛県）の亜硫酸ガス被害が 広がる ・大阪府はいづれ船橋令（足尾銅山）の建設禁止令（旧 大阪市内）に違反する工場建設を禁止 し、既設工場は、東成郡、西成郡に強制 移転）制定 ・船業条例公布（第25、6、1施行） ・国営で初めて公営団地の建設が行われる
22年	12		
23年			
24年			
27年			
29年			
31年	2		・大阪府製造所取締規則（製造場に対し、 公害に係る許可制をとり入れ、我が国で 最初に「公害」という用語が使用された） 制定 ・河川法制定
34年	4		
39年	8		・兵庫県高砂市の製紙会社の工場排水をめ ぐり、沿岸住民と抗争 ・大阪府社会福祉協議会（社 会福祉化） 制定 制定
44年	11		
大正3年	3		
9年	12		・大阪府工場取締規則（ばい煙、粉じん、 廃液等を排出し、人の健康を害する恐れ のあるときはばい煙の量の変更及び禁止を命 令）制定 ・神通川（富山県）流域に苛性発生
10年			
11年	9		
13年	4		
14年			
昭和2年	5		
3年			
5年			
6年			
7年			
9年			

年	月	大阪府	大阪府、国、その他
明治10年			
11年	5		・大阪府製造所検査工所、かじや、風呂屋 ・取締規則制定 ・瀬白瀬川（杉本原）で足尾銅山鉱毒が香 しくなる ・大阪府はいづれ船橋令（島之内、船橋にお いて船泊、船政工場の建設を禁止）制定 ・別子銅山（愛媛県）の亜硫酸ガス被害が 広がる ・大阪府はいづれ船橋令（足尾銅山）の建設禁止令（旧 大阪市内）に違反する工場建設を禁止 し、既設工場は、東成郡、西成郡に強制 移転）制定 ・船業条例公布（第25、6、1施行） ・国営で初めて公営団地の建設が行われる
22年	12		
23年			
24年			
27年			
29年			
31年	2		・大阪府製造所取締規則（製造場に対し、 公害に係る許可制をとり入れ、我が国で 最初に「公害」という用語が使用された） 制定 ・河川法制定
34年	4		
39年	8		・兵庫県高砂市の製紙会社の工場排水をめ ぐり、沿岸住民と抗争 ・大阪府社会福祉協議会（社 会福祉化） 制定 制定
44年	11		
大正3年	3		
9年	12		・大阪府工場取締規則（ばい煙、粉じん、 廃液等を排出し、人の健康を害する恐れ のあるときはばい煙の量の変更及び禁止を命 令）制定 ・神通川（富山県）流域に苛性発生
10年			
11年	9		
13年	4		
14年			
昭和2年	5		
3年			
5年			
6年			
7年			
9年			

年	月	大阪市	大阪府、国、その他
昭和12年			
13年	2	保健所健康係にばい菌担当職員を置き、燃病の指導にあたる	
15年	4	保健所を創設（阿倍野）	
17年	4	下水処理場を創設	
22年	4	保健所を保健局と改称	
24年	4	衛生試験所を生活科学研究所と改称	
25年	4	保健局を衛生局と改称	
26年	4	大阪港湾技術調査会より「大阪の地盤沈下に関する研究」が発表され、地盤沈下の原因を明らかにした	
27年	4	生活科学研究所を衛生研究所と改称	
28年	3	保健所に環境衛生監視員設置	
29年	3	工業用水製造事業に着手	
30年	10	街頭騒音の定点測定を開始	
31年	4	工業用水運送開始	
33年	4	工業用水種の完工式挙行	
33年	6	ばい菌に関する世帯調査を実施	
33年	7	「町を精かに」の運動始まる	
34年	3	淀川水質汚濁防止連絡協議会設立	
34年	11	ばい菌防止月間始まる	
34年	4	地盤沈下防止条例公布	
35年	11	大阪市ばい菌防止委員会（現大阪市都市環境協議会連合会）設立	
36年	4	地下水くみ上げ施設（ワーキングタワー）転換機費と助成措置の実施	
37年	11	大阪地盤沈下総合対策協議会設立	
37年	2	計画局に地盤沈下防止部、水道局に工業用水道部を新設	
37年	4	大阪市公害対策協議会設置	
38年	1	市内18ヶ所でスモッグの規模観測実施	
38年	6	計画局を総合計画局と改称し、地盤沈下防止部を公害対策部と改称	
39年	4	緑化百年運動スタート	
40年	4	大気汚染常時監視機構の整備に着手	
41年	12	「大気汚染環境管理基準について」大阪公害対策協議会から苦申	
41年	4	西部臨海地帯における大気汚染対策を実施	
昭和42年	1	大阪府から立入権限をはじめ12項目の権限を委任される	
42年	2	大阪府公害行政連絡協議会設立	
43年	4	大阪府総合計画基本構想（マスタープラン）発表	
43年	4	大阪港湾水質汚濁防止対策協議会設立	
43年	5	大和川水質汚濁防止連絡協議会設立	
43年	4	大気汚染管理センター設置	
43年	7	大阪自動車排ガス対策推進会議設立	
43年	8	大気汚染管理センター完成により、大気汚染モニタリングステーション11ヶ所をテレメーター化	
44年	4	大阪市・尼崎市公害行政連絡協議会設立	
44年	11	市独自によるスモッグ情報の発表開始	
44年	4	神崎川水質汚濁対策連絡協議会設立	
44年	8	衛生局環境衛生課から公害指導課が独立	
44年	8	此花区内主要6社から公害防止計画書を提出	
44年	10	「ビル屋敷の規制について」大阪市公害対策協議会から苦申	
44年	12	大気汚染による疾病多発地区として、西淀川区が地域指定される	
45年	1	「公害に係る健康被害の救済に関する大阪府の方向づけについて」大阪市公害対策協議会から苦申	
45年	2	大阪市公害被害者認定審査会条例制定	
45年	2	公害被害者認定審査会設置	
45年	4	公害被害者に対する医療費、医療手当の支給開始	
45年	4	衛生局公害指導課が公害指導課と公害規制課になる	
45年	6	西淀川区大気汚染防止緊急対策推進会議設立	
45年	7	西淀川区大気汚染緊急対策に着手	
45年	7	大阪市産業局公害対策課が公害対策協議会設立	
45年	8	大阪市公害対策本部設置	
45年	12	東住吉区加美、生野区箕野地区においてカドミウム汚染問題発生	
46年	1	国道43号線沿道（大正、海）の交通公害防止に際し大阪府公害対策協議会に要望書を提出	
46年	2	（財）大阪産業廃棄物処理公社設立	

年	月	大阪市	大阪府、国、その他
昭和42年	1	大阪府から立入権限をはじめ12項目の権限を委任される	
42年	2	大阪府公害行政連絡協議会設立	
42年	4	大阪府総合計画基本構想（マスタープラン）発表	
42年	4	大阪港湾水質汚濁防止対策協議会設立	
42年	5	大和川水質汚濁防止連絡協議会設立	
43年	4	大気汚染管理センター設置	
43年	7	大阪自動車排ガス対策推進会議設立	
43年	8	大気汚染管理センター完成により、大気汚染モニタリングステーション11ヶ所をテレメーター化	
43年	8	大阪市・尼崎市公害行政連絡協議会設立	
43年	11	市独自によるスモッグ情報の発表開始	
44年	4	神崎川水質汚濁対策連絡協議会設立	
44年	8	衛生局環境衛生課から公害指導課が独立	
44年	8	此花区内主要6社から公害防止計画書を提出	
44年	10	「ビル屋敷の規制について」大阪市公害対策協議会から苦申	
44年	12	大気汚染による疾病多発地区として、西淀川区が地域指定される	
45年	1	「公害に係る健康被害の救済に関する大阪府の方向づけについて」大阪市公害対策協議会から苦申	
45年	2	大阪市公害被害者認定審査会条例制定	
45年	2	公害被害者認定審査会設置	
45年	4	公害被害者に対する医療費、医療手当の支給開始	
45年	4	衛生局公害指導課が公害指導課と公害規制課になる	
45年	6	西淀川区大気汚染防止緊急対策推進会議設立	
45年	7	西淀川区大気汚染緊急対策に着手	
45年	7	大阪市産業局公害対策課が公害対策協議会設立	
45年	8	大阪市公害対策本部設置	
45年	12	東住吉区加美、生野区箕野地区においてカドミウム汚染問題発生	
46年	1	国道43号線沿道（大正、海）の交通公害防止に際し大阪府公害対策協議会に要望書を提出	
46年	2	（財）大阪産業廃棄物処理公社設立	
46年	6	下水通気管緊急措置法制定	
46年	6	厚生省に公害部設置	
46年	8	船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律制定	
46年	9	公共用飛行機周辺における航空機騒音による騒音の防止等に関する法律制定	
46年	3	四日市ぜんそく事件訴訟提起	
46年	3	大気汚染防止法制定	
46年	6	騒音規制法制定	
46年	8	水質による環境汚染防止法制定	
46年	12	カネミラライオス規制の開始	
46年	2	二酸化硫黄の環境基準閣議決定	
46年	5	初の公害白書を国会に報告	
46年	6	新車の排出ガス規制強化（CO濃度2.5%）	
46年	10	大阪府公害防止条例制定	
46年	11	10大都市公害自主規制部長会設立	
46年	12	公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法制定	
46年	2	一酸化炭素に係る環境基準閣議決定	
46年	4	水質汚濁に係る環境基準閣議決定	
46年	6	公害紛争処理法制定	
46年	7	東京都に光化学スモッグ発生	
46年	7	米の中のカドミウム濃度の安全基準を決定（厚生省）	
46年	7	大阪府公害スモッグ暫定対策実施要綱制定	
46年	8	田子の浦へドク門閉鎖	
46年	12	中央公害対策本部設置（閣議決定）	
46年	12	使用中の自動車のCO規制スタート（八尾地区等）	
46年	3	大阪府公害防止条例制定（全面改正）	
46年	5	騒音に係る環境基準閣議決定	
46年	5	騒音の防止に関する事案に係る国の財政上の特別措置に関する法律制定	

年	月	大阪府	大阪府、国、その他
昭和46年	4	・ハス専用、優先レーン対策の実施 ・総合計画の公害対策と衛生局を合併して環境保健局を新設（管理課、保健課、環境課の3部制） ・大阪市、京大阪府、八尾市公害行政連絡会設立 ・公害規制の権限が全面的に市へ委譲される ・大気汚染管理センターを環境汚染監視センターと改称し、保健部門を併設 ・大気汚染防止計画基本構想 （クリーンエアプラン'71）策定	・公害防止法制定 ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律制定 ・イタイイタイ病第1次訴訟判決 （瀬戸内海環境） ・環境庁発足 ・光化学スモッグが大坂府下に初めて発生 ・中央公害対策審議会発足 ・新下水汚濁浄化施設整備計画 ・大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱制定 ・阪神低気圧大気汚染緊急時対策実施要綱制定 ・公害防止法改正 ・公害防止法改正 （大阪府） ・BHC全面使用禁止 （農薬取締法の一部改正による） ・水質汚濁に係る環境基準の告示
	6	・「クリーンエアプランの実施について」 大阪府公害対策審議会から意見 ・PCBに係るアンケータ等の調査実施 ・国道43号線沿道（大正、道）の交通公害防止に關し大阪府公害委員会に対し、再調査を要請 ・大阪府に陸揚、廃油処理施設建設	・浮遊粒子状物質の環境基準告示 ・公害防止法に基づく告示 ・自治体公害防止法制定 ・自治体公害防止法制定 （無過失責任規定） ・自治体公害防止法制定 （告示） ・イタイイタイ病訴訟判決 （名古屋高裁） ・自動車の排出ガスの量の許容限度の法定方針（日本経済新聞）発表 ・大阪府公害対策審議会設立 ・大阪府公害防止法制定 ・自動車の排出ガスの量の許容限度設定（48年度報知）
	7	・国道43号線沿道（大正、道）の交通公害防止に關し、警備隊法に基づき、近畿地方建設院、阪神高速道路公団に意見書 ・此花区特別対策に着手 ・市公団に排出ガス防止装置取付け ・此花区公害特別対策設置	・自動車の排出ガスの量の許容限度（許容限度を1〜3ホン引下げる）の告示 ・水質汚濁防止法（第2次改正） ・大阪府自然環境保全条例制定 ・水質汚濁防止法に基づく指定地域、規制基準設定 ・公害に係る健康被害救済賠償制度について中央公害対策審議会から意見 ・大気汚染に係る環境基準告示 ・第1回環境週間の実施 ・第1回瀬川川沿いの公害防止 ・大気汚染防止法に基づく告示
	8	・此花区特別対策に着手 ・市公団に排出ガス防止装置取付け ・此花区公害特別対策設置	・公害に係る健康被害救済賠償制度について中央公害対策審議会から意見 ・大気汚染に係る環境基準告示 ・第1回環境週間の実施 ・第1回瀬川川沿いの公害防止 ・大気汚染防止法に基づく告示
	9	・此花区特別対策に着手 ・市公団に排出ガス防止装置取付け ・此花区公害特別対策設置	・公害に係る健康被害救済賠償制度について中央公害対策審議会から意見 ・大気汚染に係る環境基準告示 ・第1回環境週間の実施 ・第1回瀬川川沿いの公害防止 ・大気汚染防止法に基づく告示
	10	・大気汚染防止法に基づく告示	・公害に係る健康被害救済賠償制度について中央公害対策審議会から意見 ・大気汚染に係る環境基準告示 ・第1回環境週間の実施 ・第1回瀬川川沿いの公害防止 ・大気汚染防止法に基づく告示
	11	・大気汚染防止法に基づく告示	・公害に係る健康被害救済賠償制度について中央公害対策審議会から意見 ・大気汚染に係る環境基準告示 ・第1回環境週間の実施 ・第1回瀬川川沿いの公害防止 ・大気汚染防止法に基づく告示
	12	・大気汚染防止法に基づく告示	・公害に係る健康被害救済賠償制度について中央公害対策審議会から意見 ・大気汚染に係る環境基準告示 ・第1回環境週間の実施 ・第1回瀬川川沿いの公害防止 ・大気汚染防止法に基づく告示
	1	・大気汚染防止法に基づく告示	・公害に係る健康被害救済賠償制度について中央公害対策審議会から意見 ・大気汚染に係る環境基準告示 ・第1回環境週間の実施 ・第1回瀬川川沿いの公害防止 ・大気汚染防止法に基づく告示
	2	・大気汚染防止法に基づく告示	・公害に係る健康被害救済賠償制度について中央公害対策審議会から意見 ・大気汚染に係る環境基準告示 ・第1回環境週間の実施 ・第1回瀬川川沿いの公害防止 ・大気汚染防止法に基づく告示
	3	・大気汚染防止法に基づく告示	・公害に係る健康被害救済賠償制度について中央公害対策審議会から意見 ・大気汚染に係る環境基準告示 ・第1回環境週間の実施 ・第1回瀬川川沿いの公害防止 ・大気汚染防止法に基づく告示

年	月	大阪府	大阪府、国、その他
昭和49年	6	・大坂府河川浄化対策本部設置 ・別府公害防止法、26条改正 ・大阪府公害被害者の救済に関する条例の廃止 ・共同利用施設法（北中島、三島、東三島、西三島） ・クリーンエアプラン'73に基づく主要汚染物質削減計画を策定 ・「公害健康被害補償法」に基づく地域指定について大阪府公害対策審議会から意見 ・公害健康被害補償法に基づく地域指定の拡大（142区） ・環境科学研究所（衛生研究所を改称）環境汚染監視センターが新庁舎へ移転、業務開始	・自動車の排出ガスの量の許容限度設定（50年度報知） ・大阪府公害対策審議会（大阪地裁） ・大気汚染防止法の規定による排出基準及び水質汚濁防止法の規定による排水基準を定める条例（上乗せ条例）制定 ・名古屋特設公害対策協議 ・国立公害研究所発足 ・大阪府公害健康被害補償法制定 ・自動車の排出ガスの量の許容限度設定（軽油車のディーゼル規格等） ・国土利用計画法制定 ・大気汚染防止法の一部改正 （低公害化物の環境規制導入） ・公害健康被害補償法施行 ・公害健康被害補償法に伴う「地域指定要件等について」中央公害対策審議会から意見 ・低公害化物に係る環境規制地域指定（大阪市・堺市ほか）
	7	・大気汚染防止法に基づく告示	・公害に係る健康被害救済賠償制度について中央公害対策審議会から意見 ・大気汚染に係る環境基準告示 ・第1回環境週間の実施 ・第1回瀬川川沿いの公害防止 ・大気汚染防止法に基づく告示
	8	・大気汚染防止法に基づく告示	・公害に係る健康被害救済賠償制度について中央公害対策審議会から意見 ・大気汚染に係る環境基準告示 ・第1回環境週間の実施 ・第1回瀬川川沿いの公害防止 ・大気汚染防止法に基づく告示
	9	・大気汚染防止法に基づく告示	・公害に係る健康被害救済賠償制度について中央公害対策審議会から意見 ・大気汚染に係る環境基準告示 ・第1回環境週間の実施 ・第1回瀬川川沿いの公害防止 ・大気汚染防止法に基づく告示
	10	・大気汚染防止法に基づく告示	・公害に係る健康被害救済賠償制度について中央公害対策審議会から意見 ・大気汚染に係る環境基準告示 ・第1回環境週間の実施 ・第1回瀬川川沿いの公害防止 ・大気汚染防止法に基づく告示
	11	・大気汚染防止法に基づく告示	・公害に係る健康被害救済賠償制度について中央公害対策審議会から意見 ・大気汚染に係る環境基準告示 ・第1回環境週間の実施 ・第1回瀬川川沿いの公害防止 ・大気汚染防止法に基づく告示
	12	・大気汚染防止法に基づく告示	・公害に係る健康被害救済賠償制度について中央公害対策審議会から意見 ・大気汚染に係る環境基準告示 ・第1回環境週間の実施 ・第1回瀬川川沿いの公害防止 ・大気汚染防止法に基づく告示
	1	・大気汚染防止法に基づく告示	・公害に係る健康被害救済賠償制度について中央公害対策審議会から意見 ・大気汚染に係る環境基準告示 ・第1回環境週間の実施 ・第1回瀬川川沿いの公害防止 ・大気汚染防止法に基づく告示
	2	・大気汚染防止法に基づく告示	・公害に係る健康被害救済賠償制度について中央公害対策審議会から意見 ・大気汚染に係る環境基準告示 ・第1回環境週間の実施 ・第1回瀬川川沿いの公害防止 ・大気汚染防止法に基づく告示
	3	・大気汚染防止法に基づく告示	・公害に係る健康被害救済賠償制度について中央公害対策審議会から意見 ・大気汚染に係る環境基準告示 ・第1回環境週間の実施 ・第1回瀬川川沿いの公害防止 ・大気汚染防止法に基づく告示
	4	・大気汚染防止法に基づく告示	・公害に係る健康被害救済賠償制度について中央公害対策審議会から意見 ・大気汚染に係る環境基準告示 ・第1回環境週間の実施 ・第1回瀬川川沿いの公害防止 ・大気汚染防止法に基づく告示

年	月	大阪市	大阪府、国、その他
昭和51年			
52年	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大気環境基準達成手法ならびに環境管理のあり方について（硫酸塩化物・窒素酸化物及び粒子状物質対策）」大阪市公害対策審議会に諮問</li> <li>・「大気汚染防止法に基づく硫酸塩化物総量規制の導入について」大阪市公害対策審議会から答申</li> <li>・フリー大阪センター完成（有害産業廃棄物コンクリート固化施設）</li> <li>・大阪府公害対策協議会設立</li> <li>・大阪府の硫酸塩化物総量削減計画を定めるに当たっての本市の意見について、大阪府知事あて具申</li> <li>・乾地汚染施設を最悪病院に設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新幹線鉄道騒音に係る地域指定告示（大阪府）</li> <li>・社屋内海塩環境保全協会設立</li> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正及び関係政令等の施行（事業者処理責任・処理基準の強化、委託基準の設置、罰則の強化等）</li> <li>・大阪国際空港にエアパス就航</li> <li>・環境保全長期計画決定（環境庁）</li> <li>・大阪府公害防止計画の見直しについて関係決定</li> <li>・豊能カソリン車、ディーゼル車に係る52年度規制実施</li> <li>・硫酸塩化物総量削減計画並びに硫酸塩化物総量規制基準及び燃料使用基準についての告示（大阪府）</li> <li>・振動規制法に基づく地域指定及び規制事業の告示（大阪府）</li> <li>・「水質の総量規制制度のあり方について」中央公害対策審議会から答申</li> <li>・自動車排出ガス許容限度長期設定方針について」中央公害対策審議会から答申</li> <li>・自動車排出ガス54年規制及び自動車騒音54年度規制告示</li> <li>・大阪地域公害防止計画再決定</li> <li>・「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」中央公害対策審議会から答申</li> <li>・「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法」公布</li> <li>・西淀川公害訴訟提起</li> <li>・摂内海塩環境保全基本計画閣議決定</li> <li>・自動車排出ガス昭和53年度規制実施</li> <li>・大阪国際空港に国際線エアパス就航</li> <li>・「硫酸塩化物対策の費用効果について」環境庁発表</li> <li>・「瀬戸内海環境保全臨時指図法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」制定（水質総量規制制度の導入）</li> <li>・二酸化窒素に係る環境基準の改正告示</li> <li>・環境庁大気保全局に交通公害対策設置</li> <li>・国立水圏学研究所センター設置</li> <li>・大阪府二酸化窒素専門家会議設置</li> <li>・「硫酸塩化物及び加速走行騒音に係るガソリン、L.P.G車の54年規制の実施</li> <li>・「環境影響評価に係る技術的事項について（答）」環境庁とりまとめ</li> <li>・「水質の総量規制に係る総量規制基準の設定方法及び汚濁負荷量の測定方法等を定めるに当たっての基本的事考案方について」中央公害対策審議会答申</li> <li>・「環境影響評価制度のあり方について」中央公害対策審議会答申</li> <li>・ディーゼル車のNOx排出規制（54年規制）実施</li> </ul>
53年	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境基準達成のための実施方針について」（硫酸塩化物総量削減計画）に係る意見）及び「追加基準」物質に係る規制地帯及び規制基準について」大阪市公害対策審議会から答申</li> <li>・大阪市硫酸塩化物対策指導要領策定</li> <li>・「悪臭防止法に基づく追加物質に係る規制地帯及び規制基準の告示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自動車公害防止技術に関する第1次報告」環境庁公表</li> <li>・東京都、伊勢湾及び瀬戸内海の化学的酸汚染対策（COD）に係る総量削減基本方針を策定</li> <li>・「遊興遊歩遊湖の遊歩遊湖の防止に関する出力56年規制告示</li> <li>・NOx固定発生源第4次規制実施</li> <li>・「遊興遊歩遊湖の遊歩遊湖の防止に関する条例」公布（滋賀県）</li> <li>・大阪府合成洗剤対策推進要綱制定</li> <li>・大阪府20都道府県の化学的酸汚染対策（COD）に係る総量削減計画を承認（内閣総理大臣）</li> <li>・「環境影響評価要綱」を関係閣僚会議了解</li> <li>・「二酸化窒素に係る環境基準の科学的根拠について」大阪府二酸化窒素に係る専門家会議報告</li> <li>・化学的酸汚染対策（COD）に係る総量削減計画を告示（大阪府）</li> <li>・緑及びその化合物に係る削減指導方針を告示（大阪府）</li> <li>・「幹線道路の沿道の整備に関する法律」制定</li> <li>・大阪府、化学的酸汚染対策に係る総量規制基準告示</li> <li>・撤除施設についての遊歩遊湖化の第3次排出基準適用</li> <li>・熊本水俣病第3次訴訟提起</li> <li>・中央公害対策審議会・交通公害部会を設置</li> <li>・豊能カソリン車、軽貨物車及び制缶式ディーゼル車に対する排出ガス並びに乗用車に対する57年規制を告示</li> <li>・名古屋地裁・新幹線公害訴訟判決</li> <li>・地球規模の環境問題に関する懇談会設置（環境庁）</li> <li>・中央公害対策審議会「公害の防止に関する対策に係る国の財政上の特別措置に関する法律の延長について」を意見具申</li> <li>・生活環境審議会「大都市圏域における廃棄物の広域的処理に関する基本的方法について」答申</li> <li>・「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（ダンピング条約）」発効</li> <li>・中央公害対策審議会企画部会「1980年代の環境政策を原関するための検討課題について」報告</li> <li>・新型の軽貨物カソリン車に対する自動車排出ガス56年規制実施</li> <li>・中央公害対策審議会「湖沼環境保全のための対策のあり方について」答申</li> <li>・「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（いわゆる財団法）」の適用期限10年延長</li> <li>・大阪府環境管理計画策定プロジェクトチーム設置</li> <li>・運輸省関西新空港計画3点セット要約提示</li> </ul>
54年	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「総量規制のための技術的基礎について」大阪市公害対策審議会から硫酸塩化物対策中間報告</li> <li>・大阪湾岸線ならびに関連道路に係る環境予測の実施</li> <li>・水質汚濁監視システム稼働開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>12</li> <li>1</li> <li>3</li> <li>4</li> </ul>

年	月	大阪市	大阪府、国、その他
昭和54年			
55年	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害に係る市民モニター調査結果発表</li> <li>・公害パトロール車に電気自動車2台を導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5</li> <li>6</li> <li>8</li> <li>10</li> <li>1</li> <li>3</li> <li>4</li> <li>5</li> <li>6</li> <li>9</li> <li>11</li> <li>12</li> <li>1</li> <li>3</li> <li>4</li> </ul>
56年			

年	月	大阪府、大阪府、国、その他	大阪府、国、その他	月
昭和60年	1		「環境汚染防止法施行令の一部を改正する法律」公布（改正）	3
	4		「大気汚染防止法施行令の一部を改正する法律」公布（改正）	4
	6		「大気汚染防止法施行令の一部を改正する法律」公布（改正）	6
	8		「大気汚染防止法施行令の一部を改正する法律」公布（改正）	8
61年	2		「大気汚染防止法施行令の一部を改正する法律」公布（改正）	12
	4		「大気汚染防止法施行令の一部を改正する法律」公布（改正）	4
	6		「大気汚染防止法施行令の一部を改正する法律」公布（改正）	12
	8		「大気汚染防止法施行令の一部を改正する法律」公布（改正）	8
62年	1		「大気汚染防止法施行令の一部を改正する法律」公布（改正）	1
	3		「大気汚染防止法施行令の一部を改正する法律」公布（改正）	3
	5		「大気汚染防止法施行令の一部を改正する法律」公布（改正）	5
	9		「大気汚染防止法施行令の一部を改正する法律」公布（改正）	9
63年	1		「大気汚染防止法施行令の一部を改正する法律」公布（改正）	1
	3		「大気汚染防止法施行令の一部を改正する法律」公布（改正）	3
	5		「大気汚染防止法施行令の一部を改正する法律」公布（改正）	5
	9		「大気汚染防止法施行令の一部を改正する法律」公布（改正）	9

年	月	大阪府、大阪府、国、その他	大阪府、大阪府、国、その他	月
昭和56年	6		「大気汚染防止法施行令の一部を改正する法律」公布（改正）	6
	8		「大気汚染防止法施行令の一部を改正する法律」公布（改正）	8
	9		「大気汚染防止法施行令の一部を改正する法律」公布（改正）	9
	10		「大気汚染防止法施行令の一部を改正する法律」公布（改正）	10
57年	1		「大気汚染防止法施行令の一部を改正する法律」公布（改正）	1
	3		「大気汚染防止法施行令の一部を改正する法律」公布（改正）	3
	5		「大気汚染防止法施行令の一部を改正する法律」公布（改正）	5
	9		「大気汚染防止法施行令の一部を改正する法律」公布（改正）	9
58年	1		「大気汚染防止法施行令の一部を改正する法律」公布（改正）	1
	3		「大気汚染防止法施行令の一部を改正する法律」公布（改正）	3
	5		「大気汚染防止法施行令の一部を改正する法律」公布（改正）	5
	9		「大気汚染防止法施行令の一部を改正する法律」公布（改正）	9
59年	1		「大気汚染防止法施行令の一部を改正する法律」公布（改正）	1
	3		「大気汚染防止法施行令の一部を改正する法律」公布（改正）	3
	5		「大気汚染防止法施行令の一部を改正する法律」公布（改正）	5
	9		「大気汚染防止法施行令の一部を改正する法律」公布（改正）	9

年	月	大阪府、国、その他	大阪府	月	大阪府、国、その他
昭和63年	11	環境庁「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の一部を改正する件」告示	・ 窒素酸化物緊急対策を実施（11月～1月）	11	・ 環境庁「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の一部を改正する件」告示 ・ 千葉川版公害訴訟一審判決
	12	・ 「大気汚染防止推進月間」としてNOxに関するキャンペーンを展開		12	・ 環境庁、テレビ、ラジオを通じ、「二酸化窒素予報事業」を実施 ・ 環境庁「窒素酸化物対策の新たな中期展望」公表 ・ 福岡空港航空機騒音公害訴訟第一審判決 ・ 環境庁「自動車排出ガスの量に関する許容限度改正」の告示 ・ 「オゾン層保護のためのウィーン条約」日本国について発効 ・ 「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」日本国について発効
平成元年	1		1	1	
	2	・ 「大阪市自動車公害防止計画」を策定 ・ 公害ハートル車に電気自動車10台を導入	1	・ 「大阪市固定型内燃機関窒素酸化物削減指導要領」を策定（2月1日施行） 2	・ 環境庁長官、中央公害対策協議会に対し、「石綿製品等製造工場から発生する石綿による大気汚染の防止のための制度の基本物なあり方について」諮問（3月13日答申） ・ 環境庁長官、中央公害対策協議会に対し「水質汚濁に関する環境基準等の項目追加等について」諮問 3
平成元年	3		3	3	
	4	・ 大阪市公害車普及促進制度策定	4	・ 大阪市公害対策審議会「浮遊粒子状物質削減のあり方について」答申 8	・ 大阪市公害対策審議会「浮遊粒子状物質削減のあり方について」答申 8
平成元年	6		6	6	
	7	・ 大阪市公害車普及促進検討会を設置 ・ 大阪市公害対策審議会「浮遊粒子状物質削減のあり方について」答申	7	・ 大阪市公害対策審議会「浮遊粒子状物質削減のあり方について」答申 7	・ 大阪市公害対策審議会「浮遊粒子状物質削減のあり方について」答申 7
平成元年	11		11	11	
	12		12	12	
平成元年	11		11	11	
	12		12	12	

年	月	大阪府	月	大阪府、国、その他
平成2年	3	・ 「大阪市環境保全基金」を設置する ・ 市内男女4000人を対象にした、「快酒環境づくり」についてのアンケート結果発表 ・ 水質常時監視システムを更新 ・ 環境庁「地球環境白書」に「快酒環境づくり」の掲載が実現される ・ メタノールごみ収集車1台のテスト導入 ・ 「ノーマイカーデー」実施 ・ 「追加悪臭4物質に係る規制地域及び規制基準について」大阪府公害対策協議会へ諮問	3	・ 「大阪市環境保全基金」を設置する ・ 市内男女4000人を対象にした、「快酒環境づくり」についてのアンケート結果発表 ・ 水質常時監視システムを更新 ・ 環境庁「地球環境白書」に「快酒環境づくり」の掲載が実現される ・ メタノールごみ収集車1台のテスト導入 ・ 「ノーマイカーデー」実施 ・ 「追加悪臭4物質に係る規制地域及び規制基準について」大阪府公害対策協議会へ諮問
	4		4	
平成2年	6		6	
	9	・ 暮らしと環境フェアを3日間にかけて開催（低公害車フェア同時開催） ・ 環境問題をテーマにした創作絵巻誌木苑刊	9	・ 「大阪市公害対策協議会」を新設 ・ 国立公害研究所を国立環境研究所へ改組 ・ 環境庁「地方公共団体による地球環境問題への取組に関する検討会報告書」公表 ・ 地球環境保全に関する関係閣僚会議「地球環境白書」を決定 ・ 「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（ばい煙発生施設へのガス機関及びボイラ機関の追加） 平成3年2月1日施行 ・ 東京都「自動車交通量調査報告書」を発表 ・ 「今後の廃棄物対策のあり方について」生活環境審議会答申 ・ 第2回世界気候会議（閣僚宣言採択） ・ 環境庁「環境保全のための循環型社会システム検討会報告書」公表 ・ 環境庁「窒素酸化物自動車排出量削減政策のあり方について（中間とりまとめ）」を発表 ・ 第1回ごみ資源化促進対策全国大会（和歌山）
平成2年	11	・ 季節大気汚染防止対策実施（11月～1月）	11	・ 「今後の廃棄物対策のあり方について」生活環境審議会答申 ・ 第2回世界気候会議（閣僚宣言採択） ・ 環境庁「環境保全のための循環型社会システム検討会報告書」公表 ・ 環境庁「窒素酸化物自動車排出量削減政策のあり方について（中間とりまとめ）」を発表 ・ 第1回ごみ資源化促進対策全国大会（和歌山）
	12		12	
平成2年	2	・ 「大阪市地域環境管理計画検討委員会報告書」公表 ・ 大阪市公害対策協議会「追加悪臭4物質に係る規制地域及び規制基準について」答申	2	・ 「特定物の規制等によるオゾン層保護に関する法律の一部を改正する法律」公布（一部平成3年3月20日付は平成4年1月1日から施行） ・ 「公害の防止に関する国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」公布（法律の有効期限10年延長） ・ 環境庁「自動車排出ガス量の許容限度の改正」 ・ 西淀川大気汚染公害第1次訴訟第一審判決（大阪地裁） ・ 水俣病認定選定審判請求訴訟最高裁判決 ・ 「再生資源の利用の促進に関する法律」公布
	3	・ 上海市緑容対策技術交流調査団来阪し、本市と技術交流について協議	3	・ 「特定物の規制等によるオゾン層保護に関する法律の一部を改正する法律」公布（一部平成3年3月20日付は平成4年1月1日から施行） ・ 「公害の防止に関する国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」公布（法律の有効期限10年延長） ・ 環境庁「自動車排出ガス量の許容限度の改正」 ・ 西淀川大気汚染公害第1次訴訟第一審判決（大阪地裁） ・ 水俣病認定選定審判請求訴訟最高裁判決 ・ 「再生資源の利用の促進に関する法律」公布
平成2年	4	・ 追加悪臭4物質に係る規制地域及び規制基準告示 ・ 「大阪市空気調和機器機能回復工事補助金交付要綱」制定	4	・ 「再生資源の利用の促進に関する法律」公布



年	月	大阪市	大阪府、豊、その他
平成6年	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪市地球環境保全行動計画」の基本方針策定</li> <li>大気汚染対策推進システムを刷新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪府環境基本条例」制定（同4月施行）</li> <li>大阪府公害防止条例を見直し、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」制定</li> <li>環境庁「悪臭防止法施行規則」の一部改正（排出水中に含まれる悪臭物質に係る規制基準設定：平成7年4月1日施行）</li> <li>第1回「環境の日」</li> </ul>
	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪電気自動車コミュニケーションシステム事業推進協議会（EVOC）を「大阪電気自動車コミュニケーションシステム事業推進協議会」（LEVOC）に改組・拡充</li> <li>大阪府環境審議会の設置</li> <li>資源ごみ分別収集の全市実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際エレクトロニクスセンター設立</li> <li>環境庁「重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針及び水質汚濁系化合物等に係る土壌・地下水汚染調査・対策指針」策定</li> </ul>
7年	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪府環境基本条例」制定（平成7年4月1日施行）</li> <li>追加悪臭10物質に係る規制地域及び規制基準告示</li> <li>下水運科学館 開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府の全産業及び全業種に係る環境基準の水質類型の指定</li> <li>通達省「電気事業法」の一部改正（即発電事業の一部自由化：平成7年12月1日施行）</li> <li>環境庁「悪臭防止法」の一部改正の公布（物質の濃度を基礎として規制する物質の名称を「特定悪臭物質」に改める。「臭気指数規制」を導入することができると：平成8年4月1日施行）</li> </ul>
	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地球環境を守る身近な行動指針（ローカルアクション21おおさか）」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪府化学物質管理適正管理指針」平成7年5月1日施行</li> <li>容器包装に係る分別回収及び再商品化の促進等に関する法律公布</li> <li>西淀川大気汚染対策第2次～4次訴訟第1審判決（大阪地裁）</li> <li>国連43号総会議決訴訟最高裁判決</li> <li>環境庁「悪臭防止法」の一部改正（排出水中に含まれる特定悪臭物質に係る規制基準設定：平成8年4月1日施行）</li> </ul>
	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪府環境影響評価要綱」施行</li> <li>廃冷蔵庫（粗大ごみ）からのフロン回収</li> <li>モナリヤ事業を2区において実施</li> <li>排出水中に含まれる特定悪臭物質に係る規制地域及び規制基準告示</li> <li>大阪府空気を浄化する等の防止に関する条例・同施行規則施行</li> <li>廃冷蔵庫（電気店）からのフロン回収パイロット事業を2地域において実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境庁「悪臭防止法施行規則」の一部改正（敷地境界線における臭気指数に係る規制基準の範囲を拡大、「臭気判定土」制度の創設：平成8年4月1日施行）</li> <li>自動車燃料に関する許容限度設定</li> </ul>
8年	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪府環境影響評価要綱」制定</li> <li>「大阪府自動車公害防止計画」改定</li> <li>「大阪府廃棄物減量等推進審議会設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」により、先進国における特定フロン等は1996年末に生産禁止HFC（代替フロン）は2020年に全廃となる</li> <li>「大阪府脱炭素水素類排出抑制対策推進要綱」平成8年1月4日施行</li> <li>自動車排出ガス量の許容限度設定（9年度・10年度規制）</li> <li>大阪府フロン対策協議会設立</li> <li>第4次水質汚濁規制（COD）の前段階</li> </ul>

年	月	大阪市	大阪府、豊、その他
平成8年	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪市くまびろ施設管理指針」策定（平成8年5月1日施行）</li> <li>「APEC環境技術交流促進事業運営協議会」に大阪市参画</li> <li>リサイクルプラザガッパ川開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境庁「大気汚染防止法」の一部改正（有害大気汚染物質削減の推進に関する規定の整備、自動車排出ガス規制の対象の拡大（125cc以下の原動機付自転車追加）、建築物解体等の作業に付着アスベストの飛散防止に係る規定の整備他）</li> <li>環境庁「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」（地下水の水質浄化に係る指針等）を公布（平成9年4月1日施行）</li> <li>大阪府「化学的酸素要求量に係る燃費削減計画」策定</li> <li>大阪府「化学的酸素要求量に係る燃費削減計画」策定</li> <li>環境庁「線形規制法施行令」の一部改正の公布（特定施設に切断機（はいし）を用いるものに限る。）を追加及び特定建設作業にバックホウ等を追加：平成9年10月1日施行）</li> </ul>
9年	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>フロン回収の全市実施</li> <li>大阪市自主フロン回収検討会の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境庁「ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準設定」</li> <li>環境庁「地下水の水質汚濁に係る環境基準」設定</li> <li>自動車排出ガス量の許容限度及び自動車燃料品質に関する許容限度の一部改正</li> </ul>
	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>クリチヤ市（ブラジル）の環境保全技術交流に関する協定書に調印（第2次）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境影響評価法」制定・公布</li> <li>環境庁「大気汚染防止法施行令」の一部改正・公布（ダイオキシン類を指定物質として指定一定規模以上の製鋼用電気炉及び廃棄物焼却炉を指定物質排出施設に指定）</li> <li>環境庁「ダイオキシン類に係る指定物質抑制基準設定」</li> <li>環境庁「ダイオキシン類に係る大気環境指針」を設定</li> <li>大阪府「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」の一部改正（平成9年10月1日施行）</li> <li>「大阪府廃棄物焼却炉に係る指導指針」制定</li> <li>「地球温暖化防止京都条約」開催</li> </ul>
	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪府公害防止設備資金融資」の条例改正（大阪府環境保全設備資金融資）として融資対象を拡充</li> <li>大阪市立環境学習センター（愛称：生き生き地球館）開設</li> <li>「大阪府市内環境保全行動計画（エコオアズ21）」策定</li> <li>「大阪府のこみ環境施策のあり方について」答申</li> <li>低公害車普及モデル事業と北花区で実施（平成9年度～11年度）</li> <li>産業廃棄物実態調査の実施</li> <li>FUSJ予定地環境対策技術検討会」設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪府公害防止設備資金融資」の条例改正（大阪府環境保全設備資金融資）として融資対象を拡充</li> <li>大阪市立環境学習センター（愛称：生き生き地球館）開設</li> <li>「大阪府市内環境保全行動計画（エコオアズ21）」策定</li> <li>「大阪府のこみ環境施策のあり方について」答申</li> <li>低公害車普及モデル事業と北花区で実施（平成9年度～11年度）</li> <li>産業廃棄物実態調査の実施</li> <li>FUSJ予定地環境対策技術検討会」設置</li> </ul>
	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪府ダイオキシン類対策連絡会」設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪府ダイオキシン類対策連絡会」設置</li> </ul>
	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪府廃棄物焼却炉に係る暫定指導指針」制定</li> <li>「地球温暖化防止大阪国際シンポジウム」開催</li> <li>「環境影響評価に関する新たな制度のあり方について」大阪市環境審議会から答申</li> <li>FUSJ予定地環境対策技術検討会」から答申</li> <li>「大阪府環境影響評価条例」制定</li> <li>「市設建築物設計指針（環境編）」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪府環境影響評価条例」制定</li> <li>環境庁「大気汚染防止法施行規則」等の一部改正（廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準の強化等）</li> </ul>



年	月	大阪市	大塚町、豊、その他
平成10年	5		・環境庁「外国産内分含機油化学物質問題への環境庁の対応方針」について 一環境ホルモンの概略計画SPEED98-1」策定
	6	・自然体験観察道オープン	・環境庁「水環境保全に向けた取り組みのための要綱項目」に300物質選定 ・「地球温暖化対策推進大綱」策定 ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」改正公布
	7	・リサイクルプラザ塩浜開設	・環境庁「ダイオキシン対策緊急全国一斉調査(大気、河川水、地下水、土壌、廃棄物、水生物等)」開始 ・西淀川公営施設耐震に合意(豊橋・豊・阪高速道路沿線)
	8	・「大阪市ダイオキシン対策方針」策定	・カソリン・LPG自動車排ガス規制強化(平成12年～14年規制)について
	9	・「大阪市都市景観条例」施行	・環境庁「騒音に係る環境基準」の改正(平成11年4月1日施行)
	10	・「大阪市ダイオキシン類対策指針」策定	・「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布
11年	1		・環境庁「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」の改正
	2		・環境庁「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」が告示(試験性薬品及び試験性薬品、ふっ素、ほう素が健康項目に追加)
	3	・「大阪市地域環境エネルギービジョン」策定	・環境庁「環境防止法施行規則」の一部改正(除出口における臭気指針等)の策定(平成11年9月13日施行) ・ダイオキシン対策関係閣僚会議において「ダイオキシン対策推進基本指針」を告示
	4		・「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行 ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」改正施行 ・川崎公害訴訟和解に合意(豊橋・豊・豊高道路沿線)
	5	・「大阪市水環境計画」策定	・「環境影響評価法」施行
	6	・「大阪市環境影響評価条例」施行 ・「大阪市の散乱ごみ対策を中心としたまちの美化施策のあり方について」審争 ・「大阪府廃棄物処理施設設備等後継委員会」設置	・「大阪府環境影響評価条例」施行 ・「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRI法)」制定・公布 ・「ダイオキシン対策特別指針」制定・公布
	10	・ニューアース99(地球環境技術院)・公共圏フェアinおおさか(環境問題)	
	11	・「大阪市土壌汚染対策専門委員会」設置	
	12	・本庁を対象とした国際環境規格ISO14001の認証登録 ・「大阪市景観形成基本計画」策定 ・水質汚濁監視システムを更新	
12年	1		・「ダイオキシン類対策特別指針」施行

年	月	大阪市	大塚町、豊、その他
平成12年	3	・「自動車騒音の低減(要請限度)の改正による区域の指定」の告示	・環境庁「自動車騒音の低減(要請限度)の改正」(平成12年4月1日施行) ・大阪府地球温暖化対策推進計画の策定 ・大阪府温室効果ガス排出抑制等実行計画の策定
	4	・「大阪市緑の基本計画」策定 ・「大阪市一般廃棄物処理基本計画」策定 ・「大阪市保健所」開設	・環境庁「今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について」中央環境審議会に諮問 ・財団法人エムエックスセンター設立 ・「容器包装に係る資材の再資源化等に関する法律」完全施行 ・「国等による環境物品等の流通の推進等に関する法律」公布 ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」公布
	5		・「環境省社会形成推進基本法」公布 ・「廃棄物の処理に係る特定廃棄物の処理の促進に関する法律」一部改正 ・「食品廃棄物の再生利用等の促進に関する法律」公布 ・「農産物の有効な利用の促進に関する法律」公布
	6	・「大阪市PCB適正処理検討委員会」設置 ・「大阪府産業振興センター(ATC グリーンエコプラザ)」開設 ・「熱心中央部」騒音形成地帯指定	・「環境省社会形成推進基本法」公布 ・「廃棄物の処理に係る特定廃棄物の処理の促進に関する法律」一部改正 ・「食品廃棄物の再生利用等の促進に関する法律」公布 ・「農産物の有効な利用の促進に関する法律」公布
	7	・「なにわの道の駅実証」開設	
	8	・「環境省六府県市自動車排出ガス対策協議会」設置	
	10	・稲大こみ甲舎町の全市実施 ・まち美化ハートナー制度開始	12 ・尼崎公害訴訟和解合意(豊橋・豊・阪神高速道路沿線)
13年	3	・環境事業局造法工場で国際環境規格ISO14001認証取得	・環境省「土壌の汚染に係る環境基準」一部改正(ふっ素及びほう素が追加) ・環境庁「水質環境基準の調整指針」改訂(特例用)
	4	・下水道局と環境保護局環境局を合併し都市環境局を設置 ・「花と緑と自然の情緒センター」開設 ・「舞洲工場」開設	・「特定環境用機器器具の廃止」完全施行 ・環境省「シクロロメタンに係る大気環境基準の改正」告示 ・「ホルム化ビフェニル系薬物の適正な処理の推進に関する特別措置法」公布 ・自動車NOx法の改正法(自動車NOx・PM等)公布
	6	・「大阪市におけるPCB廃棄物処理基本計画」策定	
	8	・「今後の自動車排出ガス対策のあり方について」大阪市環境審議会から審争 ・「容器包装プラスチック分別収集のテスト実施(市内4区)」	・名古屋府公害訴訟和解合意(豊橋・豊・豊高道路沿線)
	10	・乾電池、蛍光灯等の拠点回収の実施 ・環境事業局造法工場で国際環境規格ISO14001認証取得	・「特定5次水質汚濁防止法」の削減基本方針を関係府道県に通知
	12	・環境事業局八尾工場で国際環境規格ISO14001認証取得	
14年	1	・新たな「大阪市自動車公害防止計画」策定 ・「大阪府後期温室効果ガス排出抑制等実行計画」の策定	・「今後の土壌環境基準対策のあり方について」中央環境審議会審争 ・「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の促進に関する法律」施行 ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」完全施行 ・「土壌汚染対策法」公布
	3	・騒音に係る環境基準の騒音評価システム構築 ・「建設リサイクル実施要領」作成 ・平成14年度発注工事より適用	

年	月	大阪市	大阪府、国、その他
平成16年	5	・「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」の一部改正 (平成16年10月18日施行 産業廃棄物の不適正処理防止対策等を追加) 6 ・「なにわエコ会議」設立 8 ・「大阪市環境表彰」創設 10 ・「CASBEE大阪(大阪市建築物総合環境評価制度)」実施 ・「まち美化ハートナー制度」を全区に拡大 ・「大阪市環境事業局ごみ処理施設」として国際環境規格 (ISO14001) 認証取得 (既取得7工場と舞洲工場システム統合)	6 ・「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」策定 7 ・「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の一部施行 (解体業・破砕業の許可制)
17年	3	・「大阪市PCB廃棄物処理計画」策定 ・下水道科学館リニューアルオープン ・「大阪市ヒートアイランド対策推進計画」策定 4 ・容器包装プラスチック分別収集の全市実施 ・資源ごみ収集の収集頻度を週1回に変更 ・マタニティウェア・ベビーカー・子ども服の回収の実施 6 ・マタニティウェア・ベビーカー・子ども服の環境事業センター等での展示・提供の実施 ・「大阪市都市環境局下水道事業所系」として国際環境規格 (ISO14001) 認証取得 (既取得の東部管理事務所に西部、南部、北部管理事務所及び舞洲スラッシュセンターを加え全下水道事業所に拡大)	1 ・「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の全面施行 (引取業・フロン類回収業の登録制) 2 ・「京都府認定書」発効 4 ・「京都府認定書」発効 5 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正
	8	・「一般廃棄物処理基本計画」の基本的な考え 方について」審査	

年	月	大阪市	大阪府、国、その他
平成14年	4	・「大阪市グリーン調達方針」策定 ・「大阪市ヒートアイランド対策推進連絡会」設置 5 ・「屋上緑化等種ポーチナ制度」実施 ・「なにわエコライフ認定制度」モデル実施 6 ・放出下水処理場で国際環境規格 (ISO14001) 認証取得 8 ・「大阪市地球温暖化対策地域推進計画」の策定	6 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正・公布 ・環境省「水質環境基準の類型指定」改訂 (安威川) 7 ・大阪府「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁削減計画並びに総量規制基準」策定 (第5次総量規制) ・環境省「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」において一部改正 (水底の底質の汚染を含む。) ・「使用済自動車の再資源化等に関する法律」公布 10 ・東京大気汚染公害訴訟の東京地裁判決
15年	2	・「第II期 大阪市環境基本計画」の策定 3 ・大気汚染等監視塔予備システム更新 ・「(第4次) 大阪市産業廃棄物処理計画」策定 4 ・「大阪市グリーン配送」実施 5 ・「公共建築物の屋上緑化設計指針」策定 6 ・「大阪市浮遊粒子状物質対策推進計画」策定 8 ・都市環境局東部管理事務所で国際環境規格 (ISO14001) の認証取得 9 ・「おおさかFCV推進会議」設置 ・「大阪市低公害貨物自動車リース事業」開始 10 ・「大阪市環境審議会」に「大気環境部会」を設置 ・容器包装プラスチック分別収集実施区拡大(4区→11区) ・「大阪市廃棄物処理等推進員」制度の創設	2 ・「土壌汚染対策法」施行 3 ・大阪府「循環型社会形成推進条例」公布 ・「第3回世界水フォーラム」開催 ・大阪府「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の一部改正 (平成16年1月1日施行) ・「循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 ・「自動車排出ガスの量の許容限度」の一部改正 4 ・環境省「ポリ塩化ビフェニル(PCB) 廃棄物処理基本計画」策定 5 ・大阪府「水質環境基準の類型指定」改訂 (寝屋川水域・市内河川水域) 6 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正 ・「大阪府ヒートアイランド対策検討委員会」設置 10 ・「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」施行 (人材認定等事業の登録等に係る規定は、平成16年10月1日から施行) 11 ・環境省「水質汚濁に係る環境基準について」の一部改正 (生活環境項目に全量給を追加)
16年	1	・環境事業局南港工場で国際環境規格 (ISO14001) 認証取得 2 ・環境事業局住之江工場で国際環境規格 (ISO14001) 認証取得 4 ・「大阪グリーン配送推進運動」募集開始	1 ・大阪府「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(土壌汚染関連) 施行 3 ・「自動車排出ガスの量の許容限度」の一部改正 ・ヒートアイランド対策大綱の策定 4 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正

# 環境用語の解説

(注) 用語については、本文中に\*印を付けています。



<p><b>【あ】</b></p> <p><b>アイドリング</b> 自動車が発止しており、エンジンが動いている状態をいう。不要なアイドリングは無駄な燃料が消費され、NOx等を含むガスが排出されるため大気汚染の原因となっている。</p> <p><b>アジェンダ21</b> 1992年の地球サミットで採択された21世紀に向けて持続可能な開発を実現するための行動計画のこと。</p> <p><b>アスベスト</b> アスベストは石綿とも呼ばれ、天然に産する繊維状鉱物で主成分はケイ酸マグネシウム塩である。耐熱性、耐酸性にすぐれているため、建設資材をはじめ幅広い用途に使用されていたが、発がん性などの健康影響を有するため、大気汚染防止法で特定粉じんに指定され、発生施設に対し、規制基準が定められている。アスベストに関連があるとして確認されている疾患は、アスベスト肺、肺がん等がある。</p> <p><b>一酸化炭素 (CO)</b> 一酸化炭素 (CO) とは、主に可燃物の燃焼が不完全燃焼により酸素と化合したもので、人体への影響は急性で、血中のヘモグロビンと簡単に結合し、血液の酸素輸送を阻害し、結核での酸素利用を低下させる。症状として、頭痛、耳鳴り、吐き気等が出現し、一酸化炭素濃度が高くと、生命が危険となる。</p> <p><b>【え】</b></p> <p><b>エコ・ステーション</b> 電気自動車に電気を供給する充電設備や、天然ガス自動車に天然ガスを供給する充填設備など、低公害車に燃料を供給する設備を設置している施設。</p> <p><b>エコマーク</b> 環境保全を支援する商品開発の促進を目的として、(財)日本環境協会が環境保全に役立つと認定した商品につけるシンボルマーク。「私たちの手で、地球を・環境を守ろう」という気持ちを表している。</p> <p><b>【お】</b></p> <p><b>大阪湾フェニックス事業</b> 近畿圏の自治体から排出される廃棄物を、長期的・安定的に、また適正に処理するために生まれた大阪湾埋立事業。I期計画として、尼崎沖と泉大津沖に埋立処分場がある(管理型)区画は平成14年8月末で受け入れ終了)。現在、II期計画として、神戸沖埋立処分場の受け入れを実施しており、大阪沖に埋立処分場の建設が進められている。</p> <p><b>オキシダント (Ox)</b> 大気中の窒素酸化物、炭化水素等が紫外線により化学反応をおこして生成されるオゾン、アルデヒド、PAN (パーオキシアセチルナイトレート)、硝酸化合物等の酸化性物質の総称である。光化学スモッグの原因物質であり濃度が高くなると目や喉に刺激を感じたり、頭痛がする。</p> <p><b>オゾン層</b> 成層圏の高さ25kmを中心としたオゾン (O<sub>3</sub>) が高濃度に存在する層であり、太陽からくる紫外線のうち、特に生物に有害な波長を吸収している。オゾン層が破壊されると、皮膚がんが増加するといった人の健康への悪影響が生じるといわれている。</p> <p><b>【か】</b></p> <p><b>化学的酸素要求量 (COD)</b> Chemical Oxygen Demandの略で、水質の汚濁状況を判断する指標のひとつとして使われている。水中の有機物を化学薬品で分解するときに必要な酸素量を表しており、BODと同様、汚れがひどいほど多くの酸素を必要とするため値が大きくなる。単位はmg/lで表される。</p> <p><b>活性汚泥</b> 多数の好気性(呼吸時に酸素を必要とする)バクテリア、原生動物などの生物を主体とする粘着の薄片(フロック)を含んだ汚泥をいい、有機物の吸着性、分解性に優れ、また自体も沈澱しやすいため下水の生物学的処理に用いられ、この処理法を活性汚泥法という。</p> <p><b>化製槽</b> 樹脂の母、皮、繊維等を原料として、皮革、油粕、にかわ、肥料その他の物を製造するために設けられた施設。</p> <p><b>環境影響評価 (環境アセスメント) 制度</b> 大規模な事業の実行にあたり、事業者自らがその事業が環境に及ぼす影響をあらかじめ調査・予測・評価し、その結果を公表して住民等の意見を</p>	<p>て水を浄化した時に発生する泥状物質の総称。有機性のものや無機性のものなど、様々な性状のものがある。</p> <p><b>環境効果ガス</b> 大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線を吸収して宇宙空間に通ずる熱を地表面に戻すために、気温が上昇する現象を温室効果という。二酸化炭素(温室効果ガス)、フロン、メタンなどがあ</p> <p><b>【き】</b></p> <p><b>幾何平均値</b> 幾何平均値とは、データ数がn個の場合、n個のデータを掛け合わせて、n乗根した値である。級数で表すと次のとおりとなり、比率を問題とする場合に用いられる。 (幾何平均値) = <math>(X_1 \times X_2 \times \dots \times X_n)^{1/n}</math></p> <p>アスベストの測定値は、濃度範囲が広く、濃度の分布が対数正規分布型となる。このような場合、変動の大きさを比率で表現した方が理解しやすいため、幾何平均値が用いられる。</p>	<p>聞くことにより、事業をより環境に配慮したものとするための制度をいう。</p> <p><b>環境保健サーベイランス</b> 大気汚染による健康被害を未然に防止するため、長期的かつ予見的観点をもって、地域人口集団の健康状況と大気汚染との関係を定期的に系統的に観察すること。</p> <p><b>乾式測定法 (紫外線吸収法)</b> オゾンは波長254nm付近の紫外線領域を吸収し、オゾンによって吸収される紫外線の量を測定することでオゾン濃度を測定する方法。</p> <p><b>官能試験</b> 一般には人間の感覚を通して、対象物の評価を行うことをいう。においの場合は嗅覚によって評価を行うことで、香気や芳香の強さ、快・不快感、においの質等を評価することができる。</p> <p><b>区間感測</b> 湖の干涸によって河川の流れや水位が影響される河口付近の、勾配が極めてゆるやかな区間のこと。</p> <p><b>幾何平均値</b> 幾何平均値とは、データ数がn個の場合、n個のデータを掛け合わせて、n乗根した値である。級数で表すと次のとおりとなり、比率を問題とする場合に用いられる。 (幾何平均値) = <math>(X_1 \times X_2 \times \dots \times X_n)^{1/n}</math></p> <p>アスベストの測定値は、濃度範囲が広く、濃度の分布が対数正規分布型となる。このような場合、変動の大きさを比率で表現した方が理解しやすいため、幾何平均値が用いられる。</p>
--	---	---

<p><b>吸光光度法</b></p> <p>試料物質またはその溶液、もしくはそれに適当な試薬を加えて着色させた溶液などの吸光度を測定して、試料中の目的成分の濃度を求める方法。</p> <p>窒素酸化物、光化学オキシダント等の測定に用いられている。</p> <p><b>急速ろ過</b></p> <p>砂、アンスタラサイトなどからなるろ層に、一般的にはろ過速度200~300m/日で高級処理水や凝集沈澱水を通し、その中に含まれる浮遊物を除去すること。</p> <p><b>キレート樹脂法</b></p> <p>排水中に含まれる重金属を除去するために、キレート樹脂に重金属イオンを交換吸着させて除去する方法。</p> <p><b>グリーン購入</b></p> <p>商品やサービスを購入する際に、価格、機能、品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入すること。平成13年度から、「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（グリーン購入法）」が実施され、国や地方公共団体はグリーン調達に努めている。</p> <p><b>グリーン配送</b></p> <p>物品等の輸配送に、低公害車などの環境負荷の少ない車を使用すること。</p> <p><b>【ク】</b></p> <p><b>嫌気好気法（嫌気好気活性汚泥法）</b></p> <p>活性汚泥法の反応タンクの一部に嫌気（酸素が存在しないか少量しか存在しない状態）部分と好気（酸素が存在する状態）部分を設け、状態の異なる部分を活性汚泥に連続して経絡させることで生物学的にリンを除去する方法。</p>	<p><b>【コ】</b></p> <p><b>公 警</b></p> <p>事業活動その他の人の活動にともなって生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生じることをいう。</p> <p><b>高級処理</b></p> <p>下水を標準活性汚泥法、あるいはこれと同程度の処理をすることを行い、下水道法では、放流水の水質は高級処理の場合、BOD20mg/L、SST70mg/L、大腸菌群数3,000個/cm<sup>3</sup>以下などが要求されている。</p> <p><b>高度処理</b></p> <p>活性汚泥法に代表される高級処理による下水処理水の品質を、さらに向上させるために行われる処理法のこと。SS、BODをさらに除去するための急速ろ過法や、リン、窒素を除去するための嫌気好気法、担体利用窒素除去法などがある。</p> <p><b>コプラナーPCB</b></p> <p>ポリ塩化ビフェニルのうち、扁平構造を有するものの総称である。ポリ塩化ジベンゾパラオキシシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）と類似の毒性作用を持っているため、法律によってダイオキシシン類として規制されている。</p> <p><b>コージェネレーションシステム</b></p> <p>一つの燃料源から2つ以上の異なるエネルギー（電気と熱エネルギーなど）を取り出してエネルギーを効率的に利用するシステムのこと。発電に伴い発生する排熱を利用して給湯、空調等のエネルギーとして利用するシステムなどをいう。</p>	<p><b>【カ】</b></p> <p><b>ダイオキシシン類</b></p> <p>塩素を含む有機化合物質の一種で、ポリ塩化ジベンゾパラオキシシンとポリ塩化ビフェニルラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称であり、化学物質の合成過程、燃焼過程などで非意図的に生成される。</p>	<p><b>【キ】</b></p> <p><b>ダイオキシシン類</b></p> <p>塩素を含む有機化合物質の一種で、ポリ塩化ジベンゾパラオキシシンとポリ塩化ビフェニルラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称であり、化学物質の合成過程、燃焼過程などで非意図的に生成される。</p>	<p><b>【ク】</b></p> <p><b>ダイオキシシン類</b></p> <p>塩素を含む有機化合物質の一種で、ポリ塩化ジベンゾパラオキシシンとポリ塩化ビフェニルラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称であり、化学物質の合成過程、燃焼過程などで非意図的に生成される。</p>	<p><b>【ケ】</b></p> <p><b>ダイオキシシン類</b></p> <p>塩素を含む有機化合物質の一種で、ポリ塩化ジベンゾパラオキシシンとポリ塩化ビフェニルラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称であり、化学物質の合成過程、燃焼過程などで非意図的に生成される。</p>	<p><b>【ク】</b></p> <p><b>ダイオキシシン類</b></p> <p>塩素を含む有機化合物質の一種で、ポリ塩化ジベンゾパラオキシシンとポリ塩化ビフェニルラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称であり、化学物質の合成過程、燃焼過程などで非意図的に生成される。</p>
<p><b>【カ】</b></p> <p><b>サマールリサイクル</b></p> <p>ゴミを焼却する際に発生する熱エネルギーを回収することにより、リサイクルを図ること。</p> <p><b>サプライチェーンマネジメント</b></p> <p>消費者に商品が渡るまでの調達から生産、卸売、小売にわたる一連の過程を総括・管理する経営手法</p> <p><b>三点比較式臭度法</b></p> <p>官能試験の一種で、無臭の空気が入っている二つの袋と採取してきた悪臭が入っている袋の3つの袋から試験者に悪臭が入っている袋を当ててもらうことにより、臭いの強さを図る方法。</p> <p><b>【キ】</b></p> <p><b>時間曝露レベル（L50）</b></p> <p>対象とする時間範囲で、その騒音レベル以上の占める時間の割合が50%であるようなレベル値のこと。</p> <p><b>自浄作用</b></p> <p>河川、湖、海など自然水域が、もちこまれる汚濁因子に対して、自から浄化しようとする作用で、希釈作用、生物化学的作用（分解）、沈澱作用等がある。</p> <p><b>【ク】</b></p> <p><b>水準点</b></p> <p>水準点は、土地の高さを測定する場合に基準となる点のことをいい、水準点の高さは、地盤沈下の指標として用いられる。全国の高さは、東京都千代田区永田町1-1にある水準原点の値（24.414m）を基準としている。</p> <p><b>水素イオン濃度（pH）</b></p> <p>1Lの溶液中の水素イオンのグラム当量数のこ</p>	<p>とで、pH7のとき、その溶液は中性であり、7より小さいときは酸性、大きいときはアルカリ性を表している。</p> <p><b>ストレナー</b></p> <p>工業用水送及び建物用地下水の採取の規制の法に定めるストレナーとは、井戸の吸水管部と井戸の蓋部とを意味で用いられている。</p> <p><b>【ケ】</b></p> <p><b>生物化学的酸素要求量（BOD）</b></p> <p>Biochemical Oxygen Demand の略で、水質の汚濁状況を判断する指標のひとつとして使われている。水中の有機物を微生物が分解すると、必要な酸素量を表しており、汚れがひどいほど、多くの酸素を必要とするため値が大きくなる。単位はmg/Lで表される。</p> <p><b>洗濯排水</b></p> <p>排水ガスの中に含まれる有害物質を除去するために設置された通式洗濯機から排出される排水のこと。</p> <p><b>【セ】</b></p> <p><b>総量規制</b></p> <p>ある地域で排出される汚染物質を、その地域全体の総量で規制しようとする規制方式の一つである。一定地域内の汚染物質の排出総量を環境保全上許容できる限度に抑えるため、工場毎の汚染物質の許容排出量を定めて規制する方法。</p> <p><b>【タ】</b></p> <p><b>ダイオキシシン類</b></p> <p>塩素を含む有機化合物質の一種で、ポリ塩化ジベンゾパラオキシシンとポリ塩化ビフェニルラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称であり、化学物質の合成過程、燃焼過程などで非意図的に生成される。</p>	<p><b>【キ】</b></p> <p><b>ダイオキシシン類</b></p> <p>塩素を含む有機化合物質の一種で、ポリ塩化ジベンゾパラオキシシンとポリ塩化ビフェニルラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称であり、化学物質の合成過程、燃焼過程などで非意図的に生成される。</p>	<p><b>【ク】</b></p> <p><b>ダイオキシシン類</b></p> <p>塩素を含む有機化合物質の一種で、ポリ塩化ジベンゾパラオキシシンとポリ塩化ビフェニルラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称であり、化学物質の合成過程、燃焼過程などで非意図的に生成される。</p>	<p><b>【ケ】</b></p> <p><b>ダイオキシシン類</b></p> <p>塩素を含む有機化合物質の一種で、ポリ塩化ジベンゾパラオキシシンとポリ塩化ビフェニルラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称であり、化学物質の合成過程、燃焼過程などで非意図的に生成される。</p>	<p><b>【セ】</b></p> <p><b>ダイオキシシン類</b></p> <p>塩素を含む有機化合物質の一種で、ポリ塩化ジベンゾパラオキシシンとポリ塩化ビフェニルラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称であり、化学物質の合成過程、燃焼過程などで非意図的に生成される。</p>	<p><b>【タ】</b></p> <p><b>ダイオキシシン類</b></p> <p>塩素を含む有機化合物質の一種で、ポリ塩化ジベンゾパラオキシシンとポリ塩化ビフェニルラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称であり、化学物質の合成過程、燃焼過程などで非意図的に生成される。</p>

<p><b>耐摩1日採取量 (TDI)</b></p> <p>長期にわたり体内に取り込むことにより健康影響が懸念される化学物質について、その量までは人が一生にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が認めないと判断される体重1kg当たりの1日の摂取量。</p>	<p><b>重量3.5t以上のLPG車は低公害車の対象に含む。</b></p> <p><b>ディスプレイ</b></p> <p>野菜くずなどの生ごみを破砕するための装置。多くの地方自治体では、下水管の詰まりや悪臭の原因等になることからディスプレイボア単体の使用の自衛を要請している。</p>	<p><b>天然ガス自動車</b></p> <p>家庭に供給されている都市ガスの原料でもある天然ガスを燃料として走る自動車。なかでも、天然ガスを気体のまま圧縮して、高圧ガス(CNG)として利用するCNG自動車が世界的に最も普及している。天然ガスは、硫黄分などの不純物を含まないクリーンなエネルギーであり、黒煙も排出されずディーゼル車と比較してNOxの排出量も大幅に少ない。</p>	<p><b>必要に応じて調理した後、各食品群ごとのダイオキシンの分析を行い、国民栄養調査による食品摂取量に基づき、国民一人当たりの平均的な一日摂取量を推定するもの。</b></p>	<p><b>トッランナー方式</b></p> <p>エネルギー消費効率が、現在商品化されている製品のうちで最も優れている製品をトッランナーとし、トッランナーを目標として、それよりも優れている性能を有する商品を開発するための方式。</p>
<p><b>騒音</b></p> <p>大気中の騒音濃度を減少させるための方法で、その原因である燃料中の硫黄分を除去すること。燃焼後の排ガスから硫黄分を除去すること。</p>	<p><b>ディーゼル車</b></p> <p>カソリンよりも揮発性の低い軽油等の燃料を使って走行する車のこと。エンジンの燃焼室の形式の違いにより、直噴噴射式と副室式に分類することができる。NOx及びPMの排出量はカソリン車に比べ相当大きい。</p>	<p><b>特別管理一般廃棄物</b></p> <p>一般廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性等の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有している物を指す。家庭用のエアコン等に含まれるPCB使用部品や感染性一般廃棄物などが挙げられる。</p>	<p><b>【と】</b></p> <p><b>等価騒音レベル (Leq)</b></p> <p>ある時間範囲について、変動する騒音レベルをエネルギー的年平均値として表したもので、単位はデシベル (dB) が用いられる。</p>	<p><b>【な】</b></p> <p><b>内分泌攪乱化学物質 (環境ホルモン)</b></p> <p>生物やヒトの体内に摂取された際、体内で蓄まれている正常なホルモン作用に影響を与える化学物質のこと。環境中に存在するいくつかの化学物質が、生殖作用などの異常を引き起こす可能性があると考えられている。</p>
<p><b>燃料利用量削減法</b></p> <p>好気槽に高密度の微生物を生息させた媒体(通常3~4mm程度の立方体又は球体をした合成樹脂)を培養槽の液相の割合で投入することにより、微生物による下水中の窒素の硝化(硝化反応)速度を高効率に除去する方法。</p>	<p><b>電気自動車</b></p> <p>バッテリー(蓄電池)に備えた電気でモータを回転させて走る自動車。自動車からの排出ガスは一切なく、走行音も通常の自動車(カソリン車やディーゼル車など)と比べ大幅に減少する。</p>	<p><b>特別管理産業廃棄物</b></p> <p>産業廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性等の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有している物を指す。燃えやすい麻油、香しい腐食性を有する硝酸、廃アルカリ、感染症産業廃棄物、特定有害産業廃棄物(両PCBやカドミウム等の重金属を含む汚泥など)が特別管理産業廃棄物とされている。</p>	<p><b>【こ】</b></p> <p><b>二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)</b></p> <p>石油、石炭等の化石燃料中の硫黄分(S分)が燃焼により、空気中の酸素(O<sub>2</sub>)と化合したものをいう。二酸化硫黄は高濃度で呼吸器に影響を及ぼす他、酸雨等の原因物質になるといわれている。</p>	<p><b>【い】</b></p> <p><b>二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)</b></p> <p>有機化合物の燃焼・分解、生物の呼吸や発酵によってできる安定な気体。赤外線を吸収する温室効果ガスの一つであり、大気中の濃度の増加が地球温暖化の原因となっている。</p>
<p><b>直接焼却式</b></p> <p>ディーゼル車のエンジンの燃焼室の形式の一つで、燃焼室に直接燃料噴射を行うもので、耐久性に優れ燃費もよい。しかし、窒素酸化物や酸化水素の排出量が多く、また騒音も大きい。</p>	<p><b>電気伝導度</b></p> <p>水溶液の電気伝導度は水中に溶けているイオンの量と各イオンの電気を運ぶ速さによって比例する。水中の電解質や全溶解固形物の量を示す指標にもなる。電気伝導度を連続的に測定することによって、淡水域における排水の流入、拡散状況の経路を推定するのに役立つ。</p>	<p><b>トータルダイエレクトスタディ(一日摂取量調査)</b></p> <p>通常の食生活において、食品を介して化学物質等の特定の物質がどの程度に摂取されているかを把握するための調査方法。飲料水を含めた全食品を14群に分け、小売店などから食品を購入し、</p>	<p><b>【け】</b></p> <p><b>二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)</b></p> <p>二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)とは、主に重油、カソリンなどの燃焼時に生じる二酸化窒素(NO)がさらに酸化されたものをいう。低い濃度の二酸化窒</p>	<p><b>【く】</b></p> <p><b>低公害車</b></p> <p>電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車等。大阪府は、メタノール自動車を低公害車の対象から外し、車両総</p>

素を長い間吸入した場合、咳や痰が出るなど呼吸器に影響を生じ、高い濃度になると数時間の内に鼻や喉さらには胸の痛み、呼吸が困難になることもある。また、酸性雨および化学オキシダントの原因物質になるといわれている。

【の】

ノーボイモデルゾーン

ボイ捨て防止を推進するモデル地区として、市内の繁華街やターミナル等に指定しているゾーンにボイ捨て禁止マークと地図を組み合わせた標識を設置し、美しいまちづくりを進めるための啓発活動を行っています。

ノーマイカーデーフリーチケット

毎月20日のノーマイカーデー（休日の場合は翌日）と毎週金曜日に、市営交通（地下鉄・ニュートラム・バス）を600円で利用できる1日乗車券のことで、チケットを見せることにより大阪などの観光施設の当日入場料が割引になる。

【は】

ばい煙

大気汚染防止法で、次のものをばい煙と定められている。

①燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物 ②燃料その他の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん ③物の燃焼、合成、分解、その他の処理に伴い発生する物質のうち、「カドミウム及びその化合物」、「塩素及び塩化水素」、「フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素」、「鉛及びその化合物」及び「窒素酸化物」

ハイブリッド車

エンジンやモーター等の複数の動力源を組み合わせた、低公害化や省エネルギーを図った自動車。ハイブリッド乗用車については、他の低公害車に比べ、比較的価格が高いため近年急速にその普及

及台数を伸ばしている。

ハイポウムエアサンブラー

大気中に浮遊する粒子状物質を採取する方法で、大量の外気を一定時間（一般的には24時間）吸引して、ろ紙に捕集することができる装置。

パーオキシアセチルナイトレート（PAN）

光化学反応によって生成される酸化性物質のひとつで、オゾン、過酸化物とともに「化学オキシダント」と称され、光化学反応による大気汚染の状態をあらわす指標とされている。

バス優先・専用レーン

一般道路において、特定の時間帯あるいは終日、一部の車線をバス優先（専用）とするものであり、バスの定時性の確保等の利便性向上を図るものである。

花と緑の協定

地域のグループと大阪府が協定を結び、美しい花や緑を育て、快適なまちづくりをめざそうと実施している。大阪府は、プラントー土、草花などを支給し、地域で草花や花木の維持管理を行ってもらっている。

バラストマット

バラストとは、線路に敷く小石や砂利のことで、そのバラストの下にゴム状のマットを敷くことによって、さらに振動を防ぐことができる。

【ひ】

ヒートアイランド

都市活動に伴うクーラー等の排熱や地表面のコンクリート化等により、都市の気温が郊外と比べて高くなる現象。等温度線を描くと、温度の高いところが島のよう出現するので、ヒートアイランド（熱の島）と呼ばれている。

非メタン炭化水素

光化学オキシダント生成の原因となる炭化水素で、光化学的に不活性なメタンを除いた炭化水素を非メタン炭化水素と呼ぶ。人為的な発生源は塗料や印刷などの溶剤の使用や貯蔵施設、自動車などである。

【ふ】

富栄養化

水の流れが少ない閉鎖性水域で、栄養塩類である窒素、リンなどが流入し、プランクトンなどの異常発生がみられる現象のこと。

副室式

ディーゼル車のエンジンの燃焼室の形式の一種で、主燃焼室とは別に副燃焼室を持ち、両燃焼室間の絞りを通過するガスの移動を利用して燃焼混合する方法で、構造が複雑なため、直接噴射式に比べて耐久性及び燃費は悪い。しかし、直接噴射式に比べて、窒素酸化物や炭化水素の排出量が少なく、また騒音も小さい。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊している極めて微細な粒子で、粒子の大きさが10μm（マイクロナメータ：1mmの1000分の1）以下のものをいう。工場での物の粉砕時や自動車の走行から発生するほか、土砂の巻き上げなど自然現象によるものもある。気道や肺泡に沈着し、呼吸器疾患を引き起こすおそれがある。

浮遊物質（懸濁物質）（SS）

水中に浮遊懸濁している微細な物質で、水の濁度（濁りの程度を示す指標）BOD・CODが高くなる原因になる。

プラント排水

ごみ処理施設においては、主にごみを焼却した

後の燃えがらを冷却するために使用した水のこと。（その他各機器の洗浄水も含まれる。）

フロン

フロンは、フッ素と炭素からなる化合物の総称で、正式名称はフルオロカーボンという。特に塩素の入ったものをクロロフルオロカーボンとよんでいる。安定していて人体に害が無く、不燃性のため、エアコンや冷蔵庫の冷媒、電子部品などの洗浄剤、発泡剤などとして大量に使用されてきた。しかし、フロンガスがオゾン層を破壊することがわかり、日本では1996年以降はクロロフルオロカーボンは生産されていない。

粉じん

ばいじんが燃料の燃焼、電気炉の使用等に伴って発生する「すす」、「灰分」等の物質を指すのに対し、粉じんは、物の破砕、選別その他の機械的処理または堆積に伴って発生し、また飛散する物質を指す。

【へ】

ヘドロ

本来は、河川により運搬され、河口付近に堆積した微細粒子からなる超軟弱地盤のことであるが、工場廃水により発生する産業汚泥が問題となっている。

ベントナイト安定液

土木工事等において、掘削時に掘削面の崩壊を防ぐために使用する、ベントナイト（粘土鉱物）を混入した液体。

【ほ】

保水性舗装

道路の表面に保水性の舗装剤（吸水性ポリマー）やマイクロ単位粒子の鉱物質微粉（粉末など）を採り用いた舗装のことで、そこに蓄えられた雨水を蒸



発させ、路面の温度を下げる機能を有する。ヒートアイランド現象の影響を小さくすることができると、

#### ポリ塩化ビフェニル (PCB)

PCBは不燃性で化学的にも安定であり、熱安定性にも優れた物質で、絶縁油、熱媒体等広い用途に使用されていた。カネミ油症事件の原因物質であり、中毒症状として、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着、皮膚腫瘍(魚鱗上皮癌)、爪の変形、まぶたや眼瞼のはれなどが報告されている。

#### 【ま】

##### まち美化パートナー制度

この制度は、繁華街やターミナルなどから大阪府が選んだ公共スペースを、市民の皆さんや事業者の方々に引き委ねていただき、定期的な清掃や美化啓発活動をお願いし、大阪府が必要なる支援(ユニフォーム・清掃用具・啓発用品の交付、ボランティア保険の加入、活動を顕彰するまち美化パートナーサインの掲出)をおこなうもの。

##### マニフェスト(産業廃棄物管理票)システム

産業廃棄物を排出する事業者が「産業廃棄物」及び「特別管理産業廃棄物」の処理(収集・運搬又は処分)を他者に委託する際に、産業廃棄物の名称・数量・運搬業者名、処分業者名等を記載する伝票(マニフェスト)を使用して、廃棄物の流れを自ら把握・管理して産業廃棄物が最後まで適正に処理されたことを確認するための制度。

#### 【も】

##### モーターシフト

トラックによる中・長距離の貨物輸送を、鉄道や船舶など、より環境負荷の小さい輸送手段に転換すること。

#### 【よ】

##### 溶解酸素(DO)

水中に溶けている酸素量をmgとして表したものであり、数値が大きければ水中の酸素量も多い。溶解酸素は水質の自浄作用や水中の生物にとって不可欠なものである。

##### 溶融スラグ

脱水汚泥や焼却灰を汚泥溶融炉で1500℃近い高温で燃やすとドロドロに融けた液状の物質となる。この液状の物質が冷えて固まってできる岩状の黒色固形物。

##### 粒子状物質(PM)

Particulate Matterの略称。固体及び液体の粒子を総称して粒子状物質と呼んでおり、ばいじん、粉じん、ミストなどのほかに、大気中で二次的に生成する硫酸ミスト等のエアロゾルも含まれる。なお、粒子の大きさが2.5μm以下の粒子を一般的にPM2.5という。

#### 【ろ】

##### ローポリウムエアサンプラー

大気中に浮遊する粒径10μm以下の粒子状物質を測定するためにフィルター上に捕集する装置のこと。長時間(一般的には一週間)の平均濃度の測定に用いられる。

#### BOD

生物化学的酸素要求量の簡を参照

#### CO

一酸化炭素の簡を参照

#### CO<sub>2</sub>

二酸化炭素の簡を参照

#### COD

化学的酸素要求量の簡を参照

#### COP3(気候変動枠組条約第3回締約国会議)

1997年に京都で開催され、温室効果ガスの排出を削減させる京都議定書が採択された。先進国全体で二酸化炭素換算の総排出量を1990年に比べて約5%削減させることなどが決定された。

#### dB

デシベルの簡を参照

#### DPF

Diesel Particulate Filterの略称。ディーゼル車の排気管に取り付けて、排気中の粒子状物質をフィルターでこしとって除去する装置。

#### ESCO

Energy Service Companyの略称。工場やビル等の施設に対し、省エネルギーに必要な技術、設備などの包括的なサービスを提供し、そこから生じる光熱水費等のメトリックの一部を控費の一部として受け取る事業です。

#### HC

炭化水素類の簡を参照

#### ISO14000シリーズ

International Organization for Standardizationの略で14000シリーズは環境管理・監査の手法の国際的な統一規格である。

#### ISO14001シリーズ

環境マネジメントシステムの国際規格。組織が、自らの活動、製品及びサービスが環境に与える影響を低減するよう配慮し、その改善を継続的に進めていくための環境管理のしくみ(環境マネジメントシステム)を構築するための仕様(要求事項)を定めたもの。

#### JICA(国際協力機構)

1975年、海外技術協力事業団と海外移住事業団の業務を引き継いで設立された。開発途上国に対して技術・開発協力、人材養成などの支援・協力事業を行っている。

#### LEV-6

「京阪神六府県市自動車排出ガス対策協議会」が、国の最新規制基準より厳しい排出ガス基準を設け、その基準を満足する車をメーカー等から募集のうえ、基準を満たしていると認められた自動車を「LEV-6」(京阪神六府県市指定低排出ガス車;レブシックス)として指定している。なお、排出ガスレベルに準じて、国の最新規制基準より75%削減したものをULEV(超低排出ガスレベル)、50%削減したものをLEV(低排出ガスレベル)、25%削減したものをTLEV(移行期低排出ガスレベル)と設定している。

#### Leq

等価騒音レベルの簡を参照

#### LPG車

液化石油ガスを燃料としてエンジンを駆動して走行する自動車。黒煙を排出せず、ディーゼル車

と比べてNOxの排出量も大幅に少ない。

**L50**

時間率騒音レベルの欄を参照

**NO<sub>2</sub>**

二酸化窒素の欄を参照

**Ox**

オキシダントの欄を参照

**PAN**

パーオキシアセチルナイトレートの欄を参照

**PCB**

ポリ塩化ビフェニルの欄を参照

**pH**

水系イオン濃度の欄を参照

**PM (PM 2.5)**

粒子状物質の欄を参照

**PTIO法**

PTIO (Phenyl-tetramethylimidazole-oxide-oxyl) を酸化剤として一酸化窒素を選択的に酸化させ、一酸化窒素、二酸化窒素を同時捕捉するサンブラーにより、窒素酸化物平均濃度を測定する簡易な方法。

**PRT法**

PRT (Pollutant Release and Transfer Register)は、有害性のある多種多様な化学物質が発生源からどのように、どれだけ環境中へ排出したか、あるいは焼却物として移動したかというデータを把握し集計、公表するしくみで、平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRT法)が制定され、平成13年4月から施行

されている。

**RDF (ごみ固形燃料)**

Refuse Derived Fuel の略で、ごみから、紙や木などの可燃物を分別し、粉砕・圧縮・乾燥して固形燃料化したもの。

**SO<sub>2</sub>**

二酸化硫黄の欄を参照

**SPM**

浮遊粒子状物質の欄を参照

**SS**

浮遊物質(懸濁物質)の欄を参照

**TDI**

前容1日摂取量の欄を参照

**TEQ (毒性等量)**

ダイオキシン類は種類が多く毒性の強さがそれぞれ異なる。このため、ダイオキシン類による毒性の強さを表す方法として、最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンを基準として換算した量のこと。

**UNEP (国連環境計画)**

1972年に設立された環境保護を活動内容とする国連機関。事務局はケニアのナイロビにあり、国連諸機関の環境活動に対して総合的な調整管理を行う。

**WECPNL (うるささ指数)**

航空機騒音の評価方法で航空機騒音の特異音や継続時間の違いによる、うるささの差異及び時間帯によるうるささの差異を補正した評価単位である。

量の単位

k g (キログラム)	10 <sup>3</sup> g
g (グラム)	
m g (ミリグラム)	10 <sup>-3</sup> g (千分の1グラム)
μg (マイクログラム)	10 <sup>-6</sup> g (100万分の1グラム)
n g (ナノグラム)	10 <sup>-9</sup> g (10億分の1グラム)
p g (ピコグラム)	10 <sup>-12</sup> g (1兆分の1グラム)

濃度の単位

p p m (parts per million)	100 万分の1 を1 p p mという。 大気汚染物質の場合は、1m <sup>3</sup> 中の1cm <sup>3</sup> のガス容量を表している。なお、大気中の炭化水素類については炭素原子数で換算した値p p m cで表す。
p p b (parts per billion)	10億分の1 を1 p p bと表している。 1 p p mの1000分の1を表している。
p p t (parts per trillion)	1兆分の1 を1 p p tと表している。 1 p p bの1000分の1を表している。